令和2年度
中央最低賃金審議会　配布資料

第56回　中央最低賃金審議会（令和2年6月26日） …… P 1

第1回　目安に関する小委員会（令和2年6月26日） …… P 11

資料№1　主要統計資料 …… P 13
Ⅰ　全国統計資料編 …… P 17
Ⅱ　都道府県統計資料編 …… P 47
Ⅲ　業務統計資料編 …… P 58
資料№2　今後の予定（案） …… P 67

第2回　目安に関する小委員会（令和2年7月10日） …… P 69

資料№1　令和2年賃金改定状況調査結果 …… P 71
資料№2　生活保護と最低賃金 …… P 81
資料№3　地域別最低賃金額、未満率及び影響率 …… P 85
資料№4　賃金分布に関する資料 …… P 89
4-1　時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計） …… P 90
4-2　時間当たり賃金分布（一般労働者） …… P103
4-3　時間当たり賃金分布（短時間労働者） …… P116
資料№5　最新の経済指標の動向 …… P129
資料№6　新型コロナウイルス感染症関係資料 …… P177
参考資料　第1回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料 …… P217

第3回　目安に関する小委員会（令和2年7月15日）

参考資料　第2回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料 …… P251

第 56 回中央最低賃金審議会

令和２年６月 26 日（金）13:00～
於　厚生労働省　省議室（９階）

〈 議　事　次　第 〉

１　令和２年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）
２　その他

〈 資　料　一　覧 〉

資料 No.1　中央最低賃金審議会委員名簿
資料 No.2　中央最低賃金審議会運営規程
資料 No.3　令和２年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）（写）
資料 No.4　目安に関する小委員会委員名簿（案）

以上

資料No.1

令和２年６月

中央最低賃金審議会委員名簿

（公益委員）

戎　野　淑　子	立正大学経済学部教授
鹿　住　倫　世	専修大学商学部教授
権　丈　英　子	亜細亜大学副学長・経済学部教授
中　窪　裕　也	一橋大学大学院法学研究科教授
藤　村　博　之	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授
松　浦　民　恵	法政大学キャリアデザイン学部教授

（労働者側委員）

伊　藤　彰　英	日本基幹産業労働組合連合会事務局次長
古　賀　友　晴	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働条件局部長
小　原　成　朗	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員
冨　田　珠　代	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
永　井　幸　子	UAゼンセン常任中央執行委員／短時間組合員総合局長
平　野　　覚	産業別労働組合JAM労働・調査グループ長

（使用者側委員）

池　田　三知子	一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
佐久間　一　浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
高　原　　博	日本通運株式会社人財戦略部長
中　西　志保美	アメニティ計画株式会社代表取締役
橋　本　昌　道	株式会社東商サポート＆サービス顧問
堀　内　麻祐子	株式会社センショー代表取締役

（注）掲載順は、五十音順である。

資料No.2

中央最低賃金審議会運営規程

第一条　中央最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、厚生労働大臣、六人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各一人以上を含む三人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2　前項の規定により厚生労働大臣又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

3　会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも三日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

第三条　会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第四条　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第五条　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2　委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3　審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第六条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2　会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条　会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員二人が署名するものとする。

2　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3　前二項の規定は、小委員会等について準用する。

第八条　会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度厚生労働大臣に送付するものとする。

第九条　この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第十条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附　則

この規程は、平成十三年一月三十一日から施行する。

資料 No.3

㊨

厚生労働省発基 0626 第１号
令 和 ２ 年 ６ 月 26 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣　加藤　勝信

令和２年度地域別最低賃金額改定の目安について、貴会の調査審議を求める。

資料 No.4

目安に関する小委員会委員名簿（案）

（公益委員）

戎　野　淑　子	鹿　住　倫　世
中　窪　裕　也	藤　村　博　之

（労働者側委員）

伊　藤　彰　英	小　原　成　朗
冨　田　珠　代	永　井　幸　子

（使用者側委員）

池　田　三知子	佐久間　一　浩
高　原　　博	橋　本　昌　道

（注）名簿は五十音順である。

令和２年６月 26 日（金）
中央最低賃金審議会終了後
於 厚生労働省　省議室（９階）

第１回目安に関する小委員会配付資料

〈 資　料　一　覧 〉

資料 No.1　主要統計資料
資料 No.2　今後の予定（案）

以上

資料No.1

主 要 統 計 資 料

資料標題

Ⅰ　全国統計資料編

1　主要指標の推移（暦年・四半期・月）

(1)　ＧＤＰ、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率　・・・1

(2)　求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数　・・・2

2　有効求人倍率の推移

(1)　有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月）　・・・3

(2)　年齢別常用求人倍率の推移（暦年、年齢別）　・・・4

3　賃金・労働時間の推移

(1)　賃金

イ　賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月）　・・・5

ロ　パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月）　・・・6

ハ　初任給の上昇額・率の推移（年度、学歴別）　・・・7

(2)　賃金・労働時間

イ　賃金・労働時間指数の推移①［事業所規模30人以上］（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与）　・・・8

賃金・労働時間指数の推移②［事業所規模5～29人］（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与）　・・・9

ロ　一般労働者の賃金･労働時間の推移（暦年、規模別（10人以上･10～99人･5～9人）･所定内給与･所定内労働時間･時間当たり所定内給与）　・・・10

ハ　月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））　・・・11

4　春季賃上げ妥結状況

(1)　春季賃上げ妥結状況（令和２年）（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別））　・・・12

(2)　賃上げ額・率の推移　・・・13

イ　１人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）

ロ　賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和元年）

５　夏季賞与・一時金妥結状況（令和２年）（連合、経団連）　・・・14

６　消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月）　・・・15

７　地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移（年度）　・・・16

８　賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率（暦年）　・・・17

９　地域別最低賃金と賃金水準との関係
(1)　一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））　・・・18
(2)　短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））　・・・19
(3)　毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計事業所規模30人以上）　・・・20

10　企業の業況判断及び収益
(1)　日銀短観による企業の業況判断及び収益
イ　業況判断（ＤＩ）（企業規模別、暦年・四半期）　・・・21
ロ　経常利益増減（企業規模別、年度）　・・・22
ハ　売上高経常利益率（企業規模別、年度）　・・・22
(2)　法人企業統計による企業収益（資本金規模別、年度、四半期）　・・・25
(3)　中小企業景況調査による業況判断（ＤＩ）（産業別、暦年・四半期）　・・・26

11　法人企業統計でみた労働生産性の推移　・・・28

Ⅱ　都道府県統計資料編
１　各種関連指標（ランク別・都道府県別、１人当たり県民所得・標準生計費・高卒初任給）　・・・30

２　有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）　・・・31

３　失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）　・・・32

4　賃金・労働時間の実情と推移
(1)　賃金
定期給与の推移［事業所規模30人以上］（ランク別・都道府県別、暦年）　・・・33
(2)　労働時間
常用労働者１人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移［調査産業計、事業所規模30人以上］　・・・34
（ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別（暦年））

5　消費者物価指数等の推移
(1)　消費者物価対前年上昇率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・月）　・・・35
(2)　消費者物価地域差指数の推移（ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年）　・・・36

6　労働者数等の推移
(1)　常用労働者数［事業所規模30人以上］（ランク別・都道府県別・暦年）　・・・37
(2)　雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）　・・・38
(3)　就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）　・・・39

Ⅲ　業務統計資料編
1　地域別最低賃金改定状況
(1)　令和元年度　地域別最低賃金の審議・決定状況
（ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額（引上げ額・率）・採決状況等）　・・・40
(2)　目安と改定額との関係の推移（ランク別・都道府県別、年度）　・・・41
(3)　効力発生年月日の推移（ランク別・都道府県別、年度）　・・・42
(4)　加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別、年度）　・・・43
(5)　最高額と最低額及び格差の推移（最高額・最低額・格差、年度）　・・・44
(6)　地域別最低賃金引上げ率の推移（ランク別・都道府県別、年度）　・・・45

2　最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果
(1)　監督指導結果の推移（暦年、法違反の状況・法違反事業所の認識状況等）　・・・46
(2)　業種別法違反の状況（令和２年　全国計）
（業種別、地域別・特定最低賃金適用事業場別）　・・・47

Ⅰ　全国統計資料編

1　主要指標の推移（1）GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	ＧＤＰ（国内総生産）					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数（※）（月平均）		完全失業率（※）
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	（億円）	（%）	（%）	（億円）	（%）	（27年=100）	（%）	（27年=100）	（%）	（件）	（%）	（万人）	（万人）	（%）
平成 22 年	5,003,539	2.2	－	4,920,234	4.2	101.8	15.6	99.0	19.6	13,321	△ 13.9	334	△ 2	5.1
23 年	4,914,085	△ 1.8	－	4,914,555	△ 0.1	98.9	△ 2.8	94.8	△ 4.2	12,734	△ 4.4	〈302〉	〈△32〉	〈4.6〉
24 年	4,949,572	0.7	－	4,988,032	1.5	99.6	0.6	96.8	2.1	12,124	△ 4.7	285	△ 17	4.3
25 年	5,031,756	1.7	－	5,087,806	2.0	99.2	△ 0.8	98.6	1.9	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
26 年	5,138,760	2.1	－	5,106,871	0.4	101.2	2.0	102.8	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
27 年	5,313,198	3.4	－	5,169,324	1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
28 年	5,355,372	0.8	－	5,196,305	0.5	100.0	0.0	98.5	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
29 年	5,458,974	1.9	－	5,308,975	2.2	103.1	3.1	102.3	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
30 年	5,468,517	0.2	－	5,323,599	0.3	104.2	1.1	103.1	0.8	8,235	△ 2.0	166	△ 24	2.4
令和元 年	5,537,407	1.3	－	5,359,013	0.7	101.1	△ 3.0	99.9	△ 3.1	8,383	1.8	162	△ 4	2.4
平成 31 年　1～3月	5,524,800	1.1	4.6	5,365,528	0.6	102.8	△ 2.1	101.6	△ 3.0	1,916	△ 6.1	165	△ 1	2.4
令和 元 年　4～6月	5,558,880	0.6	2.5	5,394,121	0.5	102.8	0.0	102.1	0.5	2,074	△ 1.6	168	△ 1	2.4
7～9月	5,581,360	0.4	1.6	5,394,329	0.0	101.7	△ 1.1	100.2	△ 1.9	2,182	8.2	161	△ 7	2.3
10～12月	5,495,303	△ 1.5	△ 6.0	5,294,179	△ 1.9	98.0	△ 3.6	95.6	△ 4.6	2,211	6.8	153	△ 10	2.2
2 年　1～3月	5,468,496	△ 0.5	△ 1.9	5,264,258	△ 0.6	98.4	0.4	95.1	△ 0.5	2,164	12.9	165	0	2.4
令和　2 年　1月	－	－	－	－	－	99.8	1.9	97.4	2.6	773	16.1	164	△ 7	2.4
2月	－	－	－	－	－	99.5	△ 0.3	95.6	△ 1.8	651	10.7	166	4	2.4
3月	－	－	－	－	－	95.8	△ 3.7	92.2	△ 3.6	740	11.8	172	1	2.5
4月	－	－	－	－	－	86.4	△ 9.8	79.9	△ 13.3	743	15.2	178	12	2.6
5月	－	－	－	－	－					314	△ 54.8			
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

（注）国民経済計算及び鉱工業生産指数の四半期別・月別の数値及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及び前期（月）比である。

なお、平成24年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数より推計した値である。

（※）完全失業者数及び完全失業率の〈括弧内〉の数値は補完的に推計した値（2015年国勢調査基準）である。

1　主要指標の推移（2）求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）		国内企業物価指数		賃金（現金給与総額）指数									
							調査産業計					製造業				
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	（倍）	（倍）	(27年=100)	（%）	(27年=100)	（%）	(27年=100)	（%）	(27年=100)	（%）	（%）	(27年=100)	（%）	(27年=100)	（%）	（%）
平成 22 年	0.89	0.52	95.6	△ 0.8	97.4	△ 0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23 年	1.05	0.65	95.4	△ 0.3	98.8	1.4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
24 年	1.28	0.80	95.4	0.0	98.0	△ 0.9	98.9	－	103.7	－	24.10	98.1	－	102.8	－	10.08
25 年	1.46	0.93	95.8	0.5	99.2	1.2	98.9	△ 0.1	103.1	△ 0.6	24.37	98.0	△ 0.1	102.2	△ 0.6	10.30
26 年	1.66	1.09	99.0	3.3	102.4	3.2	100.0	1.1	101.0	△ 2.2	24.50	99.8	1.9	100.8	△ 1.5	10.40
27 年	1.80	1.20	100.0	1.0	100.0	△ 2.3	100.0	0.1	100.0	△ 0.9	25.40	100.0	0.2	100.0	△ 0.7	11.52
28 年	2.04	1.36	99.9	△ 0.1	96.5	△ 3.5	101.2	1.1	101.3	1.3	25.22	100.7	0.8	100.8	0.9	11.32
29 年	2.24	1.50	100.5	0.6	98.7	2.3	101.7	0.5	101.2	△ 0.1	25.09	102.0	1.3	101.5	0.7	10.78
30 年	2.39	1.61	101.7	1.2	101.3	2.6	102.9	1.2	101.2	0.0	25.09	103.5	1.5	101.8	0.3	10.16
令和 元 年	2.42	1.60	102.3	0.6	101.5	0.2	102.7	△ 0.2	100.4	△ 0.8	25.59	103.7	0.2	101.4	△ 0.4	10.28
平成 31 年 1～3月	2.44	1.63	101.9	△ 0.3	101.2	△ 0.7	102.0	△ 1.4	99.9	△ 1.5	25.86	103.1	△ 1.1	101.0	△ 1.2	10.61
令和 元 年 4～6月	2.41	1.62	102.2	0.2	101.6	0.4	103.2	1.2	101.0	1.1	25.24	104.7	1.6	102.5	1.5	10.20
7～9月	2.38	1.59	102.2	0.1	101.0	△ 0.7	102.1	△ 1.1	99.8	△ 1.2	25.57	103.3	△ 1.3	100.9	△ 1.6	10.09
10～12月	2.42	1.57	102.8	0.6	102.2	1.2	103.1	1.0	100.6	0.8	25.70	104.3	1.0	101.7	0.8	10.19
2 年 1～3月	2.17	1.44	102.5	△ 0.3	101.8	△ 0.4	102.5	△ 0.6	99.8	△ 0.8	25.71	101.8	△ 2.4	99.1	△ 2.6	10.83
令和 2 年 1月	2.04	1.49	102.7	0.0	102.4	0.1	102.7	△ 0.5	99.9	△ 0.6	25.74	101.3	△ 1.5	98.5	△ 1.7	10.87
2月	2.22	1.45	102.6	△ 0.2	102.0	△ 0.4	102.7	0.0	100.1	0.2	25.69	102.3	1.0	99.7	1.2	10.70
3月	2.26	1.39	102.6	0.0	101.1	△ 0.9	102.0	△ 0.7	99.4	△ 0.7	25.69	101.8	△ 0.5	99.2	△ 0.5	10.91
4月	1.85	1.32	102.3	△ 0.3	99.5	△ 1.6	101.2	△ 0.8	99.0	△ 0.4	24.64	100.8	△ 1.0	98.6	△ 0.6	10.35
5月			102.3	0.0												
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

（注）1　職業安定業務統計、毎月勤労統計調査の四半期別・月別の数値及び消費者物価指数の月別の数値は、季節調整値及び前期（月）比であり、国内企業物価指数の同数値は、原数値及び前期（月）比である。
2　毎月勤労統計調査の結果は、再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
3　求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
4　賃金指数は、事業所規模30人以上の数値である。

2　有効求人倍率の推移

(1)　有効求人倍率の推移

（単位:倍）

区分＼年		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年				
												1月	2月	3月	4月	5月
全国		0.52	0.65	0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.49	1.45	1.39	1.32	
	Aランク	0.53	0.67	0.84	1.00	1.19	1.28	1.44	1.52	1.62	1.60	1.48	1.44	1.40	1.32	
	Bランク	0.54	0.67	0.78	0.87	1.05	1.17	1.32	1.51	1.63	1.60	1.46	1.42	1.35	1.28	
	Cランク	0.56	0.73	0.89	1.00	1.16	1.25	1.42	1.57	1.68	1.69	1.56	1.54	1.47	1.41	
	Dランク	0.50	0.61	0.73	0.85	0.97	1.08	1.23	1.38	1.47	1.45	1.36	1.34	1.29	1.21	

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）1　各ランクにおける数値は、都道府県ごとの単純平均である。

2　新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

3　各ランクは、各年における適用ランクである。

4　各月の数値は季節調整値である。

(2)　年齢別常用求人倍率の推移

（単位：倍）

区分	年齢計	１９歳 以下	２０～ ２４歳	２５～ ２９歳	３０～ ３４歳	３５～ ３９歳	４０～ ４４歳	４５～ ４９歳	５０～ ５４歳	５５～ ５９歳	６０～ ６４歳	６５歳 以上
平成22年	0.48	2.63	0.54	0.39	0.40	0.38	0.42	0.44	0.48	0.40	0.34	1.05
23年	0.59	3.32	0.70	0.50	0.51	0.46	0.47	0.53	0.59	0.53	0.38	1.15
24年	0.72	4.56	0.90	0.61	0.63	0.57	0.56	0.65	0.72	0.70	0.47	1.11
25年	0.83	5.29	1.04	0.71	0.73	0.67	0.63	0.72	0.82	0.83	0.58	1.07
26年	0.97	6.29	1.23	0.84	0.87	0.82	0.74	0.84	0.96	1.00	0.71	1.05
27年	1.08	7.12	1.38	0.95	0.98	0.93	0.83	0.91	1.03	1.11	0.79	1.04
28年	1.22	8.03	1.60	1.11	1.14	1.10	0.95	0.98	1.15	1.23	0.89	1.07
29年	1.35	8.76	1.81	1.27	1.30	1.27	1.10	1.06	1.25	1.34	0.97	1.06
30年	1.45	9.58	2.02	1.44	1.47	1.43	1.25	1.14	1.31	1.41	1.02	0.96
令和元年	1.45	9.83	2.06	1.47	1.52	1.49	1.32	1.15	1.28	1.39	0.98	0.86

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）新規学卒者、臨時・季節労働者を除き、常用的パートタイムを含んでいる。

3　賃金・労働時間の推移

(1)　賃金

イ　賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

区分＼年		25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和２年			
									１月	２月	３月	４月
現金給与総額	30人以上	△ 0.1	1.1	0.1	1.1	0.5	1.2	△ 0.2	0.7	0.7	△ 0.1	△ 1.0
	500人以上	△ 0.9	0.1	△ 0.2	0.5	0.0	4.0	△ 1.1	1.6	1.8	0.1	△ 0.4
	100～499人	△ 0.4	0.4	0.1	0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 0.4	△ 0.1	△ 2.1	△ 1.1
	30～99人	△ 0.3	1.1	△ 0.2	1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	0.6	0.5	1.0	△ 2.1
	5～29人	△ 0.2	0.0	1.0	0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	2.3	1.3	1.0	0.6
定期給与額	30人以上	△ 0.7 (△ 0.9)	0.3 (0.0)	0.5 (0.6)	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	0.4 (0.7)	0.3 (0.6)	△ 0.4 (0.1)	△ 1.2 (△ 0.1)
	500人以上	△ 1.5 (△ 1.6)	△ 0.8 (△ 1.2)	0.0 (△ 0.1)	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.3 (△ 0.2)	1.3 (1.5)	0.9 (1.2)	0.1 (0.4)	△ 0.4 (1.1)
	100～499人	△ 0.7 (△ 0.9)	△ 0.3 (△ 0.6)	0.4 (0.7)	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 0.5 (△ 0.4)	△ 0.6 (△ 0.6)	△ 0.8 (△ 0.7)	△ 2.2 (△ 1.5)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	0.6 (0.5)	0.5 (0.3)	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	0.2 (0.9)	0.1 (0.7)	△ 0.8 (△ 0.1)	△ 1.6 (△ 0.2)
	5～29人	△ 0.4 (△ 0.7)	△ 0.3 (△ 0.4)	0.4 (0.2)	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	1.7 (1.6)	1.1 (0.9)	1.1 (1.2)	△ 0.1 (0.6)

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

２　各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

３　（　）内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ　パートタイム労働者比率の推移

区分＼年		24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和２年			
										１月	２月	３月	４月
パート比率	30人以上	24.10	24.37	24.50	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.74	25.69	25.69	24.64
	500人以上	15.92	16.30	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	16.02	15.96	15.70	14.97
	100～499人	22.88	23.29	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	25.39	25.18	25.26	24.30
	30～99人	28.68	29.12	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.43	31.52	31.59	30.33
	5～29人	35.41	36.47	36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	40.14	40.03	39.67	38.72

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

ハ　初任給の上昇額・率の推移

上段：上昇額（単位：円）下段：上昇率（単位：％）

区分 年度	高校卒				高専卒	短大卒	大学卒			大学院
	（事務・技術）			（現業）	（技術）	（事務）	（事務・技術）			（修士）
	一律	差あり					一律	差あり		卒
		基幹職	補助職					基幹職	補助職	
平成22年度	62	0	0	26	70	98	108	179	83	68
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
23年度	178	52	51	150	161	266	239	86	98	303
	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
24年度	140	161	91	72	91	125	207	232	30	176
	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
25年度	141	187	125	38	153	223	132	461	175	161
	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
26年度	702	569	544	736	842	655	806	601	464	787
	0.4	0.3	0.3	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4
27年度	1239	904	706	1151	1579	1342	1574	1933	1318	1875
	0.8	0.5	0.4	0.7	0.9	0.8	0.8	0.9	0.7	0.9
28年度	824	582	616	748	995	767	880	1263	631	1153
	0.5	0.3	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.6	0.3	0.5
29年度	1093	565	532	834	966	851	1109	1132	745	930
	0.7	0.3	0.3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
30年度	1361	2618	2385	1386	1660	1493	1637	2171	1511	1707
	0.8	1.6	1.5	0.8	0.9	0.8	0.8	1.0	0.8	0.8
令和元年度	1670	1737	1641	1613	1490	1642	1544	1251	1041	1569
	1.0	1.0	1.0	1.0	0.8	0.9	0.7	0.6	0.6	0.7
２年度	1255	800	927	1088	1243	1158	1143	1605	1434	1466
	0.7	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.5	0.7	0.8	0.6

資料出所　労務行政研究所「労政時報」

（注）１　上昇額・率は、それぞれの調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給をもとに算出したものである。
　　２　調査対象は、東証第１部上場企業と生命保険、新聞、出版でこれに匹敵する大手企業を加えたものである。
　　３　令和２年度は速報値。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①

年・期	指数（平成27年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与 ①	前年比	所定内労働時間 ②	前年比	時間当たり所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり所定内給与 ③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成24年	100.3	―	102.0	―	98.3	―	267,313	138.5	1,930
25年	99.4	△ 0.9	100.7	△ 1.3	98.7	0.4	266,860	136.9	1,949
26年	99.4	0.0	100.1	△ 0.5	99.3	0.6	268,881	136.3	1,973
27年	100.0	0.6	100.0	△ 0.1	100.0	0.7	265,540	135.8	1,955
28年	100.6	0.6	100.0	0.0	100.6	0.6	267,210	135.8	1,968
29年	101.2	0.6	99.9	△ 0.1	101.3	0.7	268,736	135.7	1,980
30年	101.9	0.7	99.3	△ 0.6	102.6	1.3	270,694	134.9	2,007
令和元年	102.0	0.1	97.2	△ 2.1	104.9	2.3	270,912	132.1	2,051
30年１～３月	101.0	0.4	96.2	△ 1.5	105.0	2.0	268,138	130.7	2,052
４～６月	102.2	0.6	101.1	△ 0.5	101.1	1.1	271,342	137.3	1,976
７～９月	102.1	0.7	99.0	△ 0.7	103.1	1.4	271,178	134.5	2,016
10～12月	102.4	1.1	100.9	0.2	101.5	0.9	272,099	137.0	1,987
31年１～３月	101.0	0.0	94.6	△ 1.7	106.8	1.7	268,100	128.5	2,087
令和元年４～６月	102.3	0.1	98.1	△ 3.0	104.3	3.2	271,732	133.2	2,040
７～９月	102.3	0.2	97.7	△ 1.3	104.7	1.5	271,565	132.7	2,046
10～12月	102.5	0.1	98.5	△ 2.4	104.1	2.5	272,226	133.8	2,034
２年１～３月	101.4	0.4	94.2	△ 0.4	107.6	0.8	269,373	127.9	2,106

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

２　事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

３　四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②

年・期	指数（平成27年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与 ①	前年比	所定内労働時間 ②	前年比	時間当たり所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり所定内給与 ③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成24年	100.9	－	102.8	－	98.2	－	208,918	134.0	1,559
25年	100.2	△ 0.7	101.3	△ 1.5	98.9	0.8	207,560	132.0	1,572
26年	99.8	△ 0.4	100.6	△ 0.7	99.2	0.3	206,720	131.1	1,577
27年	100.0	0.2	100.0	△ 0.6	100.0	0.8	207,165	130.3	1,590
28年	100.2	0.2	98.9	△ 1.0	101.2	1.2	207,447	128.9	1,609
29年	100.9	0.7	98.3	△ 0.6	102.6	1.4	208,956	128.2	1,630
30年	100.4	△ 0.5	97.0	△ 1.3	103.5	0.8	207,902	126.4	1,645
令和元年	100.3	△ 0.1	94.7	△ 2.4	105.9	2.3	207,780	123.5	1,682
30年１～３月	99.7	0.0	94.5	△ 1.3	105.5	1.3	206,443	123.1	1,677
４～６月	101.1	△ 0.3	98.9	△ 1.1	102.2	0.8	209,373	128.8	1,625
７～９月	100.3	△ 0.8	96.7	△ 1.8	103.7	1.1	207,816	125.9	1,650
10～12月	100.4	△ 0.8	98.0	△ 1.2	102.4	0.4	207,973	127.6	1,629
31年１～３月	98.8	△ 0.9	92.2	△ 2.4	107.2	1.6	204,581	120.2	1,702
令和元年４～６月	100.4	△ 0.7	95.4	△ 3.5	105.2	3.0	207,985	124.3	1,673
７～９月	100.9	0.6	95.1	△ 1.7	106.1	2.3	208,958	124.0	1,686
10～12月	101.1	0.7	96.1	△ 1.9	105.2	2.7	209,526	125.3	1,673
２年１～３月	100.0	1.2	91.9	△ 0.3	108.8	1.5	207,151	119.7	1,731

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

２　事業所規模５～２９人、調査産業計の数値である。

３　四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

ロ　一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与 ①	所定内実労働時間 ②	時間当たり所定内給与 ①／②	前年比	所定内給与 ③	所定内実労働時間 ④	時間当たり所定内給与 ③／④	前年比	所定内給与 ⑤	所定内実労働時間 ⑥	時間当たり所定内給与 ⑤／⑥	前年比
	（千円）	（時間）	（円）	（%）	（千円）	（時間）	（円）	（%）	（千円）	（時間）	（円）	（%）
平成22年	296.2	165	1,795	0.6	259.2	171	1,516	△0.3	255.5	174	1,468	△0.3
23年	296.8	166	1,788	△0.4	257.4	172	1,497	△1.3	253.9	174	1,459	△0.6
24年	297.7	165	1,804	0.9	258.2	172	1,501	0.3	255.5	174	1,468	0.6
25年	295.7	163	1,814	0.5	261.5	170	1,538	2.5	259.9	172	1,511	2.9
26年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
27年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
28年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
29年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
30年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和元年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）１　数値は、各年とも６月について調査したものであり、調査産業計である。

２　一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者（平成16年以前はパートタイム労働者）とは、１日の所定労働時間又は１週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

３　前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

４　時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

ハ　月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成24年	138.5	-	134.0	-	12.2	-	15.8	-	7.7	-	10.8	-
25年	136.9	△ 1.3	132.0	△ 1.5	12.4	2.7	16.4	4.2	8.0	4.6	10.6	△ 1.8
26年	136.3	△ 0.5	131.1	△ 0.7	12.8	3.9	17.5	6.9	8.5	6.5	11.2	5.4
27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4	1.9
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和元年	132.1	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.5	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
令和２年１月	125.9	1.1	115.0	1.1	11.8	△ 2.5	14.7	△ 9.2	7.5	0.0	8.5	△ 8.6
２月	127.7	△ 1.5	122.0	△ 1.3	12.1	△ 3.2	15.9	△ 10.2	7.9	△ 2.5	10.0	△ 11.5
３月	130.2	△ 0.8	122.1	△ 1.0	11.9	△ 7.1	15.8	△ 10.2	7.9	△ 6.0	9.2	△ 18.6
４月	133.3	△ 1.7	122.6	△ 4.0	10.6	△ 19.1	13.4	△ 23.9	6.8	△ 19.0	7.8	△ 29.1

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
　　２　常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
　　３　各年（月）の前年比の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

4　春季賃上げ妥結状況

(1)　春季賃上げ妥結状況（令和２年）

連合　　第６回 回答集計結果(令和2年6月5日)

	平均賃上げ方式（加重平均）	個別賃金方式（１組合当たり単純平均）	
		35歳	30歳
1,000人以上	261組合　1,037,989人 6,467円（6,499円） 2.14%（2.14%）	25組合　77,944人 1,056円（2,033円） 0.32%（0.62%）	27組合　108,143人 785円（1,041円） 0.27%（0.38%）
300～999人	455組合　247,437人 5,620円（5,696円） 2.09%（2.11%）	45組合　25,571人 1,374円（2,068円） 0.48%（0.73%）	32組合　17,071人 2,288円（1,160円） 0.95%（0.47%）
100～299人	609組合　111,499人 5,350円（5,526円） 2.10%（2.19%）	62組合　11,081人 1,395円（1,770円） 0.52%（0.66%）	54組合　9,601人 1,064円（2,001円） 0.45%（0.83%）
～99人	503組合　26,226人 5,278円（5,273円） 2.18%（2.20%）	64組合　3,152人 850円（1,654円） 0.34%（0.66%）	71組合　3,397人 1,333円（1,789円） 0.57%（0.78%）
規模計	1,828組合　1,423,151人 6,188円（6,280円） 2.13%（2.14%）	196組合　117,748人 1,169円（1,851円） 0.43%（0.67%）	184組合　138,212人 1,340円（1,593円） 0.55%（0.66%）

（注）１　（　）内の数値は、令和元年6月7日付　第6回回答集計結果。
　　２　平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
　　３　個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。

連合（有期・短時間・契約等労働者）　　第６回 回答集計結果(令和2年6月5日)

			単純平均	加重平均
時給	351組合 720,184人	賃上げ額	25.18円（24.32円）	27.16円　（25.88円）
		平均時給	1029.72円（1004.31円）	1026.58円　（994.56円）
月給	120組合 32,665人	賃上げ額	4,219円（3,798円）	6,339円（4,049円）
		賃上げ率	2.05%（1.85%）	3.03%（1.97%）

（注）１　（　）内の数値は、令和元年6月7日付　第6回回答集計結果。

経団連（大手企業）第１回集計(令和2年5月21日)

平均賃上げ方式（加重平均）	
主要21業種 大手251社	86社 7,297円（8,310円） 2.17%（2.46%）

（注）１　原則として東証一部上場、従業員数500人以上の企業を対象。
　　２　143社(57.0%)から回答が出ているが、このうち57社は平均金額不明等のため、集計より除外。
　　３　（　）内の数値は、平成31年4月23日付第1回集計結果。

経団連（中小企業）第１回集計(令和2年6月12日)

平均賃上げ方式（加重平均）	
17業種 752社	201社 4,471円（4,764円） 1.72%（1.87%）

（注）１　原則として従業員数500人未満の企業を対象。
　　２　204社(27.1%)から回答が出ているが、このうち3社は平均金額不明等のため、集計より除外。
　　３　了承、妥結を含む。
　　４　（　）の数値は、令和元年6月18日付第1回集計結果。

（２）賃上げ額・率の推移

イ　１人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額（円）		賃金の改定率（%）	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 22 年	3,672	2,862	1.3	1.1
23 年	3,513	2,762	1.2	1.0
24 年	4,036	3,344	1.4	1.2
25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9

資料出所　厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」
（注）１　１人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、１か月当たりの１人平均所定内賃金の改定額、改定率である。
２　加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ　賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和元年）

（単位：%）

	１人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	１人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(94.3) 100.0	(0.0) 100.0	(5.6) 100.0
企業業績	49.7	77.8	42,5
世間相場	6.8	－	0.5
雇用の維持	6.2	－	1.4
労働力の確保・定着	10.2	－	5.3
物価の動向	0.2	－	－
労使関係の安定	1.7	－	－
親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向	3.8	－	0.3
前年度の改定の実績	4.7	22.2	－
その他	2.0	－	1.6
重視した要素はない	13.6	－	28.1
不明	1.3	－	20.3

資料出所　厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査特別集計」
（注）（　）内は全企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

5　夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和2年6月5日)

一時金		2020回答			2019回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏季	回答月数	2.28ヶ月			2.45ヶ月	
		1,644組合	1,323,428人	△0.17ヶ月	1,986組合	1,588,887人
	回答額	680,033円			700,916円	
		1,191組合	742,784人	△20,883円	1,268組合	740,650人
年間	回答月数	4.83ヶ月			4.86ヶ月	
		1,795組合	1,753,341人	△0.03ヶ月	2,234組合	1,912,362人
	回答額	1,586,314円			1,552,701円	
		1,086組合	1,045,145人	33,613円	1,207組合	1,068,009人

注　(1)△はマイナスを表す。以下同じ。
　　(2)2019年回答の数値は2019年6月7日付　第6回集計結果

経団連第1回集計(令和2年6月17日)

	2020年夏季			2019年夏季		
	社数	妥結額	増減率(%)	社数	妥結額	増減率(%)
総平均	86	925,947	△ 6.00	83	971,777	△ 2.52
製造業平均	79	900,960	△ 5.14	75	942,306	△ 2.29
非製造業平均	7	1,079,915	△ 9.88	8	1,340,275	△ 3.31

注(1)調査対象は主要21業種・大手257社。東証一部上場、従業員500人以上が原則。
(2)18業種144社(56.0%)で妥結が出ているが、このうち58社は平均額不明などのため集計より除外。
(3)数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
(4)2019年夏季の数値は、2019年6月11日付第1回集計結果。調査対象は主要21業種・大手251社。
17業種116社(46.2%)で妥結が出ているが、このうち33社は平均額不明などのため集計より除外。
(5)増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

６　消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

区分＼年	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和２年				
											１月	２月	３月	４月	５月
全国	△ 0.8	△ 0.3	0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.8	0.5	0.5	0.1	0.0
Ａランク	△ 1.0	△ 0.5	0.0	0.4	3.0	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.6	0.6	0.3	0.2	0.0	0.2
Ｂランク	△ 0.8	△ 0.3	0.1	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.7	0.6	0.4	0.1	0.1
Ｃランク	△ 0.9	△ 0.3	△ 0.1	0.4	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.8	0.5	0.4	0.0	△ 0.1
Ｄランク	△ 0.8	△ 0.2	0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	0.6	0.4	0.3	△ 0.1	△ 0.4

資料出所　総務省「消費者物価指数」

（注）１　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

２　各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

３　各ランクは、各年における適用ランクである。

7 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
地域別最低賃金（円）	７３０	７３７	７４９	７６４	７８０	７９８	８２３	８４８	８７４	９０１
未満率（％）	１．６	１．７	２．１	１．９	２．０	１．９	２．７	１．７	１．９	１．６
影響率（％）	４．１	３．４	４．９	７．４	７．３	９．０	１１．１	１１．９	１３．８	１６．３

資料出所　厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

（注）１　最低賃金額は、全国加重平均である。

２　「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。

３　「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。

４　事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

8　賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

（単位：%）

	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
未満率	１．５	１．８	１．８	２．０	１．９	１．９	１．５	１．５	１．６	１．９
影響率	２．６	２．５	２．８	３．６	３．６	４．０	４．５	４．９	５．１	６．０

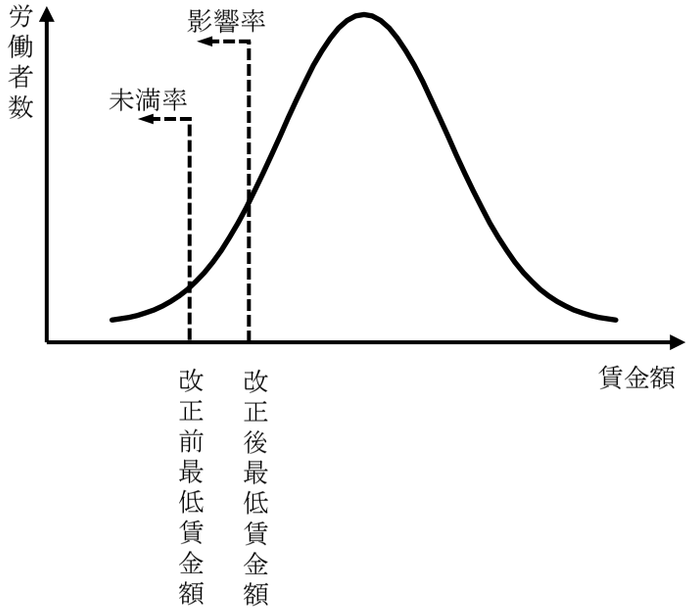
資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）１　「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。

２　「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。

３　賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模１～４人は含まれていない。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

９　地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

項目	地域別最低賃金（全国加重平均額）	一般労働者（男女計）							
		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
年	時間額 ①	所定内給与（月額） ②	所定内実労働時間 ③	時間当たり所定内給与 ④＝②／③	時間額比 ①／④	所定内給与（月額） ⑤	所定内実労働時間 ⑥	時間当たり所定内給与 ⑦＝⑤／⑥	時間額比 ①／⑦
	（円）	（千円）	（時間）	（円）	（％）	（千円）	（時間）	（円）	（％）
平成22年	730	296.2	165	1,795	40.7	259.2	171	1,516	48.2
23年	737	296.8	166	1,788	41.2	257.4	172	1,497	49.2
24年	749	297.7	165	1,804	41.5	258.2	172	1,501	49.9
25年	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）　時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

９　地域別最低賃金と賃金水準との関係（短時間労働者）

年	地域別最低賃金（全国加重平均額）	短時間労働者							
		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
	時間額	所定内給与（時間額）（男女計）	時間額比	所定内給与（時間額）（女性）	時間額比	所定内給与（時間額）（男女計）	時間額比	所定内給与（時間額）（女性）	時間額比
	①	②	①／②	③	①／③	④	①／④	⑤	①／⑤
	（円）	（円）	（％）	（円）	（％）	（円）	（％）	（円）	（％）
平成22年	730	1,004	72.7	979	74.6	1,004	72.7	970	75.3
23年	737	1,015	72.6	988	74.6	1,024	72.0	988	74.6
24年	749	1,026	73.0	1,001	74.8	1,038	72.2	1,002	74.8
25年	764	1,030	74.2	1,007	75.9	1,029	74.2	997	76.6
26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9
27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8

資料出所　厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

（注）　時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

９　地域別最低賃金と賃金水準との関係（毎月勤労統計調査、産業計・事業所規模30人以上）

項目	地域別最低賃金	厚生労働省「毎月勤労統計調査」					
	（全国加重平均額）	産業計・事業所規模３０人以上					
	時間額	所定内給与（月額）	月間出勤日数	所定内労働時間	一日当たり所定内給与	時間当たり所定内給与	時間額比
年	①	②	③	④	②／③	⑤＝②／④	①／⑤
	（円）	（円）	（日）	（時間）	（円）	（円）	（％）
平成24年	749	267,313	19.1	138.5	13,995	1,930	38.8
25年	764	266,860	18.9	136.9	14,120	1,949	39.2
26年	780	268,881	18.9	136.3	14,227	1,973	39.5
27年	798	265,540	18.8	135.8	14,124	1,955	40.8
28年	823	267,210	18.8	135.8	14,213	1,968	41.8
29年	848	268,736	18.7	135.7	14,371	1,980	42.8
30年	874	270,694	18.6	134.9	14,553	2,007	43.6
令和元年	901	270,912	18.2	132.1	14,885	2,051	43.9

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）１　再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

２　常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

３　一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

10　企業の業況判断及び収益

(1)　日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ　業況判断（ＤＩ）

（「良い」－「悪い」・%ポイント）

		平成29年				平成30年				平成31年	令和元年			令和２年３月	
		３月	６月	９月	12月	３月	６月	９月	12月	３月	６月	９月	12月	最近	先行き
規模計	製造業	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	-1	-4	-12	-22
	非製造業	11	13	14	14	15	15	14	15	15	14	14	11	1	-14
大企業	製造業	12	17	22	25	24	21	19	19	12	7	5	0	-8	-11
	非製造業	20	23	23	23	23	24	22	24	21	23	21	20	8	-1
中堅企業	製造業	11	12	17	19	19	20	15	17	7	5	2	1	-8	-20
	非製造業	17	18	19	20	21	20	18	17	18	18	18	14	0	-14
中小企業	製造業	5	7	10	15	15	14	14	14	6	-1	-4	-9	-15	-29
	非製造業	4	7	8	9	10	8	10	11	12	10	10	7	-1	-19

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）１　調査対象　調査対象企業は下表のとおりである。なお、平成30年３月調査において「平成26年経済センサス‐基礎調査」に基づく調査対象企業の見直しを行っている（前回の見直しは平成27年３月調査）。調査対象企業数は、平成30年３月調査の時点で、10,020である。

	資本金
大企業	10億円以上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

２　業況判断（ＤＩ）

(1)　回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近（回答時点）の状況」および「先行き（３か月後）の状況」について、季節変動を除いた実勢ベースで、３つの選択肢（「１．良い」、「２．さほど良くない」、「３．悪い」）の中から１つを選び回答してもらう。

(2)　３つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス（DiffusionIndex）を算出する。

Ｄ．Ｉ．＝（第１選択肢の回答者数構成百分比）－（第３選択肢の回答者数構成百分比）

ロ　経常利益増減

（前年度比・％）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度（計画）	令和2年度（計画）
規模計	製造業	16.2	-0.3	-12.8	-2.8
	非製造業	9.1	0.9	-3.9	-2.4
大企業	製造業	20.8	-0.9	-13.3	-2.8
	非製造業	14.3	-0.1	-4.5	-1.2
中堅企業	製造業	1.6	5.8	-4.4	-5.0
	非製造業	4.7	4.0	-2.6	-4.0
中小企業	製造業	4.0	-1.8	-18.1	-0.1
	非製造業	-0.5	1.1	-3.3	-4.4

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）経常利益増減

回答企業の経常損益（損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、年度の実績計数、および計画（予測）計数を回答してもらい、これを単純集計し、「平成26年経済センサス‐基礎調査」（総務省・経済産業省）に収録の民間企業を母集団として推計値に換算したものを、前期値と比較して率を算出する。

ハ　売上高経常利益率

（％）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度（計画）	令和2年度（計画）
規模計	製造業	7.32	7.09	6.31	6.11
	非製造業	5.08	5.01	4.81	4.70
大企業	製造業	8.52	8.21	7.26	7.02
	非製造業	6.67	6.53	6.32	6.21
中堅企業	製造業	5.23	5.33	5.13	4.85
	非製造業	3.85	3.88	3.71	3.55
中小企業	製造業	4.71	4.52	3.81	3.82
	非製造業	3.55	3.51	3.39	3.29

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

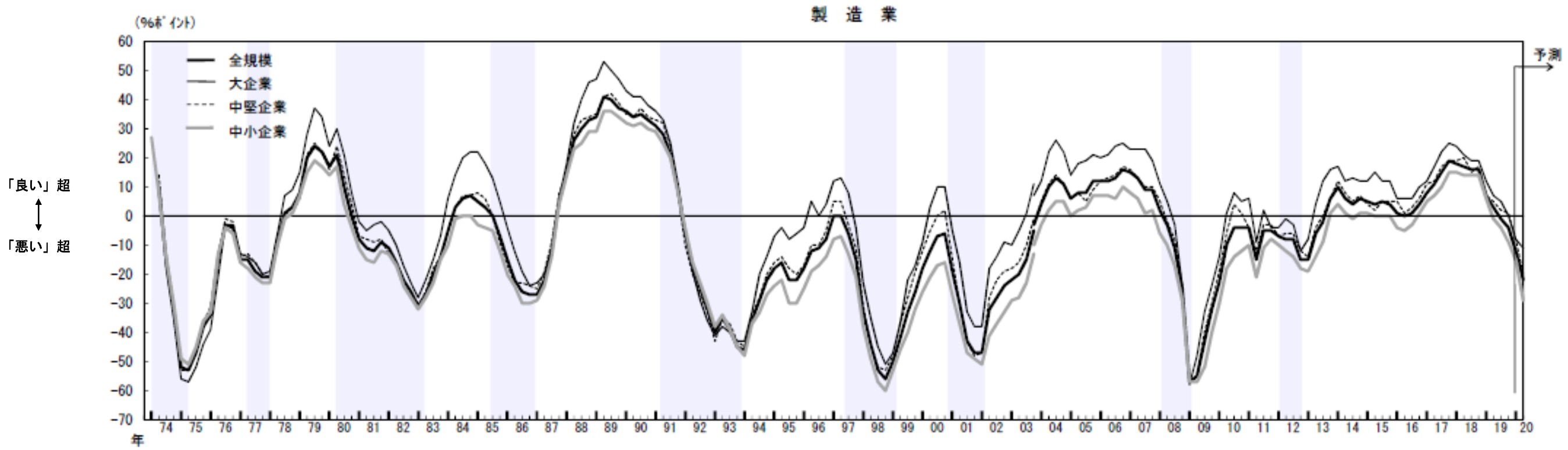
（注）売上高経常利益率

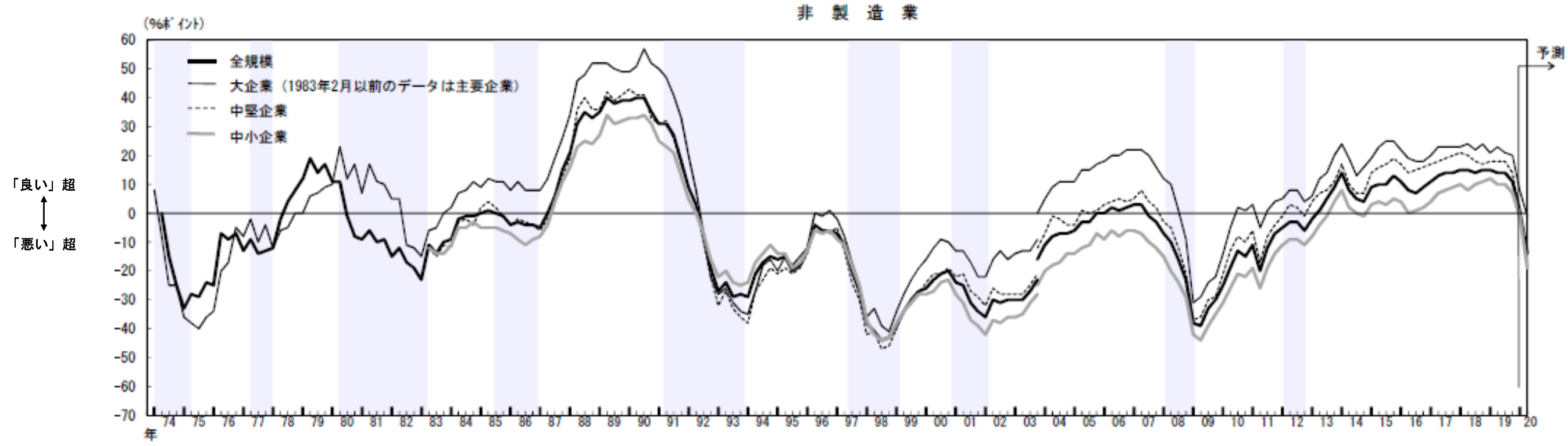
回答企業の総売上高（財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。）について、経常利益増減と同様の方法により母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

（参考）

（注）1. シャドーは、景気後退期（内閣府調べ、以下同じ）。
2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記）。以下同じ。

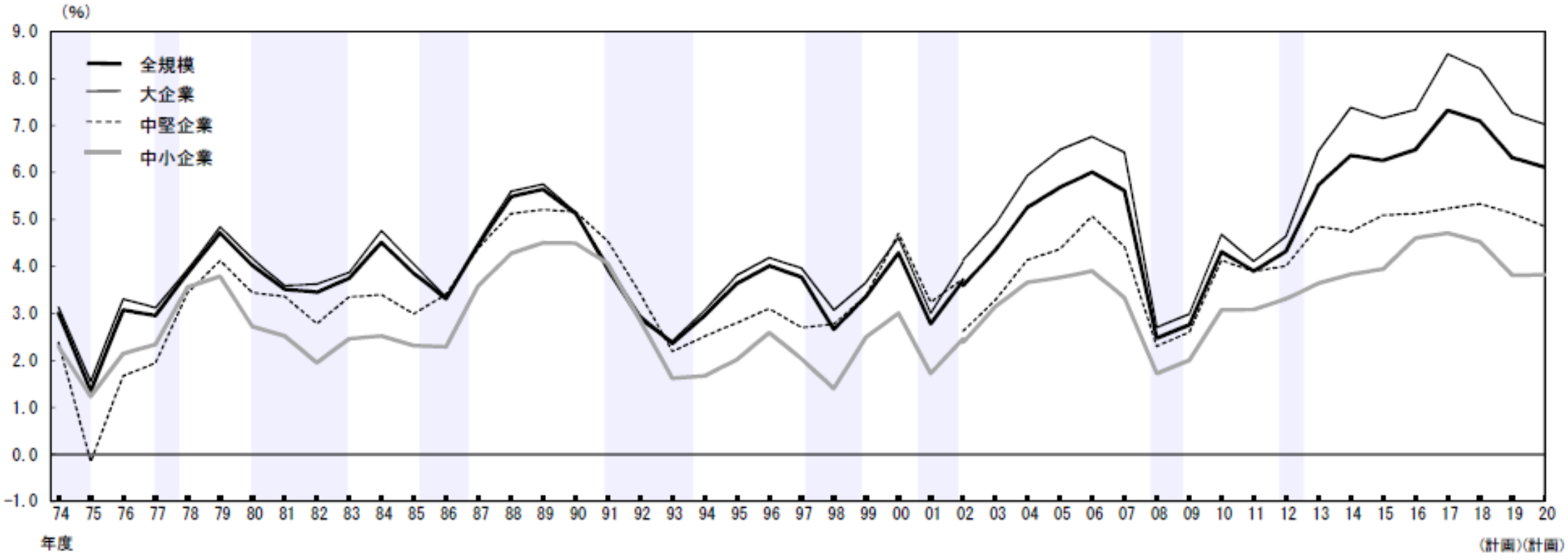
▽業況判断の推移



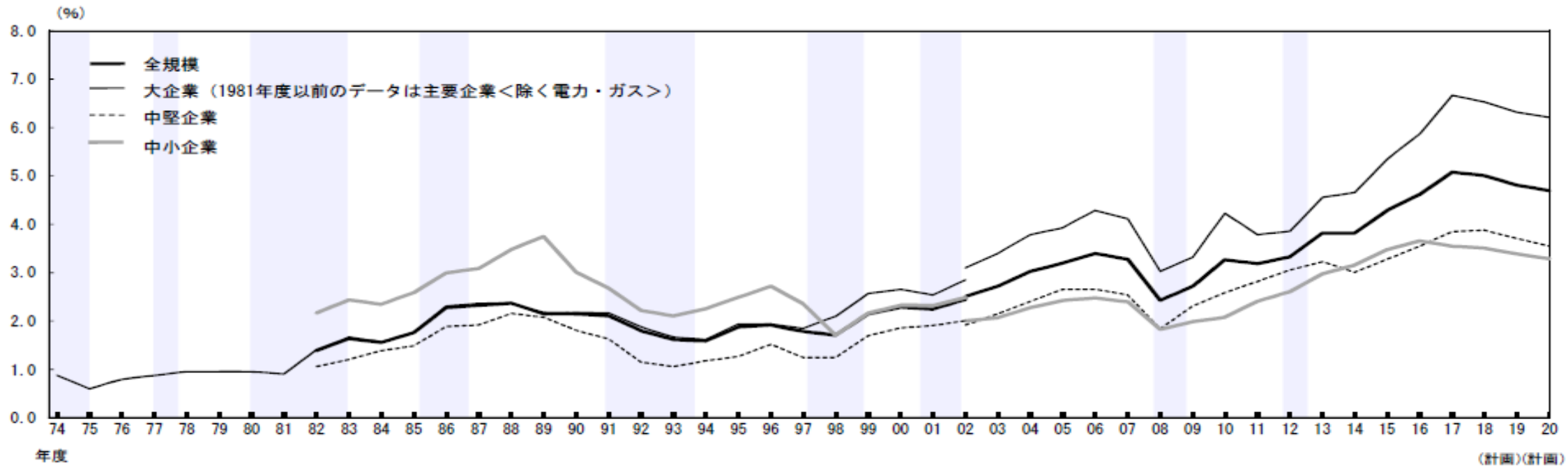


▽売上高経常利益率の推移

製　造　業



非 製 造 業



(2)　法人企業統計による企業収益

（単位：億円、％）

		平成28年度	平成29年度	平成３０年度	平成31年	令和元年			令和２年
					１～３月期	４～６月期	７～９月期	10～12月期	１～３月期
経常利益	規模計	749,872	835,543	839,177	222,440	232,325	173,232	185,759	151,360
	前年同期比	9.9	11.4	0.4	10.3	▲ 12.0	▲ 5.3	▲ 4.6	▲ 32.0
	資本金規模10億円以上	424,325	462,998	482,378	112,699	145,232	91,242	108,890	60,754
	前年同期比	5.5	9.1	4.2	12.7	▲ 18.5	▲ 12.7	▲ 2.6	▲ 46.1
	〃　１億円～10億円	111,773	130,045	136,617	36,484	28,142	31,407	29,239	25,788
	前年同期比	11.9	16.3	5.1	6.9	▲ 3.9	▲ 1.3	▲ 10.7	▲ 29.3
	〃　1,000万円～１億円	182,566	206,883	183,789	73,257	58,950	50,582	47,630	64,819
	前年同期比	17.3	13.3	▲ 11.2	8.6	4.4	8.7	▲ 5.3	▲ 11.5
売上高経常利益率	規模計	5.2	5.4	5.5	6.0	6.7	5.0	5.3	4.2
	資本金規模10億円以上	7.9	8.1	8.2	7.4	10.3	6.4	7.6	3.8
	〃　１億円～10億円	4.2	4.5	4.6	4.8	4.0	4.2	3.9	3.5
	〃　1,000万円～１億円	3.5	3.8	3.6	5.1	4.4	3.8	3.6	5.1

資料出所　財務省「法人企業統計」

（注）　金融業、保険業を除く全産業。

(3)　中小企業景況調査による業況判断（ＤＩ）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	平成29年				平成30年				平成31年	令和元年			令和２年
	１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月
合計	-23.2	-15.9	-16.9	-17.4	-19.3	-16.1	-18.5	-18.0	-20.1	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6
製造業	-18.3	-11.7	-12.1	-7.4	-11.7	-9.4	-13.4	-12.5	-18.2	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3
建設業	-12.3	-8.2	-8.2	-5.4	-7.1	-6.6	-7.9	-3.8	-4.3	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6
卸売業	-19.7	-15.6	-15.9	-14.8	-14.8	-15.9	-14.7	-13.8	-20.1	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9
小売業	-37.4	-28.7	-30.3	-33.7	-33.6	-30.0	-31.4	-31.0	-32.2	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0
サービス業	-21.3	-12.5	-13.7	-18.1	-20.0	-14.6	-17.7	-18.6	-18.5	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9

資料出所　中小企業庁「中小企業景況調査」

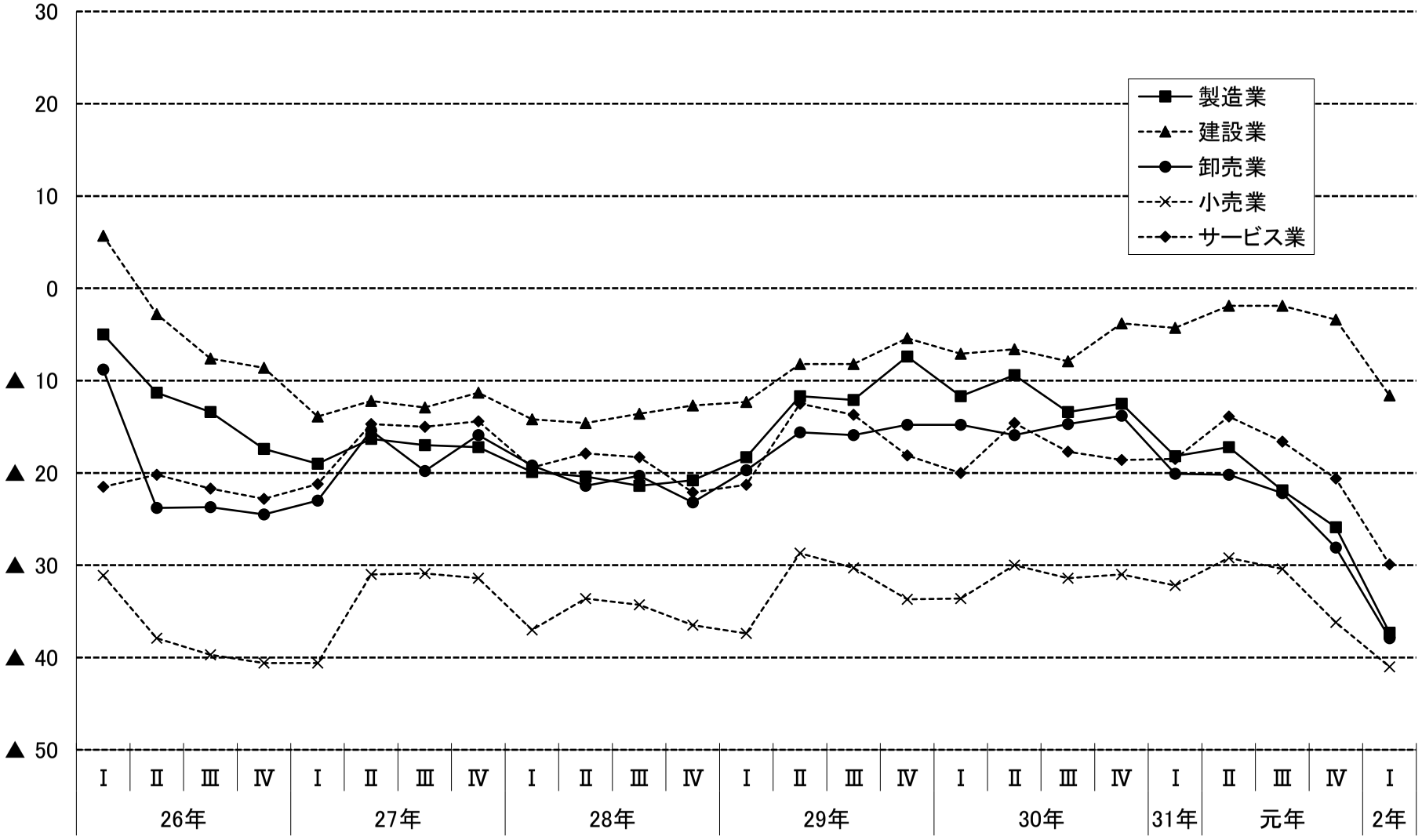
（注）１　本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約１万９千社）である。

製造業・建設業資本金３億円以下又は従業員３００人以下　　卸売業資本金１億円以下又は従業員１００人以下

小売業資本金５千万円以下又は従業員５０人以下　　サービス業資本金５千万円以下又は従業員１００人以下

２　「ＤＩ」とは、DiffusionIndexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移（５業種別）



資料出所　中小企業庁「中小企業景況調査」

（期）

（年）

11　法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

（単位：万円、％）

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成21年度	641	0.3	910	▲ 4.9	525	▲ 3.8	391	▲ 19.4	892	▲ 1.5	548	6.0	446	▲ 2.8
22年度	671	4.7	1,046	14.9	548	4.4	417	6.6	929	4.1	552	0.7	445	▲ 0.2
23年度	668	▲ 0.4	1,017	▲ 2.8	544	▲ 0.7	438	5.0	916	▲ 1.4	555	0.5	486	9.2
24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6

（資料出所）　法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

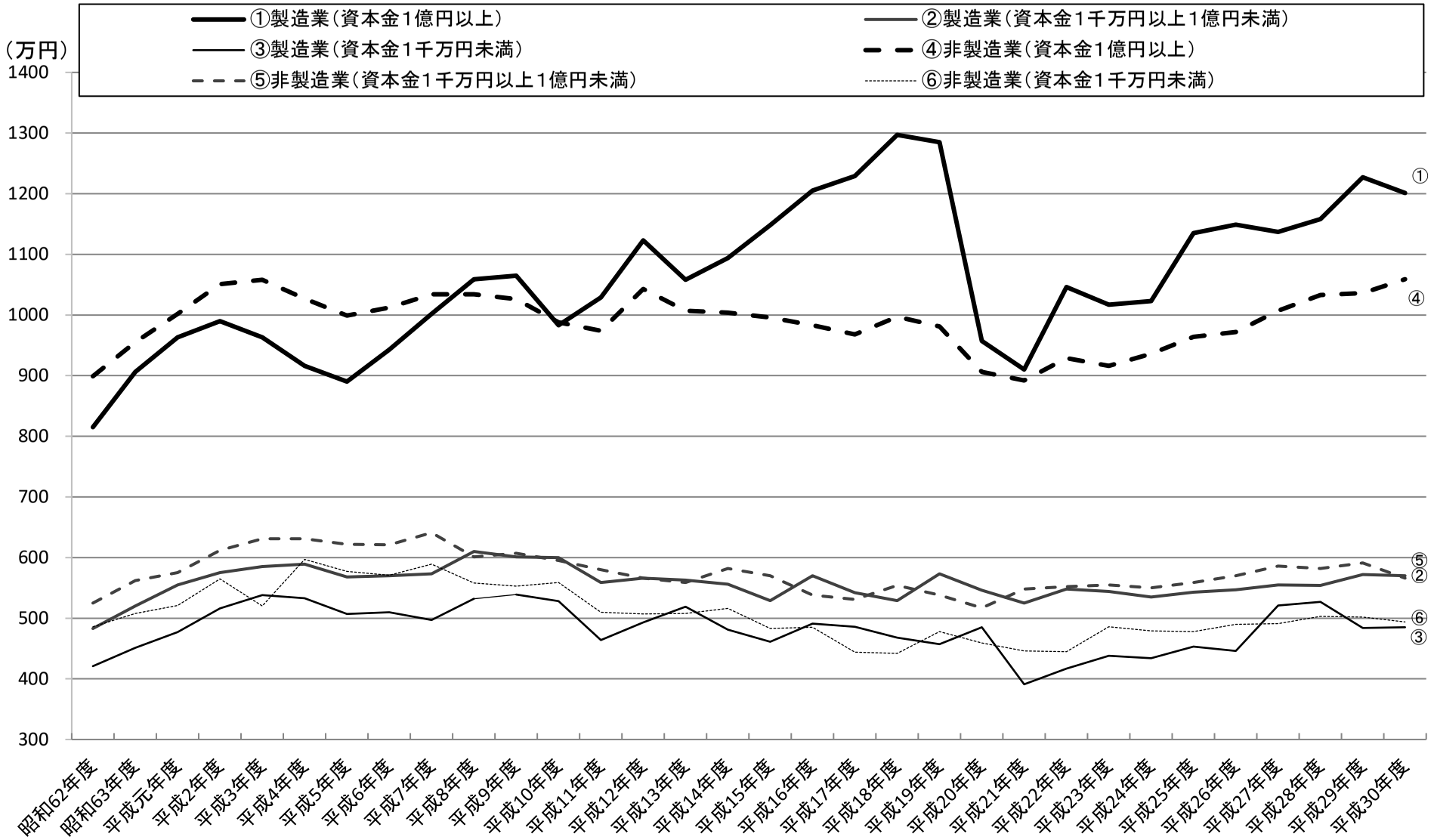
従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）　＝　付加価値額　／　従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計

従業員一人当たり付加価値額の推移



（資料出所） 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

従業員一人当たり付加価値額（労働生産性） ＝ 付加価値額 ／ 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

［平成18年度（2006年度）調査以前］

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋従業員給与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

［平成19年度（2007年度）調査以降］

付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員（総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの）との合計である

Ⅱ　都道府県統計資料編

1　各種関連指標（都道府県別）

ランク	都道府県	１人当たり県民所得（平成28年度）			標準生計費（月額、平成31年４月）			高卒初任給（産業計、企業規模10人以上、令和元年）					
			指数	順位	４人世帯	指数	順位	男性	指数	順位	女性	指数	順位
		（千円）	（東京=100）	（位）	（円）	（東京=100）	（位）	（千円）	（東京=100）	（位）	（千円）	（東京=100）	（位）
Ａランク	東京	5,348	100.0	1	241,080	100.0	2	176.9	100.0	3	180.2	100.0	1
	神奈川	3,180	59.5	7	230,090	95.4	9	175.4	99.2	4	176.1	97.7	2
	大阪	3,056	57.1	13	209,500	86.9	22	177.2	100.2	2	173.5	96.3	4
	愛知	3,633	67.9	2	221,900	92.0	12	171.9	97.2	7	168.7	93.6	7
	埼玉	2,958	55.3	18	236,380	98.1	4	174.8	98.8	5	171.4	95.1	5
	千葉	3,020	56.5	15	232,270	96.3	6	173.5	98.1	6	175.6	97.4	3
Ｂランク	京都	2,926	54.7	22	186,610	77.4	38	170.8	96.6	14	167.6	93.0	9
	兵庫	2,896	54.1	24	193,620	80.3	30	170.9	96.6	13	170.4	94.6	6
	静岡	3,300	61.7	4	186,882	77.5	37	171.3	96.8	12	165.9	92.1	14
	滋賀	3,181	59.5	6	237,290	98.4	3	178.1	100.7	1	167.2	92.8	10
	茨城	3,116	58.3	10	204,621	84.9	24	171.9	97.2	7	164.4	91.2	18
	栃木	3,318	62.1	3	219,512	91.1	14	167.4	94.6	23	158.3	87.8	30
	広島	3,068	57.4	12	210,215	87.2	20	171.8	97.1	9	163.8	90.9	19
	長野	2,882	53.9	25	214,410	88.9	15	166.8	94.3	25	162.1	90.0	23
	富山	3,295	61.6	5	195,128	80.9	28	169.0	95.5	16	165.2	91.7	15
	三重	3,155	59.0	9	208,460	86.5	23	171.5	96.9	11	168.7	93.6	7
	山梨	2,873	53.7	26	192,910	80.0	31	170.2	96.2	15	166.4	92.3	11
Ｃランク	群馬	3,098	57.9	11	211,860	87.9	18	168.2	95.1	18	166.2	92.2	13
	岡山	2,732	51.1	32	194,210	80.6	29	166.7	94.2	27	160.8	89.2	25
	石川	2,908	54.4	23	230,670	95.7	8	168.2	95.1	18	162.5	90.2	22
	香川	2,945	55.1	20	202,692	84.1	25	164.9	93.2	29	164.5	91.3	17
	奈良	2,522	47.2	40	255,520	106.0	1	171.8	97.1	9	166.3	92.3	12
	宮城	2,926	54.7	21	214,246	88.9	16	166.8	94.3	25	158.9	88.2	29
	福岡	2,800	52.4	29	219,680	91.1	13	164.1	92.8	30	160.8	89.2	25
	山口	3,048	57.0	14	210,086	87.1	21	167.6	94.7	22	160.1	88.8	28
	岐阜	2,803	52.4	28	232,490	96.4	5	168.3	95.1	17	163.3	90.6	20
	福井	3,157	59.0	8	192,100	79.7	33	167.7	94.8	21	163.2	90.6	21
	和歌山	2,949	55.1	19	173,636	72.0	45	163.6	92.5	32	156.8	87.0	34
	北海道	2,617	48.9	35	189,660	78.7	35	161.2	91.1	34	153.6	85.2	37
	新潟	2,826	52.8	27	196,580	81.5	27	167.0	94.4	24	158.1	87.7	31
	徳島	2,973	55.6	17	225,420	93.5	10	157.9	89.3	42	157.3	87.3	32
Ｄランク	福島	3,005	56.2	16	222,250	92.2	11	163.5	92.4	33	160.7	89.2	27
	大分	2,605	48.7	36	174,400	72.3	44	165.9	93.8	28	164.6	91.3	16
	山形	2,758	51.6	30	182,890	75.9	40	158.2	89.4	41	154.8	85.9	35
	愛媛	2,656	49.7	33	165,250	68.5	47	167.9	94.9	20	149.6	83.0	43
	島根	2,619	49.0	34	176,610	73.3	43	163.9	92.7	31	161.2	89.5	24
	鳥取	2,407	45.0	45	184,750	76.6	39	158.9	89.8	39	154.7	85.8	36
	熊本	2,517	47.1	42	211,896	87.9	17	159.1	89.9	37	157.0	87.1	33
	長崎	2,519	47.1	41	191,810	79.6	34	158.3	89.5	40	149.8	83.1	42
	高知	2,567	48.0	37	211,550	87.8	19	159.5	90.2	36	151.3	84.0	41
	岩手	2,737	51.2	31	192,290	79.8	32	153.9	87.0	44	146.2	81.1	46
	鹿児島	2,414	45.1	44	197,030	81.7	26	159.0	89.9	38	153.5	85.2	38
	佐賀	2,509	46.9	43	231,110	95.9	7	159.9	90.4	35	152.8	84.8	39
	青森	2,558	47.8	38	188,640	78.2	36	151.7	85.8	45	149.4	82.9	44
	秋田	2,553	47.7	39	168,985	70.1	46	150.5	85.1	46	148.8	82.6	45
	宮崎	2,407	45.0	46	178,511	74.0	42	157.1	88.8	43	152.8	84.8	39
	沖縄	2,273	42.5	47	180,540	74.9	41	147.1	83.2	47	142.9	79.3	47
資料出所		内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」					

（注）１　各ランクは、平成29年度からの適用区分である（以下同じ）。
　　２　各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
　　３　１人あたり県民所得は、平成23年基準（2008SNA）。

２　有効求人倍率の推移（都道府県別）

（単位：倍）

ランク	都道府県	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
Aランク	東京	0.65	0.82	1.08	1.33	1.57	1.75	2.01	2.08	2.13	2.10
	神奈川	0.41	0.48	0.57	0.68	0.83	0.93	1.05	1.15	1.20	1.19
	大阪	0.52	0.65	0.77	0.95	1.11	1.20	1.38	1.57	1.76	1.78
	愛知	0.64	0.87	1.12	1.31	1.53	1.54	1.63	1.82	1.95	1.93
	埼玉	0.41	0.51	0.57	0.62	0.74	0.85	1.04	1.23	1.33	1.31
	千葉	0.44	0.53	0.65	0.73	0.89	1.00	1.14	1.24	1.35	1.31
Bランク	京都	0.56	0.65	0.79	0.90	1.03	1.16	1.31	1.50	1.57	1.60
	兵庫	0.49	0.59	0.68	0.75	0.88	0.98	1.13	1.28	1.43	1.43
	静岡	0.48	0.61	0.78	0.84	1.07	1.17	1.34	1.53	1.67	1.57
	滋賀	0.50	0.61	0.66	0.79	0.96	1.05	1.17	1.29	1.38	1.35
	茨城	0.48	0.65	0.79	0.82	1.05	1.13	1.24	1.45	1.60	1.62
	栃木	0.50	0.61	0.79	0.86	0.97	1.06	1.18	1.34	1.43	1.40
	広島	0.64	0.80	0.89	1.00	1.23	1.47	1.65	1.81	2.05	2.05
	長野	0.57	0.72	0.81	0.87	1.09	1.25	1.41	1.60	1.69	1.60
	富山	0.68	0.87	0.98	1.13	1.36	1.48	1.60	1.80	1.96	1.91
	三重	0.57	0.71	0.88	1.03	1.21	1.30	1.42	1.60	1.71	1.66
	山梨	0.55	0.61	0.66	0.76	0.92	0.98	1.17	1.36	1.47	1.42
Cランク	群馬	0.66	0.77	0.97	1.02	1.15	1.24	1.43	1.61	1.71	1.70
	岡山	0.67	0.89	1.06	1.23	1.43	1.47	1.65	1.78	1.95	2.02
	石川	0.57	0.81	0.96	1.12	1.35	1.48	1.60	1.85	1.99	1.95
	香川	0.71	0.97	1.07	1.21	1.36	1.40	1.62	1.73	1.79	1.80
	奈良	0.53	0.58	0.71	0.79	0.90	0.99	1.14	1.29	1.46	1.49
	宮城	0.44	0.61	1.04	1.26	1.26	1.33	1.46	1.59	1.69	1.63
	福岡	0.46	0.57	0.70	0.79	0.96	1.11	1.32	1.50	1.60	1.57
	山口	0.61	0.73	0.86	0.94	1.08	1.20	1.39	1.49	1.58	1.62
	岐阜	0.61	0.78	0.96	1.08	1.29	1.52	1.71	1.79	2.00	2.01
	福井	0.79	1.06	1.18	1.23	1.47	1.59	1.82	2.01	2.07	2.05
	和歌山	0.58	0.71	0.81	0.89	0.99	1.05	1.16	1.27	1.34	1.41
	北海道	0.41	0.47	0.59	0.74	0.86	0.96	1.04	1.11	1.18	1.24
	新潟	0.54	0.67	0.83	0.96	1.15	1.20	1.31	1.50	1.70	1.64
	徳島	0.69	0.88	0.89	0.99	1.09	1.17	1.33	1.40	1.45	1.50
Dランク	福島	0.42	0.59	0.96	1.24	1.41	1.46	1.42	1.45	1.51	1.51
	大分	0.54	0.66	0.73	0.78	0.90	1.05	1.19	1.42	1.54	1.53
	山形	0.50	0.64	0.88	0.99	1.20	1.21	1.30	1.54	1.64	1.54
	愛媛	0.61	0.75	0.80	0.96	1.10	1.22	1.40	1.51	1.61	1.64
	島根	0.70	0.85	0.95	1.05	1.18	1.24	1.46	1.61	1.72	1.70
	鳥取	0.60	0.68	0.70	0.85	0.98	1.14	1.36	1.61	1.64	1.71
	熊本	0.46	0.61	0.68	0.84	0.99	1.11	1.32	1.60	1.69	1.63
	長崎	0.46	0.57	0.64	0.73	0.83	0.97	1.13	1.18	1.25	1.22
	高知	0.50	0.59	0.62	0.72	0.84	0.93	1.11	1.18	1.27	1.29
	岩手	0.43	0.54	0.89	1.03	1.09	1.19	1.28	1.40	1.46	1.39
	鹿児島	0.44	0.55	0.65	0.71	0.75	0.87	1.02	1.19	1.31	1.35
	佐賀	0.49	0.62	0.72	0.78	0.89	0.93	1.11	1.23	1.31	1.29
	青森	0.35	0.43	0.59	0.69	0.80	0.91	1.08	1.24	1.30	1.24
	秋田	0.42	0.53	0.68	0.72	0.90	1.05	1.16	1.35	1.52	1.48
	宮崎	0.45	0.58	0.69	0.77	0.93	1.03	1.22	1.40	1.50	1.45
	沖縄	0.31	0.29	0.40	0.53	0.69	0.84	0.97	1.11	1.17	1.19

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

3　失業率の推移（都道府県別）

（単位：％）

ランク	都道府県	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年1月～3月
Aランク	東京	5.5	4.8	4.5	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.3	2.6
	神奈川	4.9	4.5	4.4	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.1
	大阪	6.9	5.1	5.4	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	2.9
	愛知	4.3	3.6	3.7	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.9	1.8
	埼玉	5.2	4.7	4.4	4.1	3.5	3.2	3.1	2.9	2.5	2.3	2.4
	千葉	4.7	4.4	4.1	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.0
Bランク	京都	5.7	4.8	4.8	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.3	2.7
	兵庫	5.3	4.6	4.7	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.5
	静岡	3.9	3.6	3.3	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.0
	滋賀	4.3	3.7	4.0	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	2.1	1.9	2.0
	茨城	4.8	4.4	3.9	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.3	2.4
	栃木	4.7	4.2	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.1
	広島	4.1	3.6	3.6	3.6	3.2	3.0	2.8	2.4	2.4	2.4	2.3
	長野	4.0	3.7	3.5	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1
	富山	3.8	3.3	3.0	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.8
	三重	4.0	3.5	3.2	2.9	2.3	2.2	2.0	1.8	1.2	1.2	1.1
	山梨	4.4	3.8	3.4	3.1	2.9	2.8	2.6	2.0	2.0	2.0	1.3
Cランク	群馬	4.7	4.2	3.4	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	2.0	2.3	2.3
	岡山	4.3	3.7	3.7	3.7	3.2	3.0	2.7	2.4	2.3	2.3	2.2
	石川	4.3	3.8	3.4	3.2	2.9	2.3	2.1	2.0	1.5	1.6	1.6
	香川	3.9	3.7	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.2	2.0	2.0
	奈良	4.8	4.5	4.3	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.4
	宮城	5.7	5.7	4.8	4.2	3.6	3.7	3.3	2.9	2.6	2.5	2.6
	福岡	6.0	5.6	5.2	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.8	2.8
	山口	3.9	3.5	3.5	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.3
	岐阜	3.7	3.7	3.4	3.0	2.5	2.3	2.1	1.9	1.4	1.3	1.2
	福井	3.3	3.0	2.6	2.6	2.4	1.8	1.9	1.7	1.4	1.4	1.4
	和歌山	4.3	3.8	3.6	3.1	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3
	北海道	5.1	5.2	5.2	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.5
	新潟	4.4	4.0	3.7	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3
	徳島	4.7	4.3	4.1	3.5	3.3	3.0	2.7	2.5	1.9	1.9	1.9
Dランク	福島	5.2	4.8	4.0	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.1	2.1	2.2
	大分	4.6	4.1	4.0	3.8	3.3	2.9	2.5	2.4	2.2	2.0	2.0
	山形	4.5	4.3	3.4	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.1
	愛媛	4.6	4.2	3.8	3.4	3.2	2.8	2.6	2.5	1.7	1.6	2.0
	島根	3.2	2.9	2.5	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.9	1.7
	鳥取	4.2	4.0	3.7	3.4	2.7	2.4	2.3	2.0	2.0	2.3	2.0
	熊本	5.0	4.7	4.3	4.2	3.9	3.5	3.2	3.0	2.7	2.7	2.7
	長崎	5.0	4.6	4.4	4.2	3.6	3.2	2.9	2.6	2.2	2.2	2.1
	高知	5.0	4.3	3.8	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.2
	岩手	5.1	5.0	3.9	3.3	2.9	2.9	2.4	2.1	1.8	2.1	2.1
	鹿児島	5.1	4.8	4.5	4.3	3.9	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.1
	佐賀	4.5	4.2	3.8	3.4	3.4	3.0	2.1	2.0	1.8	1.9	2.2
	青森	6.5	6.2	5.3	4.9	4.2	4.2	3.7	3.1	2.8	2.7	3.1
	秋田	5.4	5.2	4.4	4.0	3.7	3.5	3.2	3.0	2.6	2.8	3.3
	宮崎	4.9	4.4	4.3	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.3	1.6	2.1
	沖縄	7.5	6.9	6.8	5.7	5.4	5.1	4.4	3.8	3.4	2.7	3.0

資料出所　総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

（注）1　数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）

2　都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

3　平成23年の岩手県、宮城県及び福島県については、補完推計値を用いて推計した値である。

4　賃金・労働時間の実情と推移

(1)　賃金

定期給与の推移

（円）

ランク	都道府県	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
Aランク	東京	370,025	368,745	363,267	363,982	365,203	358,963	357,892	359,255	361,009	－
	神奈川	294,866	296,508	294,614	294,667	296,717	301,153	301,205	304,777	311,758	－
	大阪	313,268	311,148	302,997	299,302	301,142	300,751	301,153	298,031	298,470	－
	愛知	300,030	300,144	294,813	298,093	302,817	305,278	308,271	307,639	309,842	－
	埼玉	264,825	264,479	258,803	258,139	258,451	250,629	252,467	255,920	267,493	－
	千葉	265,325	265,866	264,872	264,107	260,675	263,354	264,581	267,512	271,541	－
Bランク	京都	278,426	277,472	254,272	256,079	260,840	266,272	268,474	271,026	268,380	－
	兵庫	270,451	269,795	270,569	273,212	276,055	264,311	268,135	270,601	282,497	－
	静岡	282,223	279,999	276,561	277,713	279,570	273,188	274,157	274,839	274,631	－
	滋賀	277,197	276,917	275,524	275,214	274,647	287,624	290,231	288,400	285,700	－
	茨城	277,129	279,926	283,539	281,940	283,374	279,699	282,919	284,831	290,220	－
	栃木	289,461	291,110	286,930	286,357	285,248	281,698	284,336	287,271	281,880	－
	広島	281,918	284,236	266,031	268,011	273,070	283,560	286,962	290,002	288,113	－
	長野	267,515	266,609	268,856	267,515	267,791	274,113	274,312	276,183	274,738	－
	富山	262,341	263,741	271,069	271,776	273,590	271,966	274,810	273,582	273,646	－
	三重	272,352	274,911	282,505	285,798	289,356	275,495	277,993	281,537	285,760	－
	山梨	263,110	265,842	263,274	263,608	266,274	265,274	266,476	269,778	273,433	－
Cランク	群馬	273,409	272,597	271,603	272,313	274,918	272,585	273,943	280,350	281,062	－
	岡山	292,057	291,215	272,858	276,163	277,928	281,698	281,316	285,789	269,311	－
	石川	264,035	269,183	259,452	259,853	264,969	277,968	279,708	279,834	278,387	－
	香川	265,220	260,499	267,407	265,193	267,755	267,766	266,425	264,928	275,130	－
	奈良	261,189	260,024	252,763	248,688	249,908	249,529	247,716	250,719	246,585	－
	宮城	266,989	270,835	269,222	269,445	276,602	258,084	259,709	262,283	269,799	－
	福岡	280,183	279,235	271,600	271,176	278,459	275,669	277,903	280,590	274,893	－
	山口	275,829	278,423	267,582	267,753	271,121	271,653	272,013	272,889	267,649	－
	岐阜	267,710	271,148	256,705	259,943	266,475	263,763	263,143	263,730	257,318	－
	福井	276,342	275,387	267,593	265,663	267,574	277,731	279,578	282,060	277,407	－
	和歌山	254,241	253,986	254,868	252,935	255,471	252,886	252,742	248,307	256,374	－
	北海道	248,528	250,903	244,729	244,861	248,641	245,191	246,083	250,406	261,649	－
	新潟	263,972	264,834	263,487	264,862	268,293	258,332	260,722	264,725	260,120	－
	徳島	263,648	264,160	270,698	265,238	269,358	265,224	266,253	267,236	266,726	－
Dランク	福島	260,830	257,111	270,240	268,199	269,019	268,838	270,354	270,462	270,107	－
	大分	252,618	250,767	254,267	252,865	255,184	257,000	258,251	260,744	253,861	－
	山形	258,251	261,468	241,842	243,898	247,033	253,759	254,375	257,287	260,678	－
	愛媛	248,994	249,696	253,562	253,740	255,174	260,265	262,608	265,117	250,098	－
	島根	254,376	253,659	250,299	253,120	258,029	254,883	258,038	260,042	260,062	－
	鳥取	240,633	240,372	245,030	245,068	248,119	257,030	259,368	260,374	251,115	－
	熊本	253,178	254,541	253,383	255,504	258,576	259,804	260,630	264,275	257,680	－
	長崎	253,059	249,457	238,816	235,905	238,185	247,421	247,945	248,937	244,043	－
	高知	258,280	259,251	269,024	266,830	268,413	269,471	266,907	266,315	247,013	－
	岩手	242,366	240,758	241,484	244,659	247,274	239,794	243,463	242,587	246,895	－
	鹿児島	240,041	240,779	236,194	233,109	232,759	226,793	228,372	230,603	229,388	－
	佐賀	234,685	233,141	241,835	242,376	243,105	252,266	252,625	255,738	260,748	－
	青森	231,280	231,242	227,437	228,899	225,811	237,494	237,202	237,533	224,896	－
	秋田	232,283	230,106	235,258	234,983	240,652	240,199	243,525	249,040	250,851	－
	宮崎	232,997	232,115	228,365	226,924	229,422	244,158	245,754	244,298	234,931	－
	沖縄	233,064	233,892	224,699	226,907	230,525	235,524	238,662	240,671	233,588	－

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注）１　事業所規模30人以上の数値である。

２　令和元年結果は、令和２年７月公表予定。

(2) 労働時間

常用労働者１人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模30人以上）

（時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
Aランク	東京	150.3	149.5	152.4	150.1	149.9	147.7	146.6	146.7	146.5	－	13.3	13.0	13.7	13.7	14.0	13.5	12.7	12.4	12.3	－
	神奈川	143.0	142.3	143.6	142.3	142.0	145.1	144.9	144.8	141.8	－	13.1	13.0	12.0	12.1	12.7	13.5	13.1	12.6	12.6	－
	大阪	148.6	148.3	147.8	146.4	147.1	146.6	146.7	145.2	143.8	－	10.9	11.2	11.9	11.8	12.6	12.5	12.5	12.0	11.5	－
	愛知	152.0	151.6	152.0	150.8	151.2	151.4	151.7	151.4	151.5	－	14.2	14.0	13.9	14.5	15.2	16.3	16.2	16.1	16.3	－
	埼玉	144.9	141.8	143.7	142.3	141.1	141.9	141.2	140.9	143.9	－	11.7	10.3	11.3	11.2	11.2	11.8	11.5	11.5	12.1	－
	千葉	144.6	143.9	144.0	141.5	139.5	143.6	144.1	144.3	141.8	－	11.0	10.8	11.7	11.5	11.5	12.5	12.5	12.5	11.5	－
Bランク	京都	147.2	146.4	143.8	143.2	142.2	141.7	141.1	141.6	138.9	－	11.4	11.2	12.3	12.8	12.4	12.3	11.7	12.0	10.6	－
	兵庫	146.4	146.8	147.5	146.0	146.2	143.0	142.4	142.1	143.9	－	12.9	13.3	11.4	11.5	12.1	12.2	11.8	11.5	12.8	－
	静岡	153.9	151.8	150.9	150.8	151.5	152.2	153.1	153.6	150.2	－	13.7	13.6	12.2	12.7	13.5	14.2	14.5	14.7	13.4	－
	滋賀	149.4	149.3	151.4	149.6	148.0	148.0	147.0	147.5	147.3	－	12.7	13.2	13.0	13.1	12.9	11.9	11.7	12.8	14.0	－
	茨城	151.8	151.3	157.7	156.4	156.4	151.9	151.2	151.1	151.5	－	12.7	12.7	16.3	17.1	17.1	14.2	13.3	12.9	14.3	－
	栃木	157.3	156.5	156.9	155.3	154.3	153.5	153.9	154.1	151.6	－	13.6	13.6	14.8	15.2	15.5	14.3	14.6	15.1	13.3	－
	広島	154.0	153.1	150.5	150.6	150.3	154.1	154.8	154.8	153.3	－	13.5	13.6	12.4	13.4	14.6	14.7	14.6	14.7	14.3	－
	長野	153.1	152.7	153.7	153.1	152.8	152.9	152.4	152.1	152.0	－	10.4	10.4	10.7	11.2	12.3	11.9	11.5	12.1	12.6	－
	富山	154.9	155.0	156.1	154.3	153.1	157.4	157.4	156.8	154.8	－	11.0	11.7	12.3	11.8	12.4	13.3	13.5	13.6	12.9	－
	三重	146.9	147.1	153.0	153.6	153.0	149.1	149.9	149.8	149.2	－	11.8	11.9	15.1	15.3	15.4	13.7	13.7	14.3	14.0	－
	山梨	153.2	152.9	150.7	150.7	152.6	149.3	149.5	151.0	149.5	－	11.9	11.5	12.2	11.9	13.2	12.1	11.9	12.8	13.2	－
Cランク	群馬	152.0	151.3	155.3	154.3	154.6	152.6	152.7	153.3	154.3	－	11.9	11.8	14.0	14.5	14.9	12.9	13.0	13.2	13.9	－
	岡山	159.7	160.6	158.0	157.7	157.0	156.2	154.6	155.7	150.8	－	14.3	14.8	13.4	14.0	14.3	13.8	13.3	13.4	13.2	－
	石川	154.9	155.0	151.6	151.2	150.6	156.4	156.7	156.1	154.4	－	11.9	12.0	11.0	11.7	12.0	12.7	13.1	13.0	11.8	－
	香川	153.5	151.9	155.1	153.0	153.2	150.4	150.6	149.8	150.5	－	11.2	11.4	13.1	13.2	13.5	12.1	12.1	11.5	12.9	－
	奈良	142.1	142.1	144.1	142.3	141.7	141.0	139.7	139.6	137.3	－	7.8	7.6	9.6	9.8	10.2	8.5	8.1	7.8	8.1	－
	宮城	152.0	150.9	152.5	152.6	153.0	148.9	149.2	148.9	150.2	－	11.5	11.3	11.8	12.4	12.9	12.7	12.6	12.0	12.3	－
	福岡	153.5	153.0	153.4	152.6	153.3	153.6	153.2	153.5	148.3	－	12.1	11.8	11.6	12.3	13.1	13.6	13.5	14.3	12.6	－
	山口	152.4	151.9	152.5	151.9	153.4	151.9	151.5	151.8	151.6	－	12.2	12.0	11.9	12.6	14.0	13.6	13.0	13.1	12.9	－
	岐阜	154.1	153.3	149.9	149.5	150.8	151.4	150.4	149.7	145.7	－	12.5	12.1	11.0	11.2	11.9	12.0	11.8	11.9	12.3	－
	福井	157.3	155.8	155.7	155.0	155.5	154.7	154.7	154.7	155.5	－	10.7	10.7	10.9	10.9	11.7	12.9	12.8	12.9	14.2	－
	和歌山	143.9	144.7	146.8	145.8	145.8	149.8	148.7	146.0	143.6	－	8.9	9.3	9.5	9.5	9.9	12.9	13.5	12.6	12.1	－
	北海道	150.0	150.2	150.8	150.3	149.3	148.7	148.1	148.1	146.2	－	10.5	10.6	10.8	11.5	11.3	11.0	10.8	10.7	10.6	－
	新潟	155.6	155.5	154.9	154.5	155.0	153.7	153.6	154.1	150.4	－	11.0	11.1	11.6	12.0	12.4	12.8	12.4	12.3	11.3	－
	徳島	151.9	151.5	155.3	154.8	156.2	157.3	156.8	157.4	152.9	－	10.0	10.0	10.2	10.6	11.8	13.2	13.1	12.8	13.0	－
Dランク	福島	156.1	154.6	157.1	157.0	157.3	160.1	158.2	158.1	157.9	－	12.1	10.6	11.2	12.1	12.4	14.2	13.4	13.4	14.8	－
	大分	160.3	157.3	155.3	153.8	154.3	156.2	156.7	158.1	153.5	－	13.9	13.3	10.4	10.2	10.9	12.3	12.6	13.6	12.5	－
	山形	158.0	156.8	160.1	159.8	160.6	156.5	156.2	157.0	158.2	－	11.7	11.6	11.8	12.8	13.7	12.9	12.5	13.0	12.8	－
	愛媛	153.0	152.8	154.7	153.0	153.3	154.0	153.7	153.0	146.9	－	10.4	10.7	11.0	11.0	11.5	11.4	11.0	10.5	10.5	－
	島根	151.6	151.4	154.8	155.2	155.7	153.0	153.6	155.8	150.7	－	10.9	10.8	11.2	11.7	12.4	12.3	12.2	14.7	13.2	－
	鳥取	153.1	152.1	153.4	152.2	150.6	153.4	153.8	154.3	155.1	－	8.1	8.2	9.4	9.9	9.7	9.4	9.9	9.7	11.8	－
	熊本	155.4	155.6	155.3	155.3	155.0	152.1	151.2	153.1	152.3	－	11.3	11.3	11.0	11.8	12.1	10.8	11.1	11.7	11.8	－
	長崎	163.9	163.8	152.5	150.3	150.7	158.4	157.8	157.6	150.9	－	15.3	15.0	11.9	12.2	12.7	13.0	12.4	12.7	11.3	－
	高知	150.2	149.9	154.7	153.9	154.0	149.0	147.9	146.7	148.9	－	10.8	11.1	10.5	10.2	10.7	11.1	10.4	9.5	9.5	－
	岩手	156.4	154.6	160.3	159.0	157.7	157.3	157.1	157.3	155.1	－	11.6	10.6	12.3	12.2	12.0	13.0	13.1	13.3	12.4	－
	鹿児島	152.4	152.0	154.3	152.2	152.1	148.4	148.3	147.4	147.0	－	10.9	10.2	9.2	9.0	9.2	10.5	10.9	10.9	10.6	－
	佐賀	158.0	157.7	158.6	157.7	156.4	156.6	156.6	156.7	158.8	－	10.1	10.3	11.0	11.6	11.7	11.9	11.4	12.1	14.5	－
	青森	155.1	153.7	154.4	153.8	154.7	157.8	157.1	159.6	156.7	－	10.6	10.4	9.4	9.7	10.7	14.9	14.6	16.0	12.6	－
	秋田	155.7	154.1	155.4	154.2	153.9	151.3	151.4	152.5	154.7	－	10.9	10.1	10.2	10.7	10.9	8.9	8.6	8.9	10.9	－
	宮崎	155.3	155.2	153.3	152.3	152.3	155.6	153.5	150.2	149.0	－	9.6	9.6	10.0	10.1	10.2	12.1	12.0	12.0	11.0	－
	沖縄	151.7	150.7	150.6	150.4	150.5	150.7	149.9	150.6	146.2	－	9.6	9.5	9.6	9.8	10.3	10.3	9.9	10.6	8.2	－

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
（注）１　事業所規模30人以上の数値である。
　　２　令和元年結果は、令和２年７月公表予定。

５　消費者物価指数等の推移

(1)　消費者物価対前年上昇率の推移

（単位：％）

ランク	都道府県（注１・２）	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和２年				
												１月	２月	３月	４月	５月
Ａランク	東京	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.5	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.8	0.5	0.5	0.2	0.5
	神奈川	△ 0.8	△ 0.3	0.1	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	0.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.4	0.1
	大阪	△ 1.2	△ 0.6	0.0	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	1.0	0.5	0.5	0.2	0.3
	愛知	△ 1.4	△ 0.5	0.3	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0
	埼玉	△ 1.0	△ 0.1	0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	0.4	0.2	0.4	0.2	0.3
	千葉	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.2	0.6	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	0.9	0.3	0.0	0.0	△ 0.1
Ｂランク	京都	△ 0.8	△ 0.1	△ 0.1	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	0.3	0.0	△ 0.3	△ 0.4	0.0
	兵庫	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.2	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	1.3	1.2	1.3	1.6	1.2
	静岡	△ 1.2	△ 0.4	0.5	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.8	0.5	0.3	0.1	0.1
	滋賀	△ 1.1	△ 0.4	0.0	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	0.2	0.1	0.1	△ 0.1	△ 0.1
	茨城	△ 0.7	△ 0.1	0.2	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	0.8	0.6	0.6	△ 0.4	0.3
	栃木	△ 1.0	△ 0.7	0.4	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.8	0.5	0.4	0.2	0.2
	広島	△ 1.1	0.1	△ 0.3	0.0	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.7	0.9	0.8	0.1	0.3
	長野	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.2	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	1.3	1.3	1.2	0.5	0.2
	富山	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	1.0	0.7	0.4	△ 0.1	△ 0.5
	三重	△ 0.4	0.2	0.2	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	0.4	0.3	0.2	0.1	△ 0.1
	山梨	△ 1.2	△ 0.4	0.3	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	0.5	0.0	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.4
Ｃランク	群馬	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.3	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	1.0	0.3	0.5	△ 0.1	△ 0.4
	岡山	△ 1.0	0.1	△ 0.2	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.6	0.3	0.4	0.3	0.3
	石川	△ 1.1	△ 0.6	△ 0.6	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	1.0	0.8	0.3	△ 0.3	△ 0.2
	香川	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.1	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	0.0	0.0	0.1	△ 0.3	△ 0.1
	奈良	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.3	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.8	0.8	0.5	0.4	0.0
	宮城	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	1.1	0.7	0.6	0.5	0.4
	福岡	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.1	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.9	0.4	0.6	0.4	0.6
	山口	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.1	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	1.4	0.9	1.2	0.1	0.3
	岐阜	△ 0.7	△ 0.4	0.0	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.0	△ 1.4
	福井	△ 1.6	△ 1.0	0.5	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	1.7	0.8	0.7	0.3	0.3
	和歌山	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.2	0.7	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.1	0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.2
	北海道	△ 0.5	0.3	0.1	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	0.9	1.0	0.9	△ 0.1	△ 0.4
	新潟	△ 0.3	△ 0.5	0.4	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	0.7	0.3	0.5	0.0	0.0
	徳島	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.2	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.8	0.7	0.2	0.1	△ 0.2
Ｄランク	福島	△ 1.2	△ 0.4	0.3	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	1.2	1.1	1.0	0.0	0.2
	大分	△ 1.7	△ 0.3	0.3	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5	0.4
	山形	△ 0.8	0.1	0.2	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	1.3	0.8	0.3	△ 0.5	△ 1.0
	愛媛	△ 0.6	0.2	0.5	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	0.3	0.2	0.1	△ 0.2	△ 0.4
	島根	△ 0.7	△ 0.2	0.1	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	0.5	0.0	△ 0.2	△ 0.9	△ 1.2
	鳥取	△ 0.8	△ 0.1	0.2	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	0.4	0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.4
	熊本	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	0.1	0.1	0.2	△ 0.3	△ 0.4
	長崎	△ 0.8	△ 0.6	0.1	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.5	0.3	0.8	1.0	0.8
	高知	△ 0.9	△ 0.3	0.1	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	0.3	0.3	0.4	△ 0.1	△ 0.3
	岩手	△ 1.2	0.0	0.0	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	1.1	0.4	0.4	△ 0.4	△ 0.2
	鹿児島	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.9	0.8	0.8	0.4	0.2
	佐賀	△ 0.9	△ 0.5	0.0	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.7	0.5	0.7	0.5	0.4
	青森	△ 0.4	0.3	△ 0.8	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	0.9	0.5	0.2	△ 0.3	△ 3.2
	秋田	△ 0.1	0.0	△ 0.3	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	0.5	0.1	0.0	△ 0.5	△ 0.8
	宮崎	△ 1.1	△ 0.3	0.2	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.3	0.6	0.4	0.4	△ 0.2
	沖縄	△ 0.9	0.0	△ 0.3	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.9

資料出所　総務省「消費者物価指数」

（注）１　数値は、都道府県庁所在都市のものである。

２　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移

ランク	・都道府県（注１～３）	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Ａランク	東京	106.5	106.3	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	103.0	103.4
	神奈川	106.8	107.1	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	104.2	103.9
	大阪	101.3	101.0	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.6	99.4
	愛知	99.2	99.3	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	99.0	98.3
	埼玉	102.5	102.3	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	101.9	101.9
	千葉	98.4	99.1	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.4
Ｂランク	京都	101.6	101.8	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	101.1	100.9
	兵庫	101.7	101.9	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.0	100.6
	静岡	99.1	99.3	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.1	99.6
	滋賀	100.4	100.5	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.9	100.8
	茨城	98.4	98.1	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	99.1	99.2
	栃木	100.6	100.6	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.7	99.7
	広島	101.3	101.7	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	99.4	99.1
	長野	98.4	97.7	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	98.1	98.8
	富山	98.4	98.2	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	100.1	99.5
	三重	99.6	99.7	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.8	98.7
	山梨	99.8	98.9	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.9	99.9
Ｃランク	群馬	97.4	97.0	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.9	97.3
	岡山	99.8	100.4	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	99.1	98.1
	石川	103.7	102.9	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.7	100.7
	香川	99.2	98.7	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	99.4	99.6
	奈良	97.1	97.3	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	97.0	97.3
	宮城	98.0	97.7	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.4	100.0
	福岡	97.4	97.4	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.7	98.0
	山口	100.7	100.1	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	99.5	100.1
	岐阜	97.9	97.5	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.9	98.8
	福井	99.0	98.1	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.9	100.0
	和歌山	101.8	101.8	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	100.5	100.0
	北海道	99.3	99.0	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	100.7	100.5
	新潟	98.7	98.7	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	99.1	99.1
	徳島	101.4	101.1	100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	101.2	101.4
Ｄランク	福島	101.5	101.4	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.8	100.8
	大分	98.9	97.8	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	99.1	99.5
	山形	100.8	101.0	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	100.0	100.6
	愛媛	98.6	98.8	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	99.0	98.7
	島根	101.8	101.0	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	100.4	100.3
	鳥取	99.1	98.1	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	99.0	98.9
	熊本	100.1	100.1	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	99.4	99.3
	長崎	103.3	102.6	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.0	100.6
	高知	99.3	99.2	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	100.1	100.4
	岩手	98.7	99.1	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.8	99.4
	鹿児島	100.7	100.0	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.6	97.8
	佐賀	98.0	97.4	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	97.8	98.1
	青森	99.8	99.8	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	99.2	99.3
	秋田	97.5	97.3	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.6	98.6
	宮崎	96.9	96.7	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	97.4	97.5
	沖縄	99.5	99.7	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	100.4	100.3

資料出所　総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）
（注）１　各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。
　　２　指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」である。

６　労働者数等の推移

(1)　常用労働者数［事業所規模５人以上］（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（%）				
		平成27年	28年	29年	30年	令和元年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
Aランク	東　京	727	737	750	797	－	0.0	1.4	1.7	6.3	－
	神奈川	270	273	276	299	－	1.0	0.8	1.4	8.2	－
	大　阪	376	384	392	389	－	2.2	2.2	2.0	△ 0.7	－
	愛　知	299	300	302	319	－	0.6	0.5	0.7	5.5	－
	埼　玉	207	208	209	211	－	1.8	0.5	0.3	1.2	－
	千　葉	167	168	169	186	－	0.7	0.4	0.8	9.8	－
Bランク	京　都	86	87	88	92	－	1.5	0.7	1.0	4.2	－
	兵　庫	171	172	172	180	－	0.3	0.7	△ 0.2	4.7	－
	静　岡	140	140	140	140	－	0.8	0.2	0.1	△ 0.2	－
	滋　賀	48	48	49	51	－	2.5	0.6	2.2	3.5	－
	茨　城	99	100	100	99	－	1.0	0.6	0.3	△ 0.5	－
	栃　木	71	72	71	70	－	0.3	0.9	△ 0.5	△ 1.7	－
	広　島	100	100	101	105	－	0.0	0.0	0.4	4.6	－
	長　野	71	72	73	75	－	1.0	1.2	0.8	2.8	－
	富　山	41	41	42	42	－	△ 0.1	0.6	1.1	0.1	－
	三　重	62	62	63	65	－	1.1	△ 0.2	0.8	3.3	－
	山　梨	27	27	28	29	－	1.7	0.0	1.4	4.1	－
Cランク	群　馬	71	71	71	73	－	0.5	0.5	0.1	3.4	－
	岡　山	67	67	68	68	－	1.1	1.0	0.4	0.5	－
	石　川	43	43	44	43	－	1.3	1.7	0.2	△ 1.8	－
	香　川	33	33	34	34	－	△ 2.8	0.7	1.5	0.9	－
	奈　良	34	34	33	39	－	△ 0.6	0.7	△ 1.7	16.4	－
	宮　城	83	83	83	81	－	0.9	0.8	△ 0.8	△ 2.3	－
	福　岡	168	166	166	180	－	0.0	△ 1.1	0.3	8.4	－
	山　口	48	49	50	48	－	1.6	1.9	1.5	△ 2.5	－
	岐　阜	65	67	66	68	－	2.2	2.1	△ 0.2	2.0	－
	福　井	29	29	29	30	－	△ 1.0	1.1	0.8	0.7	－
	和歌山	27	28	28	29	－	△ 1.1	3.1	0.9	3.3	－
	北海道	176	175	177	177	－	1.1	△ 0.1	0.9	△ 0.3	－
	新　潟	81	81	81	80	－	0.2	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.7	－
	徳　島	23	23	23	24	－	1.1	0.9	△ 0.1	4.4	－
Dランク	福　島	67	67	68	65	－	2.2	0.1	1.2	△ 4.3	－
	大　分	39	39	39	38	－	1.5	0.4	0.2	△ 2.5	－
	山　形	38	38	38	38	－	1.5	0.3	0.5	△ 0.9	－
	愛　媛	43	43	43	45	－	△ 0.1	0.0	0.4	3.8	－
	島　根	23	23	24	23	－	1.8	0.1	1.7	△ 1.2	－
	鳥　取	18	18	18	18	－	1.4	0.4	0.9	△ 3.7	－
	熊　本	54	54	54	57	－	0.2	0.6	0.3	5.2	－
	長　崎	42	42	42	43	－	△ 0.2	0.8	△ 0.1	1.9	－
	高　知	21	21	22	23	－	△ 0.6	2.0	2.2	2.8	－
	岩　手	41	42	41	42	－	△ 0.7	0.8	△ 0.4	2.4	－
	鹿児島	48	47	47	51	－	△ 1.2	△ 1.1	0.5	8.2	－
	佐　賀	26	26	25	28	－	0.8	0.4	△ 1.2	8.5	－
	青　森	39	40	41	42	－	1.8	1.6	1.0	4.5	－
	秋　田	32	32	32	33	－	0.7	1.5	0.4	2.1	－
	宮　崎	32	31	31	34	－	△ 2.5	△ 1.2	0.5	9.5	－
	沖　縄	40	41	41	46	－	1.1	1.3	1.5	11.0	－
全国計		4,777	4,877	5,003	4,981	－	2.1	2.1	2.6	△ 0.4	－

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注）１　事業所規模５人以上の数値である。

２　全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

３　令和元年結果は、令和２年７月公表予定。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（%）				
		平成27年	28年	29年	30年	令和元年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
Aランク	東　京	935	953	983	1,006	1,028	2.6	1.9	3.1	2.3	2.2
	神奈川	205	209	215	220	223	2.1	2.0	3.2	2.0	1.4
	大　阪	339	344	354	362	368	1.4	1.4	2.8	2.2	1.7
	愛　知	268	272	281	286	291	1.7	1.7	3.1	1.9	1.8
	埼　玉	138	142	148	151	154	1.6	2.5	4.1	2.4	1.7
	千　葉	111	114	119	122	124	2.3	2.5	4.6	2.4	2.0
Bランク	京　都	72	72	74	75	76	1.2	1.0	2.6	1.4	1.3
	兵　庫	132	134	138	141	142	1.1	1.3	3.3	1.8	1.3
	静　岡	110	112	115	117	118	0.7	1.1	3.0	1.5	1.2
	滋　賀	36	37	38	39	40	1.4	1.7	3.6	2.1	1.8
	茨　城	74	75	78	79	80	1.2	1.3	3.1	1.8	1.3
	栃　木	54	55	56	57	58	1.1	1.5	2.9	1.8	1.3
	広　島	96	97	99	101	102	1.8	1.5	2.5	1.5	0.9
	長　野	60	61	62	63	64	1.2	1.4	2.5	1.6	1.0
	富　山	36	36	37	37	37	0.9	0.9	2.3	1.0	0.6
	三　重	47	47	49	50	50	1.4	1.1	3.2	2.3	1.2
	山　梨	21	21	22	22	22	1.7	1.6	3.3	2.2	1.5
Cランク	群　馬	57	58	60	61	62	1.2	1.8	3.4	2.2	1.6
	岡　山	56	57	59	60	60	1.7	1.7	2.7	1.1	1.2
	石　川	36	37	38	38	39	1.8	1.8	3.1	1.7	0.8
	香　川	31	31	32	32	33	1.5	1.1	2.5	1.4	0.9
	奈　良	23	23	24	25	25	2.3	2.0	3.7	1.9	1.3
	宮　城	69	70	72	73	74	1.8	1.4	2.8	1.4	0.9
	福　岡	160	162	168	172	174	1.8	1.7	3.6	2.0	1.5
	山　口	39	39	40	41	41	1.7	1.6	2.6	1.0	0.7
	岐　阜	56	57	59	60	60	1.5	1.5	2.8	1.6	1.2
	福　井	25	25	26	26	26	1.6	1.1	2.8	1.1	0.9
	和歌山	23	23	24	24	24	0.8	1.1	2.8	1.2	0.8
	北海道	146	148	152	154	156	1.2	1.4	2.7	1.2	1.1
	新　潟	71	71	72	73	73	0.6	0.6	1.6	1.2	0.6
	徳　島	19	20	20	20	20	1.6	1.4	1.0	0.4	0.7
Dランク	福　島	56	56	58	58	58	2.9	1.3	2.0	0.9	0.4
	大　分	32	32	33	34	34	1.2	0.8	2.5	1.0	0.1
	山　形	32	32	32	33	33	1.1	0.3	1.6	0.8	0.2
	愛　媛	39	39	40	41	41	1.3	1.4	2.5	1.2	0.5
	島　根	20	20	20	21	21	0.7	0.4	1.9	0.7	0.3
	鳥　取	16	16	16	16	16	1.7	1.0	2.3	1.0	0.7
	熊　本	46	46	48	49	49	1.6	0.8	2.5	2.4	1.1
	長　崎	35	36	37	37	37	1.3	1.2	2.3	0.8	0.0
	高　知	19	19	20	20	20	0.8	0.7	1.8	0.5	0.1
	岩　手	36	36	37	37	37	0.9	0.4	1.6	0.6	0.2
	鹿児島	44	44	45	46	46	1.2	0.7	2.2	0.9	0.8
	佐　賀	23	23	24	24	24	1.8	1.0	1.9	1.2	0.6
	青　森	35	35	36	36	36	0.7	0.6	1.7	0.7	0.3
	秋　田	28	28	29	29	29	0.4	△ 0.1	1.4	0.3	△ 0.2
	宮　崎	28	29	29	30	30	1.3	0.9	2.7	1.5	0.9
	沖　縄	38	39	41	42	43	3.4	3.1	4.4	2.7	2.2
全国計		4,070	4,134	4,256	4,335	4,399	1.8	1.6	3.0	1.8	1.5

資料出所　厚生労働省「雇用保険事業月報」

（注）1　労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。
（＝雇用保険における一括適用）

2　一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。

3　被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。

4　一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。

(3)　就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（%）				
		平成27年	28年	29年	30年	令和元年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
Aランク	東　京	742	752	768	792	806	1.3	1.3	2.2	3.1	1.8
	神奈川	466	478	485	496	509	0.1	2.5	1.6	2.3	2.6
	大　阪	424	429	434	442	458	0.2	1.3	1.0	1.9	3.6
	愛　知	390	392	396	408	415	△ 0.5	0.6	1.1	3.0	1.7
	埼　玉	372	376	383	393	399	1.4	0.9	1.9	2.7	1.5
	千　葉	321	324	327	332	336	0.5	1.0	1.0	1.5	1.0
Bランク	京　都	130	133	135	136	137	0.7	2.1	1.4	1.0	1.0
	兵　庫	263	268	272	275	275	0.3	1.7	1.4	1.1	0.0
	静　岡	193	194	197	200	199	△ 0.1	0.4	1.4	1.6	△ 0.3
	滋　賀	70	70	73	76	77	△ 2.7	0.0	5.3	3.1	1.6
	茨　城	147	148	148	150	150	0.2	0.2	0.5	0.8	0.3
	栃　木	102	102	102	103	103	0.0	0.2	0.4	0.6	0.2
	広　島	140	141	143	143	144	0.8	0.9	0.9	0.5	0.7
	長　野	111	111	112	113	113	1.2	0.2	0.6	1.3	0.2
	富　山	56	56	56	56	56	0.5	0.5	△ 0.2	0.5	0.5
	三　重	94	95	93	96	99	0.7	0.6	△ 2.0	3.6	3.1
	山　梨	42	42	44	45	45	△ 3.5	△ 0.5	5.1	3.0	△ 0.2
Cランク	群　馬	99	100	100	102	103	0.1	0.4	0.6	1.5	0.7
	岡　山	93	94	94	95	95	0.4	0.5	0.6	0.7	0.3
	石　川	60	60	60	61	61	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
	香　川	48	48	48	49	49	△ 0.6	0.0	0.8	1.7	△ 0.2
	奈　良	63	64	65	65	66	0.5	0.6	1.6	1.2	0.5
	宮　城	116	116	119	121	123	△ 0.7	0.4	2.7	1.8	1.1
	福　岡	247	249	253	257	259	0.9	0.8	1.6	1.5	0.7
	山　口	67	69	69	70	69	0.1	2.1	0.7	1.0	△ 0.4
	岐　阜	109	110	111	113	113	1.0	0.9	1.3	1.5	0.4
	福　井	43	42	42	42	42	4.4	△ 0.7	△ 1.7	1.2	0.5
	和歌山	48	48	49	47	48	1.0	0.2	0.6	△ 2.9	1.5
	北海道	256	257	258	264	266	0.5	0.3	0.4	2.3	0.9
	新　潟	117	117	118	119	119	0.6	0.2	0.5	0.9	0.3
	徳　島	36	36	36	36	36	0.0	△ 0.3	0.0	0.8	0.0
Dランク	福　島	97	97	98	98	98	△ 0.1	0.5	0.4	0.4	0.1
	大　分	57	58	58	59	59	1.1	1.8	0.3	1.0	1.0
	山　形	59	57	57	58	58	1.6	△ 2.0	△ 1.6	1.8	1.6
	愛　媛	67	67	67	68	68	1.4	0.6	0.3	1.3	0.4
	島　根	34	34	34	36	36	△ 0.3	0.0	0.3	4.9	△ 0.6
	鳥　取	29	29	30	30	30	0.7	1.0	1.7	1.4	0.0
	熊　本	88	89	90	91	91	1.3	1.0	1.1	1.1	0.4
	長　崎	67	67	67	68	67	0.5	0.2	0.2	1.3	△ 0.4
	高　知	36	36	36	36	36	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0
	岩　手	64	65	66	67	67	0.6	2.5	0.2	1.8	△ 0.1
	鹿児島	77	79	81	81	80	1.9	3.1	1.6	0.4	△ 1.6
	佐　賀	43	42	43	44	42	0.0	△ 0.9	2.4	0.7	△ 2.5
	青　森	65	65	65	65	65	△ 0.2	0.3	0.3	0.5	0.3
	秋　田	49	49	49	49	49	△ 2.0	△ 0.6	0.4	0.6	△ 0.2
	宮　崎	54	55	55	55	55	△ 2.0	0.6	0.5	0.7	0.2
	沖　縄	67	68	69	71	73	2.9	1.9	1.5	2.3	2.7
全国計		6,401	6,465	6,530	6,664	6,724	0.5	1.0	1.0	2.1	0.9

資料出所　総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

（注）１　都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

２　平成23年の岩手県、宮城県及び福島県については、補完推計値を用いて推計した値である。

３　毎年１～３月期平均公表時に，新たな結果を追加して再計算を行い，前年までの過去５年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

４　全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

Ⅲ　業務統計資料編

令和元年度　地域別最低賃金の審議・決定状況

目安ランク	都道府県名	前年度決定金額（円）	改定最低賃金額			結審年月日（答申日）	裁決状況	効力発生日
			最低賃金額（円）	引上げ額（円）	引上げ率（%）			
A	東　京	985	1013	28	2.84%	8月5日	◐	10月1日
A	神奈川	983	1011	28	2.85%	8月5日	●	10月1日
A	大　阪	936	964	28	2.99%	8月5日	○	10月1日
A	愛　知	898	926	28	3.12%	8月5日	○	10月1日
A	埼　玉	898	926	28	3.12%	8月5日	○	10月1日
A	千　葉	895	923	28	3.13%	8月5日	●	10月1日
B	京　都	882	909	27	3.06%	8月5日	●	10月1日
B	兵　庫	871	899	28	3.21%	8月5日	○	10月1日
B	静　岡	858	885	27	3.15%	8月8日	●	10月4日
B	滋　賀	839	866	27	3.22%	8月7日	◐ ◭	10月3日
B	茨　城	822	849	27	3.28%	8月5日	▲	10月1日
B	栃　木	826	853	27	3.27%	8月5日	○	10月1日
B	広　島	844	871	27	3.20%	8月5日	●	10月1日
B	長　野	821	848	27	3.29%	8月8日	●	10月4日
B	富　山	821	848	27	3.29%	8月5日	○	10月1日
B	三　重	846	873	27	3.19%	8月5日	○	10月1日
B	山　梨	810	837	27	3.33%	8月5日	●	10月1日
C	群　馬	809	835	26	3.21%	8月9日	◐ ◭	10月6日
C	岡　山	807	833	26	3.22%	8月6日	●	10月2日
C	石　川	806	832	26	3.23%	8月6日	○	10月2日
C	香　川	792	818	26	3.28%	8月5日	○	10月1日
C	奈　良	811	837	26	3.21%	8月9日	○	10月5日
C	宮　城	798	824	26	3.26%	8月5日	▲	10月1日
C	福　岡	814	841	27	3.32%	8月5日	●	10月1日
C	山　口	802	829	27	3.37%	8月9日	●	10月5日
C	岐　阜	825	851	26	3.15%	8月5日	○	10月1日
C	福　井	803	829	26	3.24%	8月7日	○	10月4日
C	和歌山	803	830	27	3.36%	8月5日	○	10月1日
C	北海道	835	861	26	3.11%	8月7日	●	10月3日
C	新　潟	803	830	27	3.36%	8月9日	●	10月6日
C	徳　島	766	793	27	3.52%	8月5日	◐ ◭	10月1日
D	福　島	772	798	26	3.37%	8月5日	◐	10月1日
D	大　分	762	790	28	3.67%	8月5日	●	10月1日
D	山　形	763	790	27	3.54%	8月5日	●	10月1日
D	愛　媛	764	790	26	3.40%	8月5日	○	10月1日
D	島　根	764	790	26	3.40%	8月1日	○	10月1日
D	鳥　取	762	790	28	3.67%	8月9日	●	10月5日
D	熊　本	762	790	28	3.67%	8月5日	●	10月1日
D	長　崎	762	790	28	3.67%	8月7日	●	10月3日
D	高　知	762	790	28	3.67%	8月8日	○	10月5日
D	岩　手	762	790	28	3.67%	8月8日	●	10月4日
D	鹿児島	761	790	29	3.81%	8月7日	●	10月3日
D	佐　賀	762	790	28	3.67%	8月8日	●	10月4日
D	青　森	762	790	28	3.67%	8月8日	●	10月4日
D	秋　田	762	790	28	3.67%	8月7日	●	10月3日
D	宮　崎	762	790	28	3.67%	8月8日	●	10月4日
D	沖　縄	762	790	28	3.67%	8月6日	●	10月3日
全国加重平均額		874	901			－		－

備考

１　全国加重平均額　901円

２　答申時の裁決状況　○全会一致 16件　　●使用者側反対 24件　　▲労働者側反対 2件

◐使側一部反対 2件　　◭ ◐労側一部反対・使側一部反対 3件

３　答申時期　前年より早い 3件　　前年より遅い 12件　　前年と同じ 32件

４　発効日　前年より早い 4件　　前年より遅い 12件　　前年と同じ 31件

５　目安との比較　目安を上回る 19件（前年度23件）

６　異議申出状況　45局（前年度43局）

(2)　目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

（単位：円）

	年度 都道府県名	平成２２	２３	２４	２５	２６	２７	２８	２９	３０	令和元	都道府県名
	東京											東京
A	神奈川						－１					神奈川
	大阪						＋１					大阪
ラ	愛知	＋３	＋１	＋３	＋３	＋１	＋１					愛知
ン	埼玉	＋１			＋２	＋２		＋１				埼玉
ク	千葉	＋６		＋２	＋２	＋２						千葉
	京都		＋１		＋２	＋１						京都
	兵庫		＋２					＋１		＋１	＋１	兵庫
B	静岡	＋２	＋２	＋３	＋２	＋１						静岡
	滋賀	＋３	＋２	＋３	＋２	＋１						滋賀
ラ	茨城	＋２	＋１	＋３	＋２	＋１						茨城
	栃木	＋２	＋２	＋１	＋１							栃木
ン	広島				＋２	＋２	＋１					広島
	長野	＋２		＋２	＋１							長野
ク	富山	＋２		＋４		＋１						富山
	三重	＋２	＋２	＋３	＋１	＋１						三重
	山梨	＋２		＋１	＋１	＋１						山梨
	群馬	＋２	＋１	＋２	＋１					＋１		群馬
	岡山	＋３	＋１	＋２	＋２	＋２				＋１		岡山
C	石川	＋２		＋２	＋１		＋１					石川
	香川	＋２	＋２	＋３	＋２	＋２	＋１	＋１		＋１		香川
	奈良	＋２	＋１	＋２	＋１							奈良
ラ	宮城	＋２	＊		＋１					＋１		宮城
	福岡	＋２	＋２	＋２	＋１	＋１					＋１	福岡
	山口	＋２	＋２	＋２	＋１						＋１	山口
ン	岐阜			＋２	＋１							岐阜
	福井	＋２		＋２	＋１	＋１						福井
	和歌山			＋１	＋１					＋１	＋１	和歌山
ク	北海道											北海道
	新潟	＋２	＋１	＋２	＋２				＋１		＋１	新潟
	徳島	＋２	＋１	＋３	＋２					＋１	＋１	徳島
	福島	＋３	＊	＋２	＋１	＋１				＋１		福島
	大分	＋２	＋３	＋２	＋１		＋１			＋２	＋２	大分
	山形	＋４	＋１	＋３	＋１	＋２				＋１	＋１	山形
D	愛媛	＋２	＋２	＋３	＋２	＋１				＋２		愛媛
	島根	＋２	＋３	＋２	＋２	＋２	＋１	＋１		＋１		島根
	鳥取	＋２	＋３	＋３	＋１			＋１	＋１	＋１	＋２	鳥取
ラ	熊本	＋３	＋３	＋２	＋１		＋１			＋２	＋２	熊本
	長崎	＋３	＋３	＋３	＋１		＋１			＋２	＋２	長崎
	高知	＋１	＋２	＋３	＋２			＋１		＋２	＋２	高知
ン	岩手	＋３	＊	＋４	＋２		＋１			＋１	＋２	岩手
	鹿児島	＋２	＋４	＋３	＋１					＋１	＋３	鹿児島
	佐賀	＋３	＋３	＋３	＋１	＋１				＋２	＋２	佐賀
ク	青森	＋２	＋１	＋２	＋１	＋１				＋１	＋２	青森
	秋田	＋３	＋１	＋３	＋１	＋１				＋１	＋２	秋田
	宮崎	＋３	＋３	＋３	＋１				＋１	＋２	＋２	宮崎
	沖縄	＋３	＋２	＋４	＋１				＋１	＋２	＋２	沖縄

＊平成23年度の岩手、宮城及び福島の３県については、同年度の目安が、「各県ごとの被害状況等に十分に配慮」等した審議を求めた経緯を踏まえ、目安と改定額との差額を記載していない。

(3) 効力発生年月日の推移

	年度 都道府県名	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	都道府県
	東京	10.24	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	東京
A	神奈川	10.21	10.1	10.1	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	神奈川
ラ	大阪	10.15	9.30	9.30	10.18	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1	大阪
ン	愛知	10.24	10.7	10.1	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛知
ク	埼玉	10.16	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼玉
	千葉	10.24	10.1	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千葉
	京都	10.17	10.16	10.14	10.24	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1	京都
	兵庫	10.17	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵庫
B	静岡	10.14	10.14	10.12	10.12	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4	静岡
	滋賀	10.21	10.20	10.6	10.25	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	滋賀
ラ	茨城	10.16	10.8	10.6	10.19	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	茨城
	栃木	10.7	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃木
ン	広島	10.30	10.1	10.1	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	広島
	長野	10.29	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	長野
ク	富山	10.27	10.1	11.4	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	富山
	三重	10.22	10.1	9.30	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	三重
	山梨	10.17	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	山梨
	群馬	10.9	10.7	10.10	10.13	10.5	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	群馬
	岡山	11.5	10.27	10.24	10.30	10.5	10.2	10.1	10.1	10.3	10.2	岡山
C	石川	10.30	10.20	10.6	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	石川
	香川	10.16	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	香川
	奈良	10.24	10.7	10.6	10.20	10.3	10.7	10.6	10.1	10.4	10.5	奈良
ラ	宮城	10.24	10.29	10.19	10.31	10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	宮城
	福岡	10.22	10.15	10.13	10.18	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	福岡
	山口	10.29	10.6	10.1	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5	山口
ン	岐阜	10.17	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	岐阜
	福井	10.21	10.1	10.6	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	福井
	和歌山	10.29	10.13	10.1	10.19	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	和歌山
ク	北海道	10.15	10.6	10.18	10.18	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	北海道
	新潟	10.21	10.7	10.5	10.26	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.6	新潟
	徳島	10.16	10.15	10.19	10.30	10.1	10.4	10.1	10.5	10.1	10.1	徳島
	福島	10.24	11.2	10.1	10.6	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	福島
	大分	10.24	10.20	10.4	10.20	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	大分
	山形	10.29	10.29	10.24	10.24	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	山形
D	愛媛	10.27	10.20	10.24	10.31	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	愛媛
	島根	10.24	11.6	10.14	11.6	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	島根
	鳥取	10.31	10.29	10.20	10.25	10.8	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	鳥取
ラ	熊本	11.5	10.20	10.1	10.30	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	熊本
	長崎	11.4	10.12	10.24	10.20	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	長崎
	高知	10.27	10.26	10.26	10.26	10.26	10.18	10.16	10.13	10.5	10.5	高知
ン	岩手	10.30	11.11	10.20	10.27	10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	10.4	岩手
	鹿児島	10.28	10.29	10.13	10.27	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	鹿児島
	佐賀	10.29	10.6	10.21	10.26	10.4	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	佐賀
ク	青森	10.29	10.16	10.12	10.24	10.24	10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	青森
	秋田	11.3	10.30	10.13	10.26	10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	秋田
	宮崎	11.4	11.2	10.26	11.2	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.4	宮崎
	沖縄	11.5	11.6	10.25	10.26	10.24	10.9	10.1	10.1	10.3	10.3	沖縄

（4）　加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

（円）

ランク＼年度	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
全　国	730 (2.38)	737 (0.96)	749 (1.63)	764 (2.00)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)
Aランク	792 (2.99)	804 (1.52)	817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)
Bランク	724 (1.97)	725 (0.14)	734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)
Cランク	686 (1.93)	691 (0.73)	699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)
Dランク	643 (1.90)	648 (0.78)	654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)

（注）1　金額は適用労働者数による加重平均時間額である。
2　(　)内は引上げ率(%)を示す。
3　各ランクは、各年度における適用ランクである。
4　平成23年度と平成29年度はランク区分の入替え（例えば平成29年度は、埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C）があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5)　最高額と最低額及び格差の推移

区分＼年度	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
①　最高額（円）	821 東　京	837 東　京	850 東　京	869 東　京	888 東　京	907 東　京	932 東　京	958 東　京	985 東　京	1,013 東　京
②　最低額（円）	642 ※１	645 岩手 高知 沖縄	652 島根 高知	664 ※２	677 ※３	693 ※４	714 宮崎 沖縄	737 ※５	761 鹿児島	790 ※６
格差 ②／①×100	78.2	77.1	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0

※１　鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄
※２　鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄
※３　鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄
※４　鳥取、高知、宮崎、沖縄
※５　高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
※６　青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(6)　地域別最低賃金引上げ率の推移

（単位：％）

	都道府県＼年度	平成２２	２３	２４	２５	２６	２７	２８	２９	３０	令和元
	東　京	3.79	1.95	1.55	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84
A	神奈川	3.68	2.20	1.56	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85
ラ	大　阪	2.23	0.90	1.78	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99
ン	愛　知	1.78	0.67	1.07	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12
ク	埼　玉	2.04	1.20	1.58	1.82	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12
	千　葉	2.20	0.54	1.07	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13
	京　都	2.74	0.27	1.07	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06
B	兵　庫	1.80	0.68	1.35	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21
	静　岡	1.68	0.41	0.96	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15
ラ	滋　賀	1.88	0.42	0.99	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22
	茨　城	1.77	0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28
ン	栃　木	1.75	0.43	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27
	広　島	1.73	0.85	1.27	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20
ク	長　野	1.76	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29
	富　山	1.77	0.14	1.16	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29
	三　重	1.71	0.42	0.98	1.80	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19
	山　梨	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33
	群　馬	1.78	0.29	0.87	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21
C	岡　山	1.94	0.29	0.88	1.74	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22
	石　川	1.78	0.15	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23
	香　川	1.84	0.45	1.05	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28
ラ	奈　良	1.77	0.29	0.87	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21
	宮　城	1.81	0.15	1.48	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26
	福　岡	1.76	0.43	0.86	1.57	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32
ン	山　口	1.79	0.44	0.88	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37
	岐　阜	1.44	0.14	0.85	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15
	福　井	1.79	0.15	0.88	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24
ク	和歌山	1.48	0.15	0.73	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36
	北海道	1.92	2.03	1.99	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11
	新　潟	1.79	0.29	0.88	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36
	徳　島	1.90	0.31	1.08	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52
	福　島	2.02	0.15	0.91	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37
	大　分	1.90	0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67
D	山　形	2.22	0.31	1.08	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54
	愛　媛	1.90	0.47	1.08	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40
	島　根	1.90	0.62	0.93	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40
ラ	鳥　取	1.90	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67
	熊　本	2.06	0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67
	長　崎	2.07	0.62	1.08	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67
ン	高　知	1.74	0.47	1.09	1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67
	岩　手	2.06	0.16	1.24	1.84	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67
	鹿児島	1.90	0.78	1.08	1.68	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81
ク	佐　賀	2.07	0.62	1.08	1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67
	青　森	1.90	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67
	秋　田	2.06	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67
	宮　崎	2.07	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67
	沖　縄	2.07	0.47	1.24	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

監督指導結果の推移（平成23～令和２年、全国計）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（%）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（%）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（%）
平成23	14,298	1,481	10.4	41.3	51.8	6.9	201,362	5,275	2.6
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
平成25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
平成26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
平成31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和２	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2

(注)各年とも１～３月の結果である。

業種別法違反の状況（令和２年１月～３月　全国計）

業　　種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%
01　製造業	5,689	753	13.2%	5,231	703	13.4%	468	50	10.7%
01　食料品製造業	1,693	206	12.2%	1,680	204	12.1%	13	2	15.4%
02　繊維工業	417	59	14.1%	412	59	14.3%	5	0	0.0%
03　衣服その他の繊維製品製造業	613	74	12.1%	613	74	12.1%	0	0	0.0%
04　木材・木製品製造業	164	15	9.1%	164	15	9.1%	0	0	0.0%
05　家具・装備品製造業	86	12	14.0%	86	12	14.0%	0	0	0.0%
06　パルプ・紙・紙加工品製造業	171	23	13.5%	171	23	13.5%	0	0	0.0%
07　印刷・製本業	179	18	10.1%	178	18	10.1%	1	0	0.0%
08　化学工業	433	58	13.4%	432	57	13.2%	1	1	100.0%
09　窯業土石製品製造業	158	19	12.0%	134	14	10.4%	24	5	20.8%
10　鉄鋼業	24	2	8.3%	16	1	6.3%	8	1	12.5%
11　非鉄金属製造業	32	5	15.6%	24	4	16.7%	8	1	12.5%
12　金属製品製造業	320	40	12.5%	320	38	11.9%	10	2	20.0%
13　一般機械器具製造業	207	25	12.1%	107	14	13.1%	100	11	11.0%
14　電気機械器具製造業	332	66	19.9%	96	42	43.8%	236	24	10.2%
15　輸送用機械等製造業	66	8	12.1%	24	6	25.0%	42	2	4.8%
16　電気・ガス・水道業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%
17　その他の製造業	793	123	15.5%	773	122	15.8%	20	1	5.0%
02　鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	0.0%
03　建設業	157	24	15.3%	157	24	15.3%	0	0	0.0%
04　運輸交通業	40	10	25.0%	40	10	25.0%	0	0	0.0%
01　鉄道・軌道・水運・航空業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%
02　道路旅客運送業	11	4	36.4%	11	4	36.4%	0	0	0.0%
03　道路貨物運送業	27	6	22.2%	27	6	22.2%	0	0	0.0%
04　その他の運輸交通業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%
05　貨物取扱業	4	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	0.0%
１号～５号　計	5,892	787	13.4%	5,434	737	13.6%	468	50	10.7%
06　農林業	88	22	25.0%	88	22	25.0%	0	0	0.0%
07　畜産･水産業	39	5	12.8%	39	5	12.8%	0	0	0.0%
08　商業	5,140	606	11.8%	5,093	599	11.8%	47	7	14.9%
01　卸売業	854	95	11.1%	854	95	11.1%	0	0	0.0%
02　小売業	3,536	437	12.4%	3,489	430	12.3%	47	7	14.9%
03　理美容業	643	60	9.3%	643	60	9.3%	0	0	0.0%
04　その他の商業	107	14	13.1%	107	14	13.1%	0	0	0.0%
09　金融・広告業	83	10	12.0%	83	10	12.0%	0	0	0.0%
10　映画・演劇業	6	0	0.0%	6	0	0.0%	0	0	0.0%
11　通信業	4	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	0.0%
12　教育・研究業	72	10	13.9%	72	10	13.9%	0	0	0.0%
13　保健衛生業	707	100	14.1%	707	100	14.1%	0	0	0.0%
01　医療保健業	113	19	16.8%	113	19	16.8%	0	0	0.0%
02　社会福祉施設	565	77	13.6%	565	77	13.6%	0	0	0.0%
03　その他の保健衛生業	29	4	13.8%	29	4	13.8%	0	0	0.0%
14　接客娯楽業	2,929	457	15.6%	2,929	467	15.9%	0	0	0.0%
01　旅館業	625	104	16.6%	625	104	16.6%	0	0	0.0%
02　飲食店	2,142	341	15.9%	2,142	341	15.9%	0	0	0.0%
03　その他の接客娯楽業	162	22	13.6%	162	22	13.6%	0	0	0.0%
15　清掃・と畜業	366	36	9.8%	366	36	9.8%	0	0	0.0%
16　官公署	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	0.0%
17　その他の事業	273	37	13.6%	273	37	13.6%	0	0	0.0%
01　派遣業	20	3	15.0%	20	3	15.0%	0	0	0.0%
02　その他の事業	253	34	13.4%	253	34	13.4%	0	0	0.0%
６号～１７号　計	9,708	1,283	13.2%	9,661	1,286	13.3%	47	7	14.9%
合計	15,600	2,080	13.3%	15,095	2,023	13.4%	515	57	11.1%

資料　No.2

今後の予定（案）

7月 10 日（金）　第２回目安に関する小委員会
於　未定

7月 15 日（水）　第３回目安に関する小委員会
於　未定

7月 20 日（月）　第４回目安に関する小委員会
於　未定

令和２年７月10日（金）13:00～
於　労働委員会会館　講堂（７階）

第２回目安に関する小委員会配付資料

資料No.１　　令和２年賃金改定状況調査結果

資料No.２　　生活保護と最低賃金

資料No.３　　地域別最低賃金額、未満率及び影響率

資料No.４　　賃金分布に関する資料

資料No.５　　最新の経済指標の動向

資料No.６　　新型コロナウイルス感染症関係資料

参考資料　　第１回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料

～以上～

資料 No.1

令和２年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

１．調査の地域　全国

２．調 査 産 業　日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
（ア）製造業
（イ）卸売業，小売業
（ウ）学術研究，専門・技術サービス業
（エ）宿泊業，飲食サービス業
（オ）生活関連サービス業，娯楽業
（カ）医療，福祉
（キ）サービス業（他に分類されないもの）

３．調査事業所
（１）数　15,641 事業所
（２）選定の方法
事業所母集団データベース（平成 30 年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において１人１時間あたり賃金額の標準誤差率が 1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。
※　産業は上記２に掲げる７つの産業で、事業所規模は１～９人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,376	27.6%
B ランク	3,306	1,068	32.3%
C ランク	4,191	1,318	31.4%
D ランク	3,162	1,034	32.7%
合計	15,641	4,796	30.7%

４．集計労働者　30,527 人

５．調 査 事 項〔基準となる期日又は期間〕
（１）事業所に関する事項
イ　主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和２年６月１日現在〕
ロ　事業所の労働者数〔令和２年６月１日現在〕
ハ　事業所の月間所定労働日数、通常労働日の１日の所定労働時間数〔令和２年６月分〕
ニ　事業所の年間所定労働日数〔平成 30 年度分、令和元年度分〕
ホ　賃金改定状況〔令和２年１月～６月〕
（２）労働者に関する事項
イ　性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和２年６月１日現在〕
ロ　賃金形態〔令和２年６月分〕
ハ　基本給額、諸手当〔令和元年６月分、令和２年６月分（見込額）〕
ニ　月間所定労働日数、１日の所定労働時間数〔令和元年６月分、令和２年６月分〕

６．利用上の注意

（１）集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。

（２）集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。

（３）集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。

（４）令和元年調査では「学術研究，専門・技術サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。令和２年調査の第１～４表及び参考２における当該３産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

（参考）令和２年調査における標本設計の見直しについて

産業別・事業所規模別の調査対象事業所数を母集団事業所数に比例した配分とするよう変更。

	令和元年調査	令和２年調査
産業	○調査対象事業所数の配分 Ｅ－製造業 ：　Ｉ－卸売業，小売業 ：　Ｍ－宿泊業，飲食サービス業 ：　Ｐ－医療，福祉 ：　その他のサービス業 (※) ＝６：３：１：１：２ （※）その他のサービス業とは、 Ｌ－学術研究，専門・技術サービス業 Ｎ－生活関連サービス業，娯楽業 Ｒ－サービス業（他に分類されないもの） の３産業を合わせたもの。	○調査対象事業所数の配分 日本標準産業分類の産業大分類に基づき、 Ｅ－製造業 Ｉ―卸売業，小売業 Ｍ－宿泊業，飲食サービス業 Ｐ－医療，福祉 Ｌ－学術研究，専門・技術サービス業 Ｎ－生活関連サービス業，娯楽業 Ｒ－サービス業（他に分類されないもの）の７産業を選定区分とし、産業別の比率は母集団と同じとする。
事業所規模	○調査対象事業所数の配分 事業所規模　１～９人：10～29 人＝ Ｅ－製造業　２：１ Ｉ－卸売業，小売業　３：１ Ｍ－宿泊業，飲食サービス業　３：１ Ｐ－医療，福祉　３：１ その他のサービス業　３：１	○調査対象事業所数の配分 すべての産業において、事業所規模別の比率は母集団と同じとする。
地域	○調査対象範囲 各都道府県の県庁所在都市に加え、製造業のみ、地方小都市も対象とする。	○調査対象範囲 すべての産業について、各都道府県内の全域を対象とする。

第１表　賃金改定実施状況別事業所割合

（%）

ランク	産業計					製造業					卸売業，小売業					学術研究，専門・技術サービス業				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	39.2	1.5	43.0	16.2	100.0	26.3	2.7	58.7	12.4	100.0	47.7	1.7	32.1	18.4	100.0	43.8	1.7	46.6	7.9
B	100.0	41.0	1.5	41.0	16.5	100.0	31.0	3.4	53.2	12.3	100.0	46.2	0.9	36.1	16.7	100.0	51.9	2.2	39.7	6.2
C	100.0	43.4	1.4	42.1	13.1	100.0	38.1	0.6	50.9	10.4	100.0	47.7	1.4	33.2	17.7	100.0	42.9	1.6	51.6	3.9
D	100.0	43.4	1.8	41.5	13.3	100.0	45.2	0.0	38.8	16.0	100.0	52.0	2.1	28.3	17.6	100.0	52.1	0.0	39.7	8.2
計	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	100.0	32.3	2.1	53.3	12.4	100.0	48.1	1.5	32.6	17.7	100.0	46.2	1.6	45.5	6.8
R１年	100.0	53.6	1.1	31.5	13.8	100.0	45.8	1.1	41.2	12.0	100.0	56.0	1.5	28.3	14.3	(100.0)	(53.2)	(1.0)	(35.5)	(10.3)

ランク	宿泊業，飲食サービス業					生活関連サービス業，娯楽業					医療，福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	27.7	0.0	55.3	17.0	100.0	31.7	1.4	42.0	24.8	100.0	52.6	1.4	30.3	15.7	100.0	39.7	1.7	44.5	14.2
B	100.0	32.0	1.2	47.3	19.5	100.0	21.9	1.4	42.3	34.4	100.0	56.3	1.1	30.7	11.9	100.0	48.2	1.2	36.4	14.2
C	100.0	33.8	1.2	52.9	12.1	100.0	34.6	0.0	54.4	10.9	100.0	61.2	3.0	22.2	13.6	100.0	39.7	1.5	47.3	11.5
D	100.0	17.7	3.5	70.6	8.3	100.0	34.1	0.0	52.4	13.4	100.0	61.5	2.5	25.5	10.5	100.0	39.8	1.7	46.7	11.8
計	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	100.0	30.7	0.9	46.4	22.0	100.0	56.7	1.8	27.8	13.7	100.0	41.6	1.5	43.7	13.1
R１年	100.0	50.4	1.3	27.6	20.7	(100.0)	(53.2)	(1.0)	(35.5)	(10.3)	100.0	62.3	0.0	24.6	13.2	(100.0)	(53.2)	(1.0)	(35.5)	(10.3)

（注）令和元年調査では「学術研究，専門・技術サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。
そのため、当該３産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

第２表　事業所の平均賃金改定率

（%）

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）
A	3.0	3.3	2.7	3.5	3.7	3.4	2.6	2.5	-15.1	-20.5	-8.2	-13.6		-20.0	-28.2	-2.2	0.9	0.3	1.2	1.3	1.0	0.8	1.0	0.9
B	2.5	2.2	2.2	4.1	2.4	3.0	2.1	3.3	-18.2	-16.1	-26.7	-19.9	-21.4	-5.0	-1.2	-33.0	0.8	0.1	0.8	1.7	0.5	0.6	1.2	1.2
C	2.7	2.3	2.3	3.2	4.5	3.1	2.2	3.1	-6.4	-0.8	-10.2	-2.8	-4.6		-7.0	-1.8	1.1	0.9	0.9	1.3	1.5	1.1	1.2	1.2
D	2.8	4.3	2.6	4.0	1.4	1.7	2.6	3.4	-9.4		-7.9		-15.3		-4.6	-2.1	1.0	1.9	1.2	2.1	-0.3	0.6	1.5	1.3
計	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	3.0	2.4	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2	-7.5	1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1
R1年	2.5	2.5	2.4	(2.6)	3.2	(2.6)	1.9	(2.6)	-2.2	-5.3	-3.0	(-1.1)	-0.1	(-1.1)	0.0	(-1.1)	1.2	1.0	1.2	(1.3)	1.4	(1.3)	1.1	(1.3)

（注）１　令和元年調査では「学術研究，専門・技術サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。
そのため、当該３産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。
２　空欄は該当する数値がないことを示す。

第３表　事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	1.0 %	2.0 %	3.0 %	0.50	1.0 %	1.8 %	3.0 %	0.56	1.0 %	1.8 %	2.8 %	0.50	1.2 %	2.5 %	3.5 %	0.46
B	1.0	1.8	3.0	0.56	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.6	2.3	0.41	1.0	2.7	5.0	0.74
C	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.7	2.4	0.41	1.2	2.1	3.0	0.43
D	1.0	2.0	3.1	0.53	1.0	2.7	5.0	0.74	1.2	2.0	2.9	0.43	1.0	1.9	5.0	1.05
計	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54
R1年	1.1	2.0	3.6	0.63	1.1	2.1	3.9	0.67	1.3	2.0	3.3	0.50	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)

ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	1.9 %	2.0 %	4.3 %	0.60	1.3	2.3	4.7	0.74	1.0 %	1.7 %	2.9 %	0.56	1.0 %	1.8 %	2.8 %	0.50
B	1.0	2.0	3.2	0.55	1.6	3.1	4.1	0.40	1.0	1.4	2.3	0.46	1.0	1.9	4.8	1.00
C	1.0	2.0	4.4	0.85	1.0	3.0	5.9	0.82	1.0	1.9	2.8	0.47	1.0	2.0	3.4	0.60
D	0.9	1.0	2.0	0.55	0.7	1.1	2.8	0.95	1.0	1.6	2.5	0.47	1.3	2.7	3.7	0.44
計	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58
R1年	1.0	3.0	4.6	0.60	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)	0.9	1.5	2.5	0.53	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)

（注）１　特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

２　分散係数 ＝ $\dfrac{\text{第３・四分位数（Ｑ３）} - \text{第１・四分位数（Ｑ１）}}{\text{中位数（Ｑ２）}} \times 1/2$

３　令和元年調査では「学術研究，専門・技術サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。
そのため、当該３産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、％）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年
男女計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
男	A	1,856	1,874	1.0	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
	B	1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
	C	1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
	D	1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
	計	1,730	1,745	0.9	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,053	2,085	1.6	(0.2)	1,310	1,318	0.6	1.3	1,409	1,416	0.5	(0.2)	1,541	1,550	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
女	A	1,355	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
	B	1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
	C	1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
	D	1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
	計	1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

（注）令和元年調査では「学術研究，専門・技術サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。
そのため、当該３産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、％）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年	Ｒ１年６月	Ｒ２年６月		Ｒ１年
一般パート計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
一般	A	1,816	1,838	1.2	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
	B	1,734	1,740	0.3	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
	C	1,584	1,605	1.3	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
	D	1,392	1,404	0.9	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
	計	1,684	1,700	1.0	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,888	1,908	1.1	(0.5)	1,408	1,420	0.9	0.8	1,470	1,487	1.2	(0.5)	1,459	1,479	1.4	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
パート	A	1,192	1,214	1.8	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
	B	1,067	1,073	0.6	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
	C	993	1,016	2.3	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
	D	966	976	1.0	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
	計	1,084	1,102	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,224	1.0	(1.2)	1,033	1,064	3.0	2.2	1,015	1,027	1.2	(1.2)	1,259	1,273	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

（注）令和元年調査では「学術研究，専門・技術サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。
そのため、当該３産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

参考１　賃金引上げの実施時期別事業所数割合

（%）

ランク	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早　い	遅　い	その他
A	100.0	89.1	4.3	1.2	5.4
B	100.0	88.3	5.0	1.4	5.3
C	100.0	88.1	3.1	1.6	7.2
D	100.0	89.4	4.3	0.5	5.8
計	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9
R１年	100.0	88.1	4.4	1.4	6.1

（注）「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
　　会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考２　事由別賃金改定未実施事業所割合

（%）

ランク	産業計						製造業						卸売業，小売業						学術研究，専門・技術サービス業					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	20.1	4.0	23.3	49.3	3.4	100.0	10.5	3.2	20.6	62.1	3.8	100.0	26.1	6.5	19.0	44.5	3.9	100.0	9.4	1.9	18.1	67.4	3.1
B	100.0	19.4	3.7	27.2	44.1	5.5	100.0	11.8	2.5	31.6	49.5	4.6	100.0	24.9	3.3	26.7	41.7	3.4	100.0	4.4	4.2	26.7	59.8	4.9
C	100.0	18.1	1.6	25.3	51.0	4.0	100.0	13.3	1.9	25.5	57.6	1.7	100.0	27.8	2.6	20.9	44.4	4.3	100.0	4.0	1.2	18.4	74.5	1.9
D	100.0	16.1	2.8	23.8	51.9	5.3	100.0	11.9	10.8	26.4	44.4	6.5	100.0	28.4	2.9	20.7	40.9	7.0	100.0	12.1	1.3	32.7	50.2	3.7
計	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2
R1年	100.0	23.6	1.5	12.7	56.8	5.4	100.0	14.8	1.4	15.0	62.5	6.2	100.0	26.1	2.1	12.9	53.5	5.4	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)	(5.3)

ランク	宿泊業，飲食サービス業						生活関連サービス業，娯楽業						医療，福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	18.2	2.8	27.1	49.5	2.5	100.0	28.5	5.0	33.0	29.9	3.6	100.0	28.5	2.6	32.1	33.7	3.0	100.0	17.8	3.2	14.4	61.4	3.3
B	100.0	16.5	3.8	36.3	34.5	8.9	100.0	34.2	4.3	16.0	39.2	6.4	100.0	16.1	6.3	29.3	42.8	5.6	100.0	18.9	3.1	9.4	62.5	6.1
C	100.0	11.3	2.0	38.8	42.7	5.3	100.0	16.7	0.0	19.5	63.7	0.0	100.0	25.9	1.3	20.6	41.4	10.7	100.0	15.9	0.0	24.8	55.6	3.7
D	100.0	5.4	2.0	26.5	63.0	3.0	100.0	17.6	0.5	25.5	54.1	2.2	100.0	18.1	1.3	16.6	54.2	9.9	100.0	14.7	0.0	21.7	58.0	5.5
計	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3
R1年	100.0	38.0	1.1	15.3	41.8	3.7	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)	(5.3)	100.0	26.2	1.7	9.9	55.3	7.0	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)	(5.3)

（注）１　事由１　昨年同様、７月以降実施の予定
　　事由２　昨年は１～６月に実施したが、今年は７月以降実施の予定
　　事由３　昨年は実施したが、今年は凍結の予定
　　事由４　昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
　　事由５　昨年は実施しなかったが、今年は７月以降実施の予定
　　２　令和元年調査では「学術研究，専門・技術サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。
　　そのため、当該３産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

付表　労働者構成比率及び年間所定労働日数

1　パートタイム労働者比率

（%）

令和元年	令和２年
38.1	39.4

2　男女別労働者数比率

（%）

	令和元年	令和２年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

3　年間所定労働日数（事業所平均）

（日）

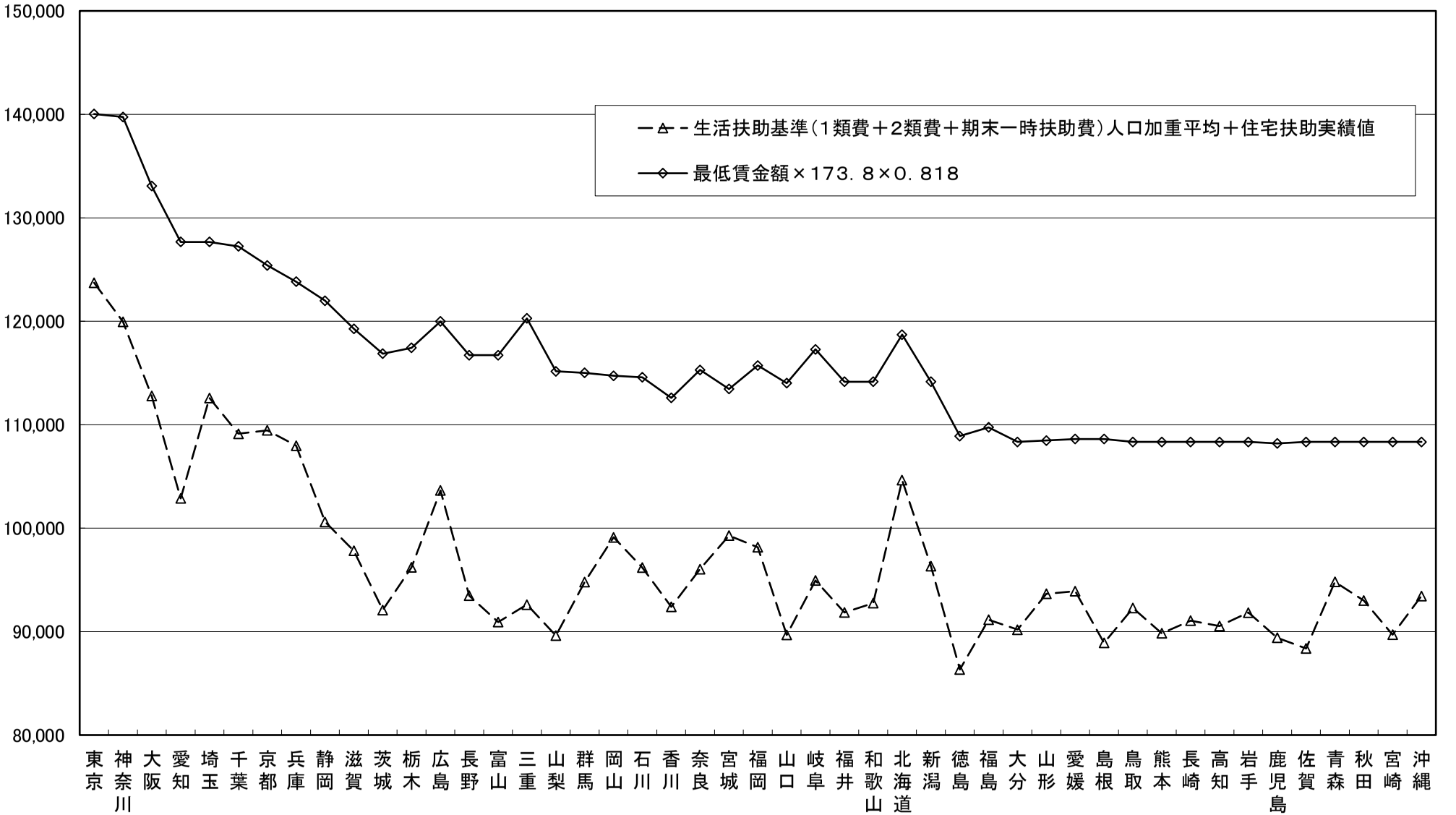
平成３０年度	令和元年度
245.0	243.7

資料No.2

生活保護と最低賃金

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

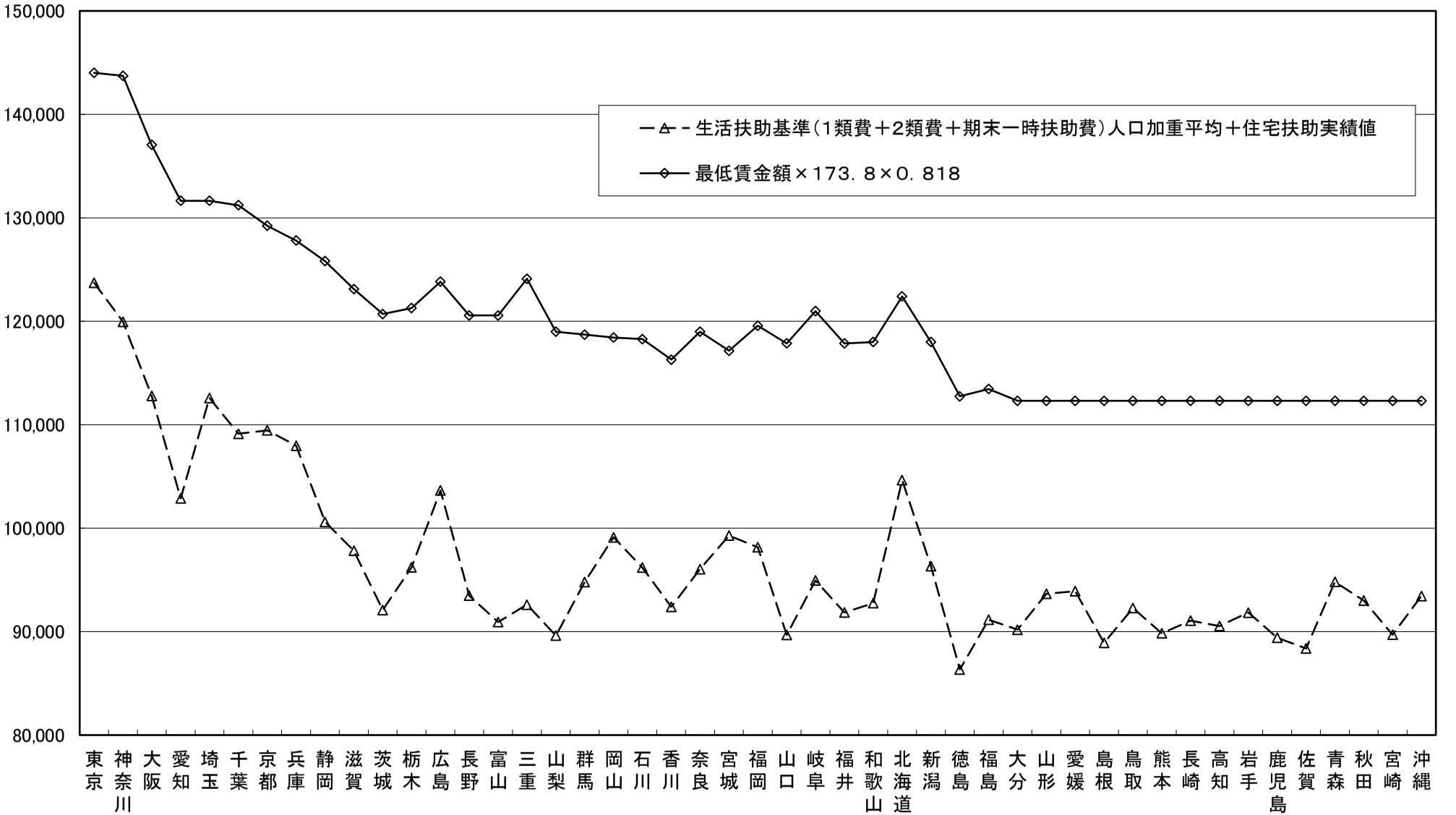


注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータ、最低賃金のデータともに平成30年度のものである。
注4）0．818は時間額761円で月173．8時間働いた場合の平成30年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

令和元年度最低賃金
改定額反映版

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円



注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータは平成30年度、最低賃金のデータは令和元年度のもの。
注4）0．818は時間額761円で月173．8時間働いた場合の平成30年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	平成30年度データに基づく乖離額（Ａ）	令和元年度地域別最低賃金引上げ額（Ｂ）	最新の乖離額（Ｃ）（＝Ａ－Ｂ）	昨年度の目安小委で示した乖離額（Ｄ）	乖離の変動額（Ｅ）（＝Ｃ－Ｄ）	最低賃金の引上げによる影響額（e①）	可処分所得比率が低下（0.823→0.818）したことによる影響額（e②）	生活扶助基準の見直しによる影響額（e③）	住宅扶助実績値の増減による影響額（e④）
北海道	△99	26	△125	△105	△20	△26	4	△4	6
青　森	△96	28	△124	△107	△17	△28	4	0	7
岩　手	△117	28	△145	△128	△17	△28	4	0	8
宮　城	△100	26	△126	△107	△19	△26	4	△3	6
秋　田	△108	28	△136	△120	△16	△28	4	△1	8
山　形	△105	27	△132	△120	△12	△27	4	0	11
福　島	△131	26	△157	△145	△12	△26	4	0	10
茨　城	△175	27	△202	△187	△15	△27	4	1	7
栃　木	△150	27	△177	△163	△14	△27	4	△1	10
群　馬	△143	26	△169	△154	△15	△26	4	△1	8
埼　玉	△107	28	△135	△124	△11	△28	5	△5	18
千　葉	△128	28	△156	△142	△14	△28	5	△5	14
東　京	△115	28	△143	△126	△17	△28	5	△9	15
神奈川	△140	28	△168	△140	△28	△28	5	△9	4
新　潟	△126	27	△153	△135	△18	△27	4	△1	6
富　山	△182	27	△209	△192	△17	△27	4	△2	9
石　川	△130	26	△156	△145	△11	△26	4	△2	12
福　井	△157	26	△183	△170	△13	△26	4	△1	10
山　梨	△180	27	△207	△188	△19	△27	4	0	4
長　野	△164	27	△191	△177	△14	△27	4	△1	10
岐　阜	△158	26	△184	△167	△17	△26	4	0	6
静　岡	△151	27	△178	△161	△17	△27	4	△2	7
愛　知	△175	28	△203	△179	△24	△28	4	△4	4
三　重	△195	27	△222	△203	△19	△27	4	△1	5
滋　賀	△152	27	△179	△168	△11	△27	4	△2	14
京　都	△113	27	△140	△126	△14	△27	5	△7	15
大　阪	△143	28	△171	△140	△31	△28	5	△9	1
兵　庫	△112	28	△140	△115	△25	△28	5	△6	5
奈　良	△136	26	△162	△145	△17	△26	4	△1	7
和歌山	△151	27	△178	△160	△18	△27	4	△1	6
鳥　取	△113	28	△141	△124	△17	△28	4	△1	8
島　根	△139	26	△165	△148	△17	△26	4	△1	5
岡　山	△110	26	△136	△121	△15	△26	4	△5	11
広　島	△116	27	△143	△114	△29	△27	4	△6	0
山　口	△172	27	△199	△178	△21	△27	4	△1	4
徳　島	△159	27	△186	△170	△16	△27	4	0	7
香　川	△143	26	△169	△152	△17	△26	4	△1	7
愛　媛	△104	26	△130	△115	△15	△26	4	△1	8
高　知	△126	28	△154	△131	△23	△28	4	0	2
福　岡	△124	27	△151	△130	△21	△27	4	△4	6
佐　賀	△141	28	△169	△150	△19	△28	4	0	5
長　崎	△122	28	△150	△133	△17	△28	4	△1	7
熊　本	△131	28	△159	△135	△24	△28	4	0	1
大　分	△128	28	△156	△135	△21	△28	4	△1	4
宮　崎	△132	28	△160	△141	△19	△28	4	0	6
鹿児島	△133	29	△162	△144	△18	△29	4	△1	9
沖　縄	△105	28	△133	△114	△19	△28	4	0	5

※１　最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙１「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
※２　最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE＝ｅ①＋ｅ②＋ｅ③＋e④とならない。

資料 No.3

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

１．地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成22～令和元年度）

年度		平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
地域別最低賃金額（対前年度差）		７３０ (17)	７３７ (７)	７４９ (12)	７６４ (15)	７８０ (16)	７９８ (18)	８２３ (25)	８４８ (25)	８７４ (26)	９０１ (27)
Ａランク	未満率（%）	1.6	1.5	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7
	影響率（%）	4.4	4.0	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5
Ｂランク	未満率（%）	1.7	1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7
	影響率（%）	3.2	2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2
Ｃランク	未満率（%）	1.4	1.8	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5
	影響率（%）	4.3	3.1	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9
Ｄランク	未満率（%）	1.5	2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2
	影響率（%）	4.6	3.4	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6
計	未満率（%）	1.6	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6
	影響率（%）	4.1	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3

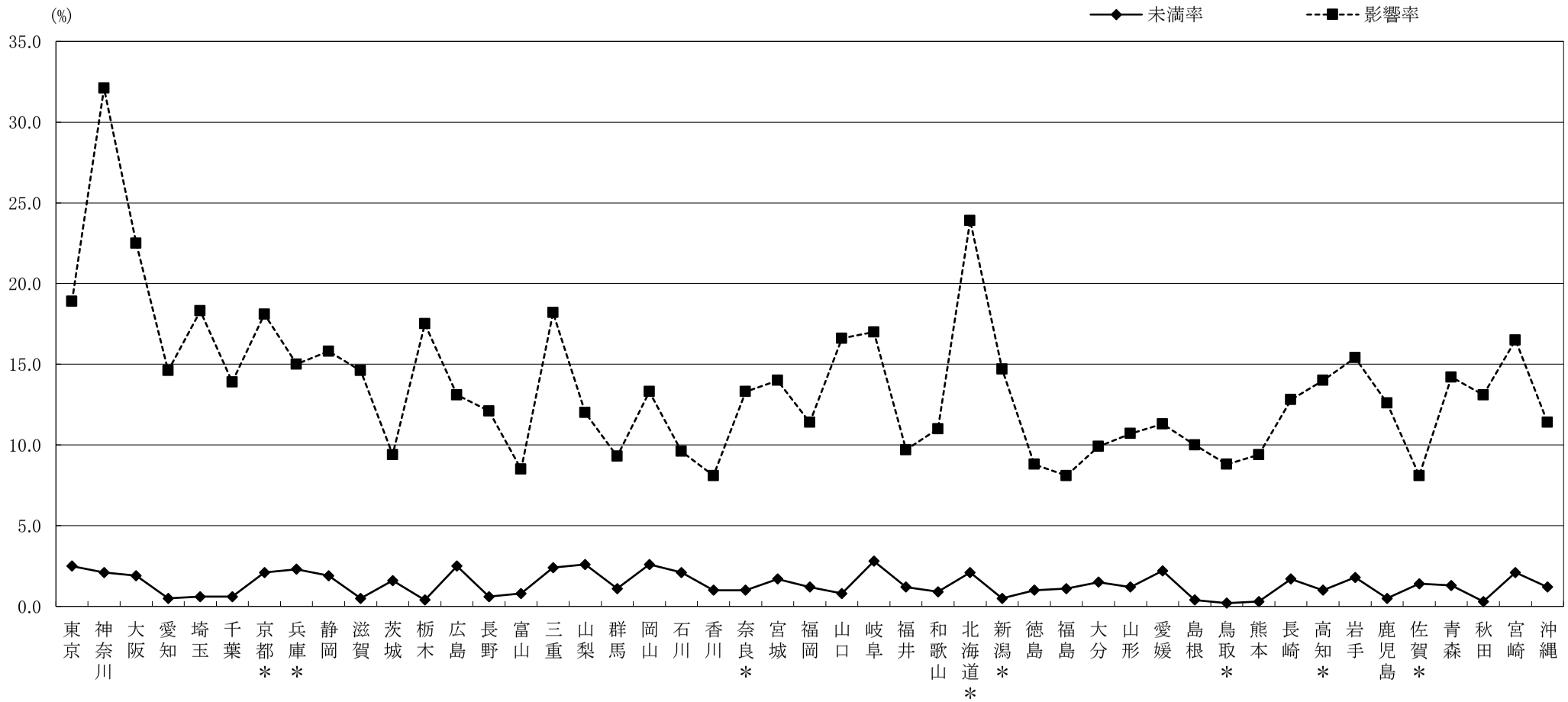
資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成22～令和元年度）

（注）１　地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
　　２　「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
　　３　「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
　　４　各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

２．地域別最低賃金の未満率と影響率

（1）都道府県別未満率と影響率（令和元年）

未満率（全国平均）１．６％
影響率（全国平均）１６．３％



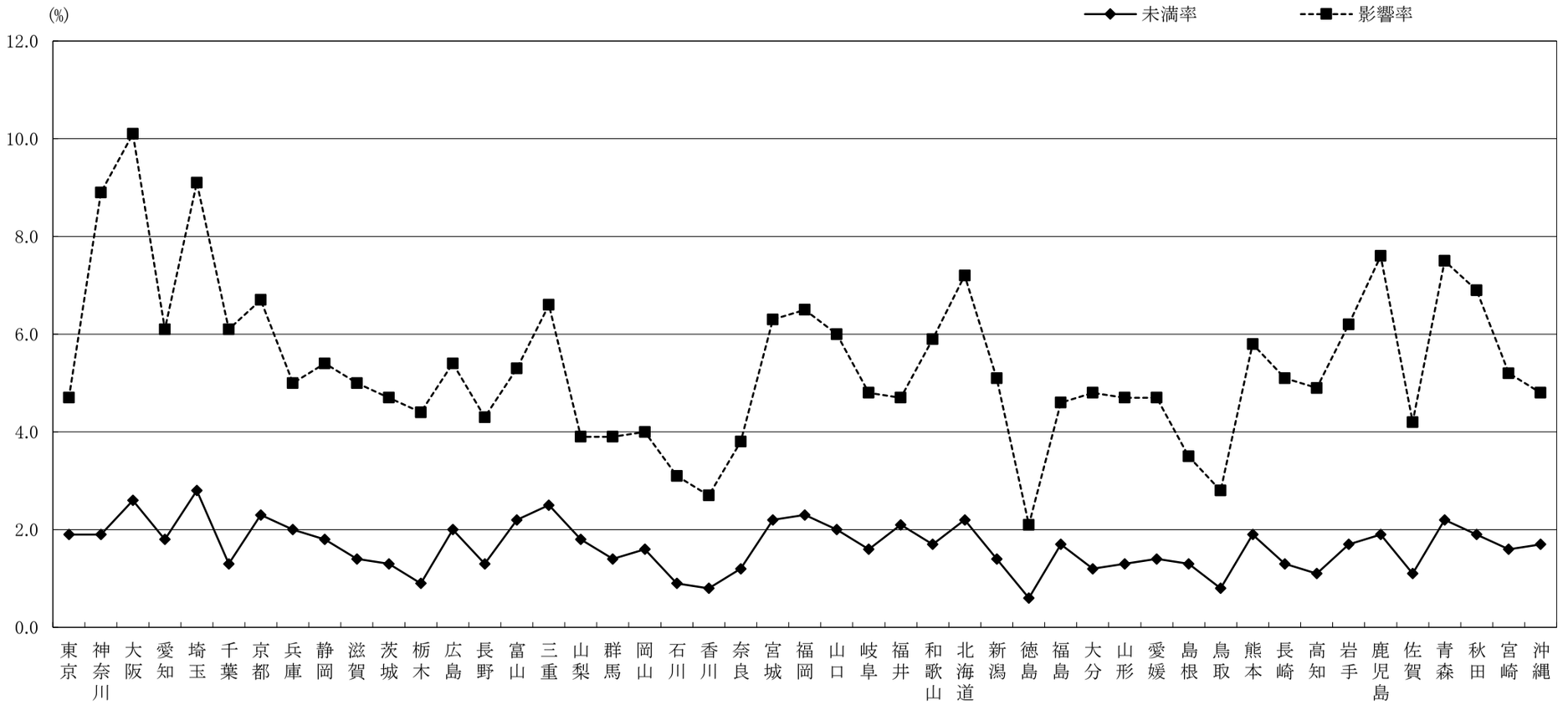
(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	滋賀	茨城	栃木	広島	長野	富山	三重	山梨	群馬	岡山	石川	香川	奈良	宮城	福岡	山口	岐阜	福井	和歌山	北海道	新潟	徳島	福島	大分	山形	愛媛	島根	鳥取	熊本	長崎	高知	岩手	鹿児島	佐賀	青森	秋田	宮崎	沖縄	全国平均
未満率	2.5	2.1	1.9	0.5	0.6	0.6	2.1	2.3	1.9	0.5	1.6	0.4	2.5	0.6	0.8	2.4	2.6	1.1	2.6	2.1	1.0	1.0	1.7	1.2	0.8	2.8	1.2	0.9	2.1	0.5	1.0	1.1	1.5	1.2	2.2	0.4	0.2	0.3	1.7	1.0	1.8	0.5	1.4	1.3	0.3	2.1	1.2	1.6
影響率	18.9	32.1	22.5	14.6	18.3	13.9	18.1	15.0	15.8	14.6	9.4	17.5	13.1	12.1	8.5	18.2	12.0	9.3	13.3	9.6	8.1	13.3	14.0	11.4	16.6	17.0	9.7	11.0	23.9	14.7	8.8	8.1	9.9	10.7	11.3	10.0	8.8	9.4	12.8	14.0	15.4	12.6	8.1	14.2	13.1	16.5	11.4	16.3

資料出所　厚生労働省「令和元年最低賃金に関する基礎調査」
（注１）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
（注２）上記の影響率、未満率は、令和元年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
表のうち「＊」のある県の数値は事業所数による復元を、「＊」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

（2） 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率（令和元年）

未満率（全国平均） １．９%
影響率（全国平均） ６．０%



(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	京都	兵庫	静岡	滋賀	茨城	栃木	広島	長野	富山	三重	山梨	群馬	岡山	石川	香川	奈良	宮城	福岡	山口	岐阜	福井	和歌山	北海道	新潟	徳島	福島	大分	山形	愛媛	島根	鳥取	熊本	長崎	高知	岩手	鹿児島	佐賀	青森	秋田	宮崎	沖縄	全国平均
未満率	1.9	1.9	2.6	1.8	2.8	1.3	2.3	2.0	1.8	1.4	1.3	0.9	2.0	1.3	2.2	2.5	1.8	1.4	1.6	0.9	0.8	1.2	2.2	2.3	2.0	1.6	2.1	1.7	2.2	1.4	0.6	1.7	1.2	1.3	1.4	1.3	0.8	1.9	1.3	1.1	1.7	1.9	1.1	2.2	1.9	1.6	1.7	1.9
影響率	4.7	8.9	10.1	6.1	9.1	6.1	6.7	5.0	5.4	5.0	4.7	4.4	5.4	4.3	5.3	6.6	3.9	3.9	4.0	3.1	2.7	3.8	6.3	6.5	6.0	4.8	4.7	5.9	7.2	5.1	2.1	4.6	4.8	4.7	4.7	3.5	2.8	5.8	5.1	4.9	6.2	7.6	4.2	7.5	6.9	5.2	4.8	6.0

資料出所　厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
（注）事業所規模５人以上の民営事業所（５～９人の事業所については企業規模が５～９人の事業所に限る。）を対象としている。

資料No.4

賃金分布に関する資料

（都道府県別、総合指数順）

資料No.4-1　時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）　･･･1

資料No.4-2　時間当たり賃金分布（一般労働者）　･･･14

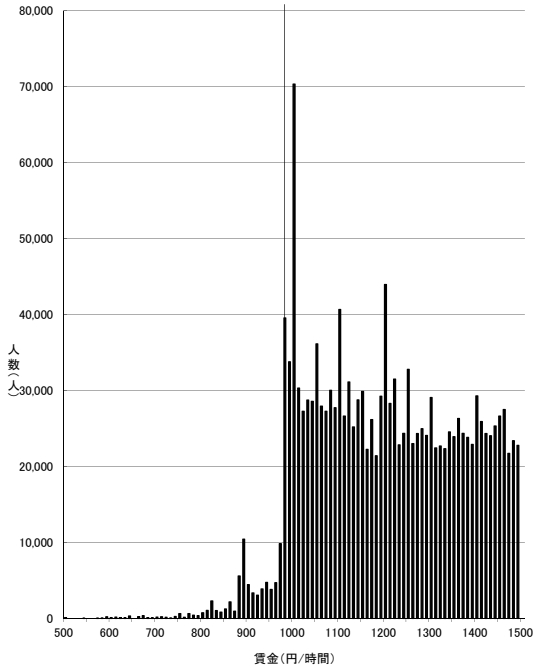
資料No.4-3　時間当たり賃金分布（短時間労働者）　･･･27

時間当たり賃金分布（一般・短時間計）

資料No. 4－1

東京（A）

985円



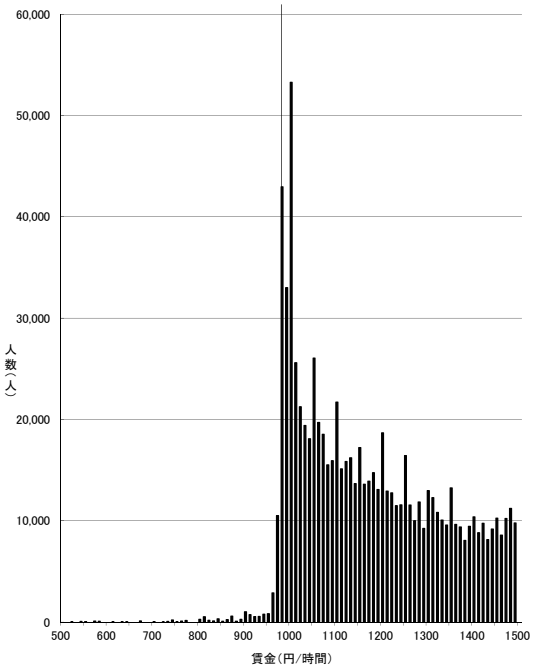
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

神奈川（A）

983円



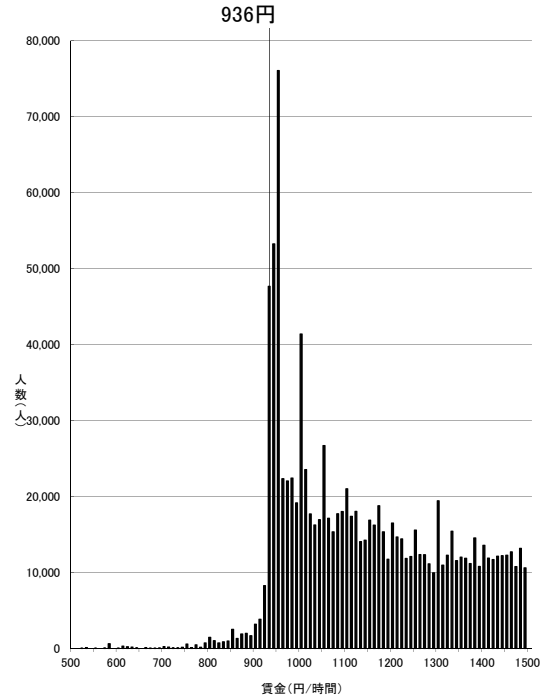
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

大阪（A）

936円



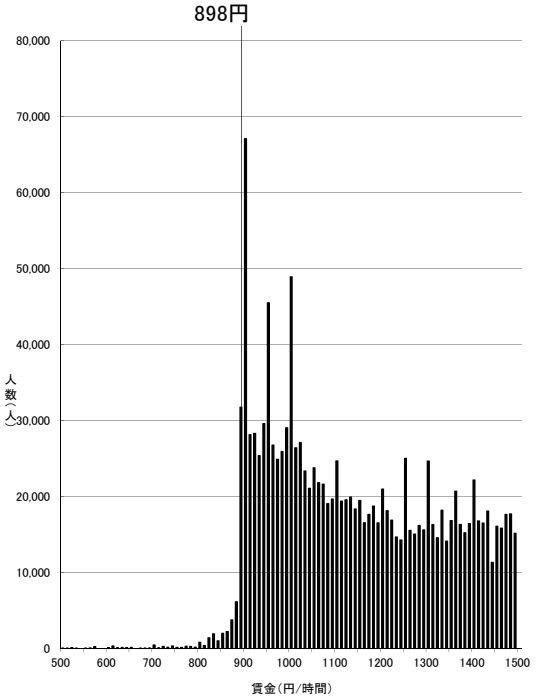
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

愛知（A）

898円

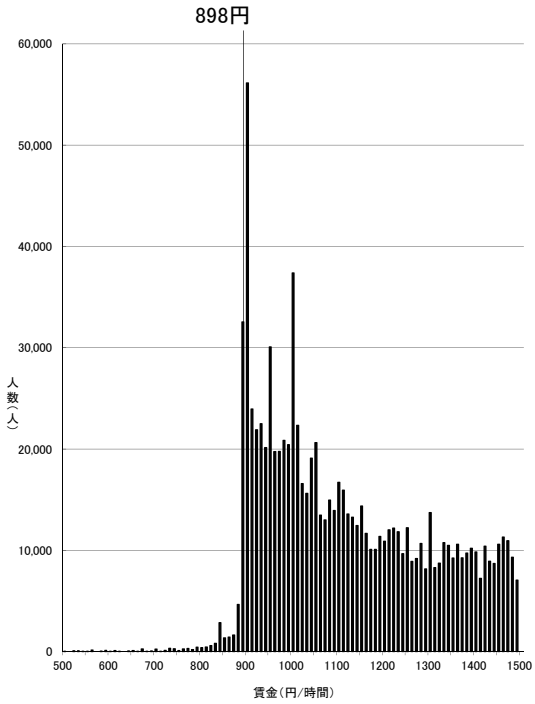


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

埼玉（A）

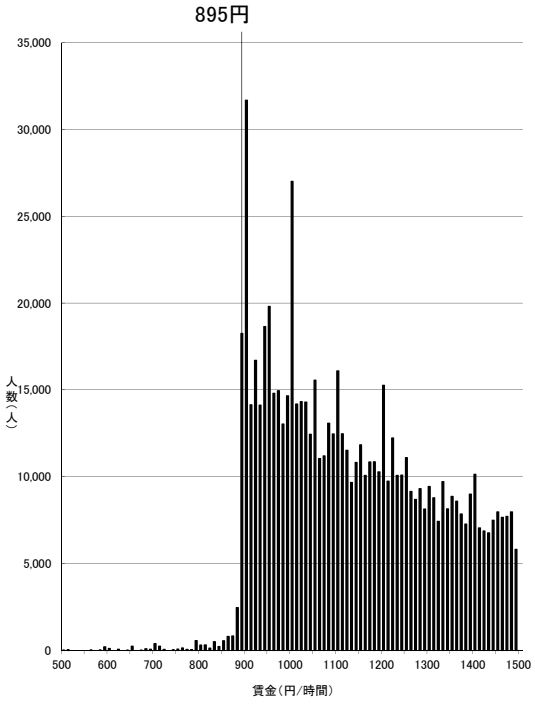


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

千葉（A）

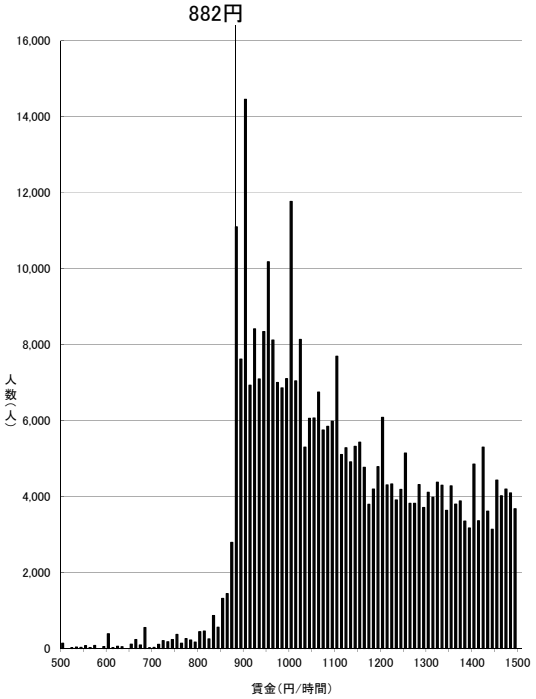


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

京都（B）

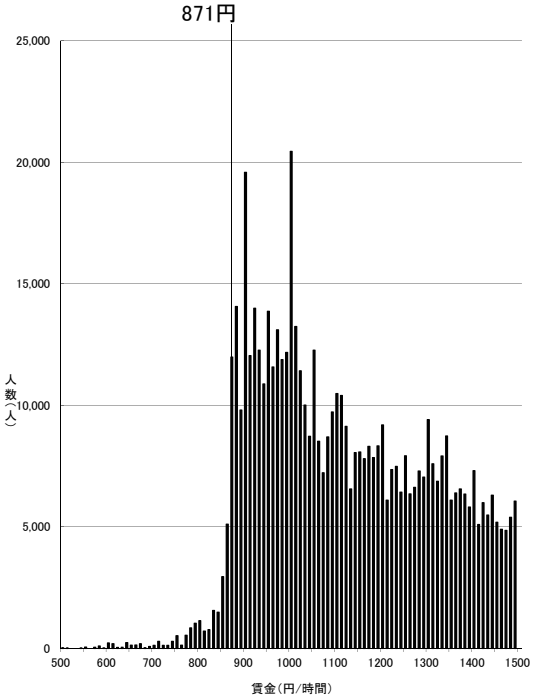


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

兵庫（B）

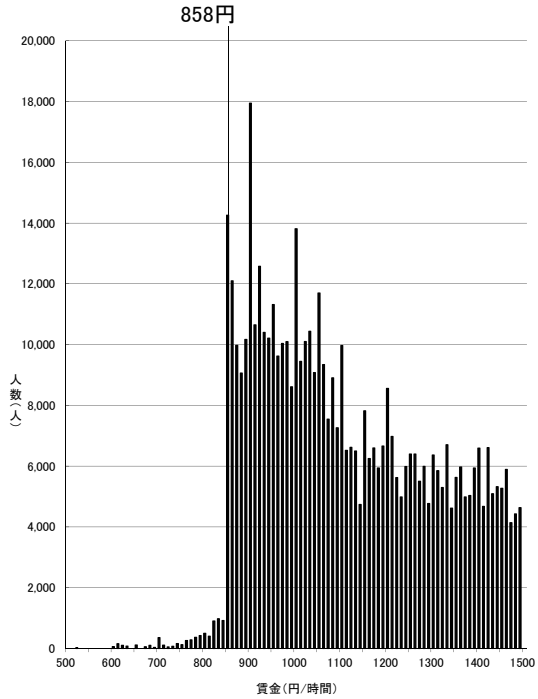


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

静岡（B）

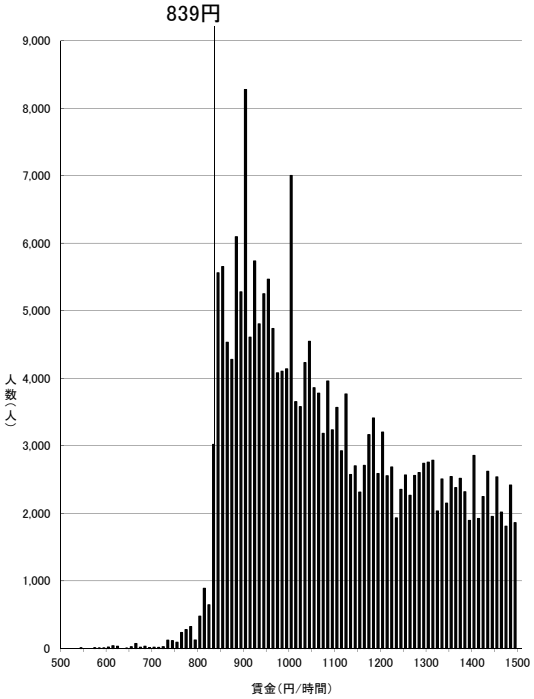


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

滋賀（B）

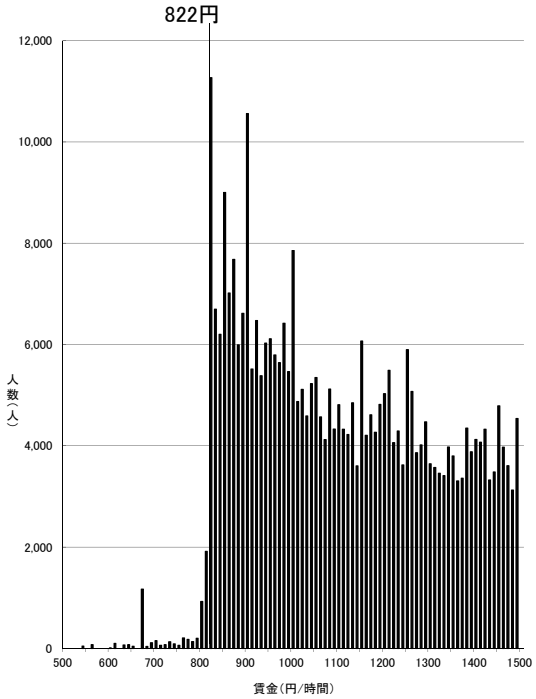


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

茨城（B）

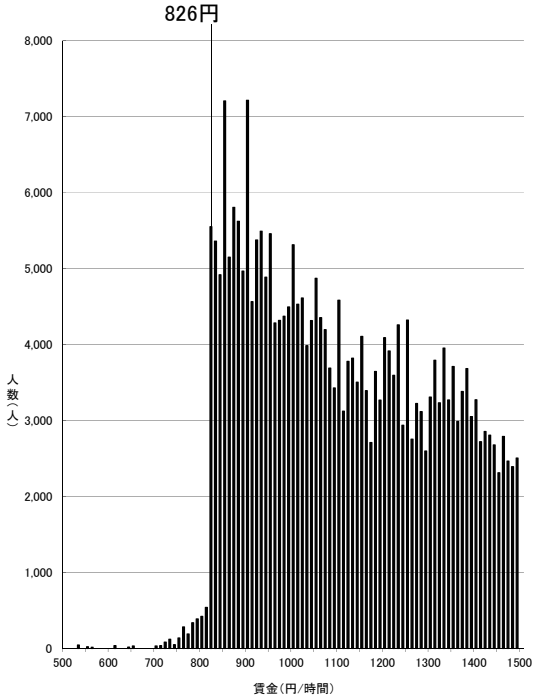


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

栃木（B）

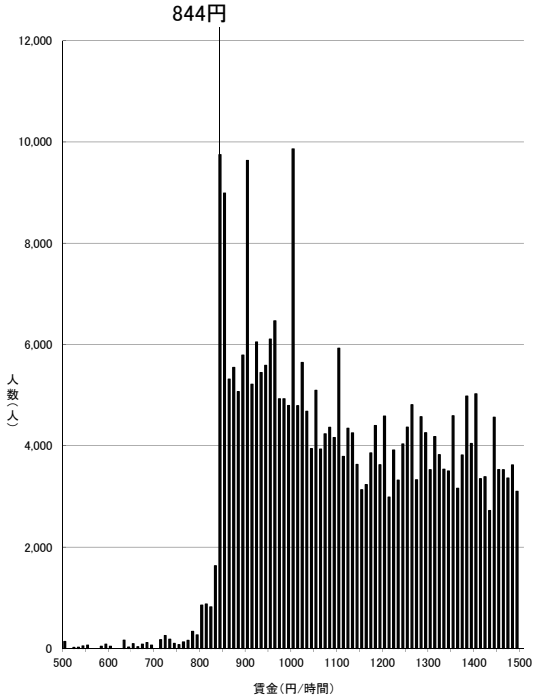


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

広島（B）

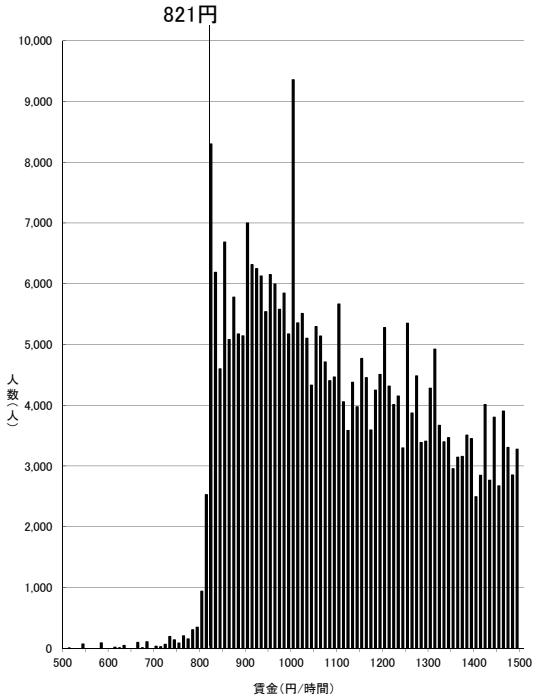


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

長野（B）

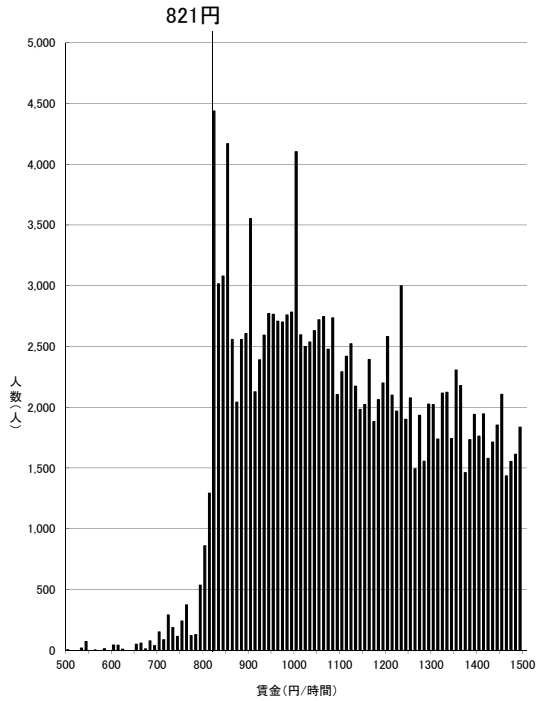


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

富山（B）

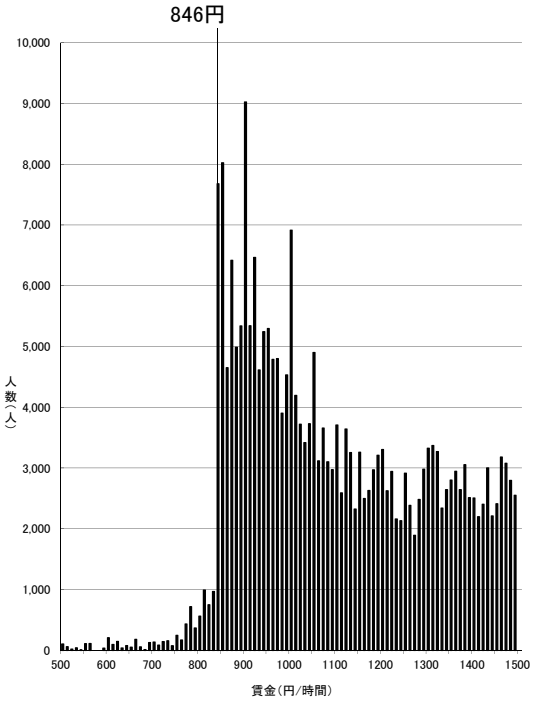


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

三重（B）

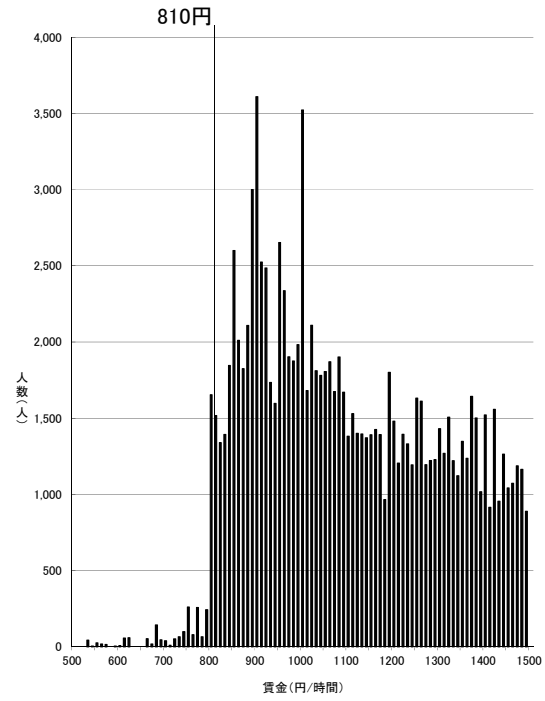


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

山梨（B）

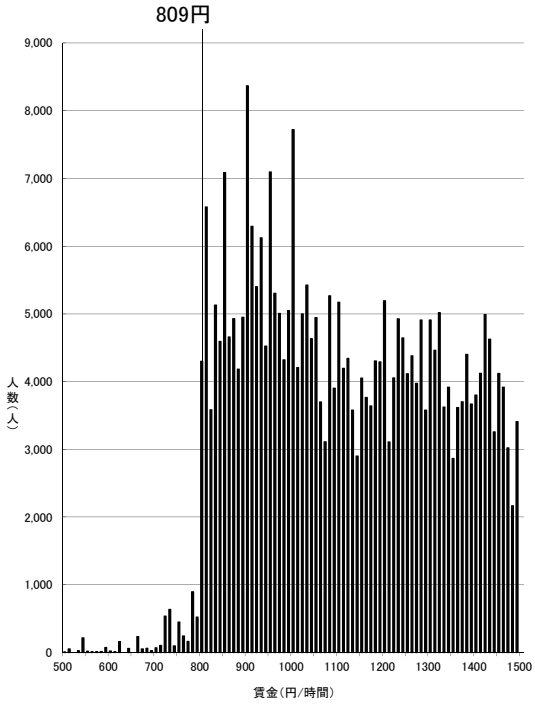


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

群馬（C）

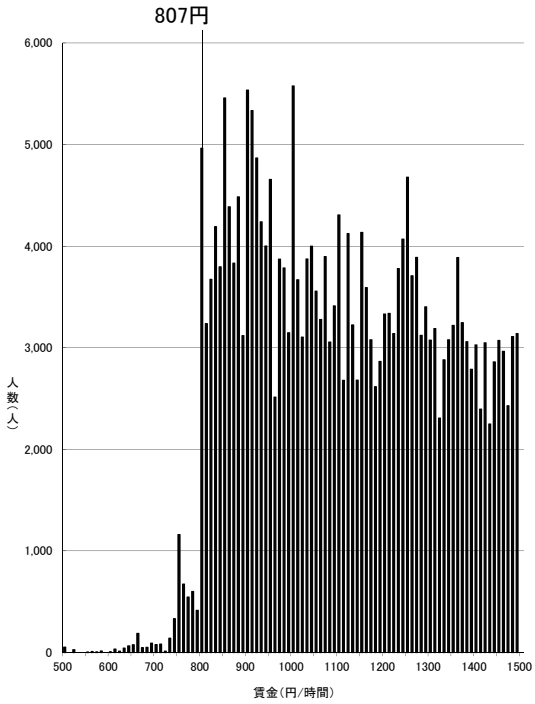


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

岡山（C）

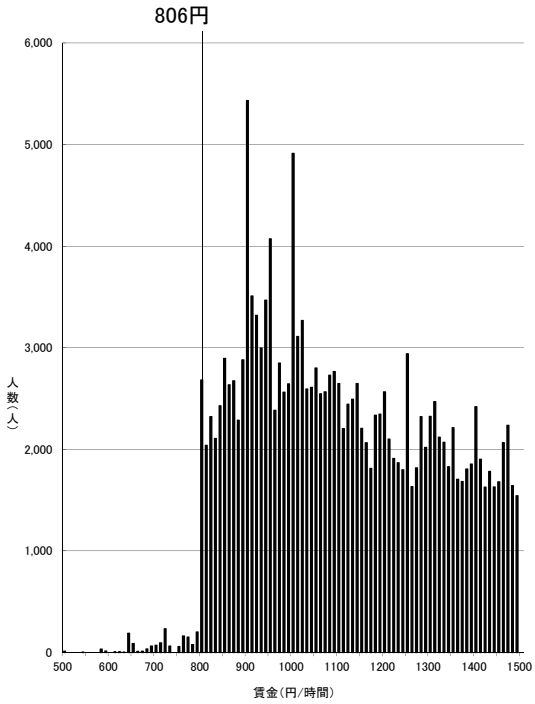


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

石川（C）

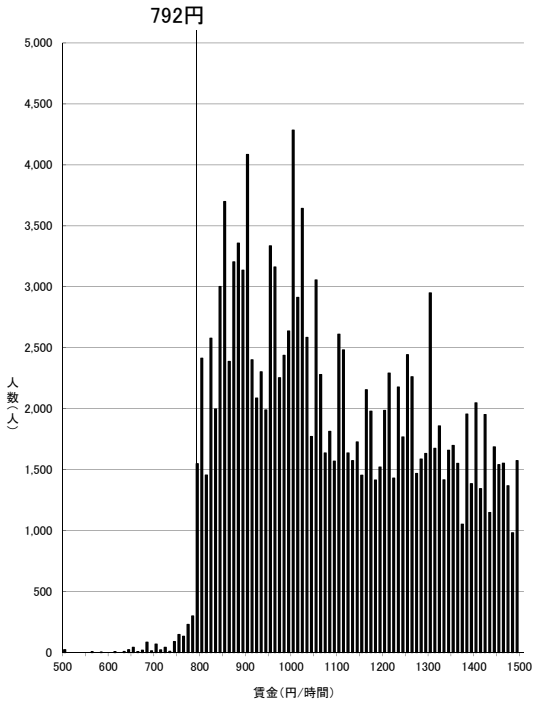


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

香川（C）

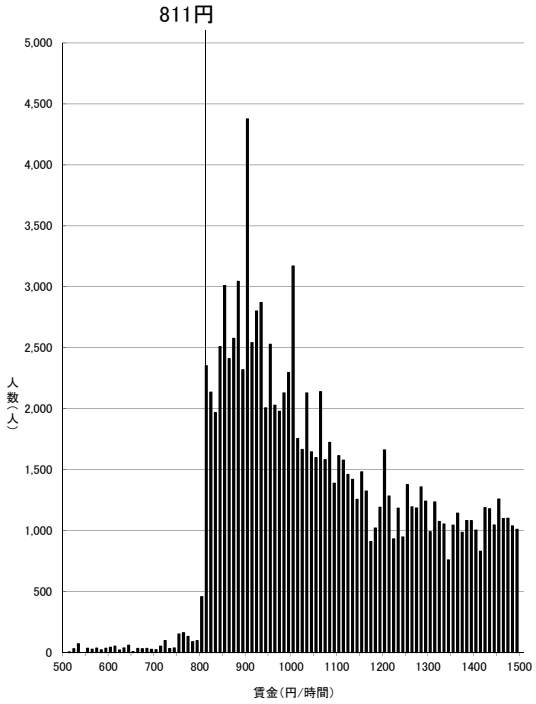


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

奈良（C）

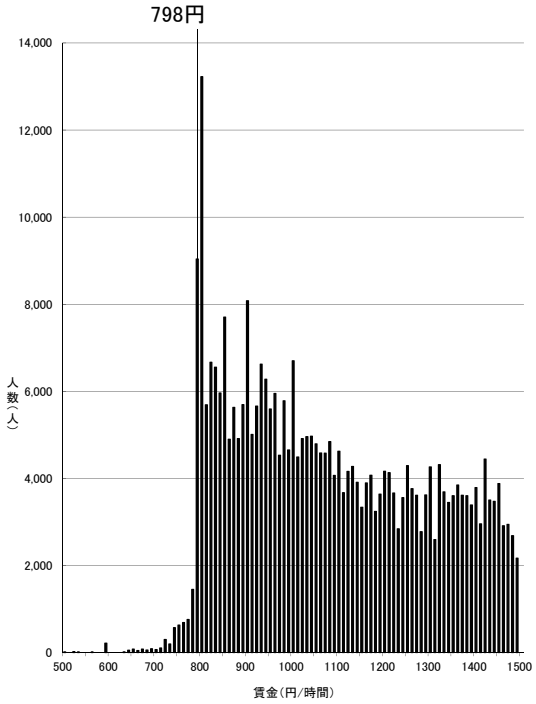


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

宮城（C）

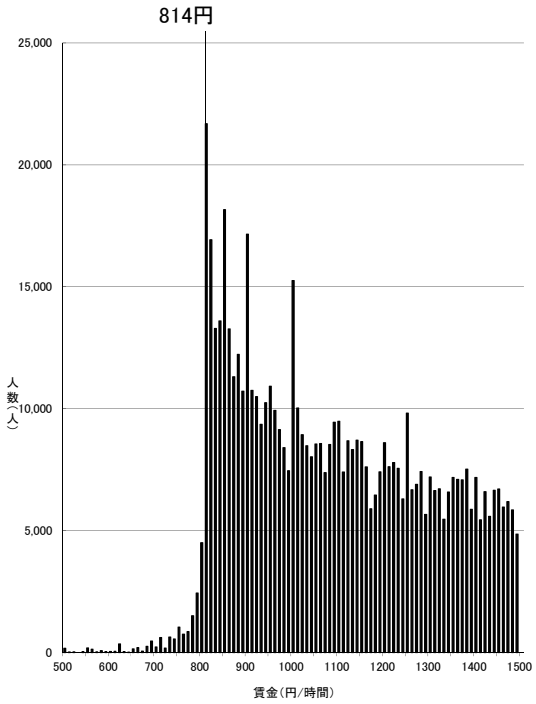


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

福岡（C）

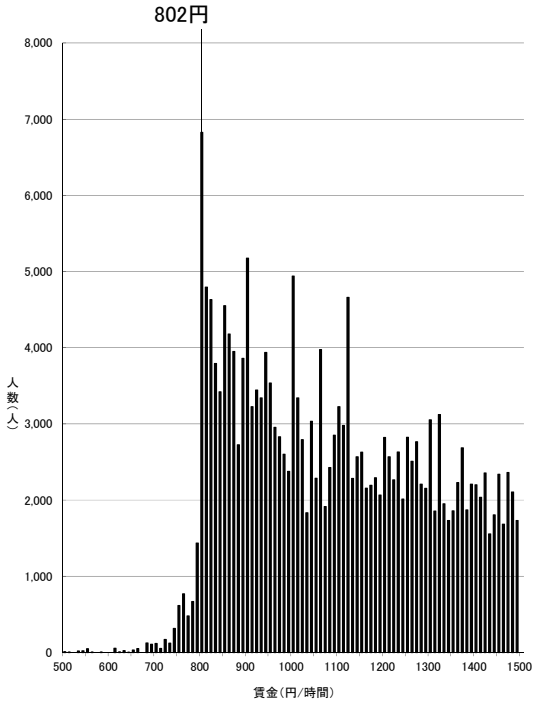


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

山口（C）

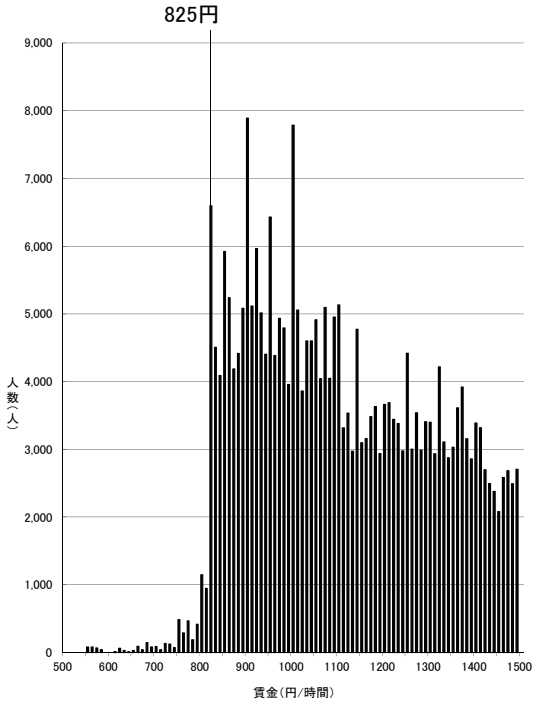


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

岐阜（C）

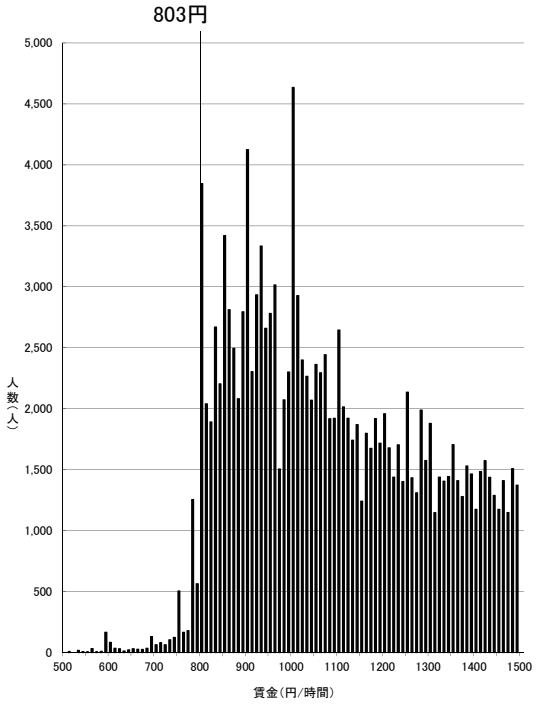


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

福井（C）

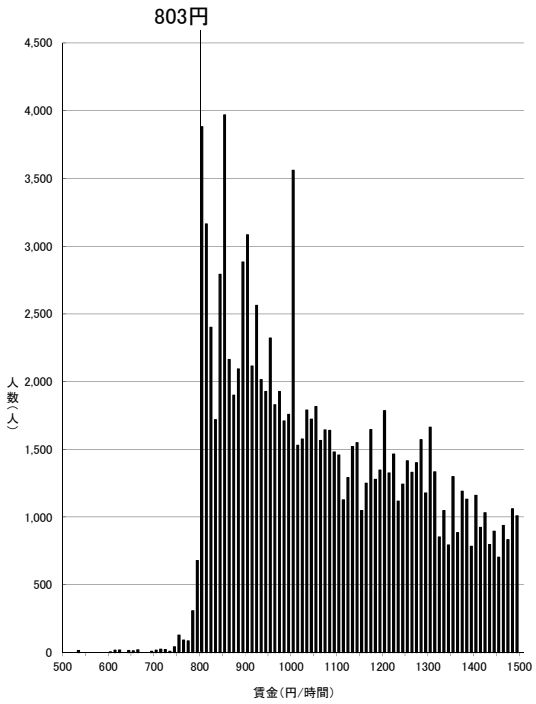


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

和歌山（C）

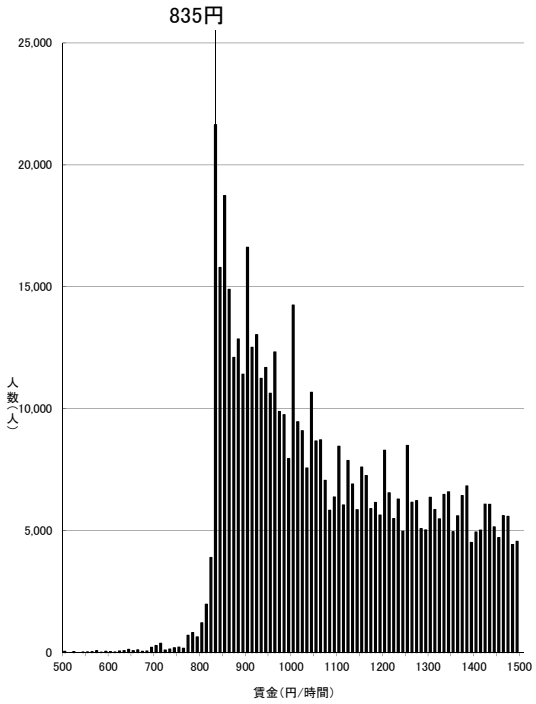


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

北海道（C）

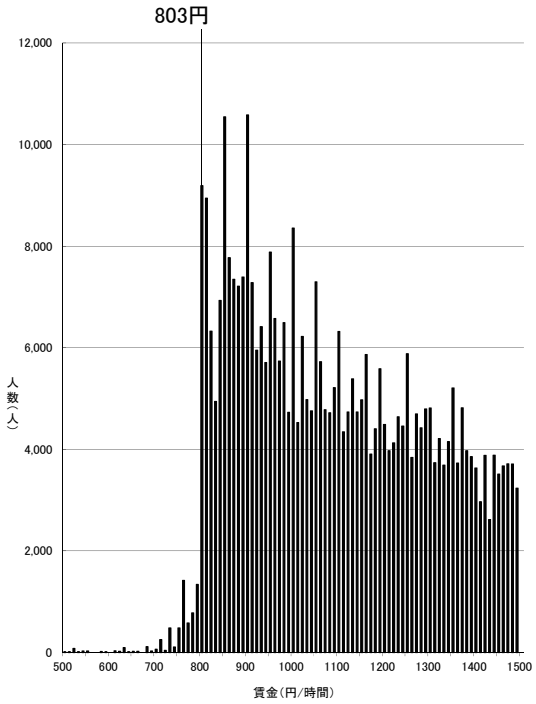


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

新潟（C）

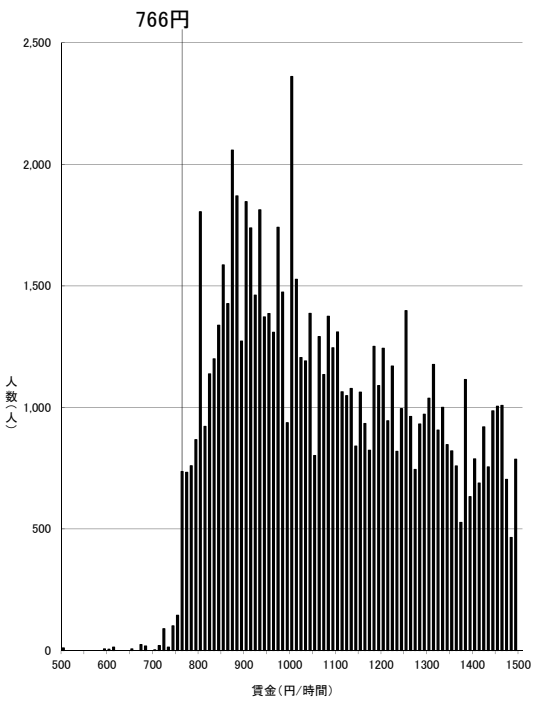


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

徳島（C）

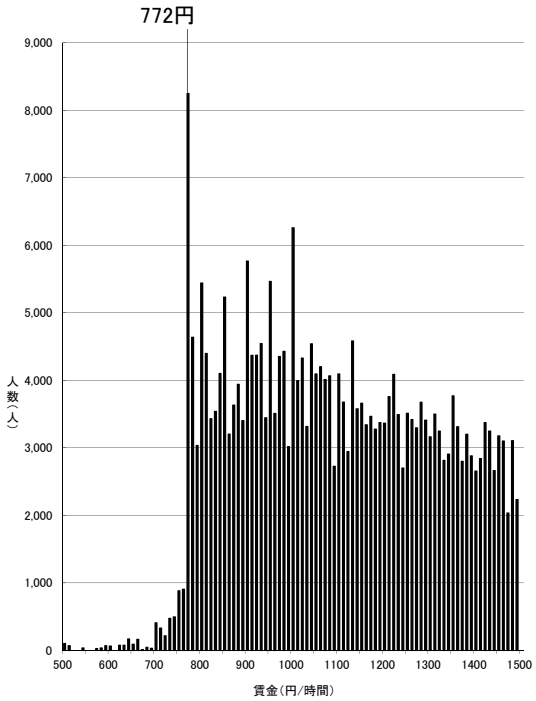


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

福島（D）

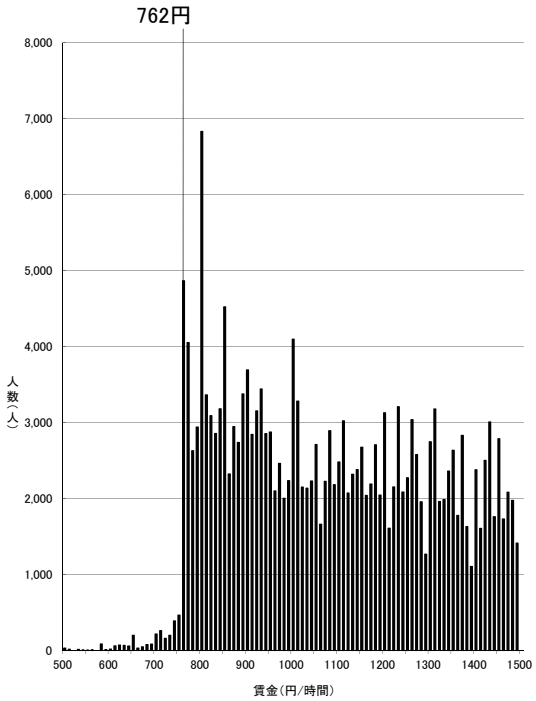


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

大分（D）

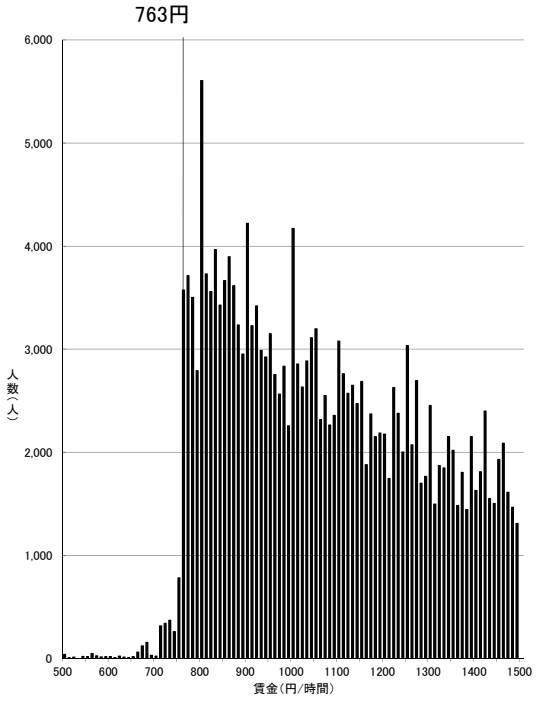


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

山形（D）

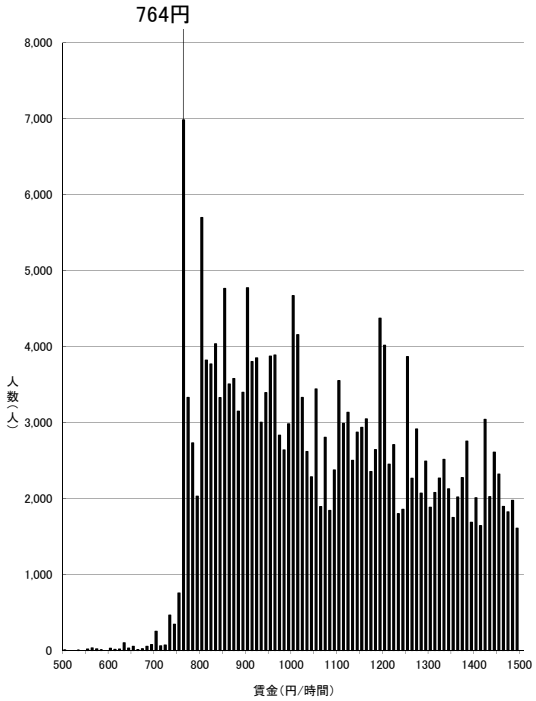


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

愛媛（D）

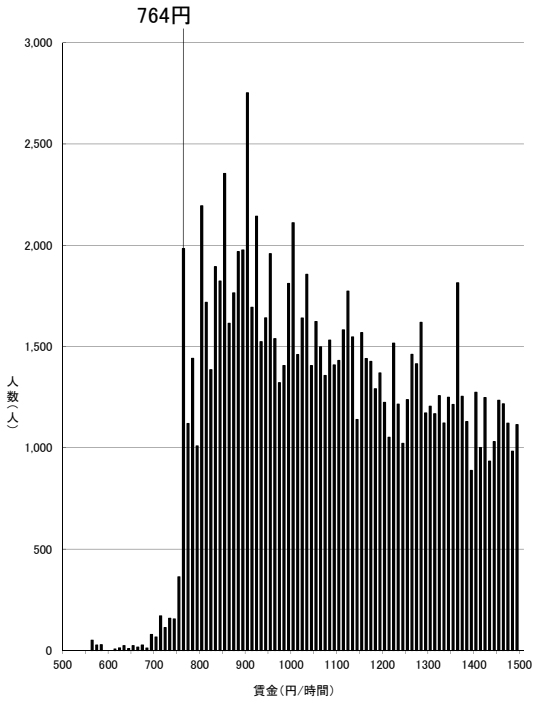


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

島根（D）

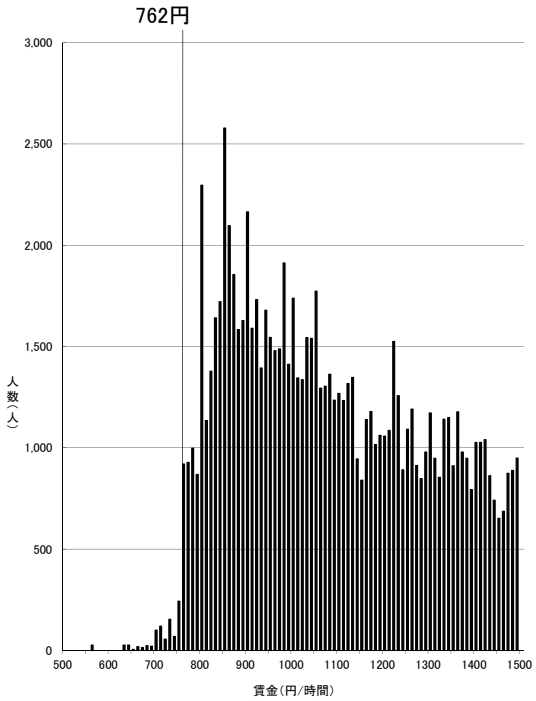


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

鳥取（D）

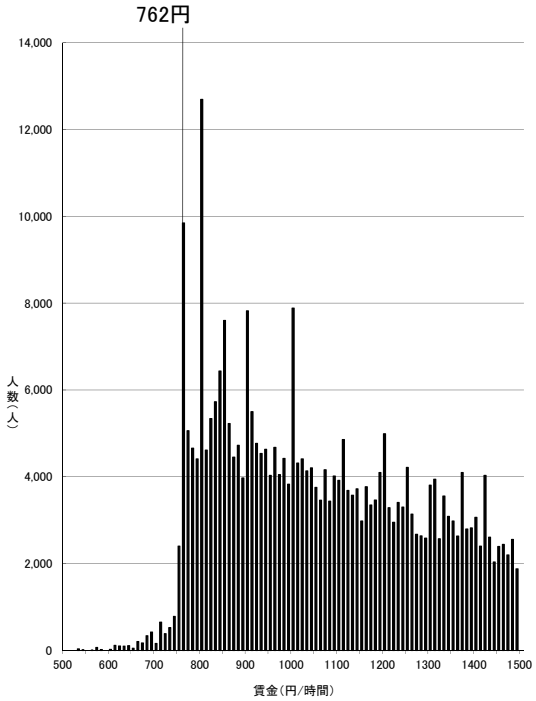


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

熊本（D）

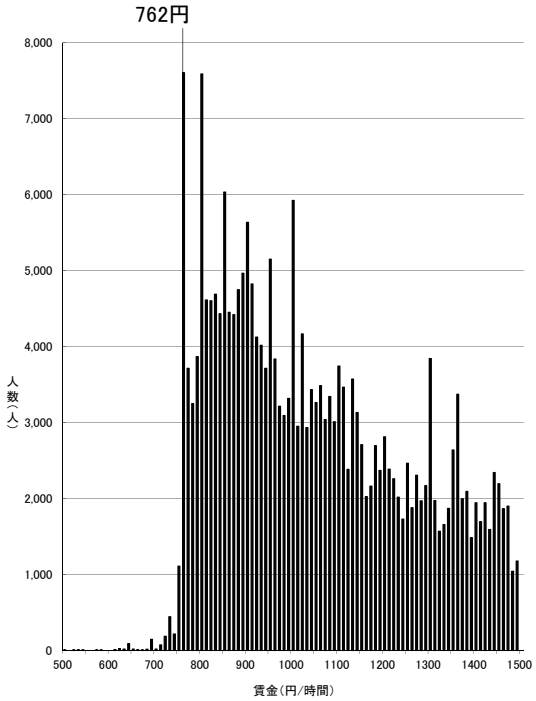


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

長崎（D）

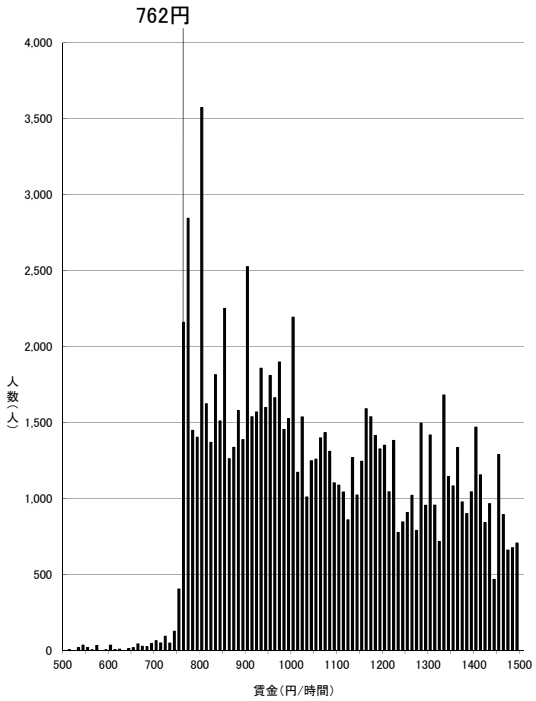


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

高知（D）

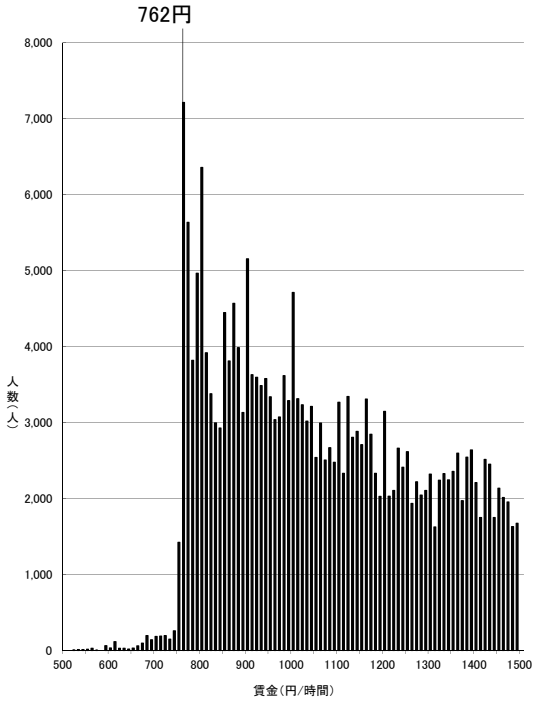


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

岩手（D）

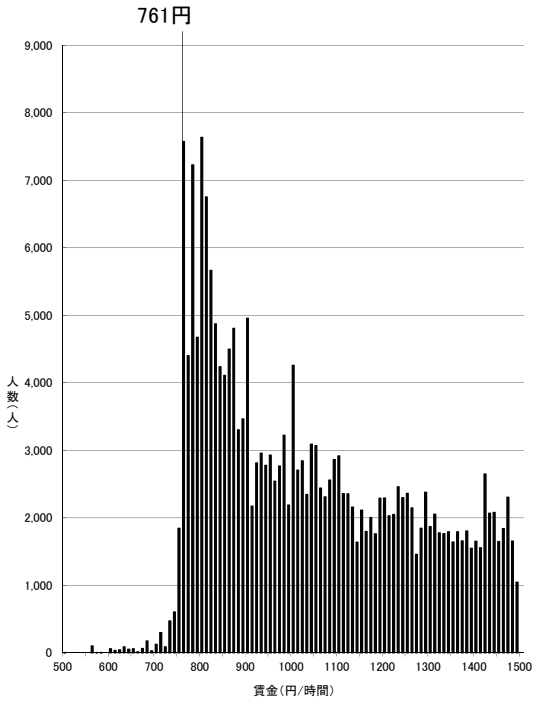


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

鹿児島（D）

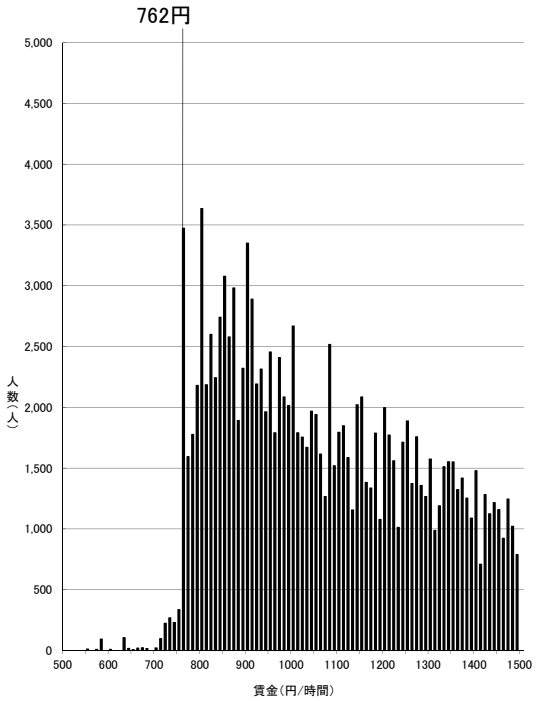


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

佐賀（D）

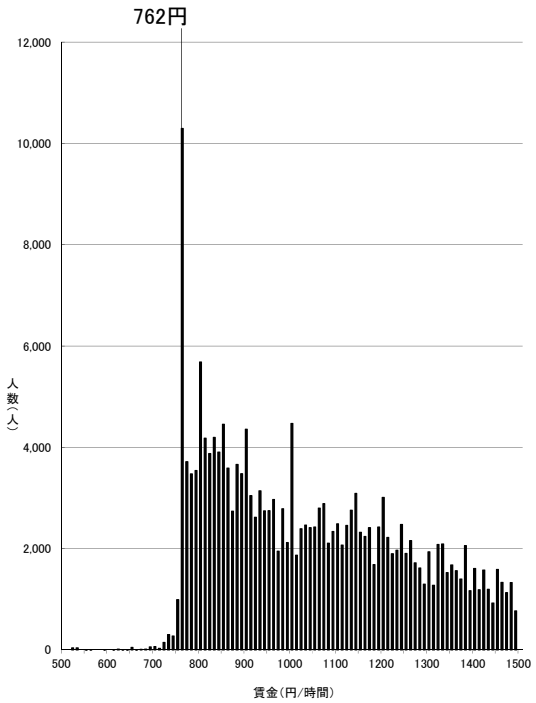


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

青森（D）

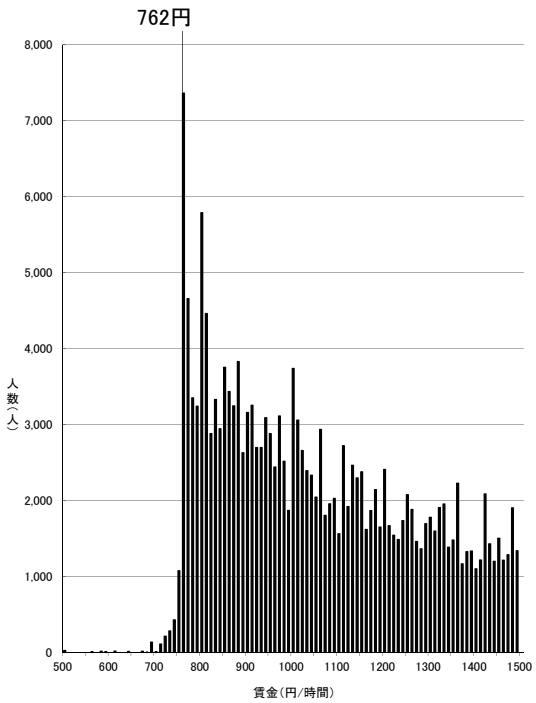


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

秋田（D）

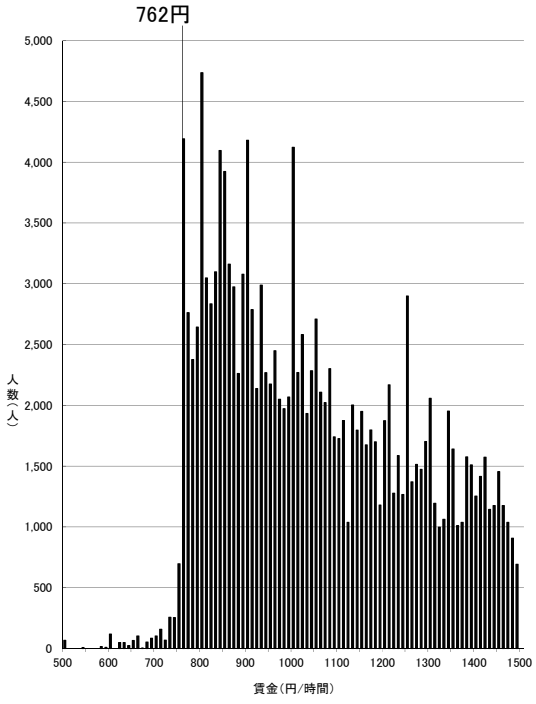


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

宮崎（D）

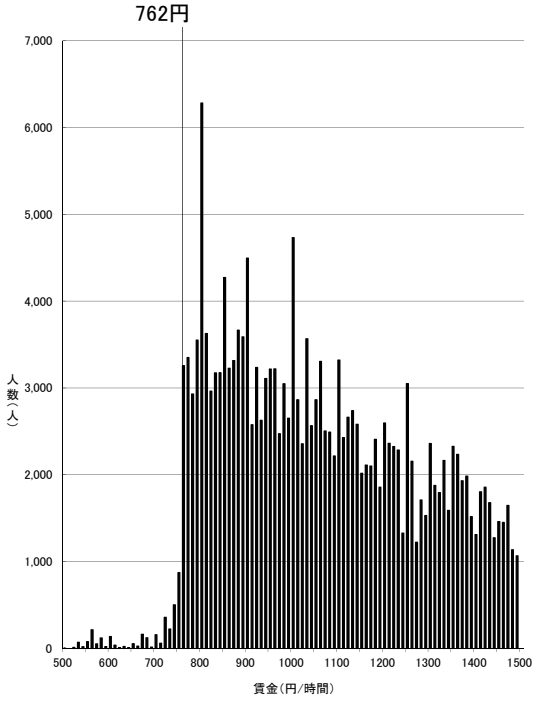


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般・短時間計

沖縄（D）



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

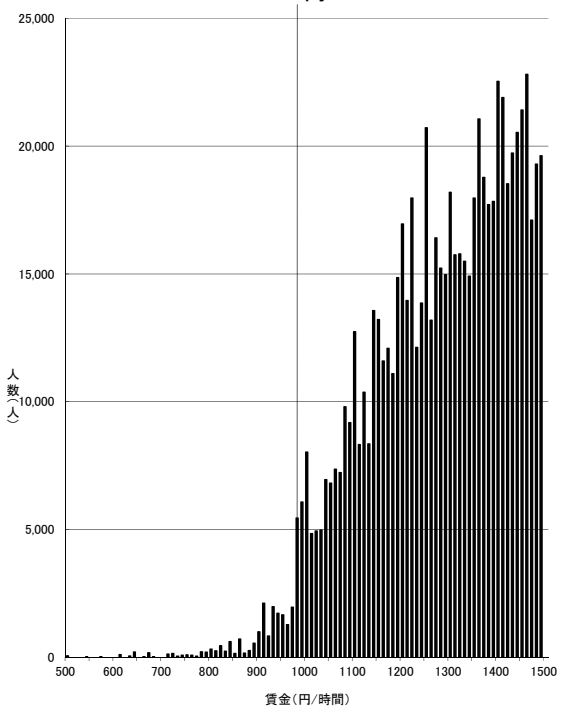
一般・短時間計

時間当たり賃金分布（一般労働者）

資料No. ４－２

東京（A）

985円



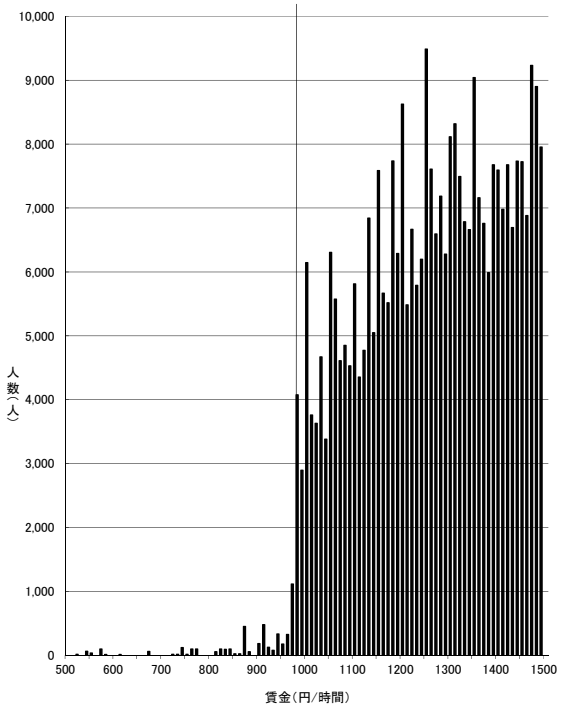
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

神奈川（A）

983円



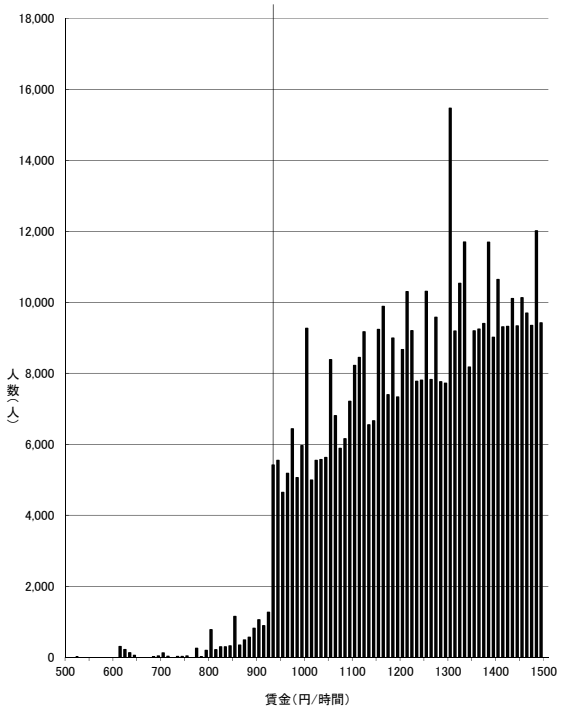
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

大阪（A）

936円



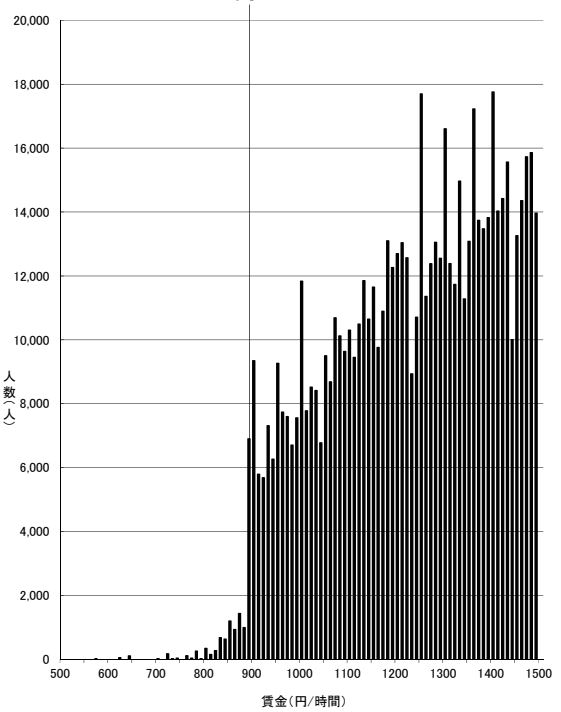
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

愛知（A）

898円

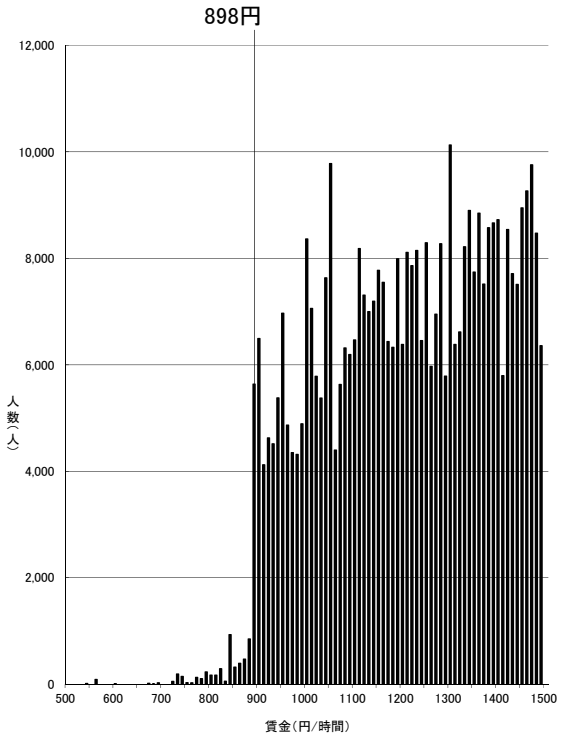


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

埼玉（A）

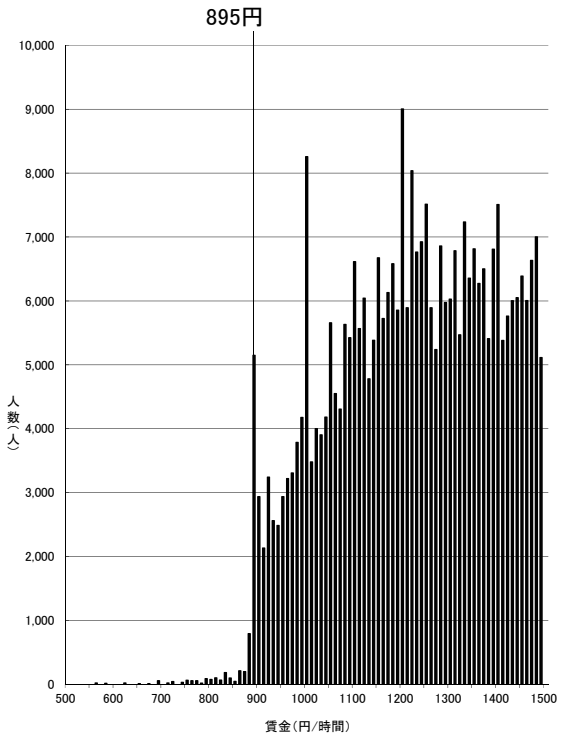


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

千葉（A）

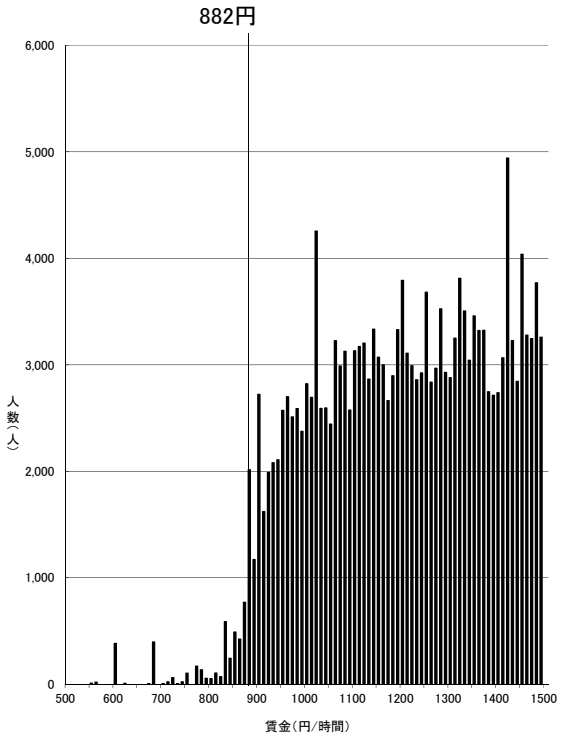


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

京都（B）

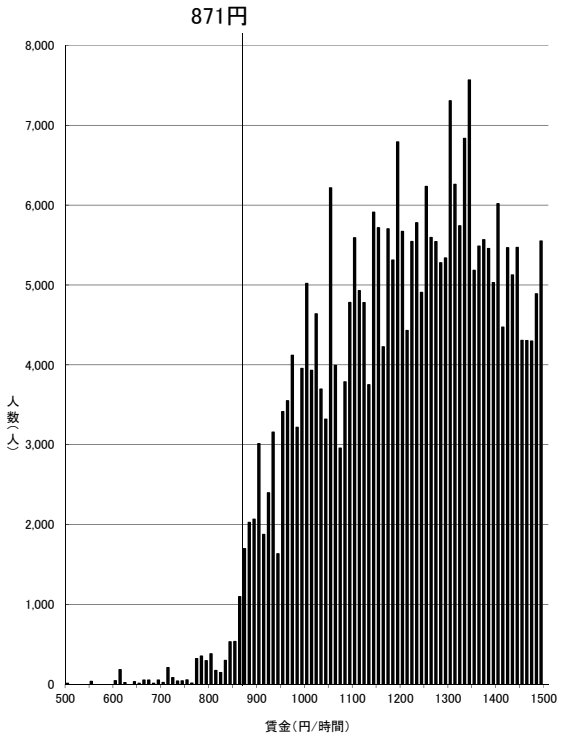


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

兵庫（B）

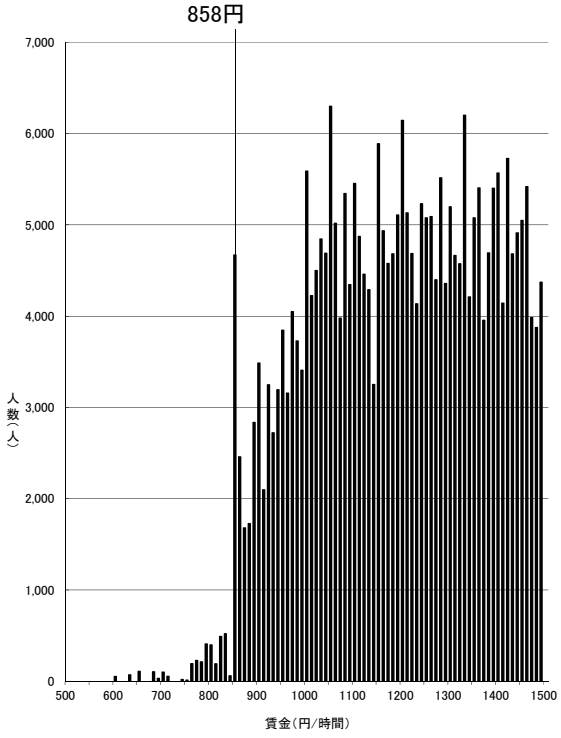


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

静岡（B）

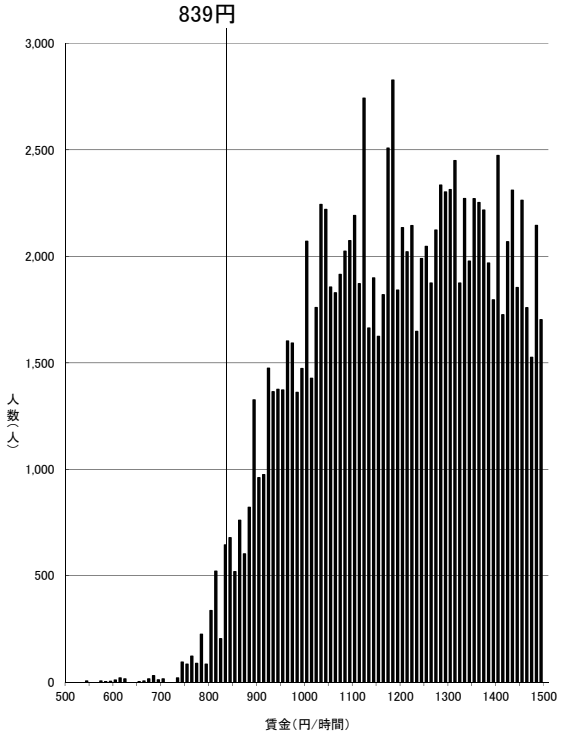


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

滋賀（B）

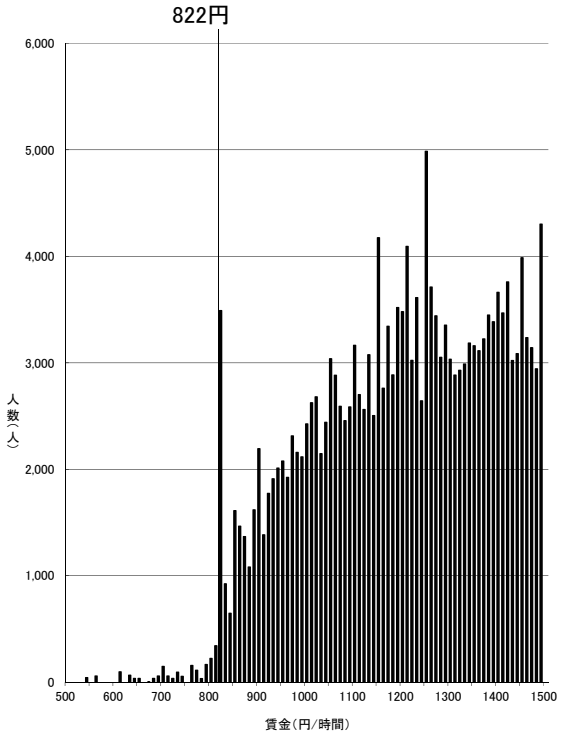


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

茨城（B）

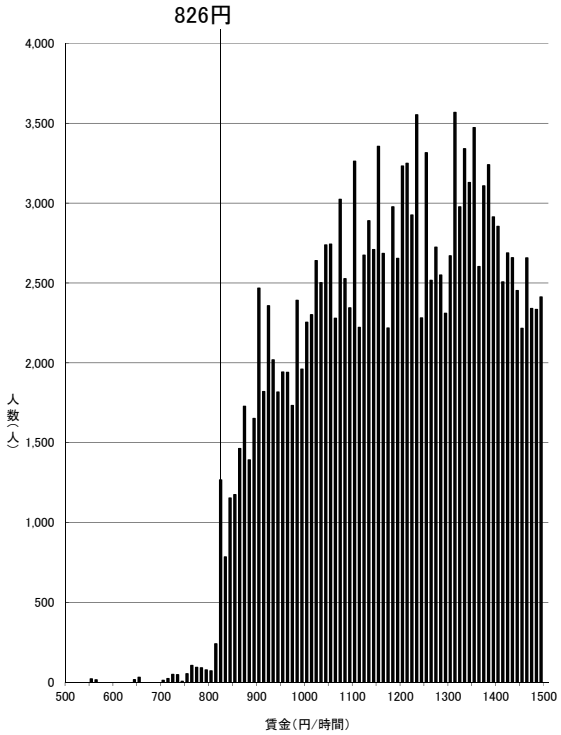


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

栃木（B）

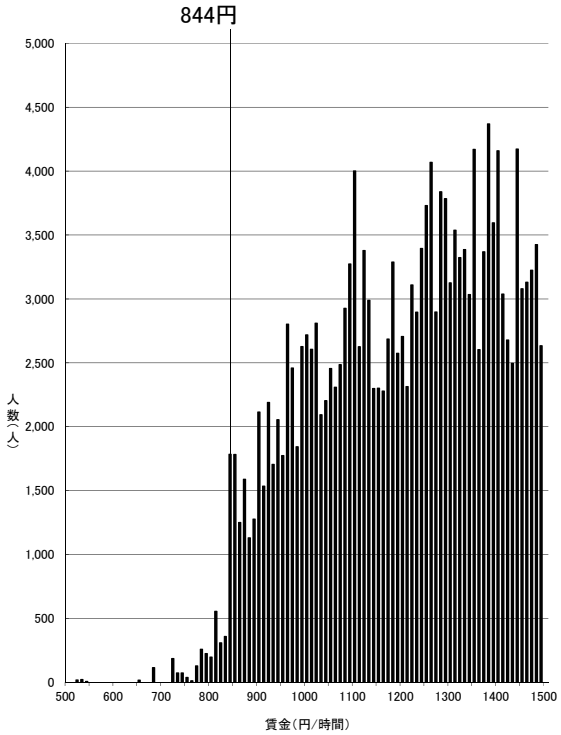


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

広島（B）

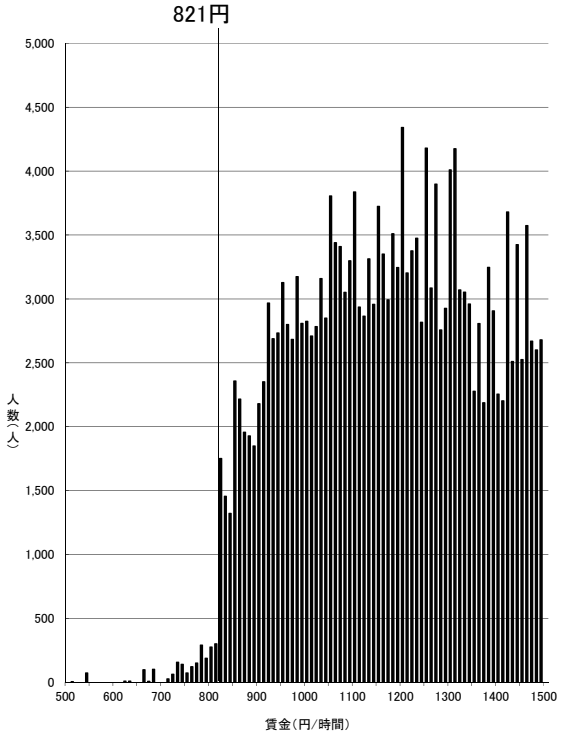


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

長野（B）

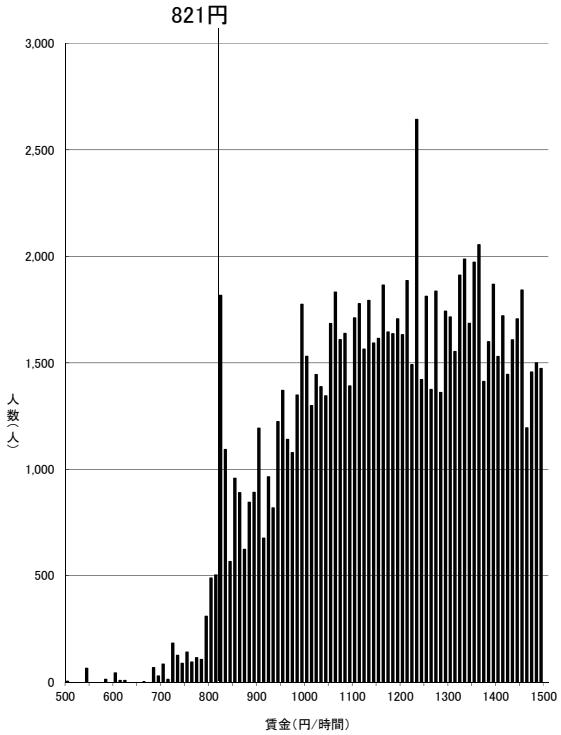


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

富山（B）

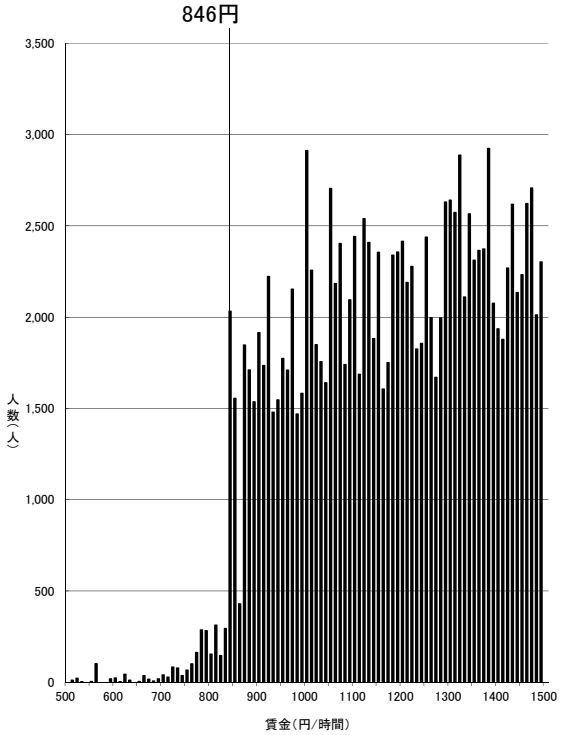


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

三重（B）

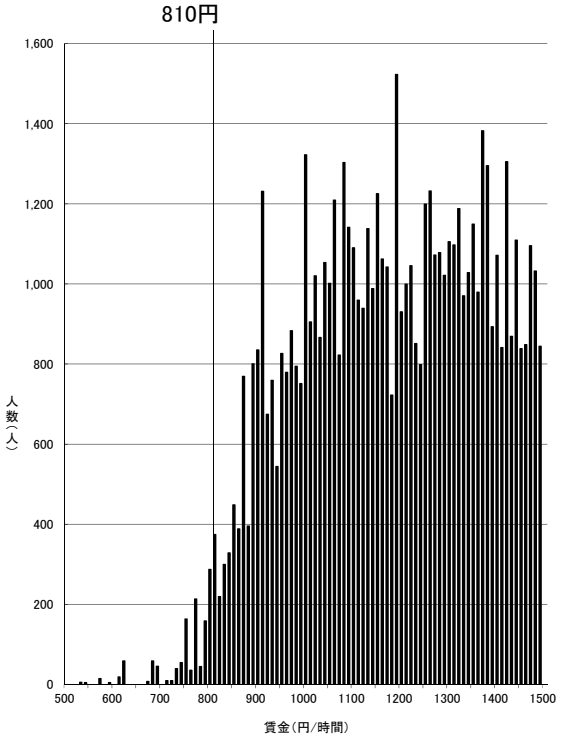


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

山梨（B）

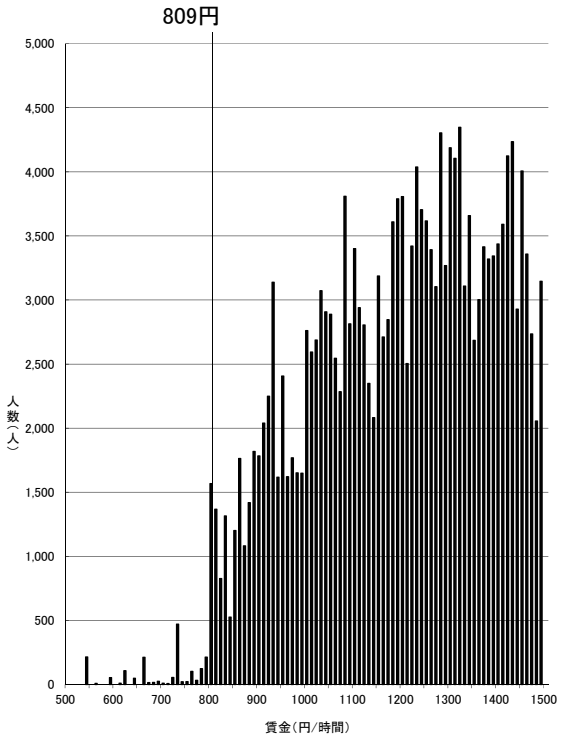


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

群馬（C）

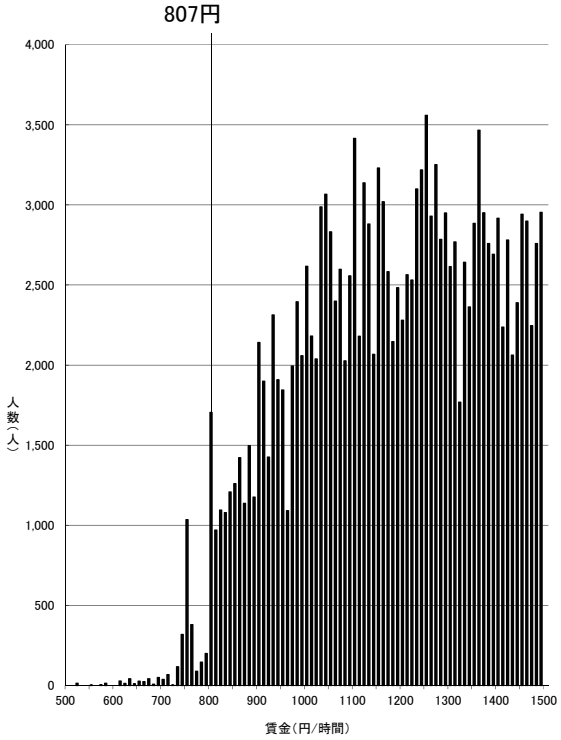


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

岡山（C）

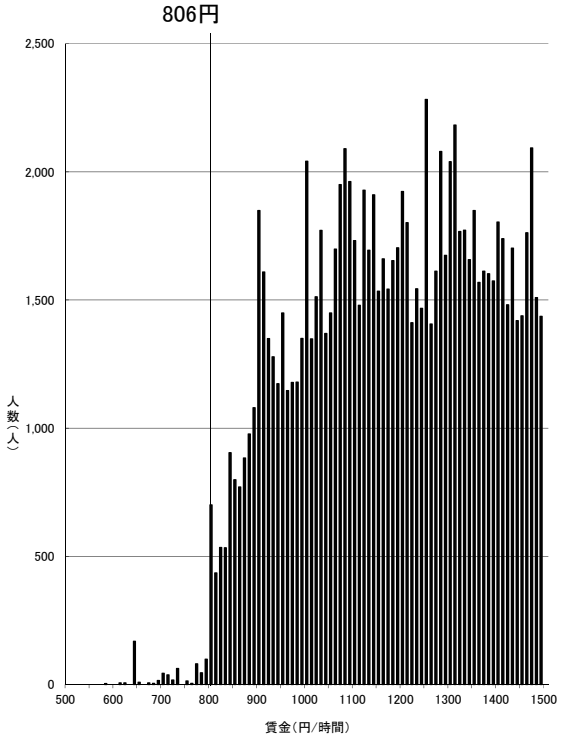


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

石川（C）

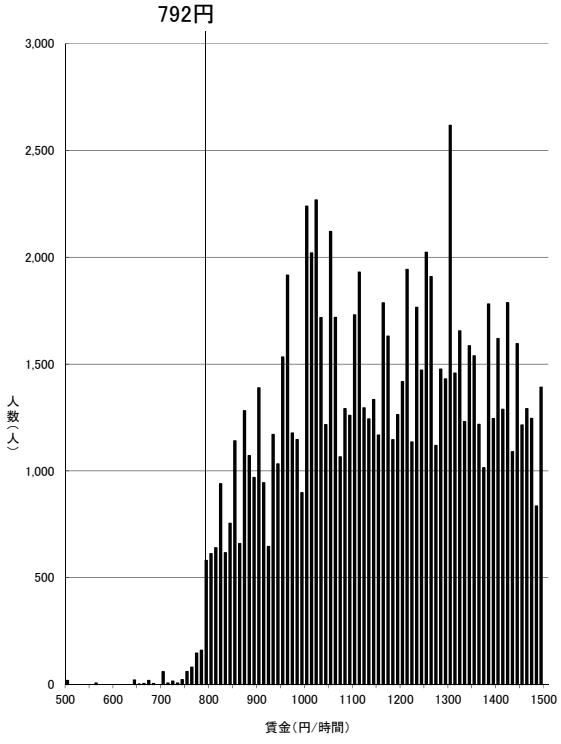


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

香川（C）

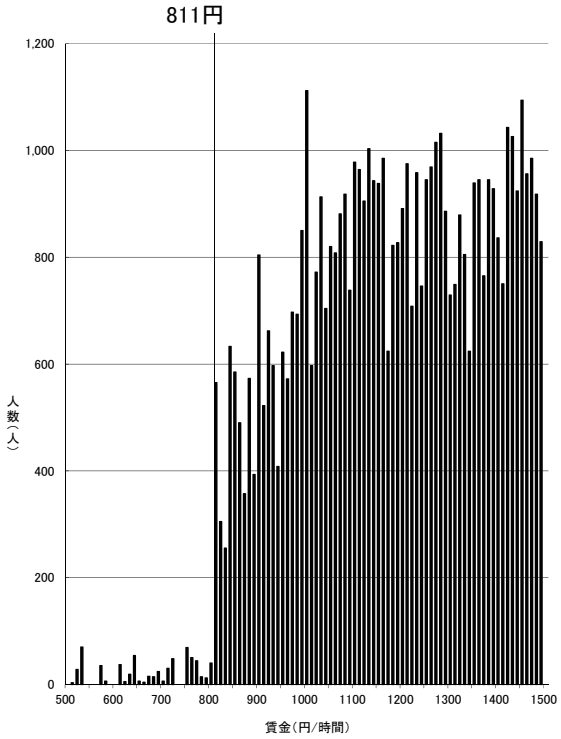


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

奈良（C）

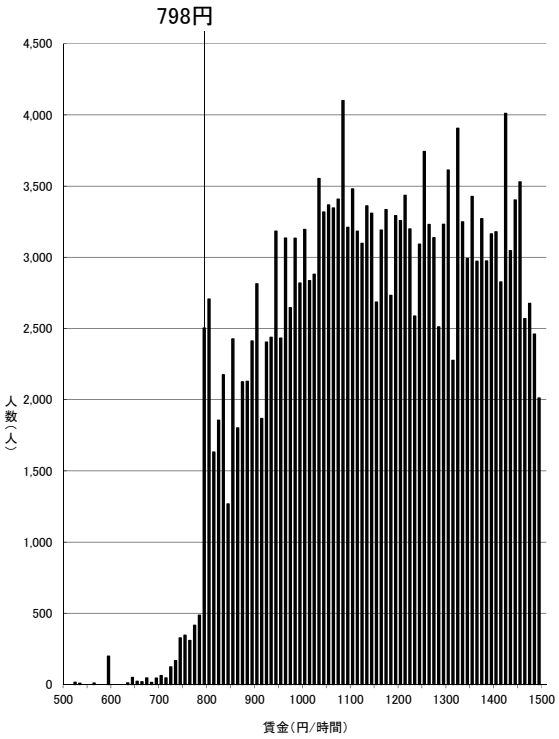


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

宮城（C）

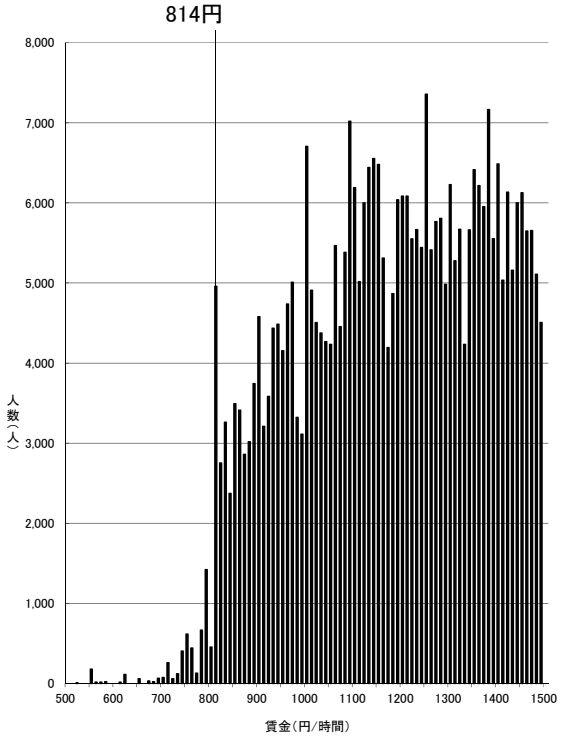


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

福岡（C）

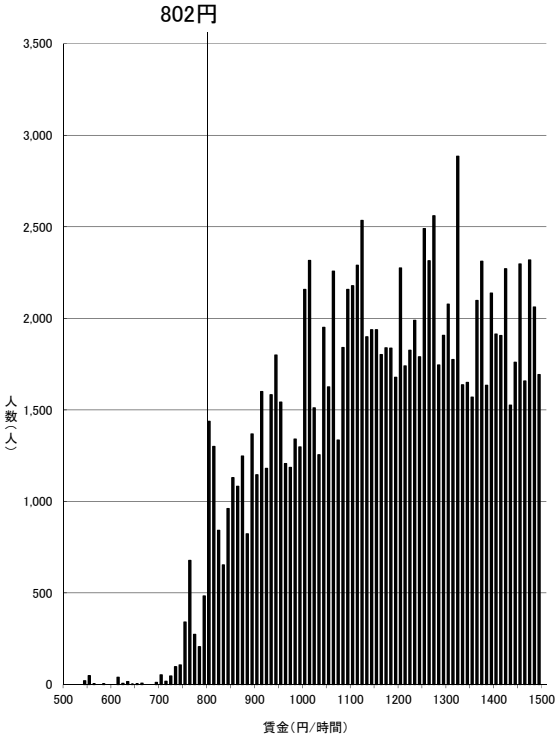


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

山口（C）

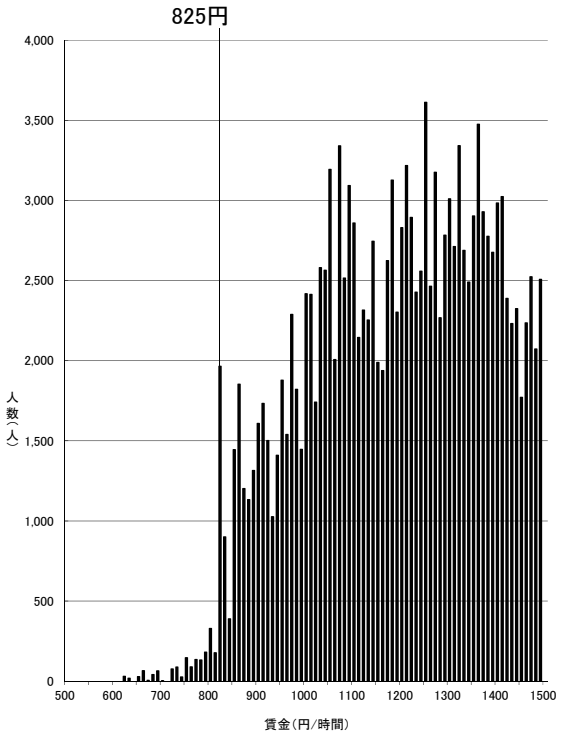


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

岐阜（C）

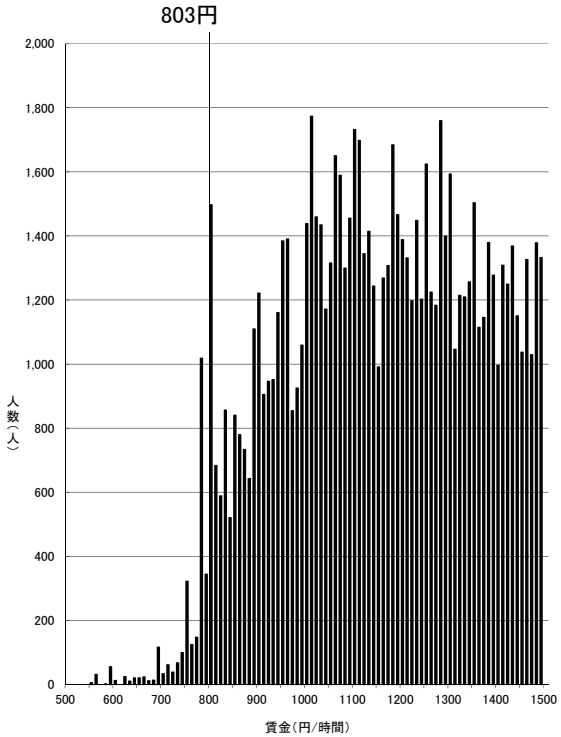


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

福井（C）

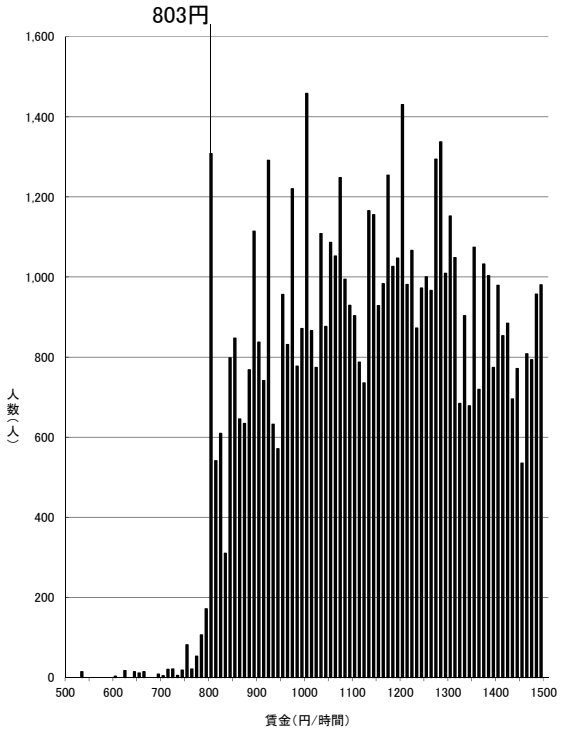


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

和歌山（C）

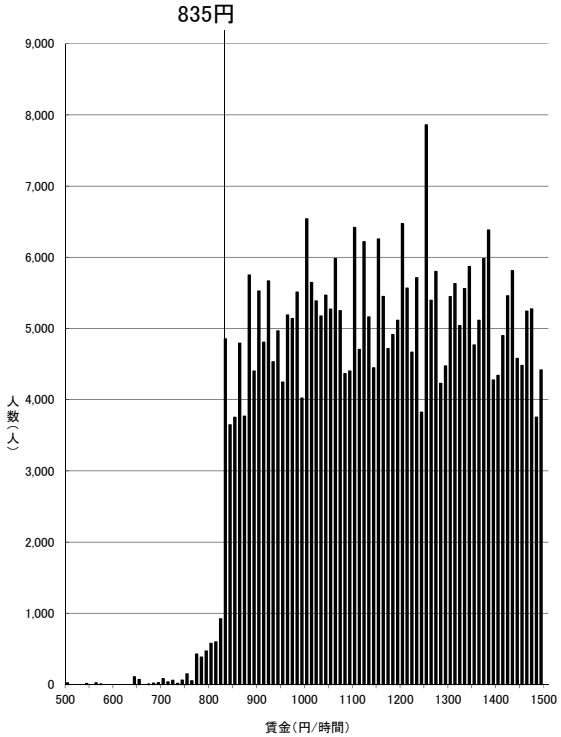


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

北海道（C）

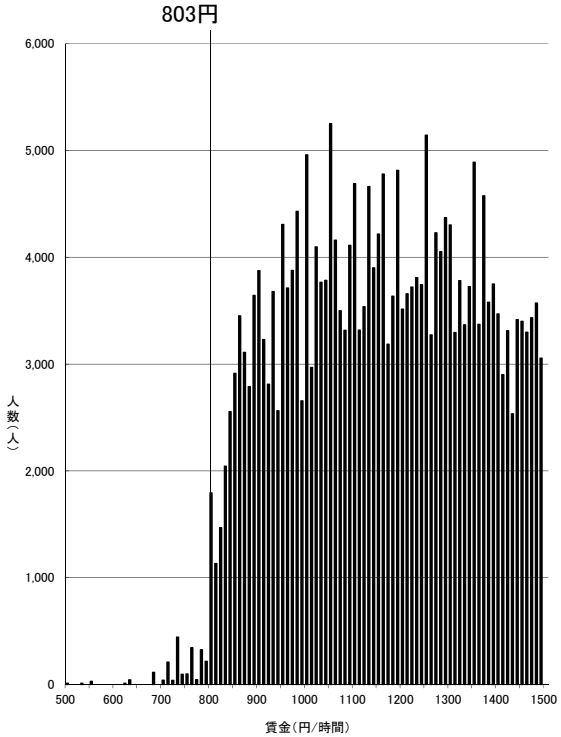


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

新潟（C）

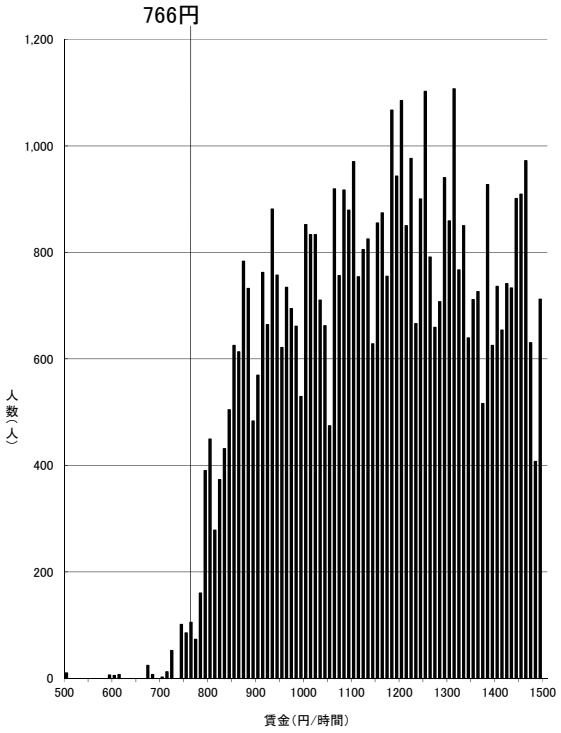


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

徳島（C）

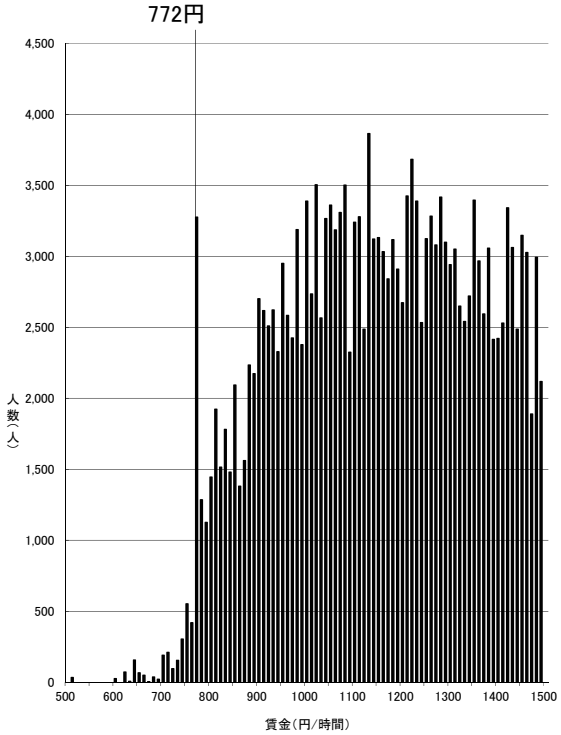


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

福島（D）

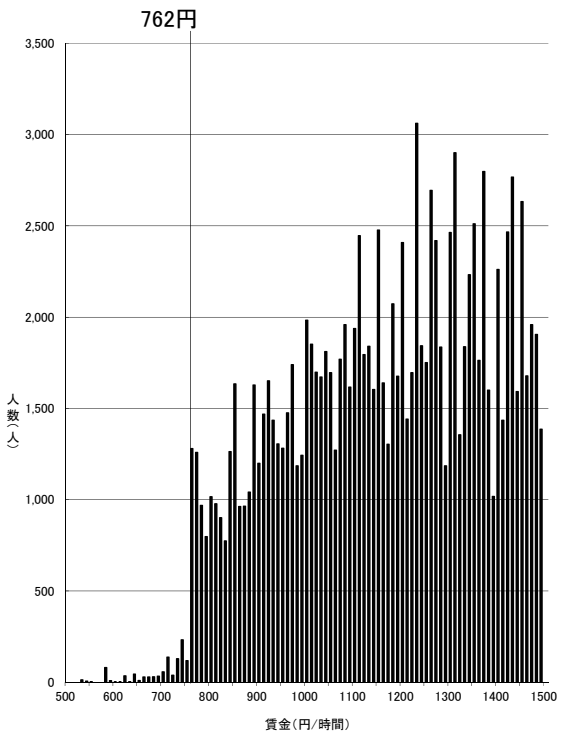


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

大分（D）

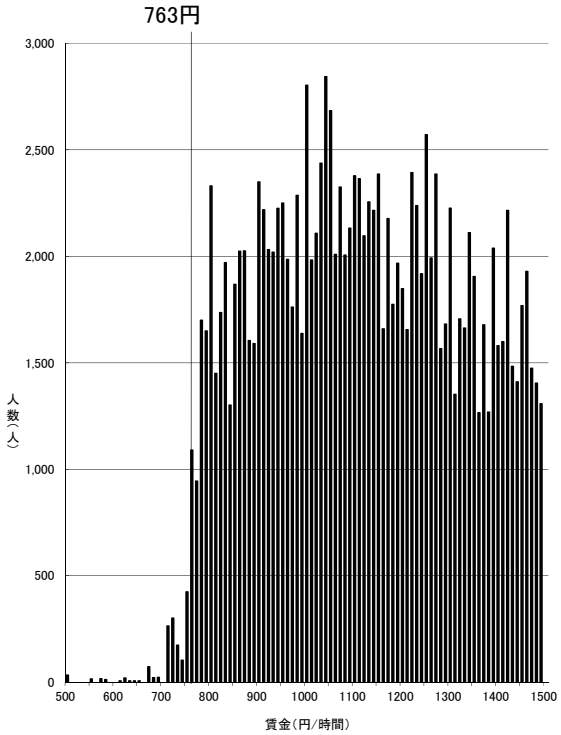


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

山形（D）

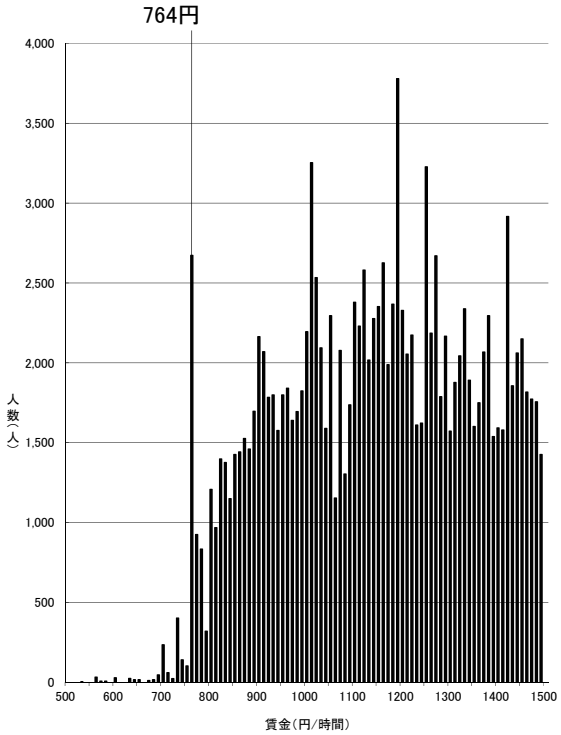


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

愛媛（D）

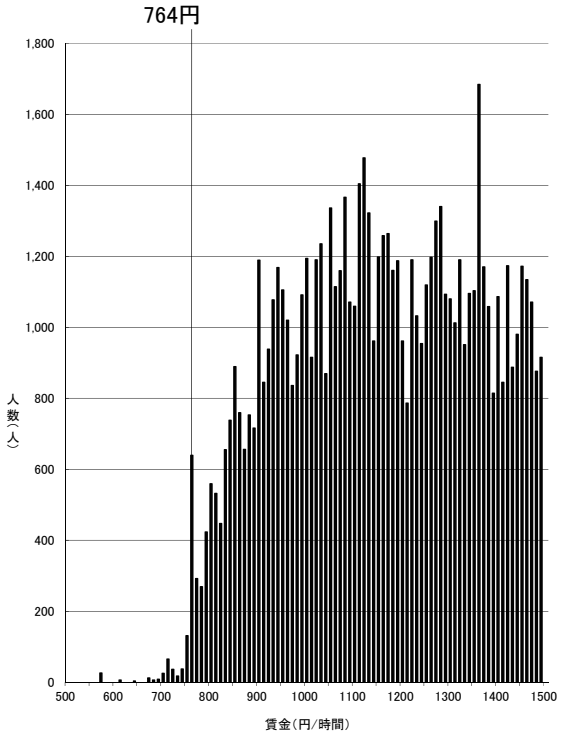


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

島根（D）

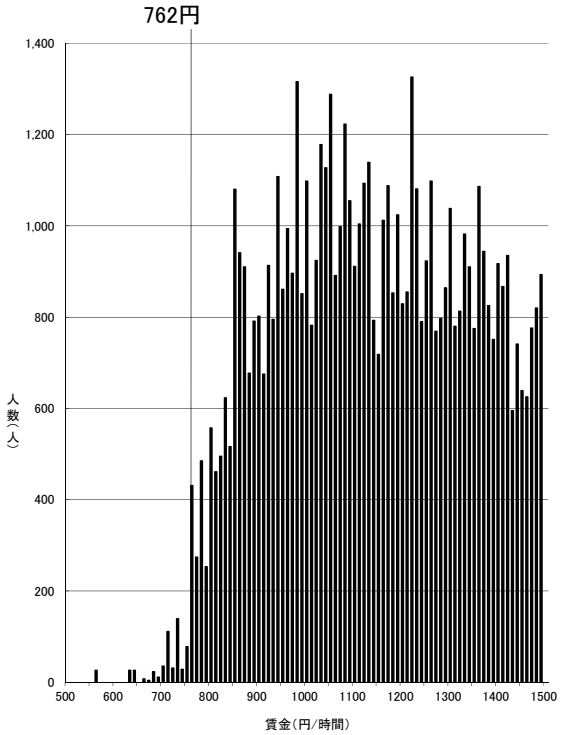


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

鳥取（D）

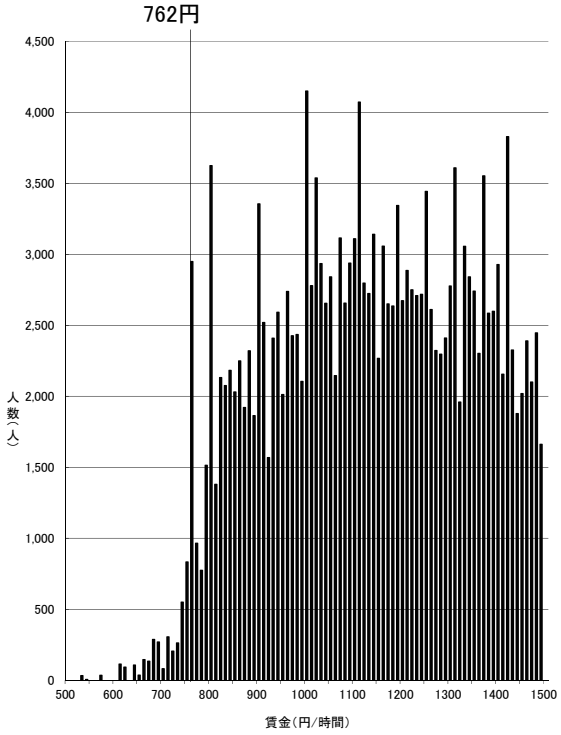


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

熊本（D）

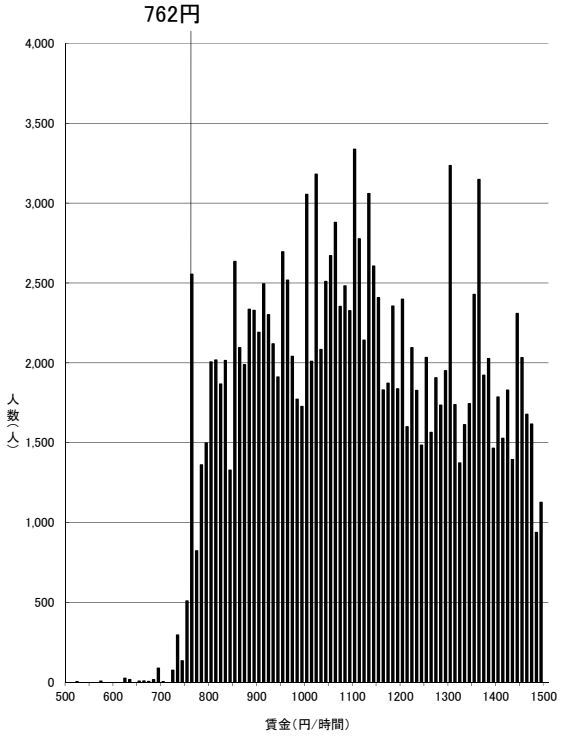


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

長崎（D）

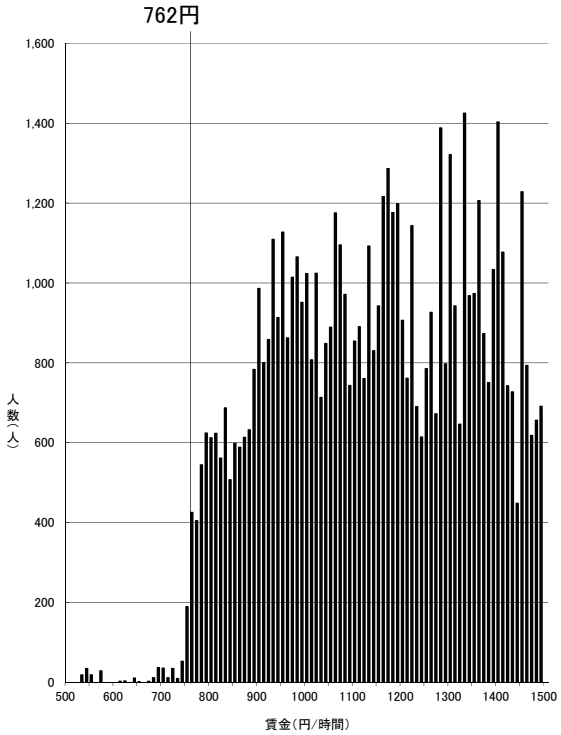


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

高知（D）

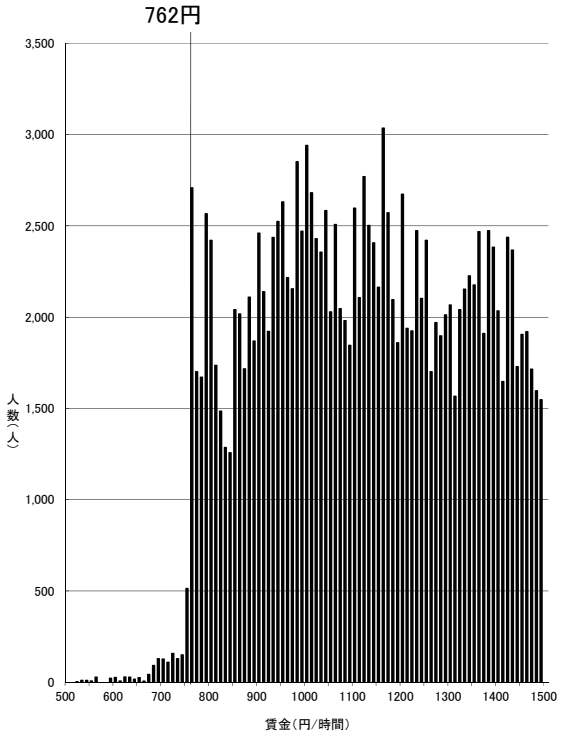


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

岩手（D）

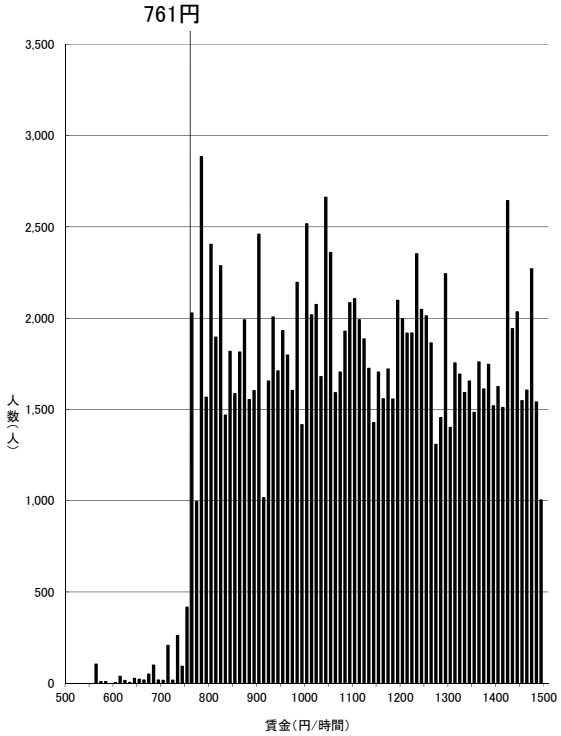


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

鹿児島（D）

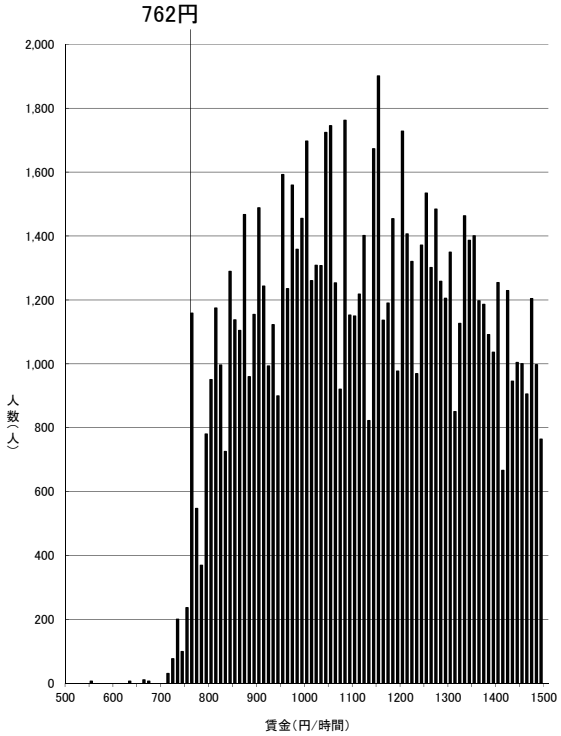


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

佐賀（D）

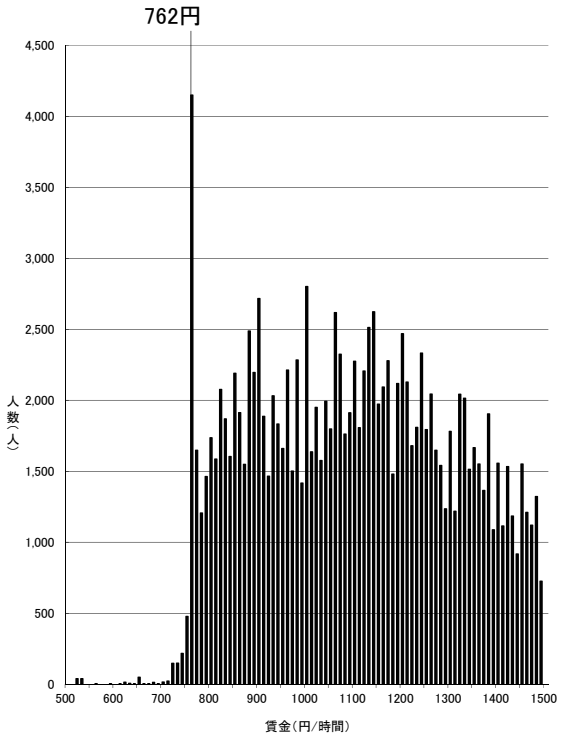


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

青森（D）

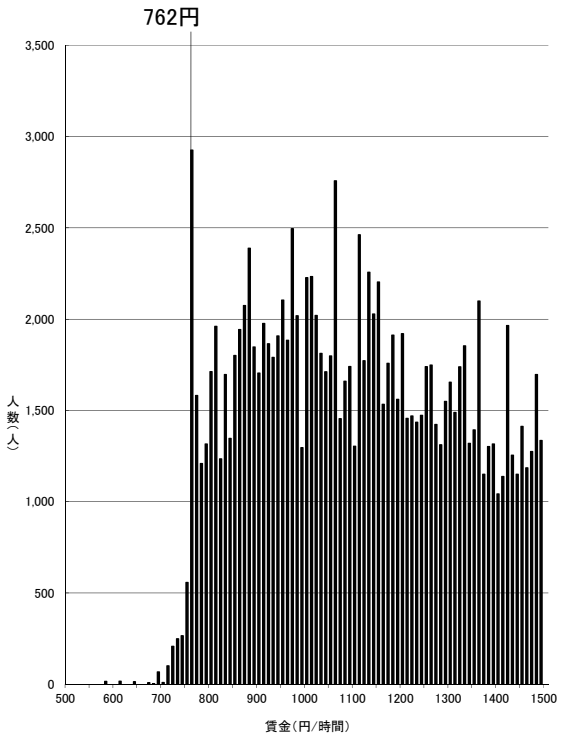


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

秋田（D）

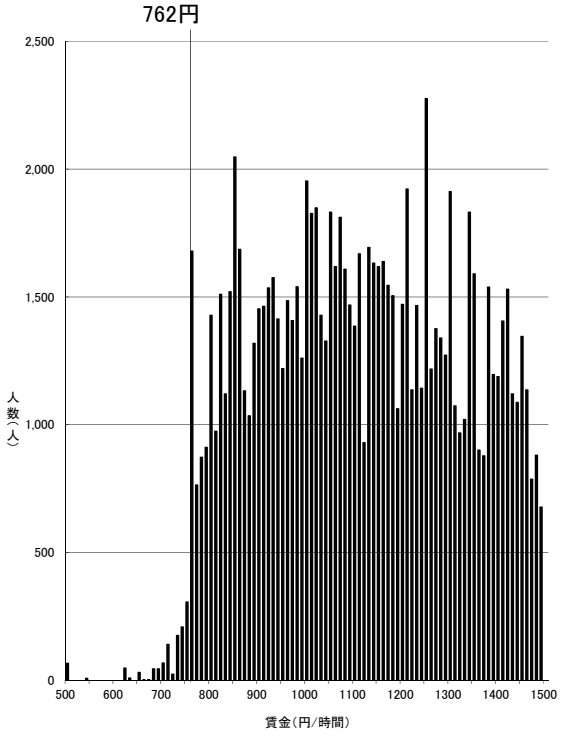


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

宮崎（D）

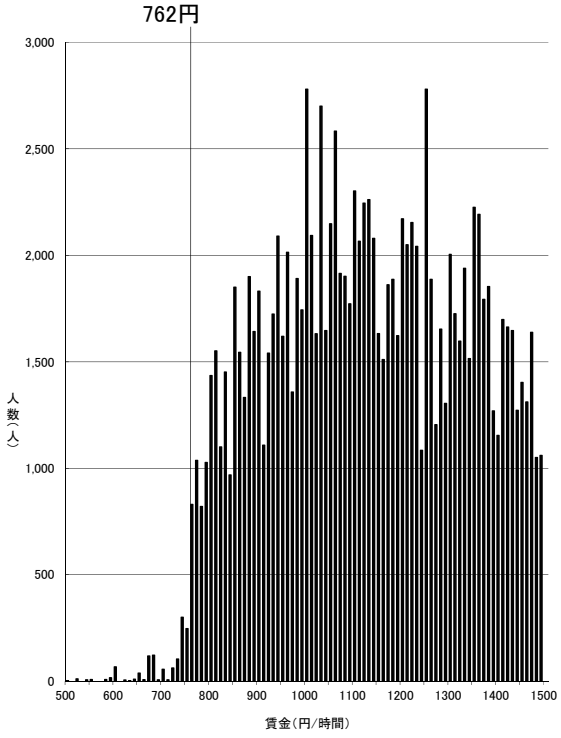


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

一般労働者

沖縄（D）



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

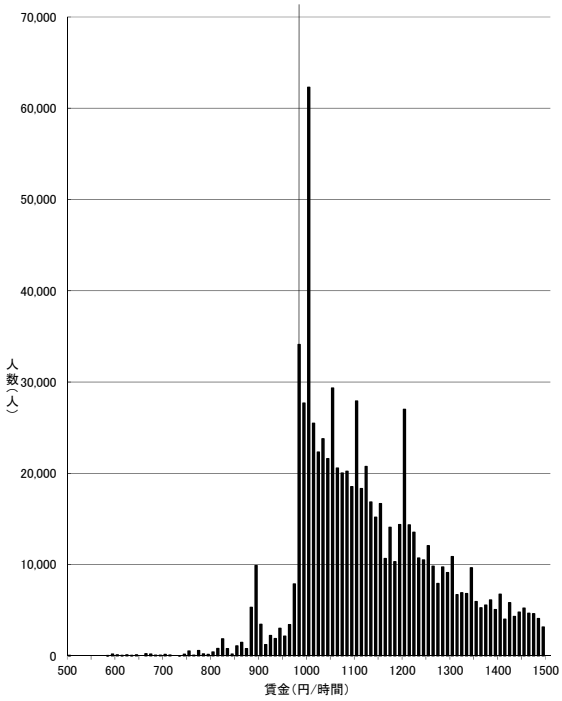
一般労働者

時間当たり賃金分布（短時間労働者）

資料No. ４－３

東京（A）

985円



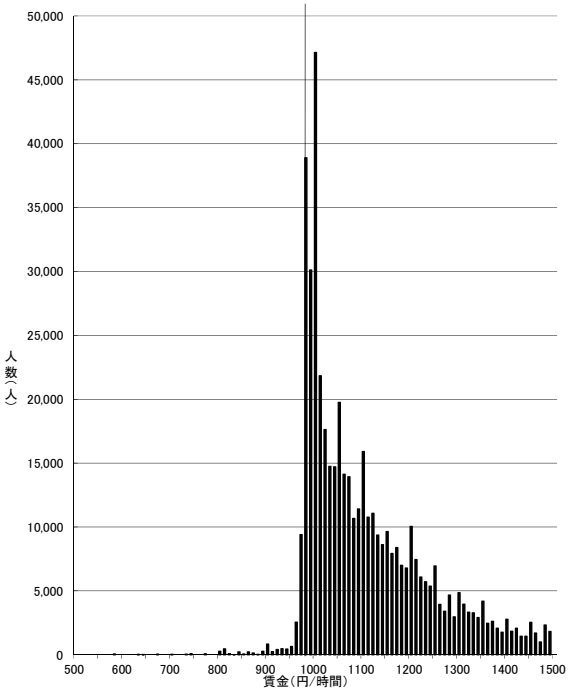
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

神奈川（A）

983円



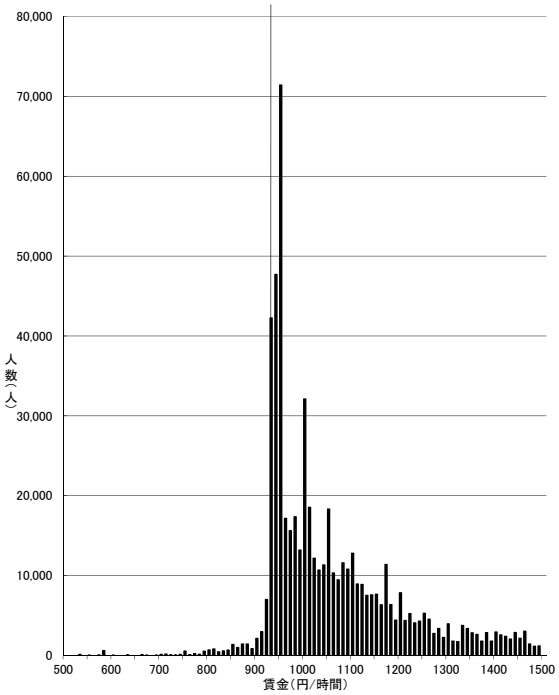
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

大阪（A）

936円



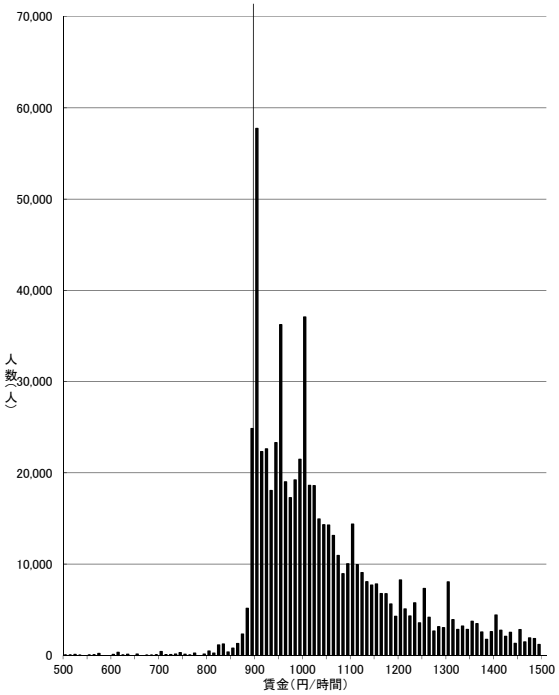
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

愛知（A）

898円

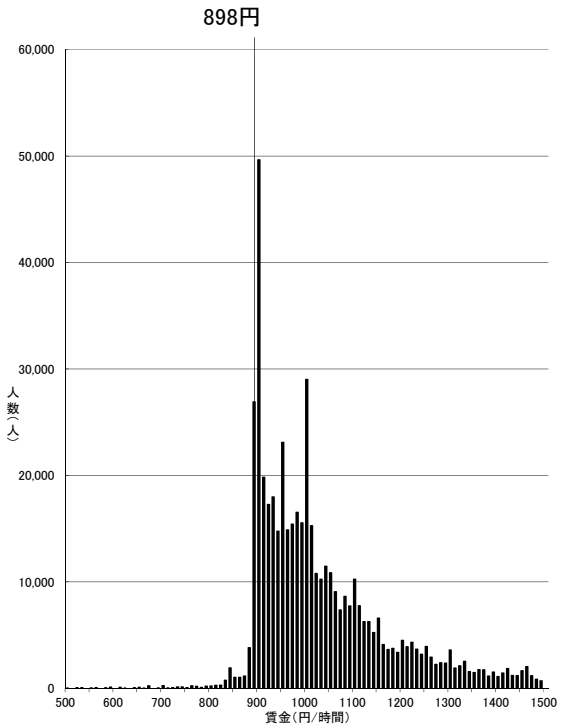


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

埼玉（A）

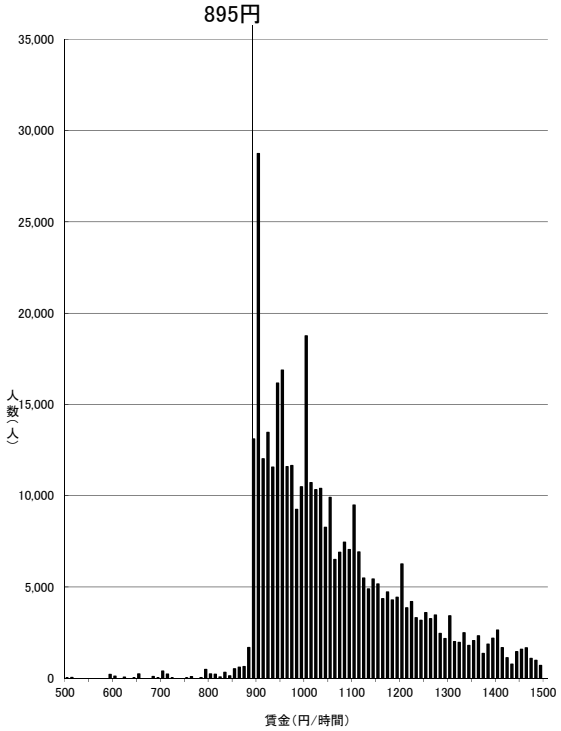


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

千葉（A）

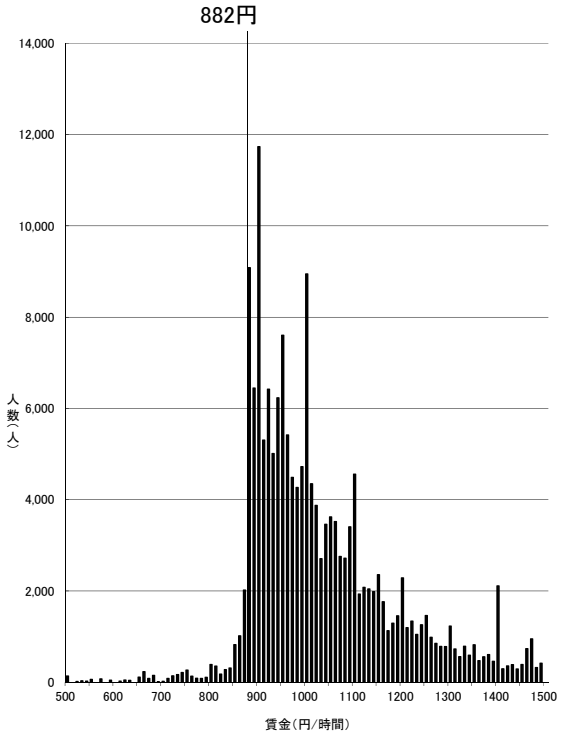


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

京都（B）

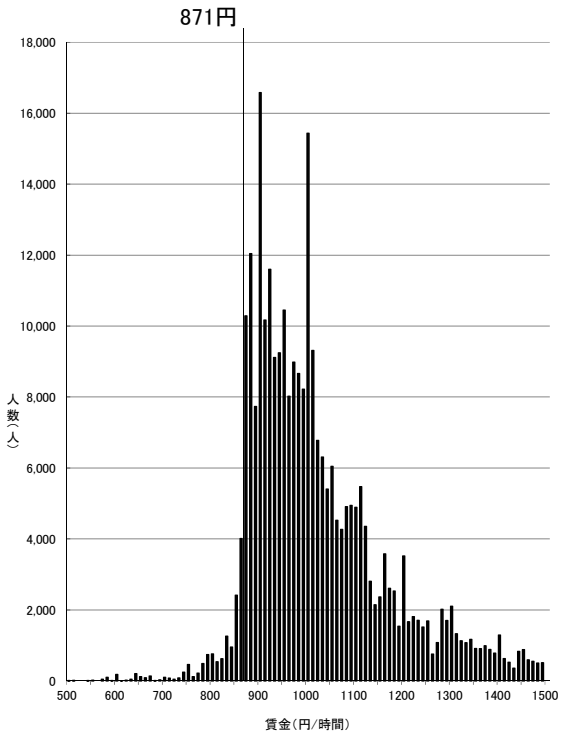


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

兵庫（B）

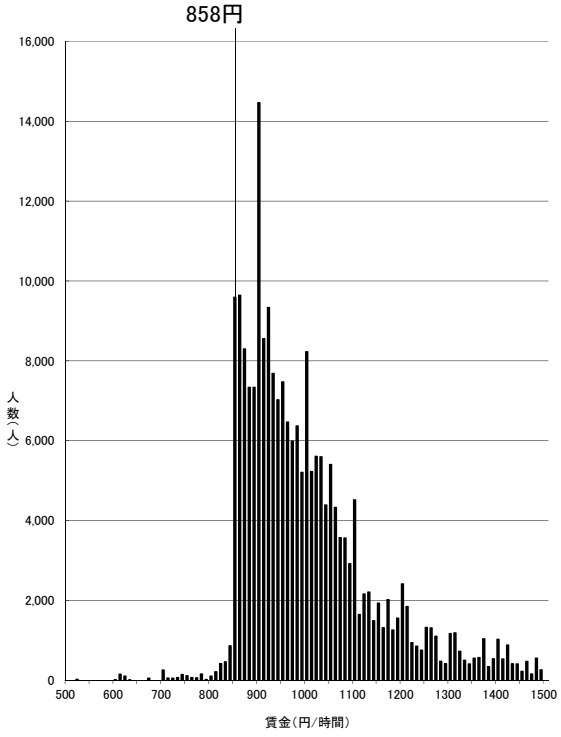


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

静岡（B）

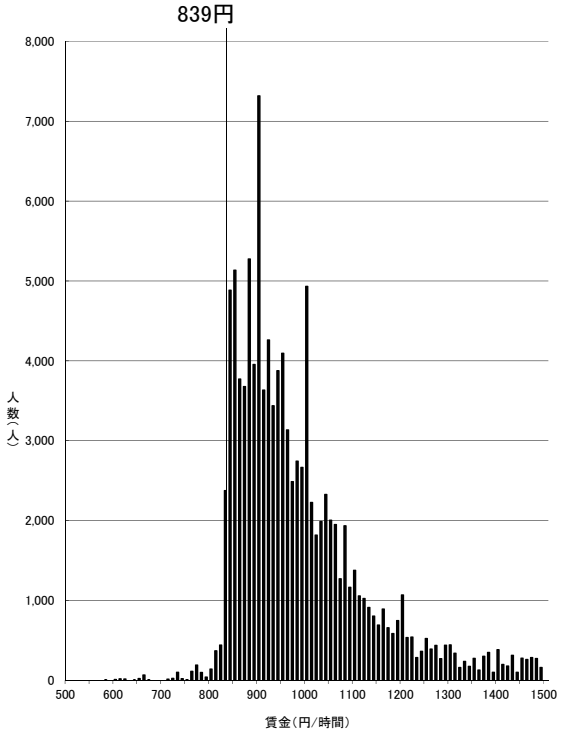


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

滋賀（B）

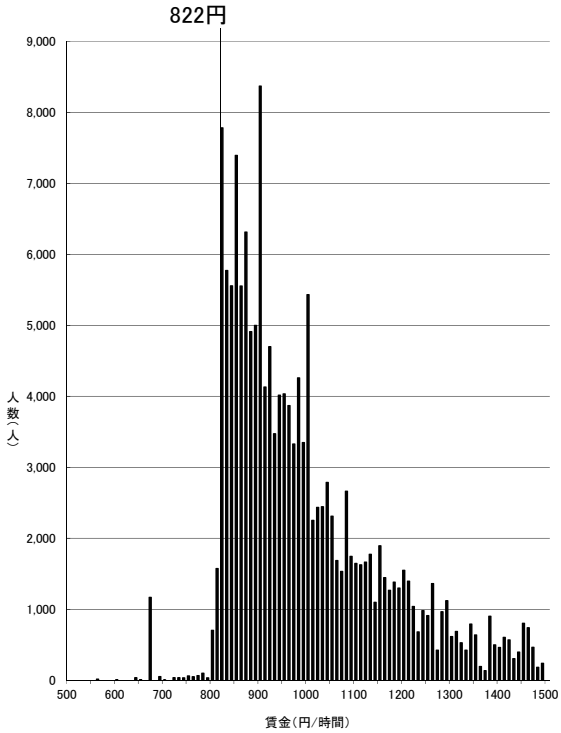


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

茨城（B）

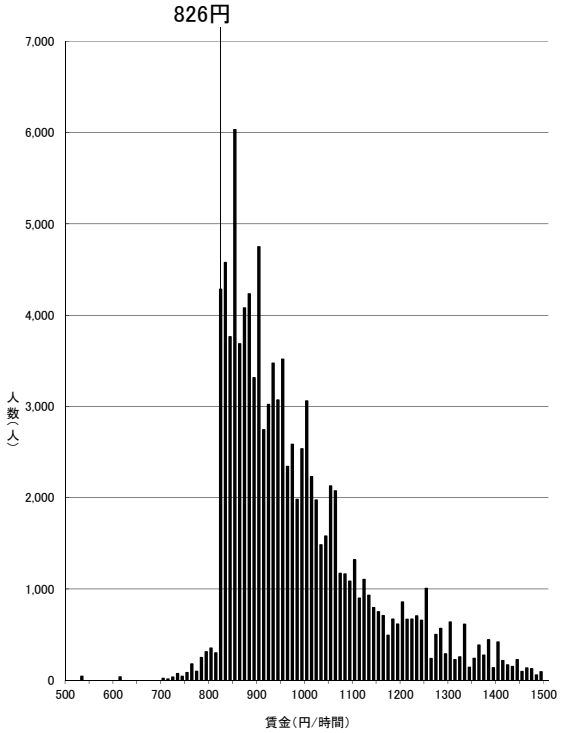


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

栃木（B）

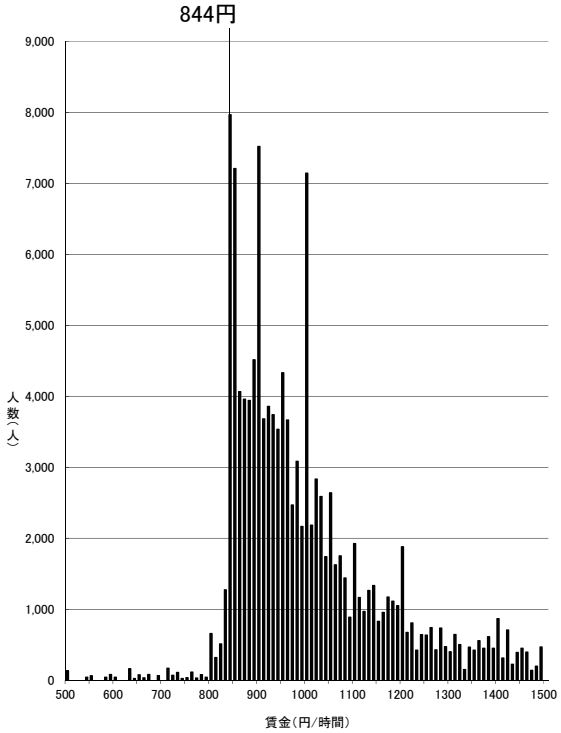


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

広島（B）

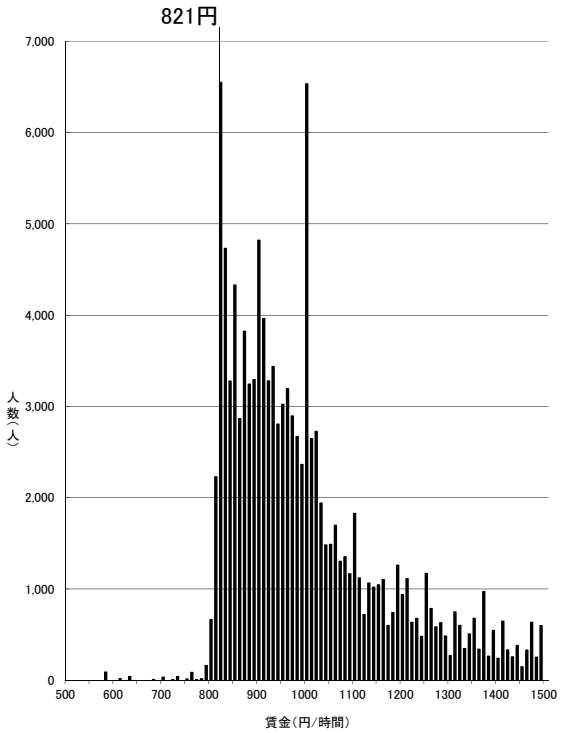


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

長野（B）

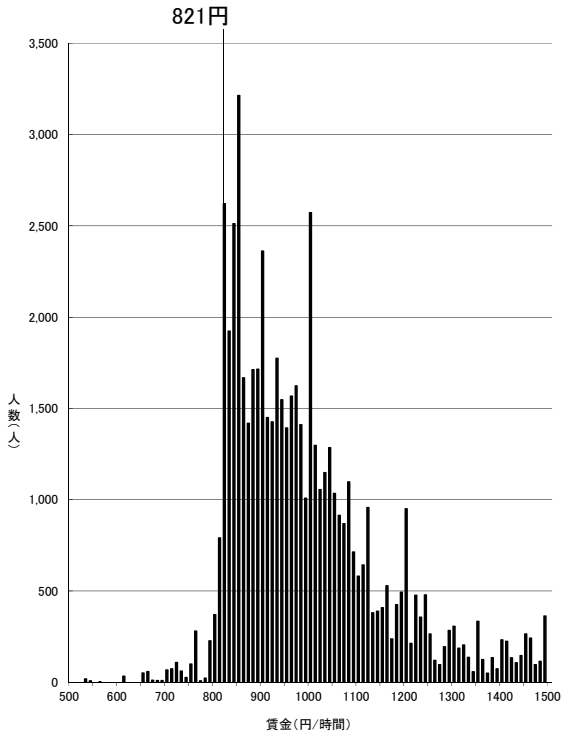


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

富山（B）

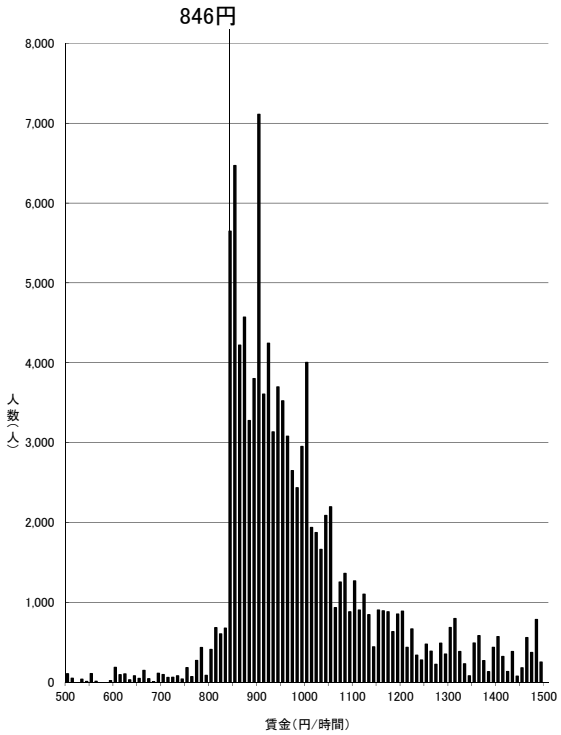


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

三重（B）

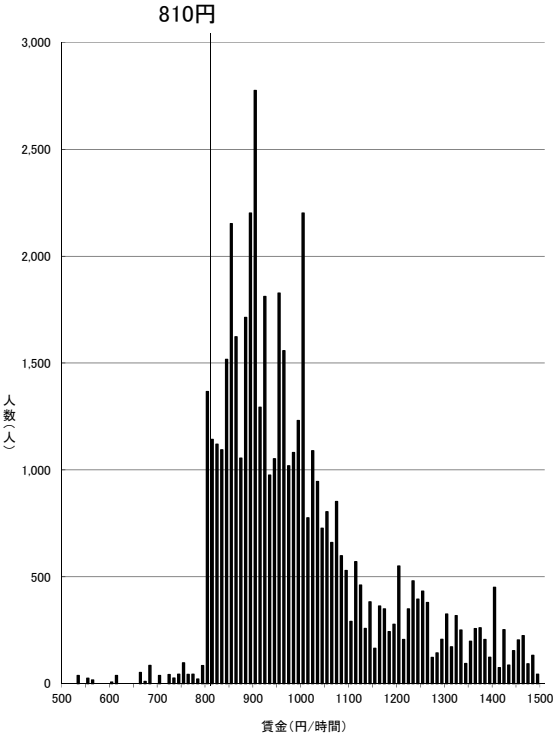


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

山梨（B）

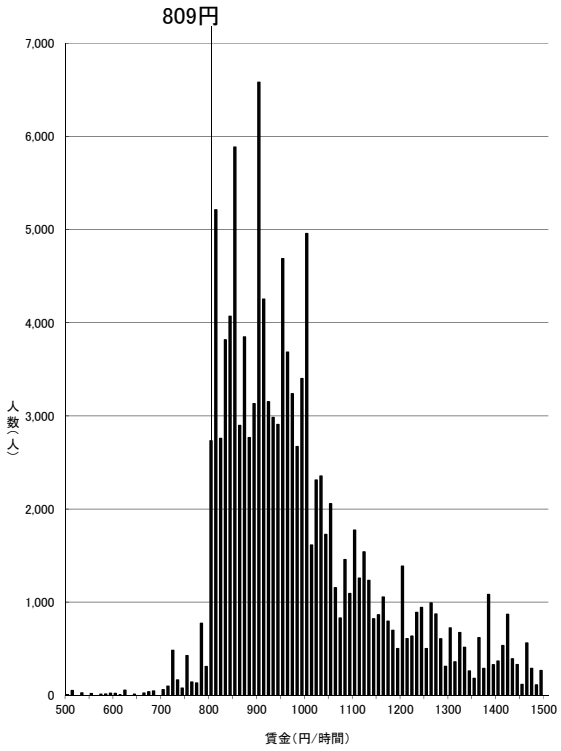


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

群馬（C）

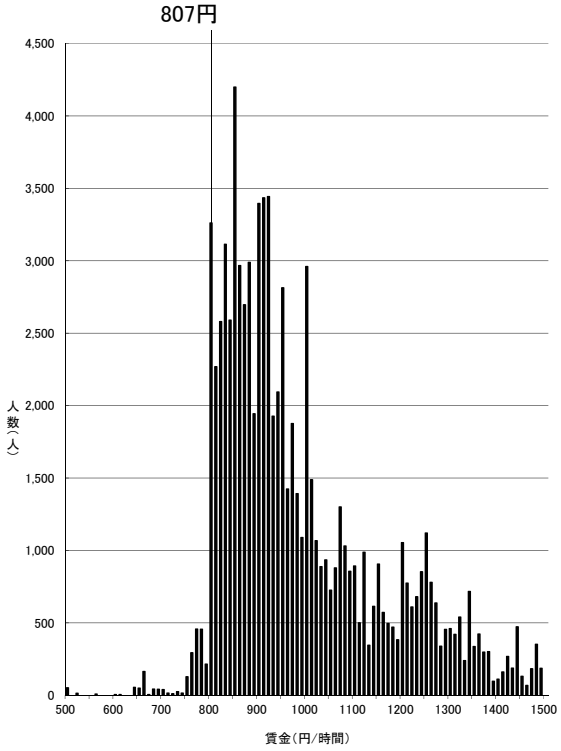


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

岡山（C）

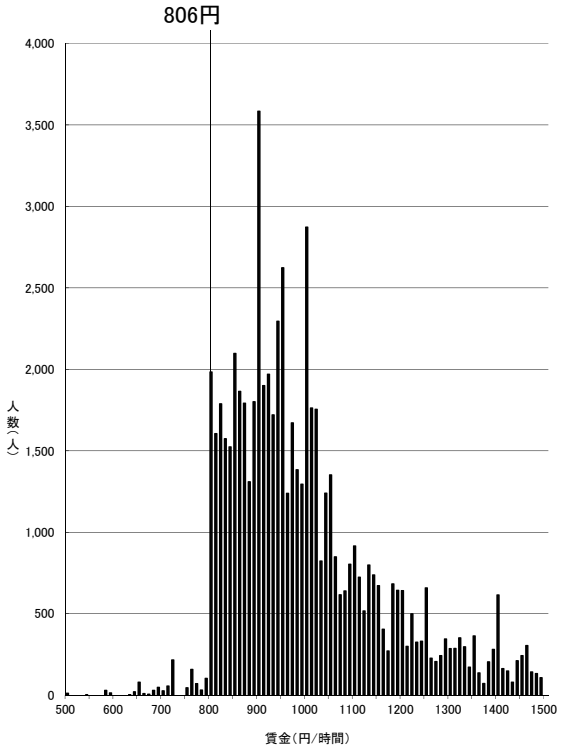


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

石川（C）

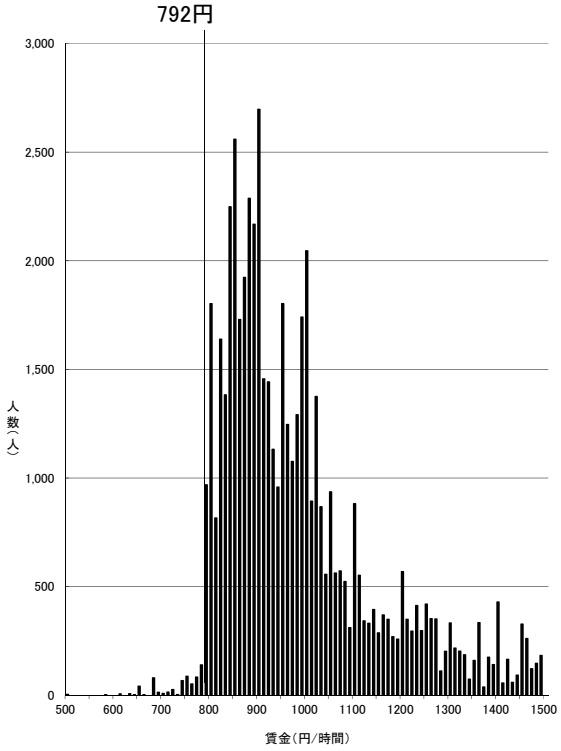


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

香川（C）

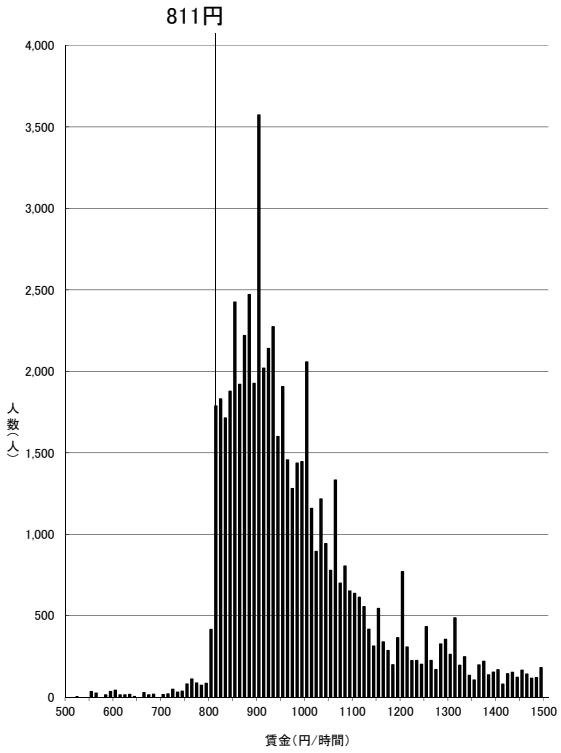


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

奈良（C）

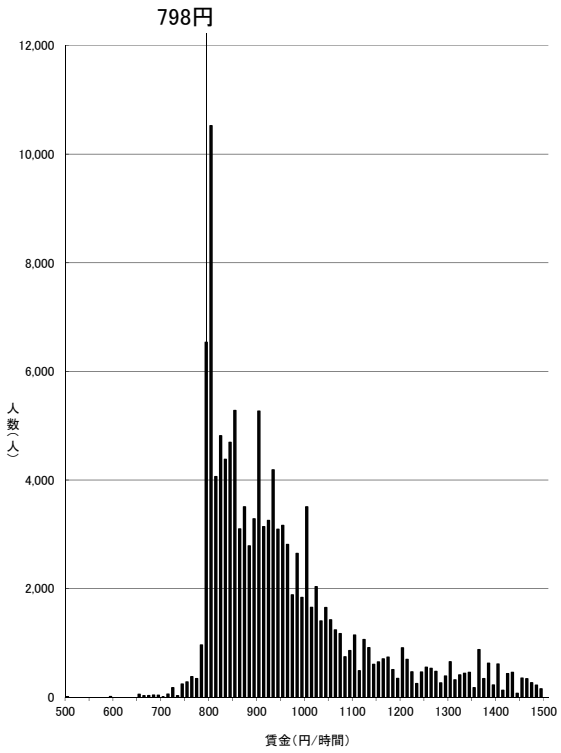


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

宮城（C）

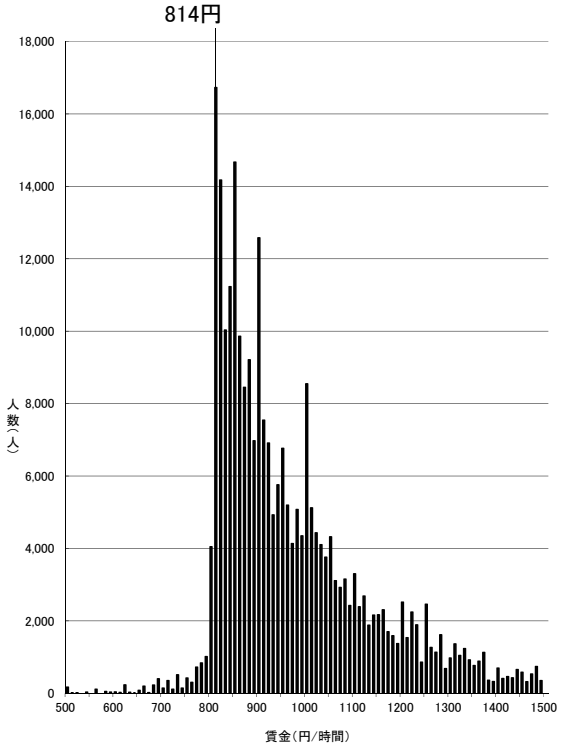


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

福岡（C）

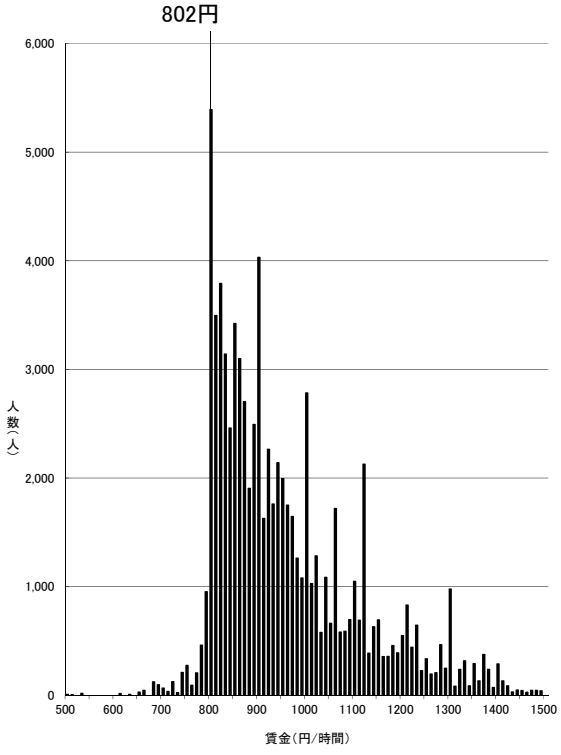


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

山口（C）

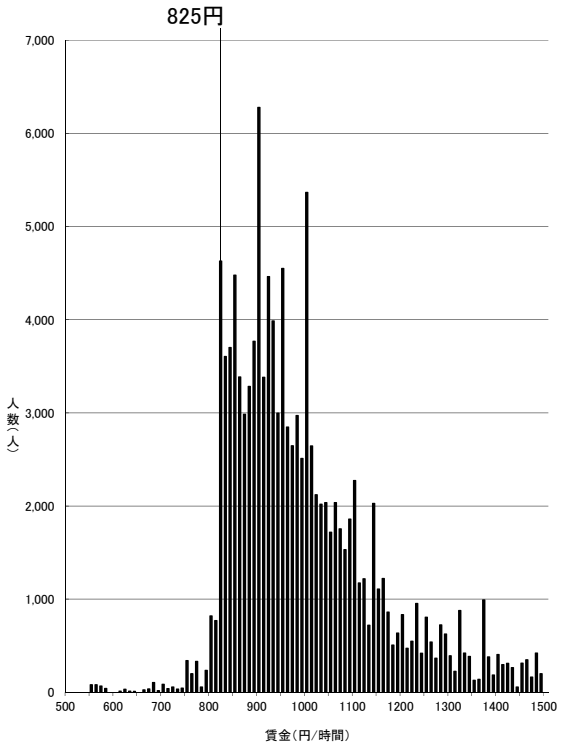


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

岐阜（C）

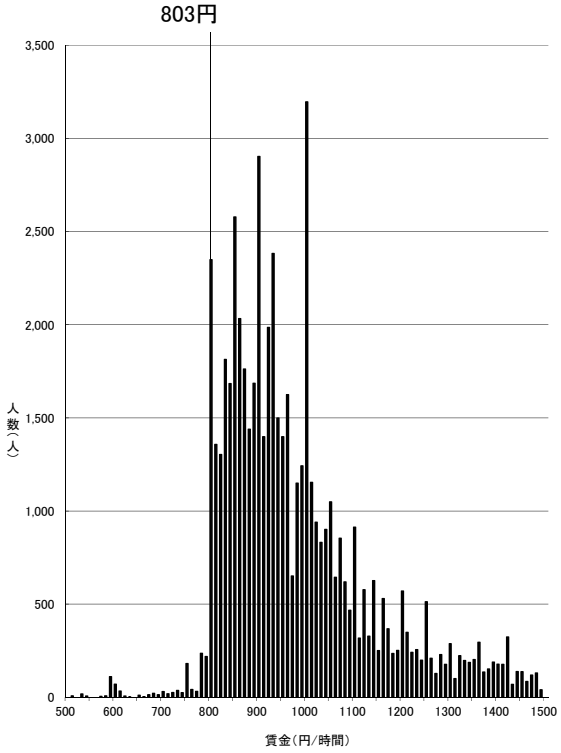


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

福井（C）

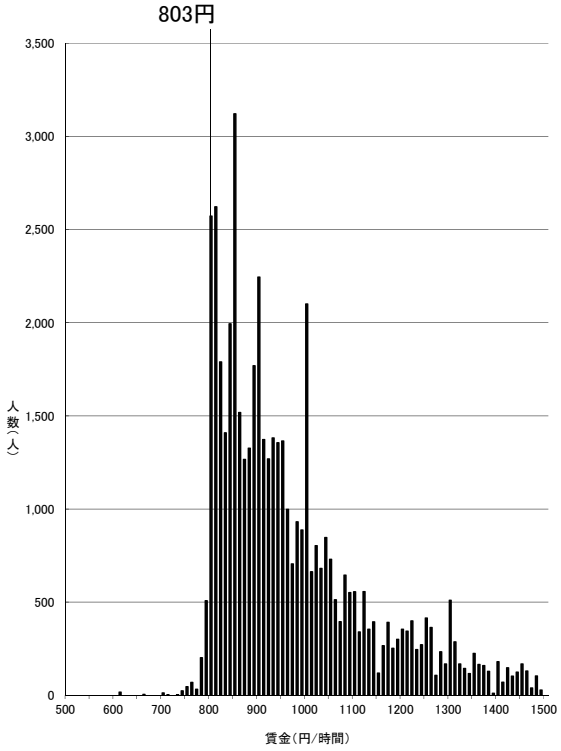


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

和歌山（C）

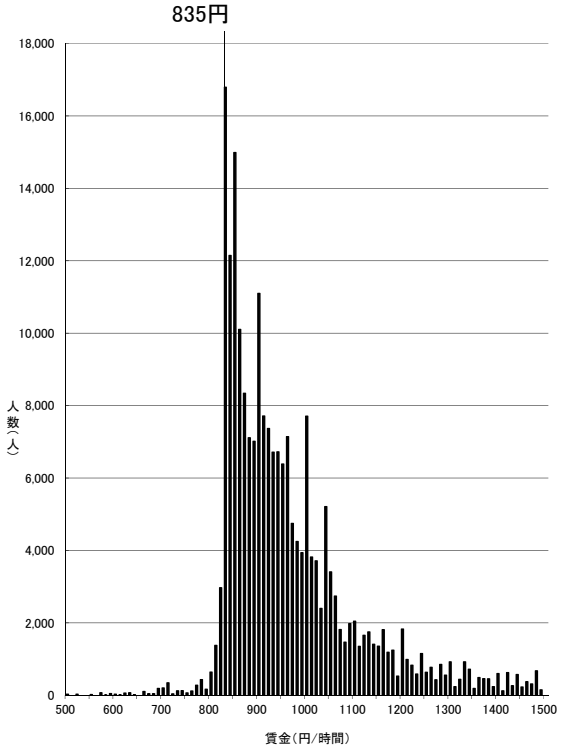


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

北海道（C）

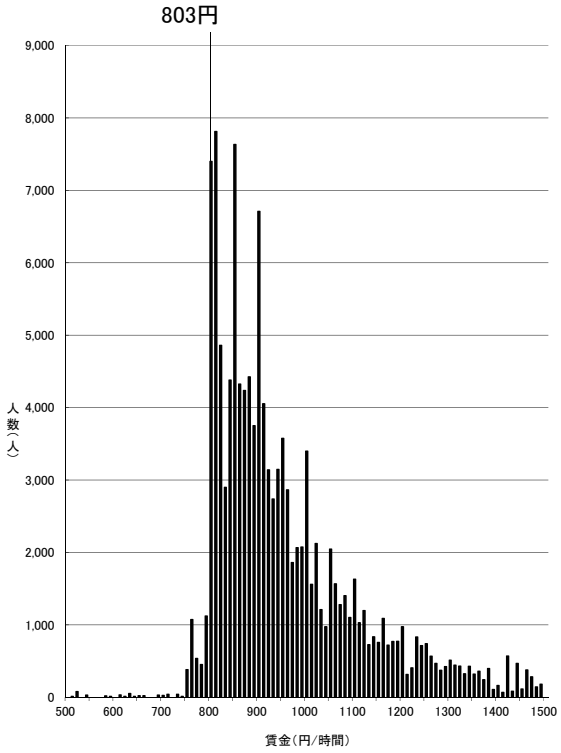


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

新潟（C）

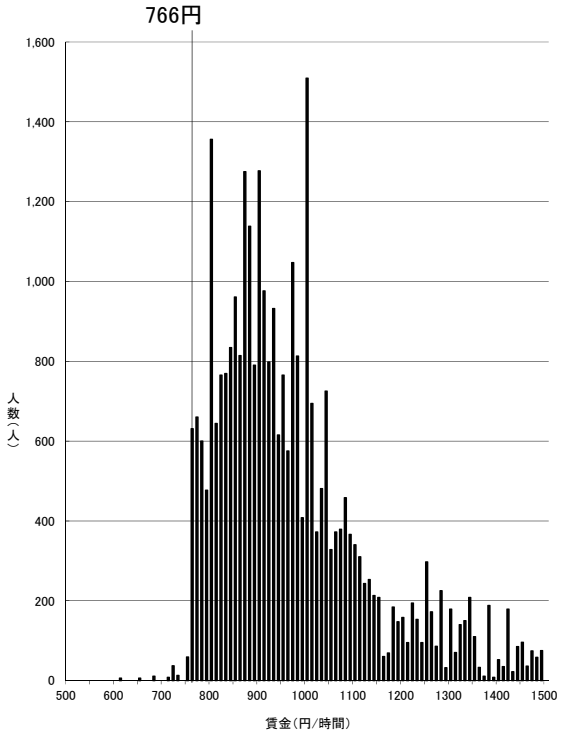


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

徳島（C）

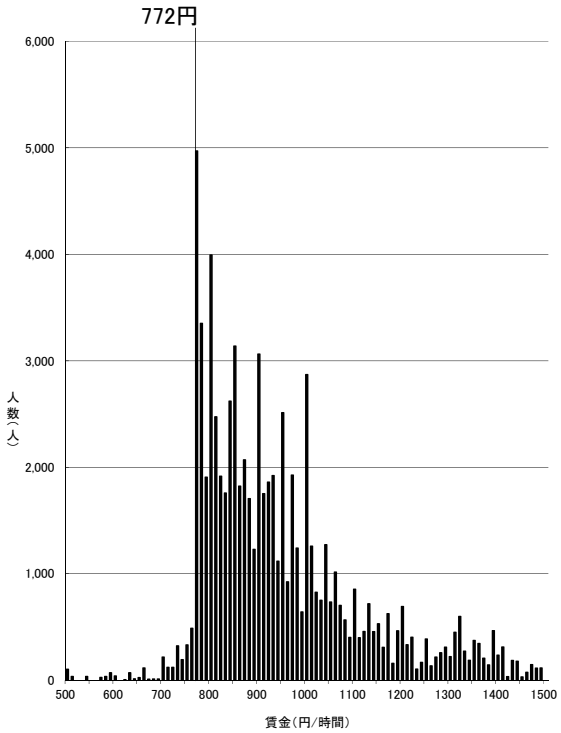


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

福島（D）

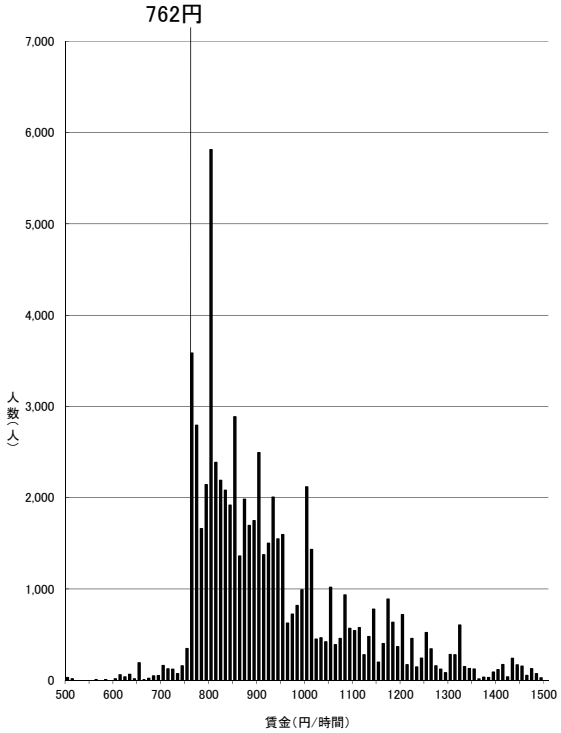


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

大分（D）

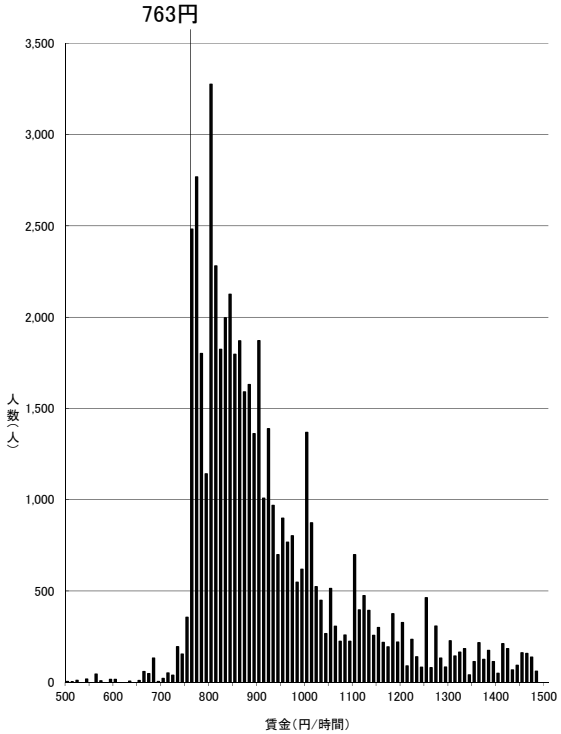


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

山形（D）

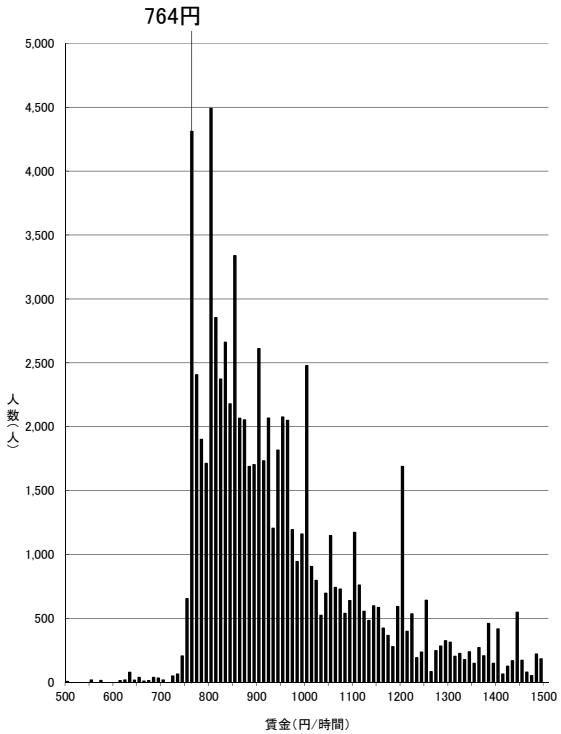


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

愛媛（D）

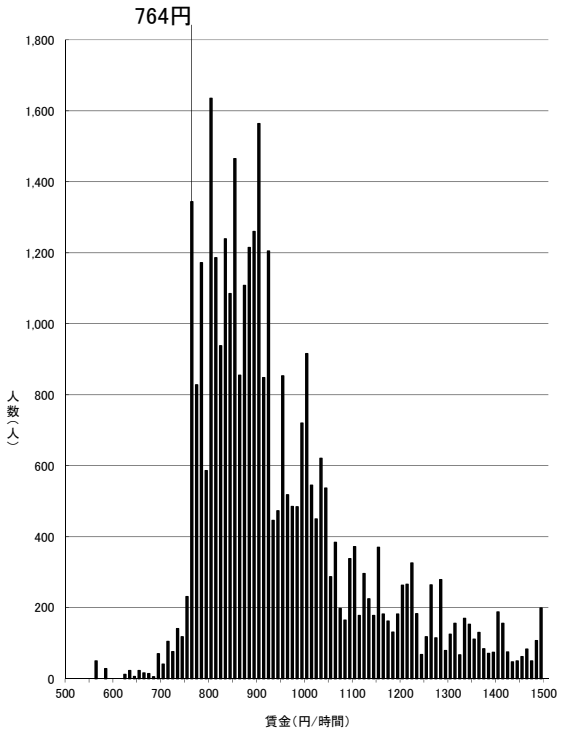


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

島根（D）

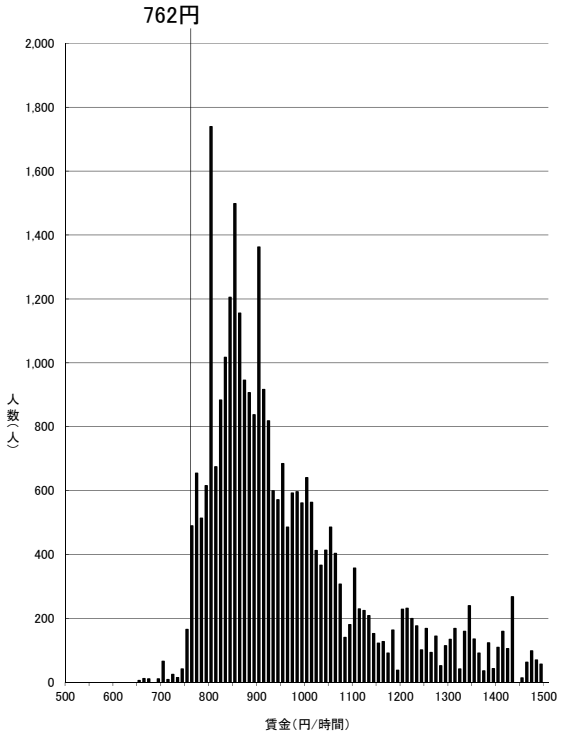


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

鳥取（D）

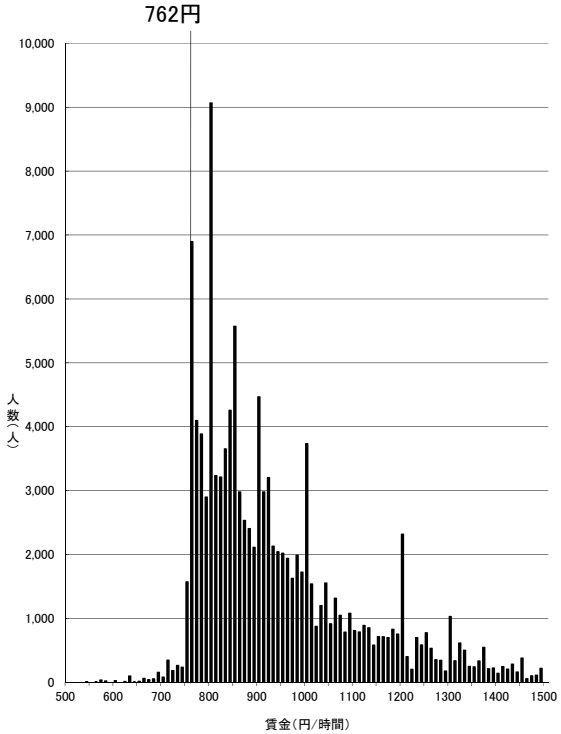


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

熊本（D）

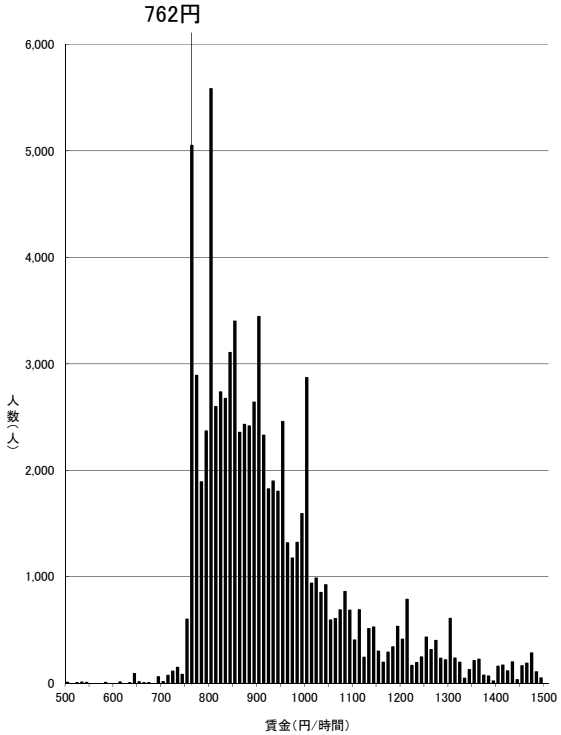


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

長崎（D）

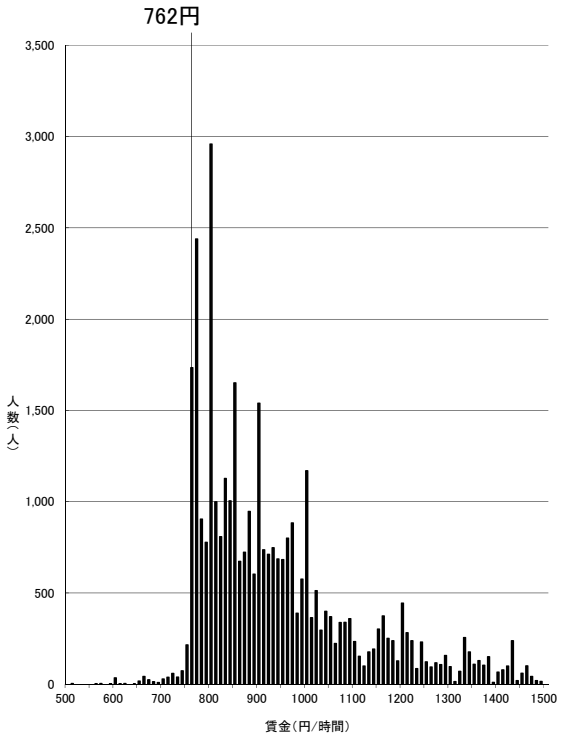


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

高知（D）

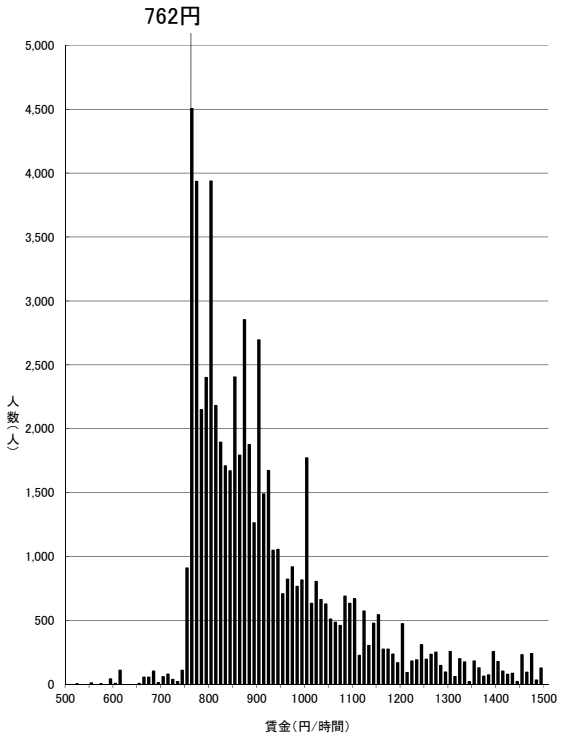


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

岩手（D）

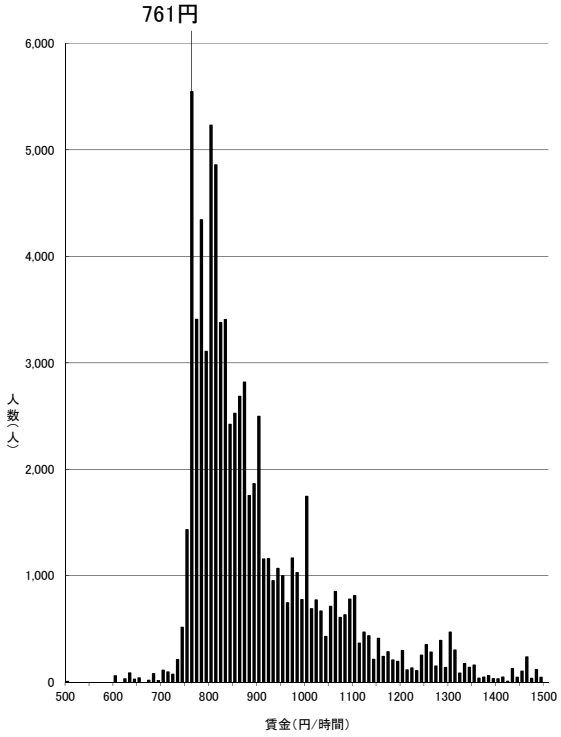


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

鹿児島（D）

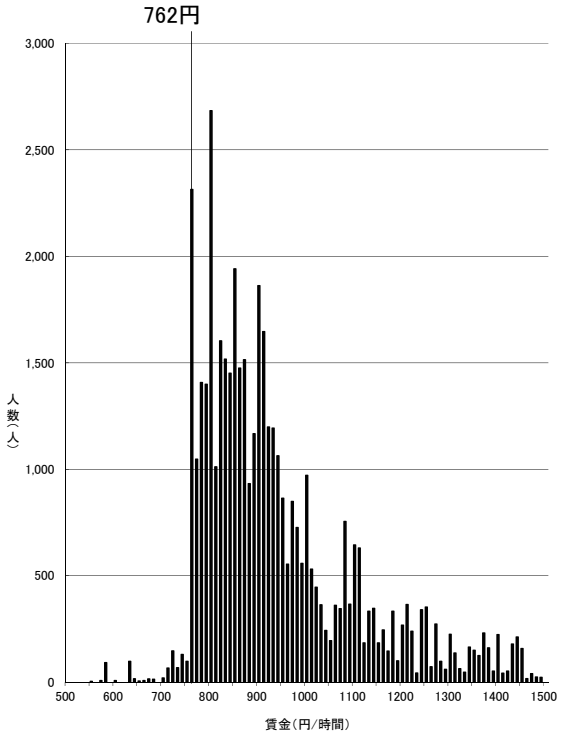


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

佐賀（D）

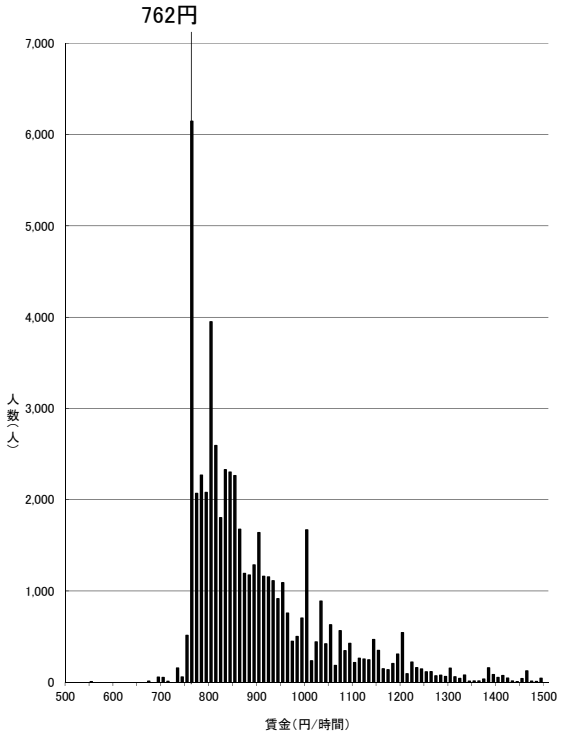


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

青森（D）

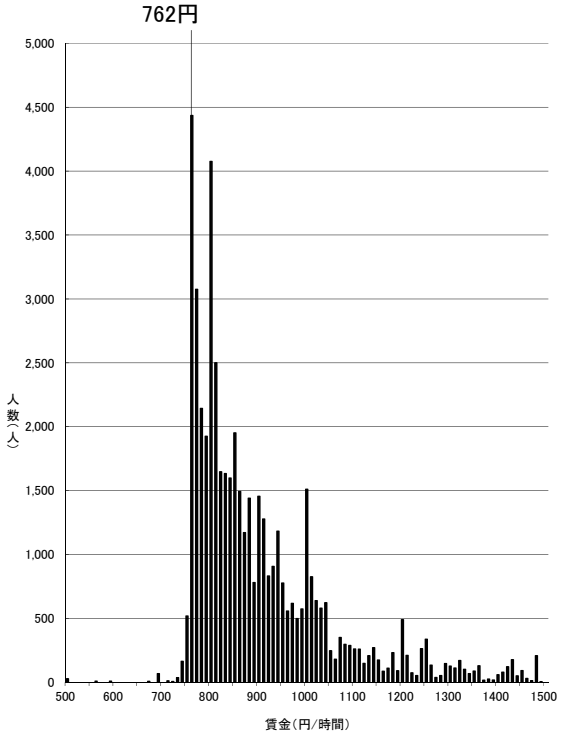


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

秋田（D）

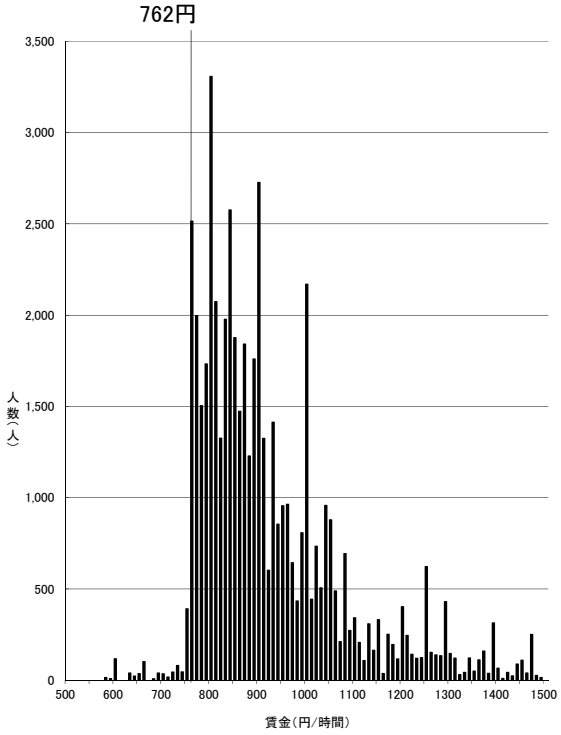


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

宮崎（D）

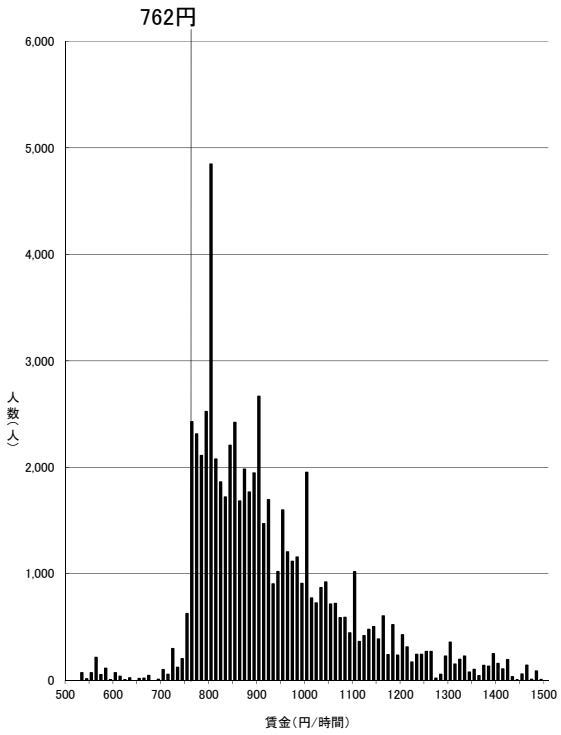


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

沖縄（D）



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者

資料 No. 5

最新の経済指標の動向

（内閣府　月例経済報告（令和２年６月）主要経済指標）

Ⅰ　我が国経済

１　四半期 GDP 速報
２　個人消費
３　民間設備投資
４　住宅建設
５　公共投資
６　輸出・輸入・国際収支
７　生産・出荷・在庫
８　企業収支・業況判断
９　倒産
10　雇用情勢
11　物価
12　金融
13　景気ウォッチャー調査

Ⅱ　海外経済

１　アメリカ
２　アジア地域
３　ヨーロッパ地域
４　国際金融

Ⅰ．我が国経済

１．四半期別ＧＤＰ速報

2020年１－３月期（２次速報）の実質国内総生産は、前期比0.6%減（年率2.2%減）となった。

（実質値、季節調整済前期比、（　）内は寄与度、%）

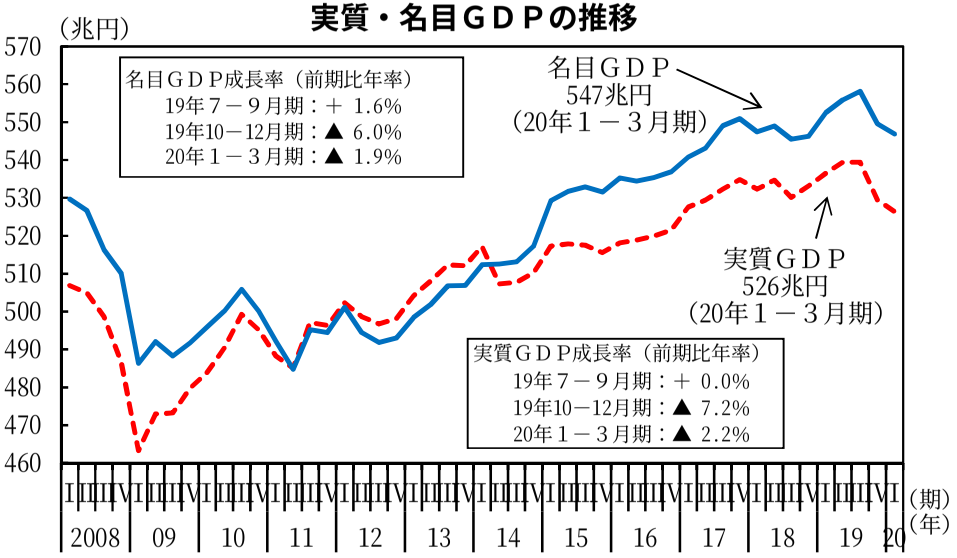
	2018年（平成30年）	2019年（令和元年）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2019年				2020年	
					１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	（寄与度）
実質国内総支出(ＧＤＰ)	0.3	0.7	0.3	0.0	0.6	0.5	0.0	▲ 1.9	▲ 0.6	－
（前期比年率）					2.6	2.1	0.0	▲ 7.2	▲ 2.2	－
（前年同期比）					0.8	0.9	1.7	▲ 0.7	▲ 1.7	－
国内需要	(0.3)	(0.8)	(0.4)	(0.2)	(0.1)	(0.8)	(0.2)	(▲ 2.4)	▲ 0.4	(▲ 0.4)
民間需要	(0.1)	(0.3)	(0.2)	(▲ 0.4)	(0.1)	(0.4)	(0.1)	(▲ 2.4)	▲ 0.5	(▲ 0.3)
民間最終消費支出	▲ 0.0	0.1	0.1	▲ 0.6	0.1	0.5	0.4	▲ 2.9	▲ 0.8	(▲ 0.4)
民間住宅	▲ 6.7	2.0	▲ 4.9	0.5	1.4	▲ 0.2	1.2	▲ 2.3	▲ 4.2	(▲ 0.1)
民間企業設備	2.1	0.7	1.7	▲ 0.2	▲ 0.5	0.9	0.2	▲ 4.8	1.9	(0.3)
民間在庫変動	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.0)	(▲ 0.1)	(0.1)	(0.0)	(▲ 0.3)	(0.0)	－	(▲ 0.1)
公的需要	(0.2)	(0.5)	(0.2)	(0.6)	(0.1)	(0.4)	(0.2)	(0.1)	▲ 0.0	(▲ 0.0)
政府最終消費支出	0.9	1.9	0.9	2.4	▲ 0.2	1.5	0.7	0.2	0.0	(0.0)
公的固定資本形成	0.3	2.9	0.6	3.3	2.4	1.7	1.0	0.5	▲ 0.6	(▲ 0.0)
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.0)	(▲ 0.2)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)	(0.5)	(▲ 0.3)	(▲ 0.2)	(0.5)	－	(▲ 0.2)
財貨・サービスの輸出	3.5	▲ 1.6	1.7	▲ 2.7	▲ 1.8	0.2	▲ 0.6	0.4	▲ 6.0	(▲ 1.1)
財貨・サービスの輸入	3.7	▲ 0.7	2.5	▲ 1.7	▲ 4.5	1.8	0.7	▲ 2.4	▲ 4.9	(0.9)
最終需要	0.3	0.6	0.2	0.1	0.6	0.5	0.3	▲ 1.9	▲ 0.5	－
実質国民総所得(ＧＮＩ)	▲ 0.3	0.8	▲ 0.2	0.1	0.8	0.5	0.1	▲ 1.9	▲ 0.5	－
実質雇用者報酬	2.4	1.2	2.4	1.0	0.4	0.7	▲ 0.3	▲ 0.2	0.7	－

（名目値、季節調整済前期比、（　）内は寄与度、％）

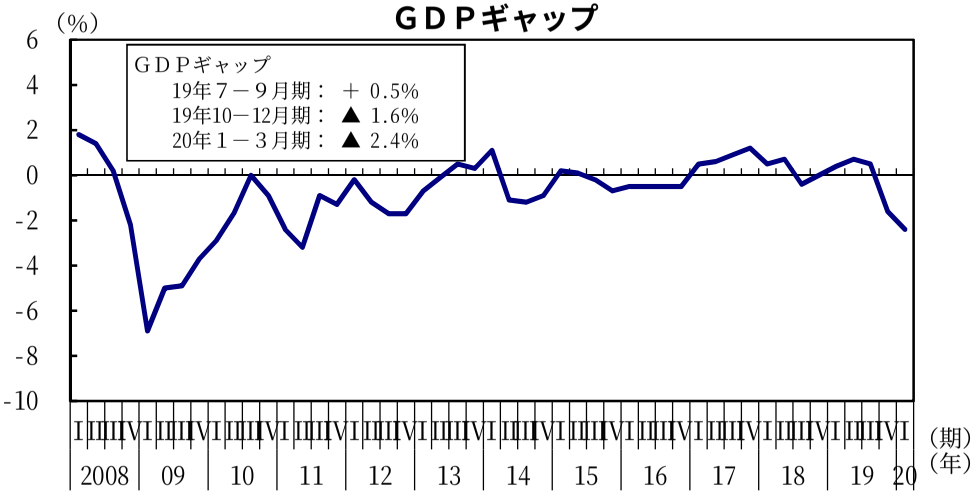
	2018年（平成30年）	2019年（令和元年）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2019年				2020年		
					１－３月	４－６月	７－９月	10－12月	１－３月	（寄与度）	（実額）
名目国内総支出（ＧＤＰ）	0.2	1.3	0.1	0.8	1.1	0.6	0.4	▲ 1.5	▲ 0.5	－	－
（前年同期比）					0.9	1.3	2.3	0.5	▲ 0.9	－	－
（実額）	546.9	553.7	548.1	552.6	552.5	555.9	558.1	549.5	－	－	546.8
国内需要	(0.9)	(1.2)	(0.9)	(0.7)	(0.2)	(1.0)	(0.4)	(▲ 2.0)	▲ 0.3	(▲ 0.3)	545.3
民間需要	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)	(0.5)	(0.2)	(▲ 2.0)	▲ 0.7	(▲ 0.5)	402.9
民間最終消費支出	0.6	0.4	0.5	▲ 0.1	▲ 0.2	0.7	0.6	▲ 2.3	▲ 1.0	(▲ 0.5)	299.1
民間住宅	▲ 5.0	3.3	▲ 3.4	2.0	1.3	0.1	1.6	▲ 0.6	▲ 4.3	(▲ 0.1)	16.3
民間企業設備	2.8	1.1	2.5	▲ 0.0	▲ 0.8	0.5	1.1	▲ 4.7	1.5	(0.2)	87.2
民間在庫変動	(▲ 0.0)	(0.0)	(0.0)	(▲ 0.1)	(0.0)	(0.1)	(▲ 0.3)	(0.0)	－	(▲ 0.1)	0.3
公的需要	(0.3)	(0.7)	(0.3)	(0.8)	(0.3)	(0.5)	(0.2)	(0.0)	0.8	(0.2)	142.5
政府最終消費支出	1.1	2.3	1.0	2.9	1.1	1.7	0.6	▲ 0.3	1.1	(0.2)	112.6
公的固定資本形成	2.1	4.5	2.4	4.9	2.5	2.1	1.4	1.3	▲ 0.4	(▲ 0.0)	29.8
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.7)	(0.0)	(▲ 0.8)	(0.1)	(1.0)	(▲ 0.4)	(▲ 0.0)	(0.5)	－	(▲ 0.2)	1.5
財貨・サービスの輸出	4.6	▲ 4.4	2.5	▲ 5.8	▲ 3.4	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 6.0	(▲ 1.1)	90.2
財貨・サービスの輸入	9.3	▲ 4.6	7.2	▲ 6.3	▲ 8.4	1.4	▲ 1.4	▲ 3.0	▲ 5.0	(0.9)	88.6
最終需要	0.2	1.2	0.1	0.9	1.1	0.6	0.7	▲ 1.6	▲ 0.4	－	－
ＧＤＰデフレーター	▲ 0.1	0.6	▲ 0.2	0.8	0.5	0.1	0.4	0.3	0.1	－	－
（前年同期比）					0.2	0.4	0.6	1.2	0.9	－	－

（備考）内閣府「国民経済計算」により作成。
体系基準年（名目値のベンチマークとなる年）：2011年
基準年（デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年）：前暦年
実額は季節調整系列（単位：兆円）

実質・名目ＧＤＰの推移



ＧＤＰギャップ



（備考）上図：内閣府「国民経済計算」により作成。
下図：内閣府試算値。推計に用いている「毎月勤労統計調査」の指標については、
2011年12月以前の従来の公表値と2012年1月以降の再集計値を接続して推計を行っている。

（参考）経済見通し等

（（　）内は寄与度）

	2018年度（平成30年度）実績（%）	2019年度（令和元年度）実績見込み（%程度）	2020年度（令和２年度）見通し（%程度）
実質国内総生産	0.3	0.9	1.4
国内需要	(0.4)	(1.2)	(1.5)
民間需要	(0.2)	(0.8)	(1.0)
民間最終消費支出	0.1	0.6	1.0
民間住宅	▲ 4.9	1.5	▲ 1.9
民間企業設備	1.7	2.2	2.7
公的需要	(0.2)	(0.4)	(0.5)
政府最終消費支出	0.9	1.3	1.3
公的固定資本形成	0.6	3.6	3.9
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.1)	(▲ 0.3)	(▲ 0.1)
財貨・サービスの輸出	1.6	▲ 1.2	2.4
（控除）財貨・サービスの輸入	2.2	0.3	3.1
名目国内総生産	0.1	1.8	2.1
ＧＤＰデフレーター	▲ 0.2	0.9	0.8
消費者物価上昇率	0.7	0.6	0.8

（備考）内閣府「令和２年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

２.個人消費

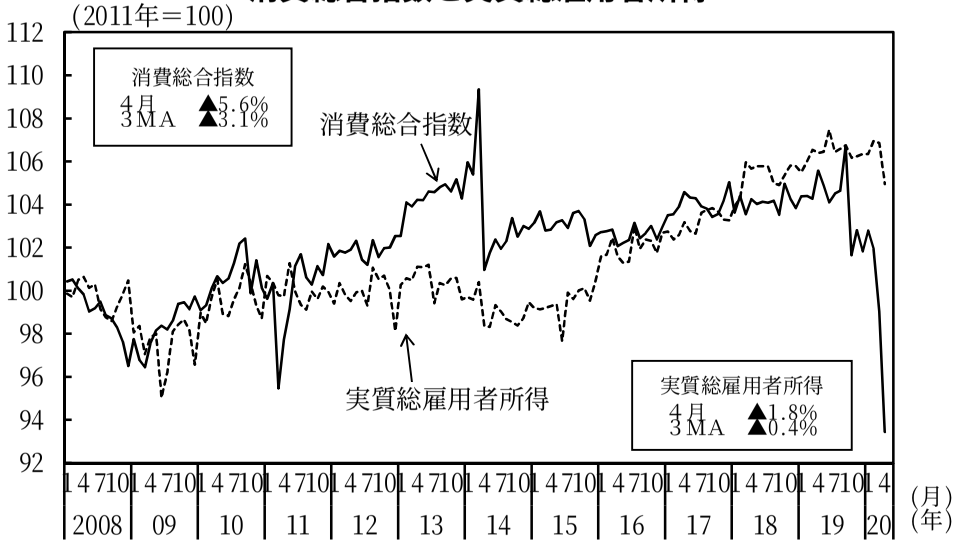
個人消費は、緊急事態宣言の解除に伴い、このところ持ち直しの動きがみられる。

（金額等）　（前年同期比（％）、[　]内は暦年前年比（％）、（　）内は季調済前期比（％）、<　>は季調済前月差（ポイント））

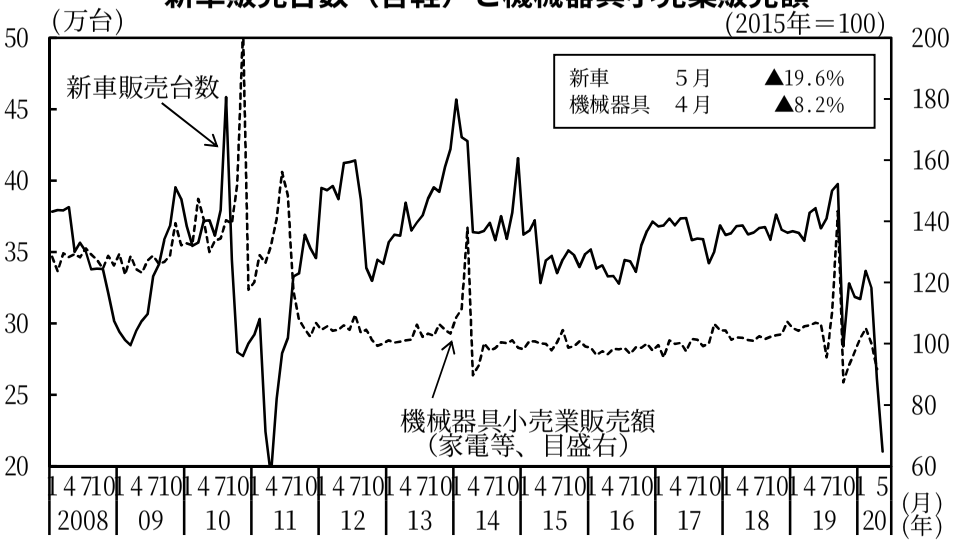
		[2019年] 2019年度	[2018年] 2018年度	[2019年] 2019年度	2019年７－９月	10－12月	2020年１－３月	2020年２月	３月	４月	５月
消費総合指数（実質）		－	[0.1] 0.1	[0.1] ▲0.8	(0.4)	(▲3.0)	(▲0.8)	(▲0.8)	(▲2.9)	(▲5.6)	－
実質総雇用者所得		－	[2.3] 2.1	[0.9] 0.8	(▲0.2) 1.2	(▲0.3) 0.5	(0.4) 0.6	(0.6) 0.8	(▲0.1) 0.2	(▲1.8) ▲1.9	－ －
名目総雇用者所得		－	[3.1] 2.7	[1.6] 1.6	(0.1) 1.5	(0.4) 1.6	(0.2) 1.6	(0.3) 1.8	(▲0.3) 1.0	(▲2.1) ▲1.4	－ －
消費者態度指数		－	－	－	－	－	－	<▲0.5>	<▲7.4>	<▲9.3>	<2.4>
家計調査	実質消費支出	－	(▲0.4) 0.0	(0.9) ▲0.4	(2.5) 3.7	(▲5.2) ▲4.0	(▲2.3) ▲3.5	(0.8) ▲0.3	(▲4.0) ▲6.0	(▲6.2) ▲11.1	－ －
家計調査	実質消費支出（除く住居等）	－	－ －	－ －	(1.8) －	(▲5.1) －	(▲2.7) ▲4.6	(0.8) ▲1.8	(▲4.3) ▲7.2	(▲6.4) ▲12.1	－ －
販売側統計	小売業販売額（商業動態統計、名目）	[145.0兆円] 145.2兆円	[1.7] 1.6	[0.1] ▲0.4	(3.3) 2.9	(▲6.5) ▲3.8	(1.6) ▲1.3	(0.5) 1.6	(▲4.6) ▲4.7	(▲9.9) ▲13.9	－ －
販売側統計	百貨店販売額（全店、名目）	[6.3兆円] 6.0兆円	[▲1.7] ▲2.1	[▲2.3] ▲5.6	(7.1) 6.0	(▲14.4) ▲8.6	(▲8.6) ▲16.4	(▲8.3) ▲11.8	(▲22.8) ▲32.6	(▲57.7) ▲71.5	－ －
販売側統計	スーパー販売額（全店、名目）	[13.1兆円] 13.3兆円	[0.9] 0.5	[▲0.5] 0.2	(2.7) 0.3	(▲3.8) ▲1.8	(2.8) 2.5	(1.9) 6.0	(3.1) 2.6	(▲0.3) 3.7	－ －
販売側統計	ｺﾝﾋﾞﾆｴﾝｽｽﾄｱ販売額（全店、名目）	[12.2兆円] 12.2兆円	[2.0] 2.1	[1.7] 1.0	(▲0.7) 0.1	(0.9) 2.0	(▲1.7) ▲0.3	(▲1.2) 3.4	(▲5.6) ▲5.4	(▲4.9) ▲10.7	－ －
販売側統計	機械器具小売業販売額	[6.3兆円] 6.5兆円	[1.9] 1.6	[2.0] 0.4	(9.4) 12.4	(▲20.5) ▲11.2	(10.6) ▲3.1	(3.2) 1.9	(▲4.9) ▲7.1	(▲8.2) ▲13.5	－ －
販売側統計	新車販売台数（登録・届出）（乗用車、軽を含む）	[430.1万台] 417.3万台	[0.1] 0.3	[▲2.1] ▲4.4	(3.5) 7.5	(▲20.1) ▲16.0	(5.1) ▲10.0	(6.2) ▲9.8	(▲3.6) ▲8.9	(▲19.4) ▲30.4	(▲19.6) ▲46.7

（備考）１．内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、総務省「労働力調査（基本集計）」、「家計調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Ｐは速報値。
２．消費総合指数及び総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。
３．2018年１月から2019年12月の家計調査の実質消費支出は、調査方法の変更の影響による変動を調整した推計値（変動調整値）。
実質消費支出（除く住居等）の前年同期比については、暦年、年度及び四半期の変動調整値は公表されていない。
2019年の名目消費支出は293,379円（月平均）。
４．実質消費支出（除く住居等）は、二人以上の世帯の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。
５．消費者態度指数、小売業販売額のコンビニエンスストア販売額及び新車販売台数は、うるう年調整をしていない。
６．小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計（経済産業省）により作成。
７．消費総合指数及び総雇用者所得は内閣府推計値。新車販売台数の季節調整は内閣府による。
８．総雇用者所得については、毎月勤労統計調査の再集計値（抽出調査系列）に2019年７月以降の全数調査系列を接続したものを基に推計。

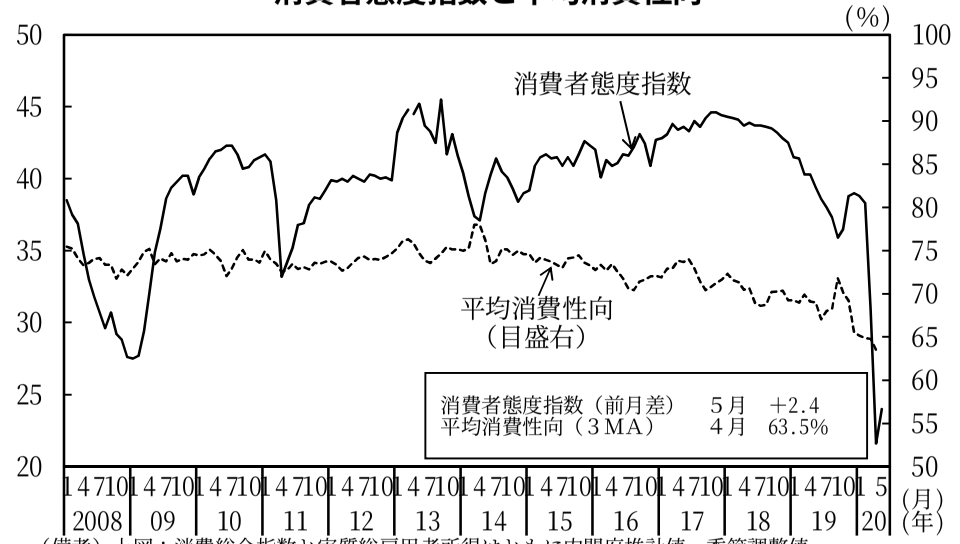
消費総合指数と実質総雇用者所得



新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額

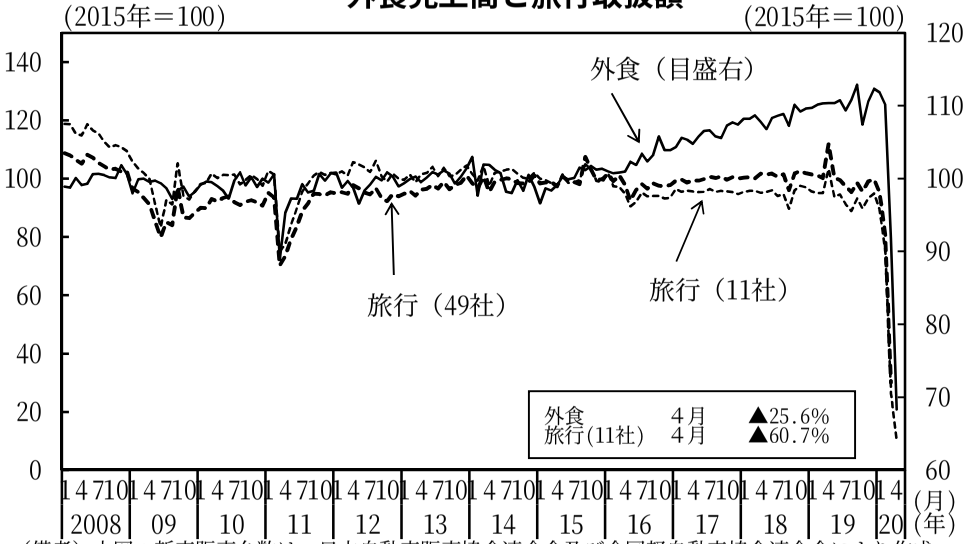


消費者態度指数と平均消費性向



（備考）上図：消費総合指数と実質総雇用者所得はともに内閣府推計値。季節調整値。
総雇用者所得は、毎月勤労統計調査の再集計値（抽出調査系列）に2019年７月以降の全数調査系列を接続したものを基に推計。
下図：内閣府「消費動向調査」、総務省「家計調査」により作成。
平均消費性向（季節調整値、二人以上の世帯のうち勤労者世帯）は後方３か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。
消費者態度指数（季節調整値、二人以上の世帯）は、2013年４月より訪問留置調査から郵送調査に調査方法を変更。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。なお、2013年４月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

外食売上高と旅行取扱額



（備考）上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。
内閣府による季節調整値。ナンバーベース。機械器具小売業販売額は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
下図：外食売上高は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。旅行取扱額のうち11社は鉄道旅客協会「販売概況」、参考（49社）は観光庁「主要旅行業者の旅行取扱状況速報」により作成。49社については、2015年の取扱額を基準に公表値の前年比を用いて延伸および割り戻したうえで、2015年を基準に指数化。内閣府による季節調整値。

３．民間設備投資

設備投資は、このところ弱含んでいる。

（前年同期比、（　）内は季調済前期比、％）

法人企業統計季報	［2019年実額］ 2019年度実額	［2018年］ 2018年度	［2019年］ 2019年度	2019年度 上期	2019年度 下期	2019年 ４－６月期	７－９月期	10－12月期	2020年 １－３月期
全産業	［50.3兆円］ P 50.9兆円	［6.2］ 7.0	［3.1］ P 2.5	4.6	P 0.9	(2.9) 1.9	(▲ 1.3) 7.1	(▲ 4.0) ▲ 3.5	P (6.7) P 4.3
製造業	［17.4兆円］ P 17.5兆円	［8.9］ 10.6	［▲ 0.1］ P ▲ 2.2	▲ 0.1	P ▲ 3.9	(▲ 3.1) ▲ 6.9	(1.5) 6.4	(▲ 3.8) ▲ 9.0	P (6.1) P 0.6
非製造業	［32.8兆円］ P 33.5兆円	［4.7］ 5.1	［4.8］ P 5.2	7.3	P 3.6	(6.2) 7.0	(▲ 2.8) 7.6	(▲ 4.1) ▲ 0.1	P (7.0) P 6.2
大中堅企業	［38.2兆円］ P 39.1兆円	［9.5］ 10.2	［3.1］ P 2.9	4.4	P 1.7	(4.5) ▲ 0.7	(▲ 0.6) 9.4	(▲ 8.6) ▲ 5.8	P (13.1) P 7.3
中小企業	［12.1兆円］ P 11.8兆円	［▲ 3.1］ ▲ 2.3	［3.0］ P 1.4	5.1	P ▲ 2.0	(7.5) 10.0	(▲ 3.0) 0.8	(▲ 4.2) 3.9	P (▲ 7.3) P ▲ 7.2

（備考）１．Ｐは速報値。
２．年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実額はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
３．ソフトウェア投資を含む。

（前年同期（月）比、（　）内は季調済前期（月）比、％）

	［2019年実額］ 2019年度実額	［2018年］ 2018年度	［2019年］ 2019年度	2019年 ７－９月	10－12月	2020年 １－３月	2020年 ２月	３月	４月	
資本財出荷指数 （除く輸送機械）	―	［3.9］ ▲ 0.2	［▲ 5.8］ ▲ 5.5	(1.4) ▲ 0.7	(▲ 7.0) ▲ 9.5	(▲ 0.4) ▲ 5.7	(1.0) ▲ 5.7	(▲ 9.1) ▲ 9.3	(1.4) ▲ 7.8	
資本財総供給指数 （除く輸送機械）	―	［3.7］ 0.2	［▲ 3.5］ ▲ 2.5	(1.4) ▲ 0.3	(▲ 6.0) ▲ 9.8	(▲ 1.3) ▲ 2.2	(▲ 9.7) ▲ 5.8	(▲ 0.7) ▲ 7.2	P (7.3) P ▲ 0.9	
機械受注 （船舶・電力を除く民需）	［10.4兆円］ 10.4兆円	［3.6］ 2.8	［▲ 0.7］ ▲ 0.3	(▲ 4.7) ▲ 2.7	(▲ 1.8) ▲ 1.5	(▲ 0.7) ▲ 1.0	(2.3) ▲ 2.4	(▲ 0.4) ▲ 0.7	(▲ 12.0) ▲ 17.7	４－６月期見通し (▲ 0.9)
建築着工　工事費予定額 （民間非居住用）	［9.6兆円］ 9.5兆円	［0.7］ ▲ 0.9	［▲ 1.9］ ▲ 1.4	(▲ 2.7) ▲ 3.1	(▲ 4.0) ▲ 2.2	(▲ 9.0) ▲ 3.8	(26.1) ▲ 13.3	(16.7) 28.7	(▲ 10.0) ▲ 7.0	

（備考）１．Ｐは速報値。
２．建築着工工事費予定額（民間非居住用）は、建築着工統計調査報告（国土交通省）を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、（ ）内は原数値の前期（月）比としている。

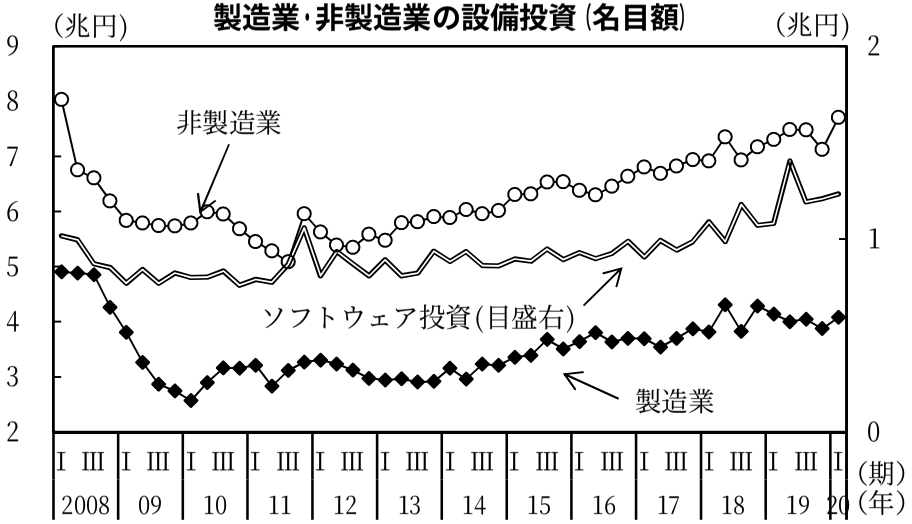
主要機関の設備投資アンケート調査結果

（前年度比、％）

機関名	日本銀行						日本政策投資銀行		日本経済新聞社		内閣府・財務省	
調査名	全国企業短期経済観測調査						全国設備投資計画調査		設備投資動向調査		法人企業景気予測調査	
調査対象企業	全規模		大企業		中小企業		資本金10億円以上		上場企業、資本金１億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2019年度	2020年度
全産業	4.2	1.2	6.1	1.9	1.2	▲ 7.3	11.4	11.5	9.4	8.6	4.5	▲ 4.4
（除く電力）	4.0	1.4	5.9	2.2	1.2	▲ 7.3	13.7	11.6	―	―	4.5	▲ 4.5
製造業	3.4	2.5	5.4	2.5	▲ 1.3	▲ 3.6	12.8	13.5	10.4	9.5	0.9	▲ 1.9
非製造業	5.1	▲ 0.2	6.9	1.1	2.9	▲ 9.9	10.7	10.5	7.9	7.5	6.7	▲ 5.8
（除く電力）	4.6	0.1	6.6	1.8	3.0	▲ 9.9	14.2	10.5	―	―	6.8	▲ 6.1
電力	8.9	▲ 3.3	9.0	▲ 3.2	▲ 18.8	▲ 11.6	▲ 2.1	10.5	―	―	4.2	5.4
調査時点	2020年２月～３月						2019年６月		2019年10月		2020年５月	
発表時期	2020年４月						2019年８月		2019年12月		2020年６月	
回答社数	9,653		1,908		5,039		2,016		1,098		10,211	

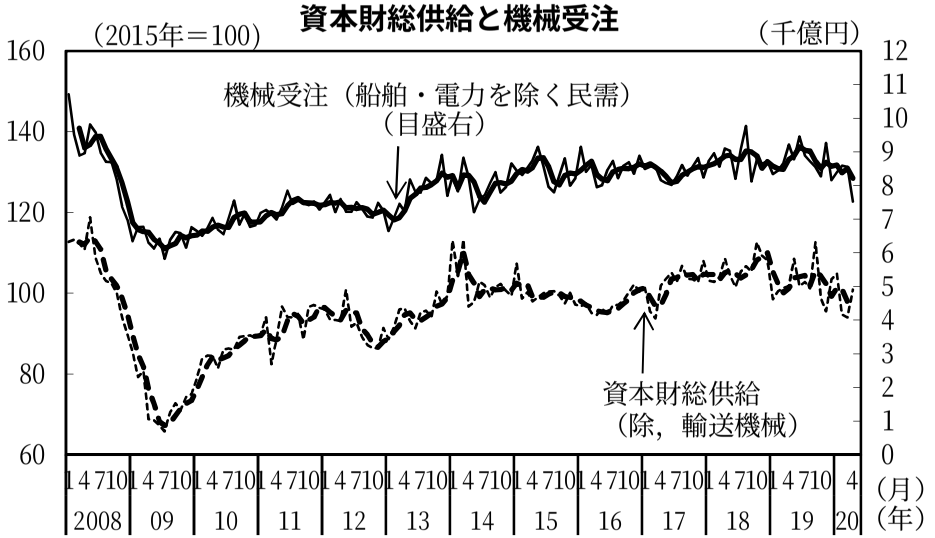
（備考）１．日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリース会計対応ベース。
２．日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。
３．内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額（除く土地購入額）。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。

製造業･非製造業の設備投資（名目額）



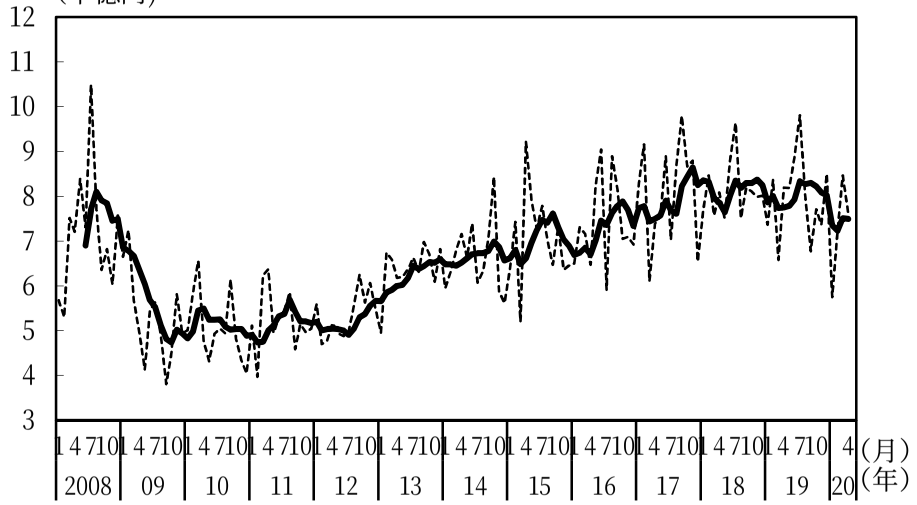
（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。
ソフトウェア投資は季節調整値。

資本財総供給と機械受注



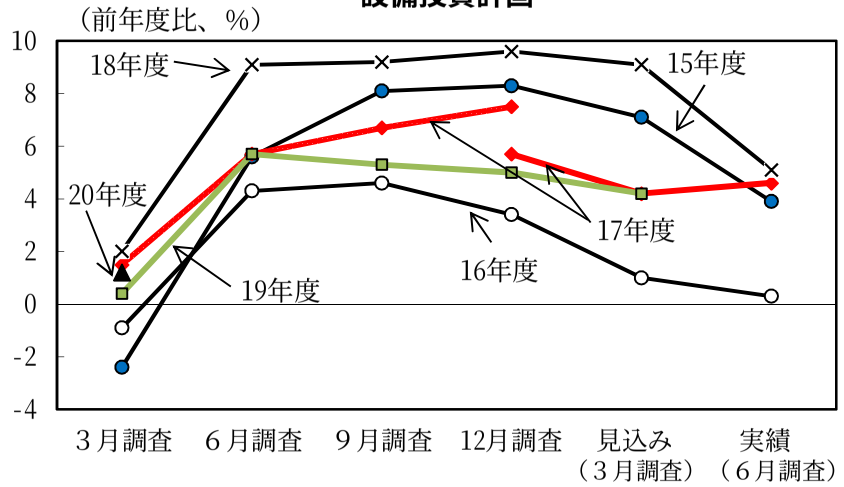
（備考）１．経済産業省「鉱工業総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
２．太線は後方３か月移動平均。

建築着工工事費予定額（民間非居住用）



（備考）１．国土交通省「建築着工統計」により作成。
２．太線は後方６か月移動平均。

設備投資計画



（備考）１．日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
２．2018年３月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、グラフが不連続となっている。
３．2016年までは「ソフトウェアを含む設備投資額（除く土地投資額）」、2017年からは「ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）」。

４．住宅建設

住宅建設は、弱含んでいる。

（前年同期（月）比、［ ］内は暦年前年比、（ ）内は季調済前期（月）比、％）

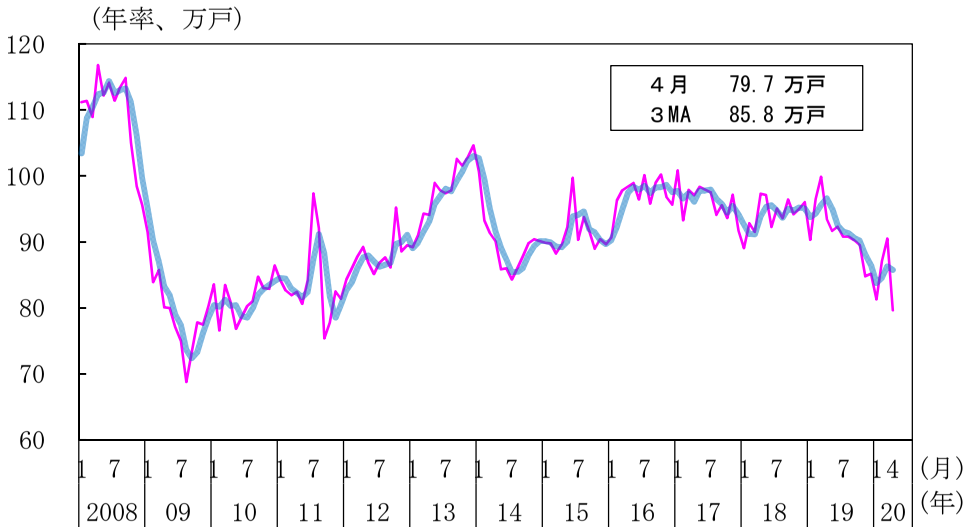
	［ 2018年 ］ 2018年度	［ 2019年 ］ 2019年度	2019年 ７－９月	10－12月	2020年 １－３月	2020年 ２月	３月	４月
新設住宅着工戸数 (万戸)	［ 94.2 ］	［ 90.5 ］						
(万戸)	95.3	88.4	90.6	86.5	86.3	87.1	90.5	79.7
	［ ▲ 2.3 ］	［ ▲ 4.0 ］	（ ▲ 2.0 ）	（ ▲ 4.6 ）	（ ▲ 0.2 ）	（ 7.2 ）	（ 3.9 ）	（ ▲ 12.0 ）
	0.7	▲ 7.3	▲ 5.4	▲ 9.4	▲ 9.9	▲ 12.3	▲ 7.6	▲ 12.9
建築主が民間	［ ▲ 2.4 ］	［ ▲ 3.8 ］	（ ▲ 1.6 ）	（ ▲ 4.8 ）	（ ▲ 1.3 ）	（ 7.9 ）	（ 3.5 ）	（ ▲ 10.9 ）
	0.7	▲ 7.3	▲ 5.0	▲ 9.4	▲ 10.5	▲ 11.7	▲ 9.0	▲ 12.6
持　　家	［ ▲ 0.4 ］	［ 1.9 ］	（ ▲ 8.1 ）	（ ▲ 3.5 ）	（ 1.1 ）	（ 10.0 ）	（ 6.9 ）	（ ▲ 16.1 ）
	2.0	▲ 1.5	▲ 0.6	▲ 7.2	▲ 8.3	▲ 11.1	▲ 0.3	▲ 17.4
貸　　家	［ ▲ 5.5 ］	［ ▲ 13.7 ］	（ ▲ 3.4 ）	（ ▲ 3.9 ）	（ 1.6 ）	（ 0.3 ）	（ 3.1 ）	（ ▲ 14.3 ）
	▲ 4.9	▲ 14.2	▲ 16.5	▲ 15.0	▲ 9.6	▲ 18.9	▲ 6.6	▲ 15.4
分　　譲	［ 0.0 ］	［ 4.9 ］	（ 8.0 ）	（ ▲ 6.5 ）	（ ▲ 4.3 ）	（ 12.8 ）	（ 1.3 ）	（ ▲ 4.5 ）
	7.5	▲ 2.8	8.2	▲ 3.1	▲ 11.8	▲ 3.9	▲ 16.1	▲ 3.6
一戸建て	［ 3.1 ］	［ 3.6 ］	（ ▲ 2.1 ）	（ ▲ 1.7 ）	（ ▲ 1.8 ）	（ 0.8 ）	（ 2.4 ）	（ ▲ 4.5 ）
	5.1	0.8	3.7	▲ 0.9	▲ 4.2	▲ 8.6	▲ 1.0	▲ 8.6
マンション	［ ▲ 3.6 ］	［ 6.5 ］	（ 22.4 ）	（ ▲ 11.9 ）	（ ▲ 7.5 ）	（ 32.2 ）	（ 0.1 ）	（ ▲ 4.4 ）
	10.6	▲ 7.1	14.3	▲ 5.9	▲ 20.0	2.2	▲ 29.3	2.3
着工床面積	［ ▲ 2.8 ］	［ ▲ 0.6 ］	（ ▲ 2.6 ）	（ ▲ 5.1 ）	（ ▲ 1.9 ）	（ 8.1 ）	（ 5.8 ）	（ ▲ 9.0 ）
	1.0	▲ 4.5	▲ 0.3	▲ 7.7	▲ 10.0	▲ 10.9	▲ 7.5	▲ 12.4
建築主が民間	［ ▲ 2.9 ］	［ ▲ 0.4 ］	（ ▲ 2.3 ）	（ ▲ 5.3 ）	（ ▲ 2.7 ）	（ 8.6 ）	（ 5.2 ）	（ ▲ 8.1 ）
	1.1	▲ 4.5	▲ 0.0	▲ 7.7	▲ 10.4	▲ 10.5	▲ 8.6	▲ 12.4
工事費予定額平米単価 (万円)	［ 19.3 ］	［ 19.9 ］						
(万円)	19.4	20.0	20.6	19.9	20.1	20.2	20.2	20.0
	［ ▲ 0.7 ］	［ 3.3 ］						
	0.9	2.9	6.9	3.1	1.4	3.8	▲ 0.4	2.9

（備考） 国土交通省「建築着工統計」により作成。

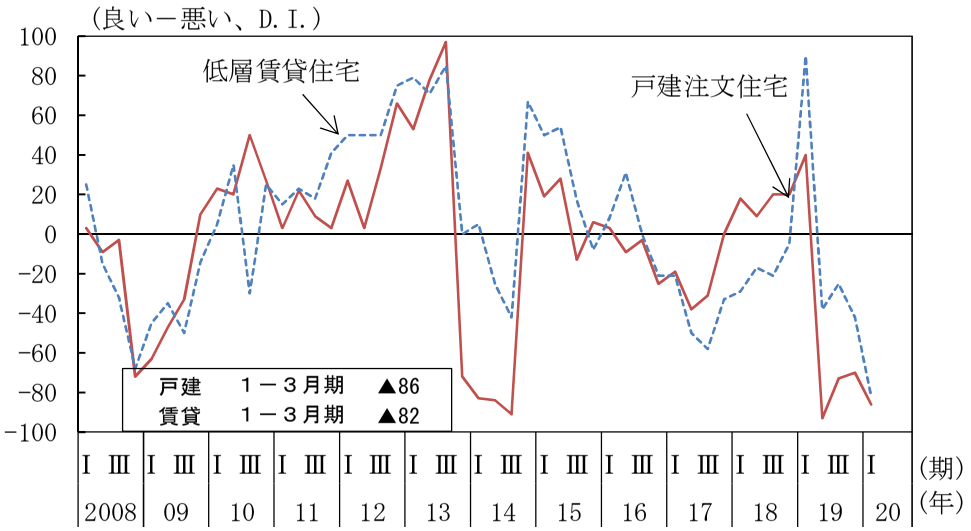
なお、「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。

また、「工事費予定額平米単価」は、「居住専用＋居住産業併用×０．７」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

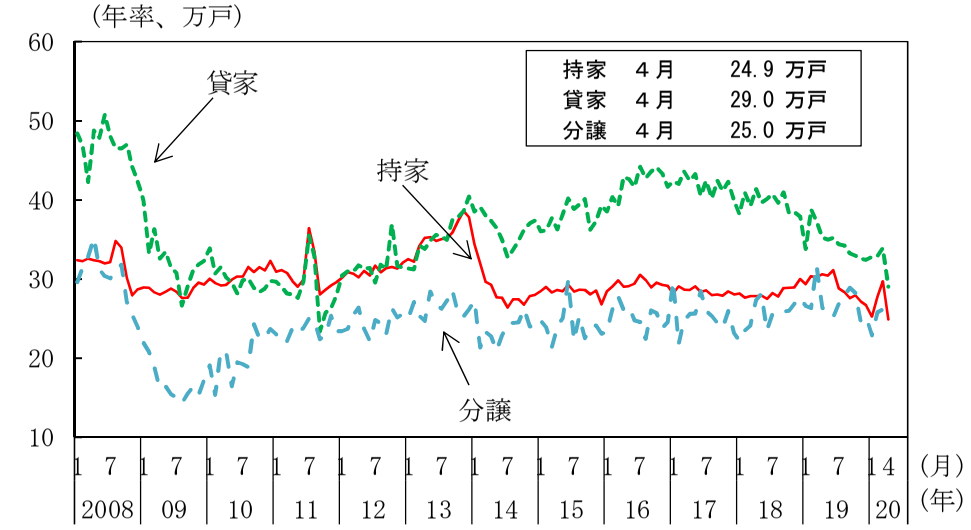
住宅着工戸数（季節調整値）



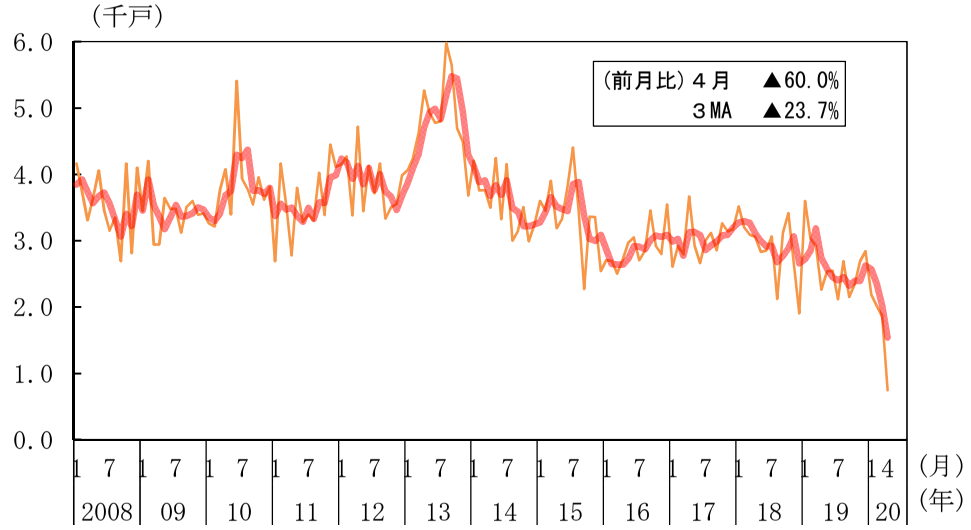
住宅景況判断指数（受注戸数）



利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）



首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）



（備考）１．国土交通省「建築着工統計」、（一社）住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、（株）不動産経済研究所資料により作成。太線は後方３か月移動平均。
２．住宅景況判断指数（受注戸数）は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比（実績）について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の５段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値（-100～+100）。
３．首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

５．公共投資

公共投資は、底堅く推移している。

（前年同期（月）比、[　]内は暦年前年比、（　）内は季調済前期（月）比、%）

	[2018年] 2018年度	[2019年] 2019年度	2019年10-12月	2020年１-３月	2020年２月	３月	４月	５月
公共工事受注額	[▲ 8.4] ▲ 3.2	[　10.1] 7.7	(▲ 3.7) 3.9	(2.3) 2.5	(2.1) 13.0	(8.6) 8.0	(18.0) 6.0	－ －
公共工事受注額（大手50社）	[▲ 16.4] ▲ 15.0	[▲ 2.2] ▲ 3.2	(6.5) 0.3	(44.6) 1.5	(5.7) 3.7	(38.4) 7.2	(▲ 30.3) 55.5	－ －
公共工事請負金額	[▲ 3.1] 1.1	[　6.6] 6.8	(0.0) 4.4	(3.3) 7.1	(▲ 1.9) ▲ 5.4	(14.8) 12.9	(▲ 9.2) 3.2	(▲ 0.7) ▲ 6.4
公共工事出来高	[▲ 1.5] ▲ 3.6	[　4.2] 7.3	(1.8) 10.6	(▲ 0.1) 7.2	(▲ 0.8) 4.4	(2.5) 9.1	(0.5) 7.0	－ －
公的固定資本形成（名目）	[　2.1] 2.4	[　4.5] 4.9	(1.3) 7.4	(▲ 0.4) 4.2				

（備考）１．内閣府「四半期GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
２．公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における１件500万円以上の工事。
３．公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

（参考）
①国の公共事業関係費（一般会計）

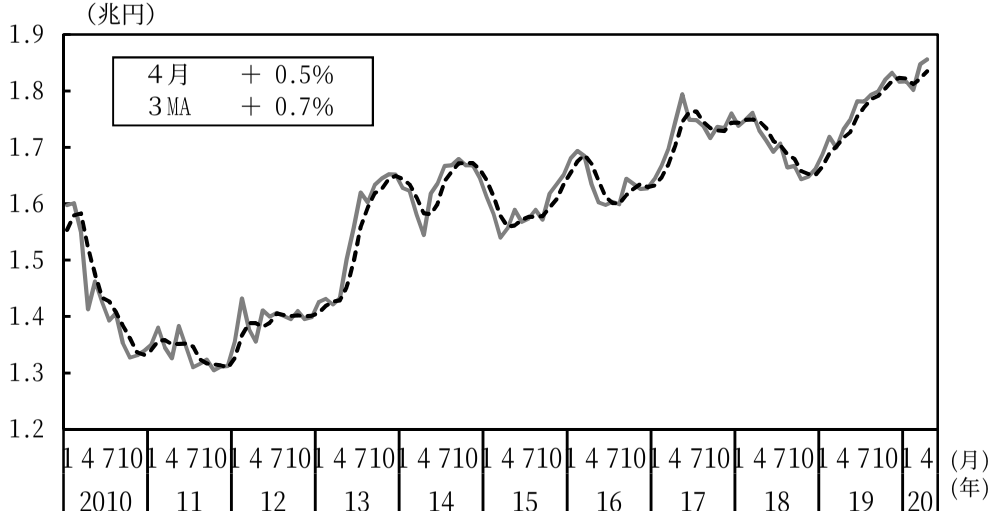
年度		2017	2018	2019	2020
当初予算	（億円）	59,763	59,789	69,099	68,571
	（前年度比、%）	0.0	0.0	15.6	▲ 0.8
補正後予算	（億円）	69,721	75,536	84,752	68,571
	（前年度比、%）	▲ 7.6	8.3	12.2	▲ 19.1

②地方の普通建設事業費　（前年度比、%）

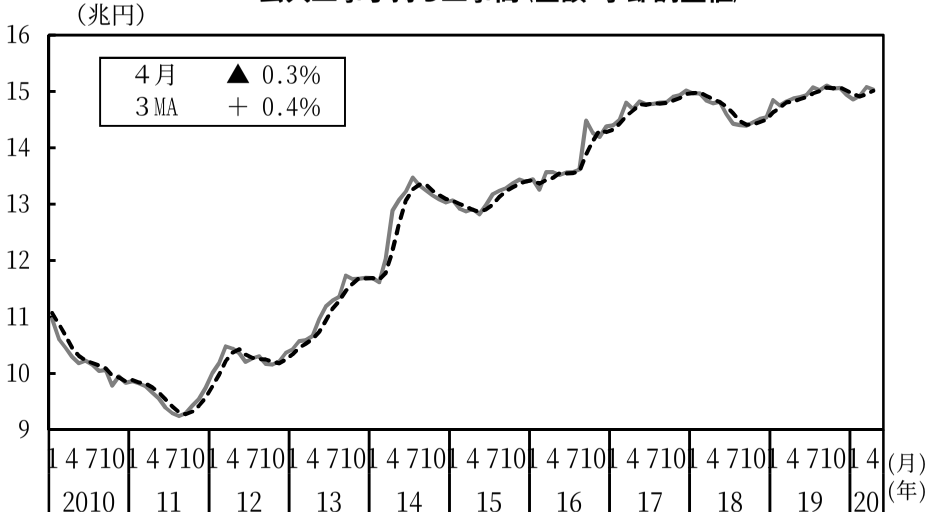
調査機関	総務省		時事通信社		日経グローカル	
区分	（当初予算）		（当初予算）		（当初予算）	
年度	2018年度	2019年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
普通建設事業費	2.2	9.8	9.3	▲ 2.9	6.8	▲ 1.8
うち補助事業費	▲ 1.5	10.2	6.3	1.2	4.0	▲ 0.2
うち単独事業費	7.9	10.3	12.9	▲ 8.3	9.4	▲ 3.9
調査対象	普通会計、当初予算。 都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

（備考）１．財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、（株）日本経済新聞社「日経グローカル」調査などにより作成。
２．①における2019（令和元）年度、2020（令和２）年度当初予算は、公共事業関係費の通常分に加え「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」などの「臨時・特別の措置」分を含む。

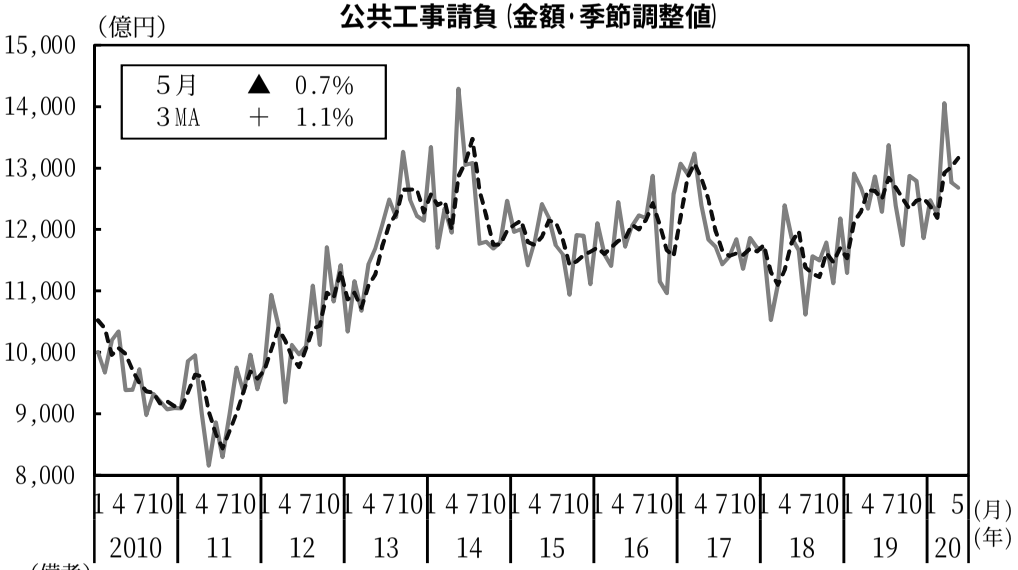
公共工事出来高（金額・季節調整値）



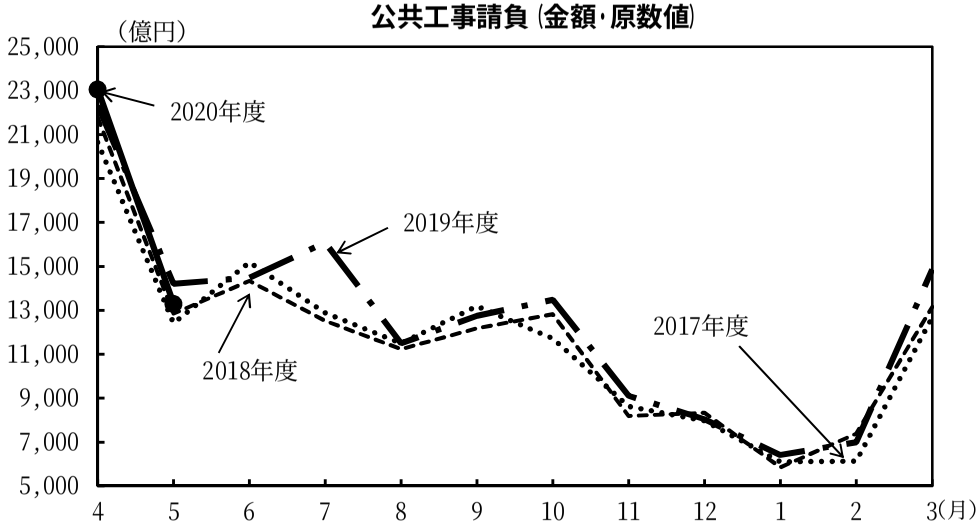
公共工事手持ち工事高（金額・季節調整値）



公共工事請負（金額・季節調整値）



公共工事請負（金額・原数値）



（備考）

左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方３か月移動平均。

左下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は、後方３か月移動平均。

（備考）

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方３か月移動平均。

右下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。

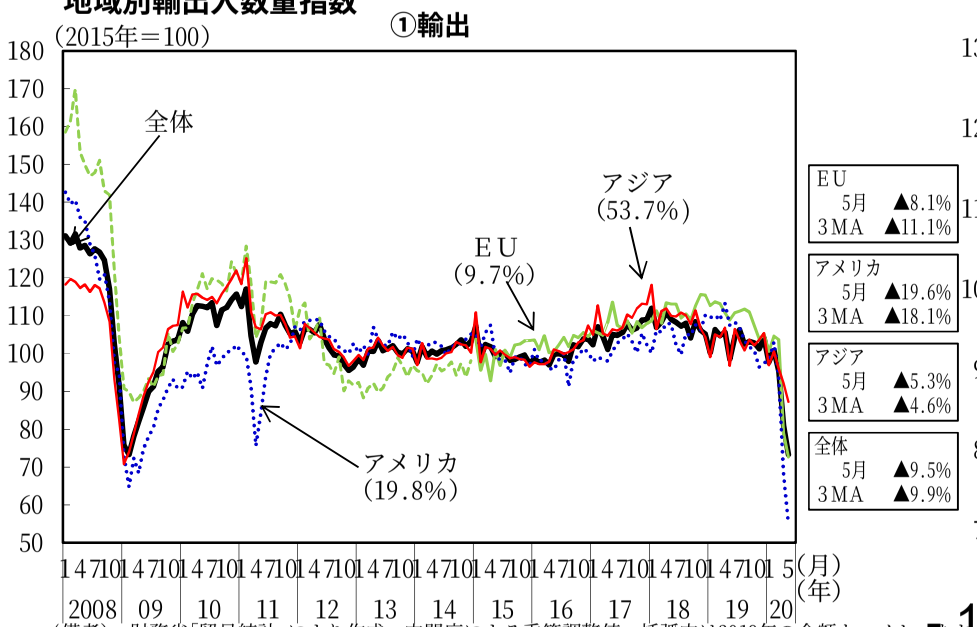
６．輸出・輸入・国際収支

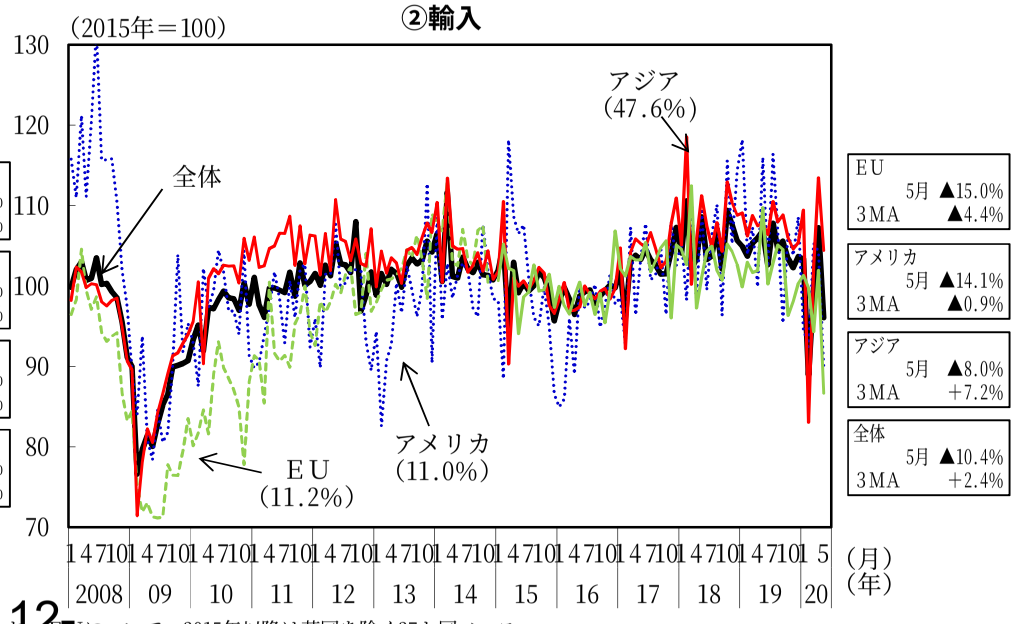
輸出は、感染症の影響により、急速に減少している。
輸入は、感染症の影響は残るものの、このところ下げ止まりつつある。
貿易・サービス収支は、赤字となっている。

（前年同期（月）比、[　]内は暦年前年比、（　）内は季節調整済前期（月）比、％、Ｐは速報値）

	[2018年] 2018年度	[2019年] 2019年度	2019年 10－12月	2020年 1－3月	2020年 3月	4月	5月
輸出数量	[1.7] ▲0.6	[▲4.3] ▲4.4	(▲1.3) ▲3.8	(▲4.6) ▲5.5	(▲5.5) ▲11.2	(▲15.1) ▲21.3	P (▲9.5) P ▲27.3
輸入数量	[2.8] 1.4	[▲1.1] ▲2.4	(▲2.7) ▲4.5	(▲5.6) ▲7.0	(12.0) ▲2.5	P (7.7) P 1.4	P (▲10.4) P ▲14.9
貿易・サービス収支(億円)	[1,052] ▲3,001	[5,060] P 2,336	7,005	P ▲541	P ▲4,222	P ▲12,939	―
貿易収支（億円）	[11,265] 6,341	[3,812] P 6,478	3,876	P 5,993	P ▲1,572	P ▲10,235	―
第一次所得収支（億円）	[212,722] 215,262	[209,845] P 209,968	49,872	P 53,577	P 14,716	P 16,876	―
経常収支（億円）	[193,743] 194,848	[201,150] P 197,615	53,118	P 49,164	P 9,422	P 2,524	―
金融収支（億円）（原数値）	[200,057] 213,154	[243,055] P 222,993	22,347	P 68,688	P 32,096	P ▲9,490	―

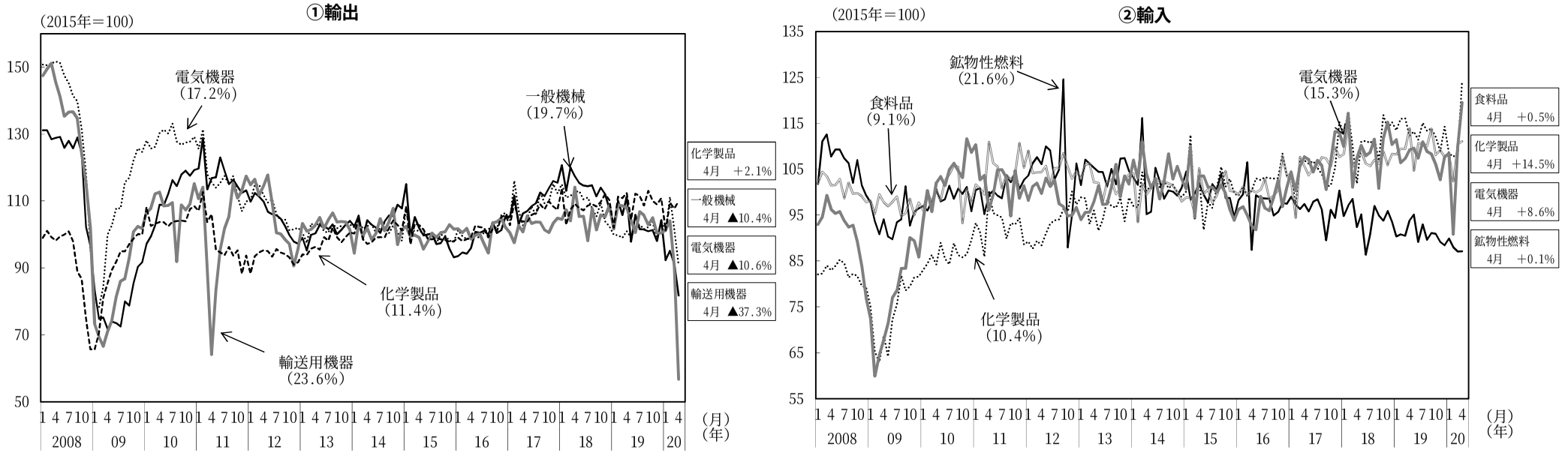
地域別輸出入数量指数





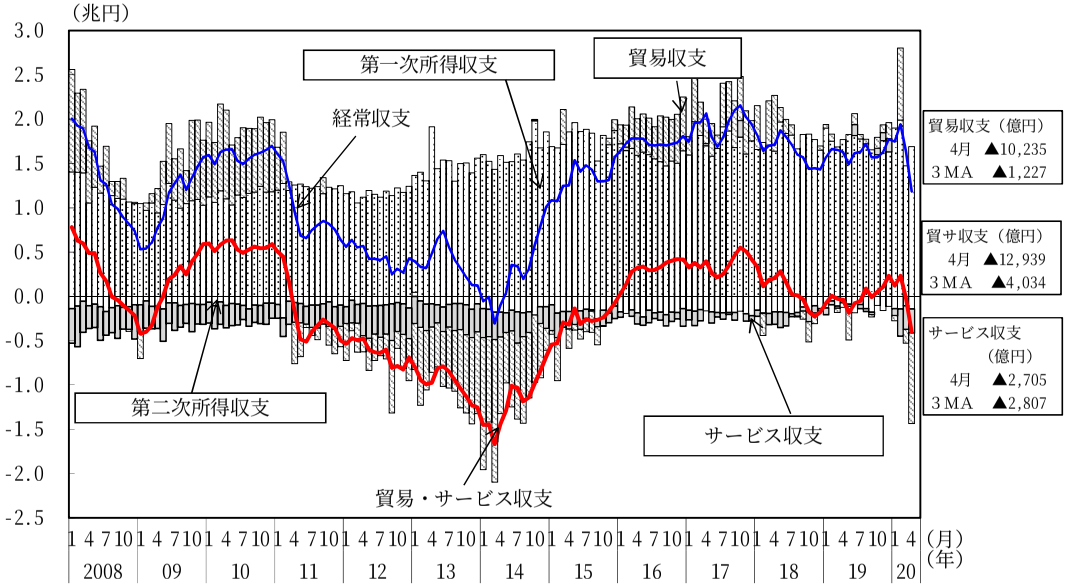
（備考）　財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2019年の金額ウェイト。なお、EUについて、2015年以降は英国を除く27か国ベース。

品目別輸出入数量指数

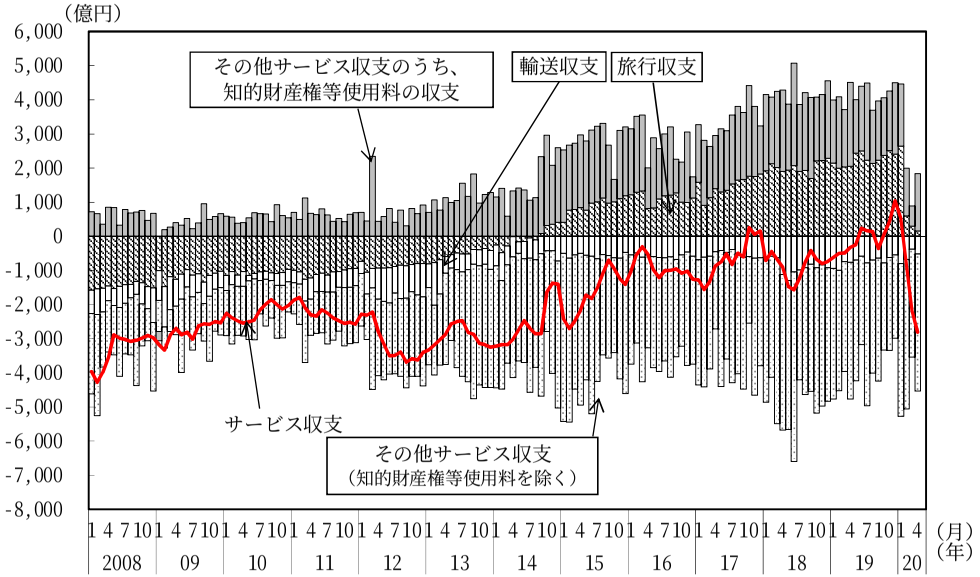


(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2019年の金額ウェイト。

経常収支の動向



サービス収支の動向



(備考) 1．財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支（知的財産権等使用料を除く）は、内閣府による季節調整値。
2．積上げは単月の値。折線は後方３か月移動平均の値。

７．生産・出荷・在庫

生産は、感染症の影響により、減少している。

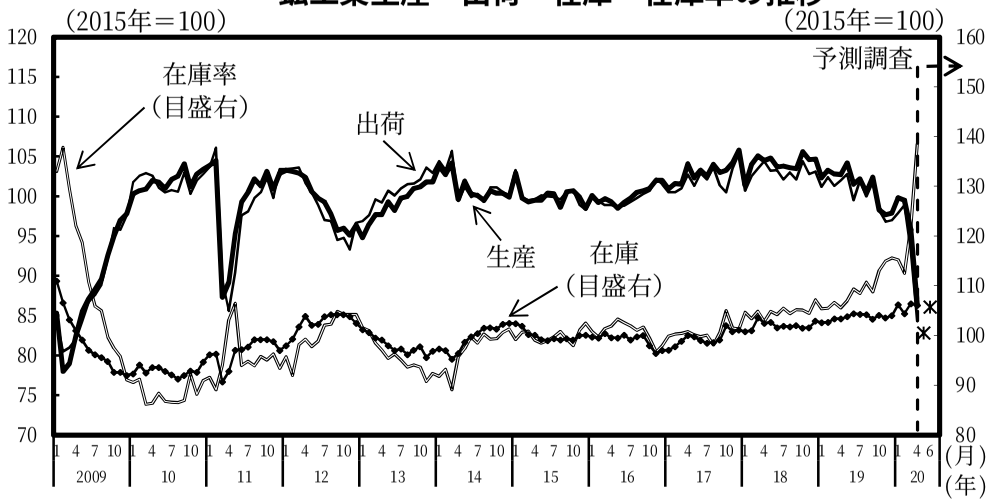
（%）

	[2018年] 2018年度	[2019年] 2019年度	2019年 ７－９月期	10－12月期	2020年 １－３月期	2020年 ２月	３月	４月
鉱工業生産指数	[1.1] 0.3	[▲ 3.0] ▲ 3.8	(▲ 1.1) ▲ 1.1	(▲ 3.6) ▲ 6.8	(0.4) ▲ 4.5	(▲ 0.3) ▲ 5.7	(▲ 3.7) ▲ 5.2	(▲ 9.8) ▲ 15.0
鉱工業出荷指数	[0.8] 0.2	[▲ 2.7] ▲ 3.6	(▲ 0.1) ▲ 0.2	(▲ 3.9) ▲ 6.5	(▲ 0.6) ▲ 5.2	(1.0) ▲ 5.4	(▲ 5.8) ▲ 6.5	(▲ 9.5) ▲ 16.6
鉱工業在庫指数	[1.7] 0.2	[1.2] 2.9	(▲ 1.1) 0.9	(0.7) 1.2	(2.3) 2.9	(▲ 1.7) 1.6	(1.9) 2.9	(▲ 0.3) 2.7
製造工業生産能力指数 (2015年＝100)	[98.7] 98.6	[98.2] 98.2	97.8	98.2	98.2	98.3	98.2	97.7
製造工業稼働率指数 (2015年＝100)	[103.1] 102.5	[99.9] 98.3	(100.2)	(95.6)	(95.1)	(95.6)	(92.2)	(79.9)
第３次産業 活動指数	[1.3] 1.1	[0.3] P ▲ 0.6	(0.8) 1.9	(▲ 3.1) ▲ 2.4	P (▲ 1.0) P ▲ 2.7	(▲ 0.7) ▲ 1.1	P (▲ 3.8) P ▲ 5.3	P (▲ 6.0) P ▲ 11.5

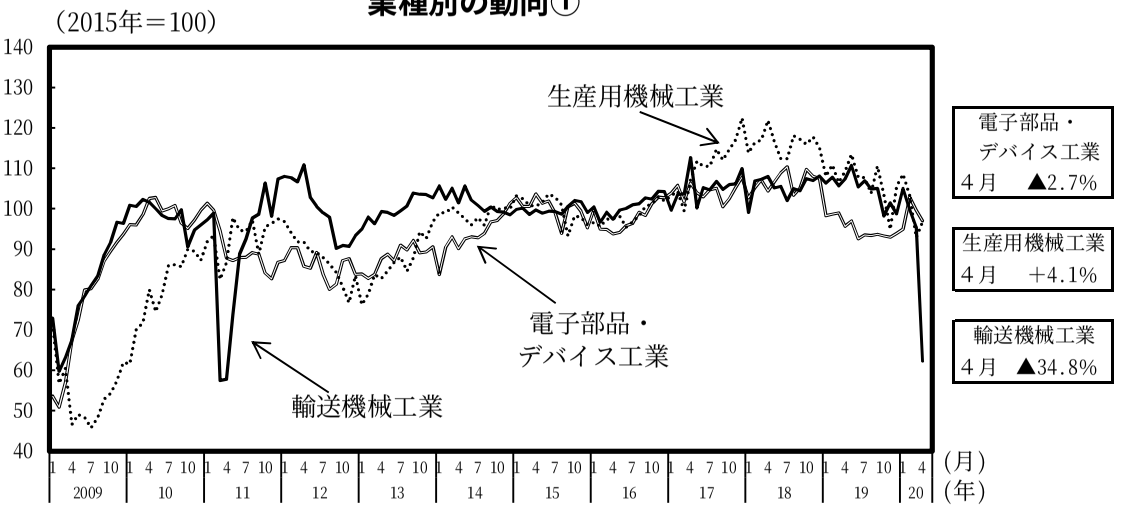
予測調査
５月　▲4.1%
６月　3.9%

（備考）１．経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第３次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
２．鉱工業生産・出荷・在庫指数、第３次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の［］内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期（月）比、上段の（）内は季節調整済前期（月）比。
３．製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の［］内は原数値（暦年）。四半期次・月次は原数値。
４．製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の［］内は原数値（暦年）。四半期次・月次は季節調整値。

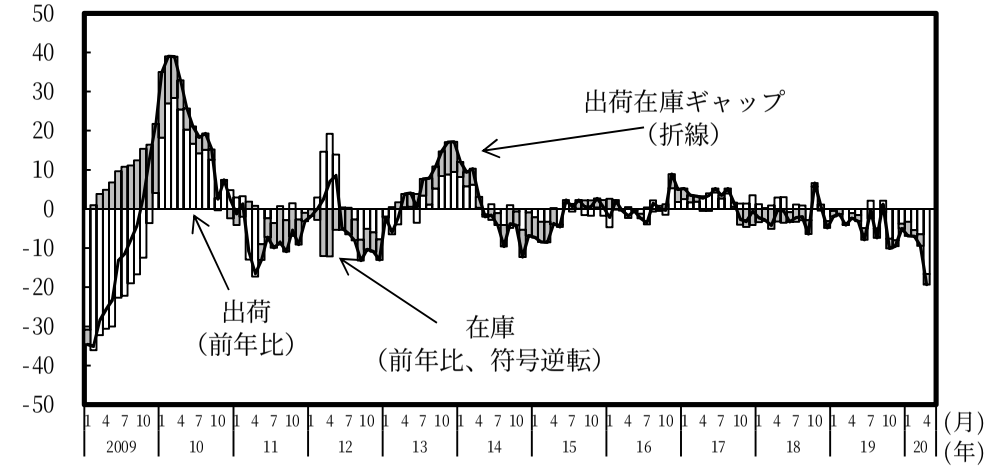
鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移



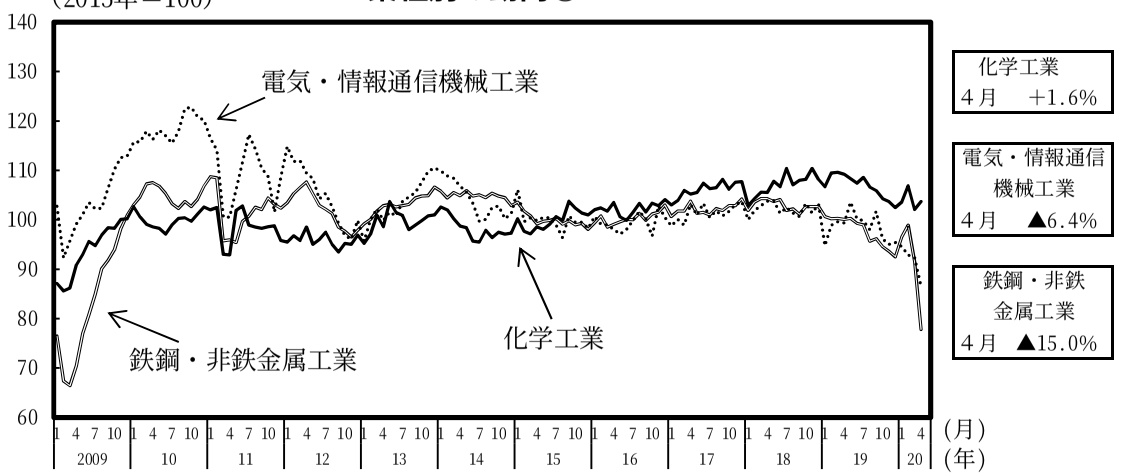
業種別の動向①



出荷・在庫ギャップの推移



業種別の動向②



（備考）経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ＝出荷（前年比）－在庫（前年比）。

８．企業収益・業況判断

企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。
企業の業況判断は、厳しさは残るものの、改善の兆しがみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2020年３月調査）」　（前年同期比、％）

経常利益		2017年度	2018年度	2019年度　実績見込み			2020年度　計画		
		実　績	実　績		上期	下期		上期	下期
全規模	全産業	12.0	0.4	▲ 7.6	▲ 4.8	▲ 10.8	▲ 2.5	▲ 7.2	2.9
大企業	製造業	20.8	▲ 0.9	▲ 13.3	▲ 16.0	▲ 9.6	▲ 2.8	▲ 6.0	1.3
	非製造業	14.3	▲ 0.1	▲ 4.5	▲ 0.8	▲ 8.8	▲ 1.2	▲ 4.2	2.4
中小企業	製造業	4.0	▲ 1.8	▲ 18.1	▲ 12.7	▲ 23.5	▲ 0.1	▲ 13.6	15.5
	非製造業	▲ 0.5	1.1	▲ 3.3	7.9	▲ 12.7	▲ 4.4	▲ 12.8	4.4

財務省「法人企業統計季報」　（前年同期比、(　)内は季調済前期比、％）

経常利益	2018年	2019年	2018年度	2019年度	2019年４－６月	７－９月	10－12月	2020年１－３月
全規模全産業	3.7	▲ 3.5	6.2	P ▲ 14.0	▲ 12.0 (▲ 11.5)	▲ 5.3 (▲ 3.2)	▲ 4.6 (▲ 7.9)	P ▲ 32.0 (P ▲ 11.6)
製造業	2.4	▲ 17.6	3.1	P ▲ 22.4	▲ 27.9 (▲ 3.4)	▲ 15.1 (▲ 2.9)	▲ 15.0 (▲ 11.3)	P ▲ 29.5 (P ▲ 11.5)
非製造業	4.4	4.6	7.9	P ▲ 9.5	▲ 1.5 (▲ 14.9)	0.5 (▲ 3.3)	1.1 (▲ 6.3)	P ▲ 32.9 (P ▲ 11.6)
大中堅企業	6.0	▲ 6.3	8.2	P ▲ 18.3	▲ 16.5 (▲ 8.7)	▲ 10.0 (▲ 3.8)	▲ 4.4 (▲ 1.3)	P ▲ 42.0 (P ▲ 31.3)
中小企業	▲ 2.3	4.4	0.9	P ▲ 2.0	4.4 (3.9)	8.7 (0.7)	▲ 5.3 (▲ 24.4)	P ▲ 11.5 (P 11.7)

（備考）大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。Pは速報値。

（％ポイント）

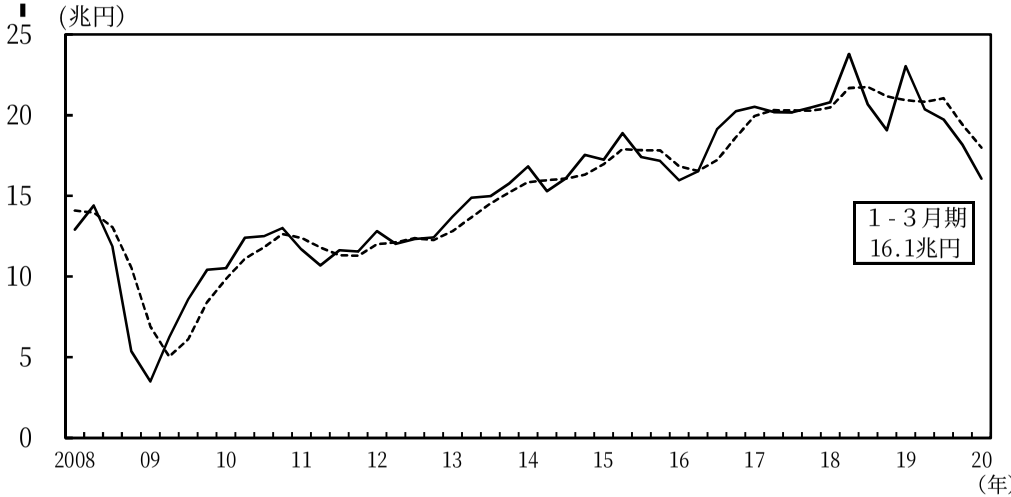
日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2020年３月調査）」　→　見込み

業況判断ＤＩ		2018年9月	12月	2019年3月	6月	9月	12月	2020年3月	6月
全規模	全産業	＋ 15	＋ 16	＋ 12	＋ 10	＋ 8	＋ 4	▲ 4	▲ 18
	製造業	＋ 16	＋ 16	＋ 7	＋ 3	▲ 1	▲ 4	▲ 12	▲ 22
	非製造業	＋ 14	＋ 15	＋ 15	＋ 14	＋ 14	＋ 11	＋ 1	▲ 14
大企業	製造業	＋ 19	＋ 19	＋ 12	＋ 7	＋ 5	＋ 0	▲ 8	▲ 11
	非製造業	＋ 22	＋ 24	＋ 21	＋ 23	＋ 21	＋ 20	＋ 8	▲ 1
中小企業	製造業	＋ 14	＋ 14	＋ 6	▲ 1	▲ 4	▲ 9	▲ 15	▲ 29
	非製造業	＋ 10	＋ 11	＋ 12	＋ 10	＋ 10	＋ 7	▲ 1	▲ 19

（備考）ＤＩ＝「良い」とみる企業の割合（％）－「悪い」とみる企業の割合（％）

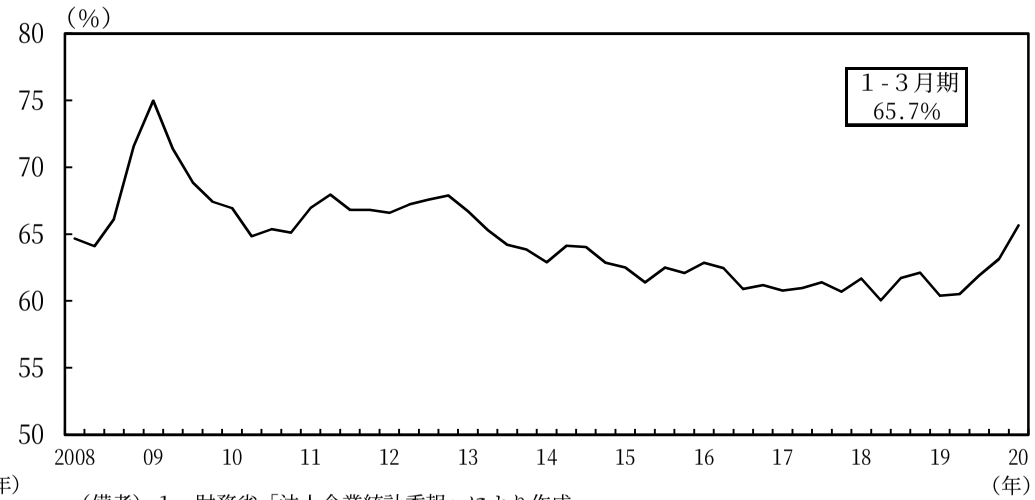
＜企業収益＞

経常利益額の推移



（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．季節調整値。点線は後方３四半期移動平均。

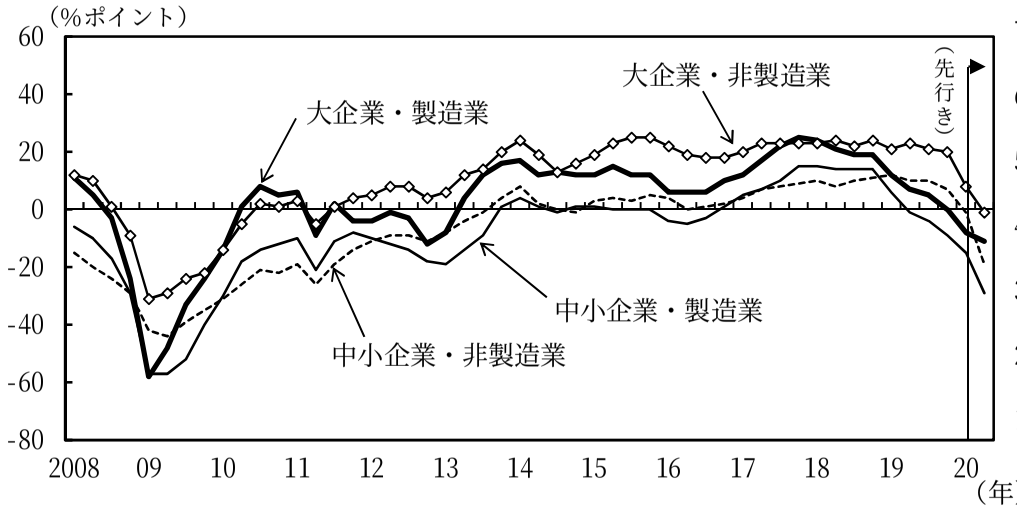
労働分配率の推移



（備考）１．財務省「法人企業統計季報」により作成。
２．労働分配率＝人件費／（人件費＋営業利益＋減価償却費＋受取利息）
３．内閣府の試算による季節調整値。

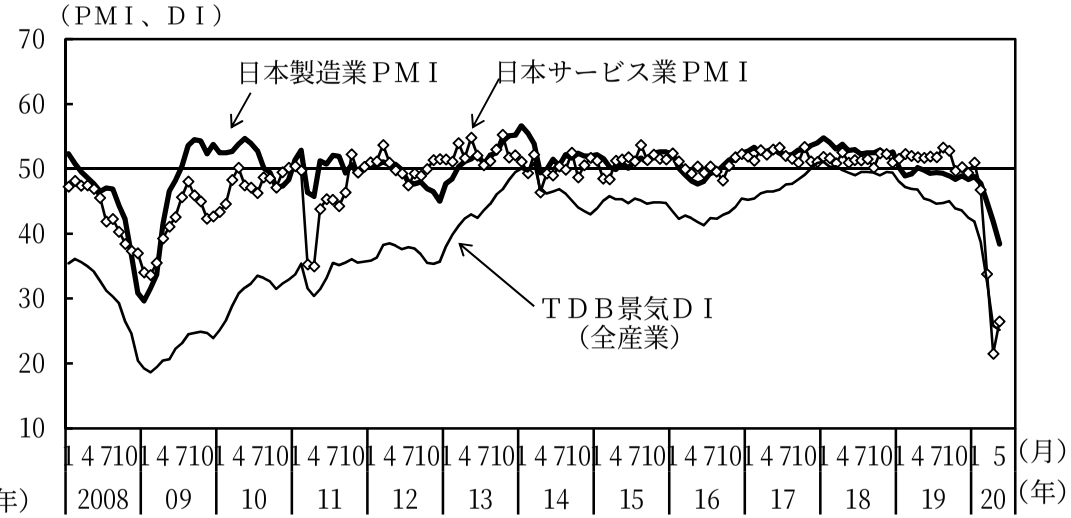
＜企業の景況感＞

日銀短観の業況判断ＤＩの推移



（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。ＤＩは「良い」－「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移



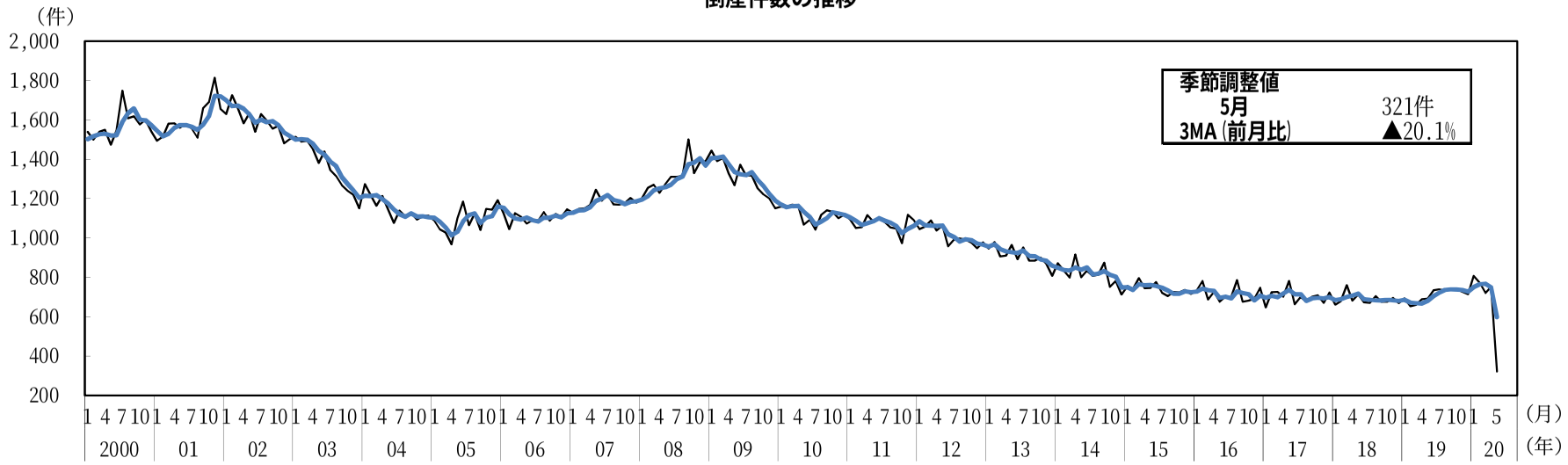
（備考）１．IHS Markit社、（株）帝国データバンク「ＴＤＢ景気動向調査（全国）」により作成。
２．ＰＭＩは、「前月に比べ増加（改善）」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を２で除した値を足した値（季節調整値）。ＤＩは、景気の現状について７段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

９．倒産
倒産件数は、増加がみられる。

（株）東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」　　（前年比は原数値、[　]内は暦年前年比、（ ）内は季調済前期（月）比、%）

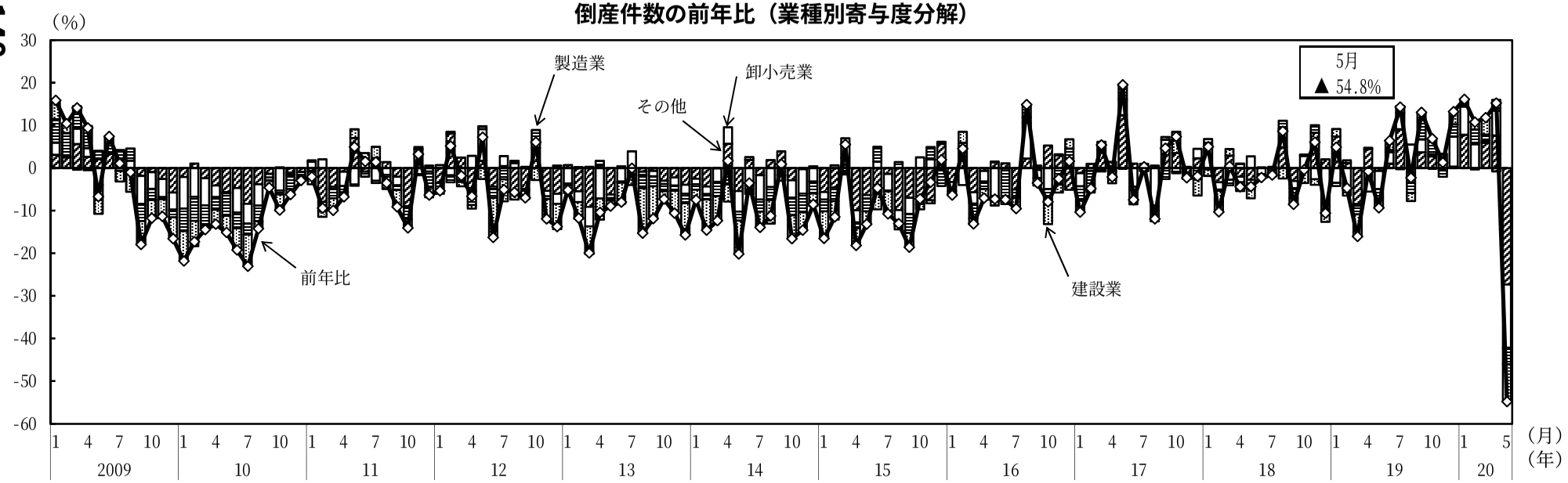
	[2017年] 2017年度	[2018年] 2018年度	[2019年] 2019年度	2019年10-12月期	2020年1-3月期	2020年3月	4月	5月
企業倒産件数	[8,405] 8,367	[8,235] 8,110	[8,383] 8,631	2,211	2,164	740	743	314
前年比（%）	[▲0.4] ▲0.1	[▲2.0] ▲3.0	[1.7] 6.4	6.8	12.9	11.7	15.1	▲54.8
前月比（%）				(▲1.4)	(5.5)	(▲6.8)	(4.4)	(▲57.3)
負債金額（億円）	[31,676] 30,837	[14,854] 16,187	[14,232] 12,647	3,678	3,019	1,059	1,449	813
前年比（%）	[57.8] 58.0	[▲53.1] ▲47.5	[▲4.1] ▲21.8	14.7	▲34.4	9.0	35.6	▲24.3
大型倒産除く（億円）	[6,980] 7,089	[6,967] 6,922	[6,958] 7,065	1,794	1,829	625	632	331
前年比（%）	[▲8.6] ▲2.6	[▲0.1] ▲2.3	[▲0.1] 2.0	1.7	6.2	▲1.3	10.0	▲43.9

倒産件数の推移



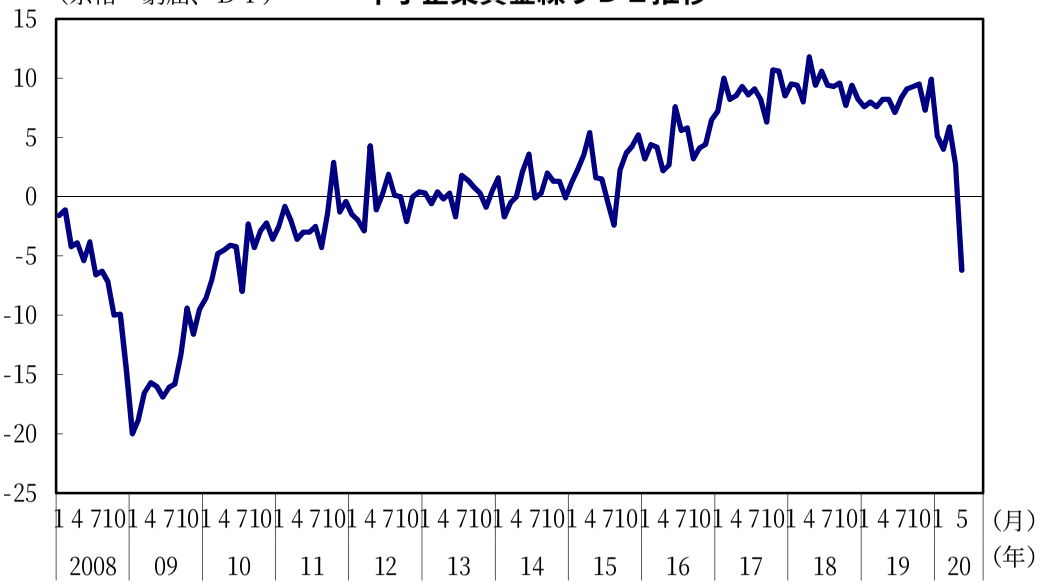
（備考）１．(株)東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」により作成。
２．内閣府による季節調整値。太線は後方３か月移動平均。

倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）



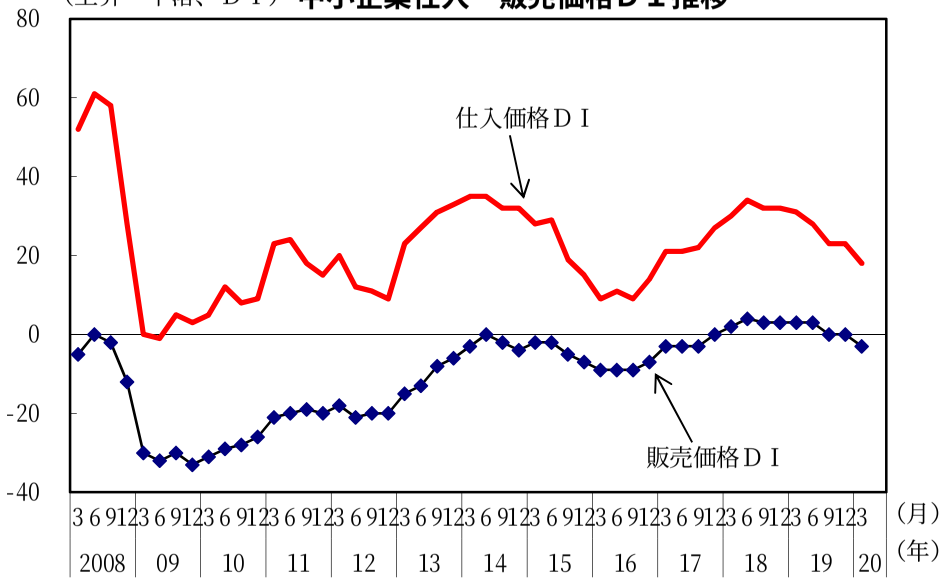
（備考）(株)東京商工リサーチ（ＴＳＲ）「倒産月報」により作成。

中小企業資金繰りＤＩ推移



（備考）(株)日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。

中小企業仕入・販売価格ＤＩ推移



（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

10.雇用情勢

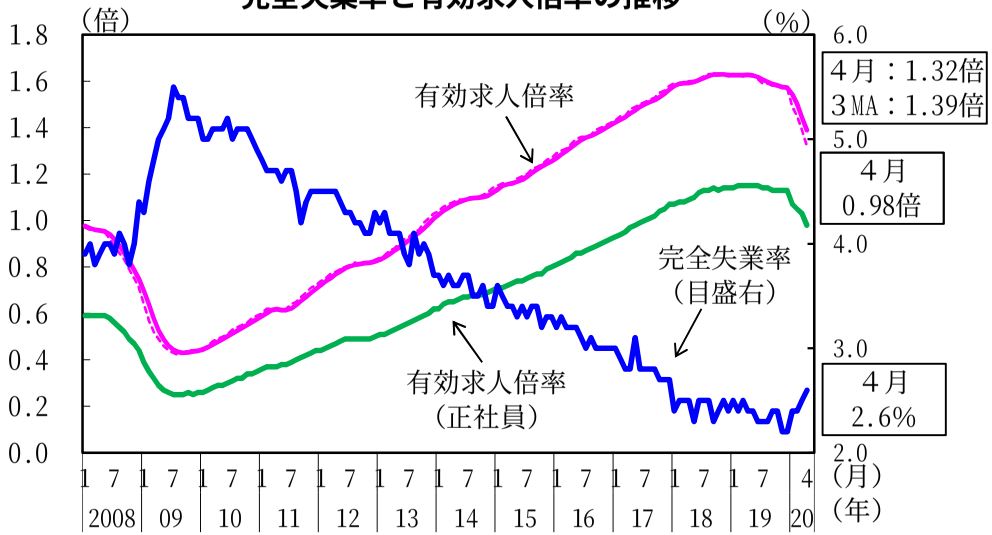
雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。

（前年同期（月）比、[ ]内は暦年ベース、（）内は季調済前期（月）比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値）

	2018年度[年]	2019年度[年]	2019年７-９月	10月-12月	2020年１月-３月	2020年２月	３月	４月
完全失業率 （%）	2.4 [2.4]	2.3 [2.4]	2.3	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6
うち15～24歳	3.6 [3.6]	3.8 [3.8]	4.0	3.9	3.9	4.2	3.8	4.9
完全失業者数総数 （万人）	166 [166]	162 [162]	159	156	167	166	172	178
うち非自発的な離職による者	40 [40]	37 [37]	36	35	41	41	45	45
雇用者数	1.8 [2.0]	1.1 [1.1]	1.1 (0.3)	1.1 (0.2)	1.1 (0.3)	1.1 (0.4)	1.0 (0.0)	▲0.6 (▲1.7)
常用労働者数（労働者計）	1.2 [1.1]	1.9 [2.0]	2.0 (0.6)	2.3 (0.6)	1.8 (0.6)	1.8 (0.3)	1.8 (0.0)	P 1.4 P (▲0.5)
※全数調査	-	-	2.0 (0.6)	2.2 (0.6)	1.9 (0.6)	1.9 (0.4)	1.9 (0.0)	P 1.5 P (▲0.5)
新規求人数	0.9 [1.5]	▲5.4 [▲1.8]	▲1.7 (▲1.4)	▲3.1 (▲0.0)	▲13.9 (▲12.1)	▲13.5 (7.1)	▲12.1 (▲5.1)	▲31.9 (▲22.9)
有効求人数	2.1 [3.1]	▲4.3 [▲1.6]	▲1.4 (▲0.9)	▲3.7 (▲1.5)	▲10.4 (▲7.3)	▲10.2 (▲2.2)	▲13.6 (▲5.9)	▲20.6 (▲8.5)
有効求人倍率 （倍）	1.62 [1.61]	1.55 [1.60]	1.59	1.57	1.44	1.45	1.39	1.32
正社員 （倍）	1.13 [1.11]	1.12 [1.14]	1.14	1.13	1.05	1.05	1.03	0.98
求人広告掲載件数 （万件）	128.5 [120.4]	150.9 [147.5]	146.9	149.5	153.0	164.6	148.6	99.4
所定外労働時間（残業時間等）	▲1.7 [▲1.5]	▲2.6 [▲2.0]	▲1.0 (▲0.6)	▲2.4 (▲1.6)	▲4.1 (▲2.1)	▲3.8 (0.0)	▲6.5 (▲5.1)	P ▲18.9 P (▲12.4)
※全数調査	-	-	▲1.0 (▲0.8)	▲2.4 (▲1.8)	▲4.1 (▲1.9)	▲3.8 (▲0.2)	▲6.5 (▲5.1)	P ▲18.9 P (▲12.3)
製造業	▲0.8 [1.5]	▲9.4 [▲8.4]	▲7.4 (▲2.6)	▲12.6 (▲4.8)	▲10.5 (▲2.7)	▲10.5 (▲1.8)	▲11.7 (▲2.4)	P ▲25.0 P (▲14.2)
※全数調査	-	-	▲7.6 (▲2.9)	▲13.3 (▲5.1)	▲10.7 (▲2.2)	▲10.5 (▲1.8)	▲12.4 (▲3.2)	P ▲25.0 P (▲13.5)
現金給与総額（１人当たり・名目）	0.9 [1.4]	▲0.2 [▲0.5]	▲0.5 (▲0.4)	▲0.3 (0.8)	0.3 (▲0.9)	0.5 (▲0.5)	▲0.1 (▲0.7)	P ▲0.7 P (▲0.6)
※全数調査	-	-	▲0.3 (▲0.2)	▲0.1 (0.7)	0.6 (▲0.8)	0.7 (▲0.3)	0.1 (▲0.7)	P ▲0.6 P (▲0.8)
※共通事業所	-	-	-	-	-	1.0	0.2	P ▲1.9
定期給与（名目）	0.5 [0.9]	▲0.1 [▲0.3]	▲0.1 (0.3)	▲0.1 (0.3)	0.1 (▲0.7)	0.2 (0.0)	▲0.2 (▲0.6)	P ▲1.1 P (▲0.6)
※全数調査	-	-	0.2 (0.5)	0.0 (0.1)	0.4 (▲0.6)	0.5 (0.1)	0.0 (▲0.7)	P ▲0.9 P (▲0.6)
※共通事業所	-	-	-	-	-	0.3	▲ 0.2	P ▲ 1.7

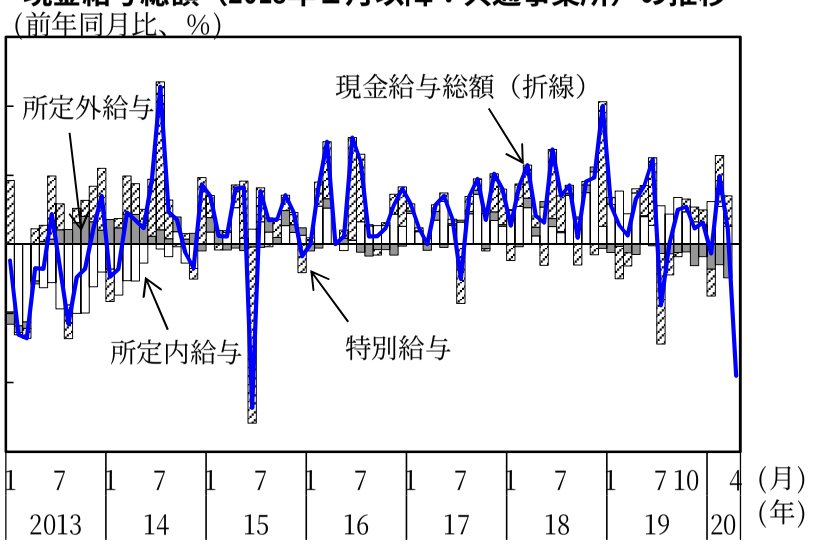
（備考）１．常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、2012年以降において東京都の「500人以上規模の事業所」についても復元して再集計した抽出調査系列。なお、2018年１月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新を行ったことにより、2018年の賃金と労働時間には、一定の断層が含まれる。また、2019年１月に標本の部分入替え、同年６月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更を行ったことにより、2019年の賃金と労働時間にも、一定の断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値を掲載している。なお、2019年６月以降は調査手法の変更に伴い、全数調査系列についても掲載している。Ｐは速報値。
２．定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。
３．求人広告掲載件数は(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。2018年１月より集計開始。

完全失業率と有効求人倍率の推移

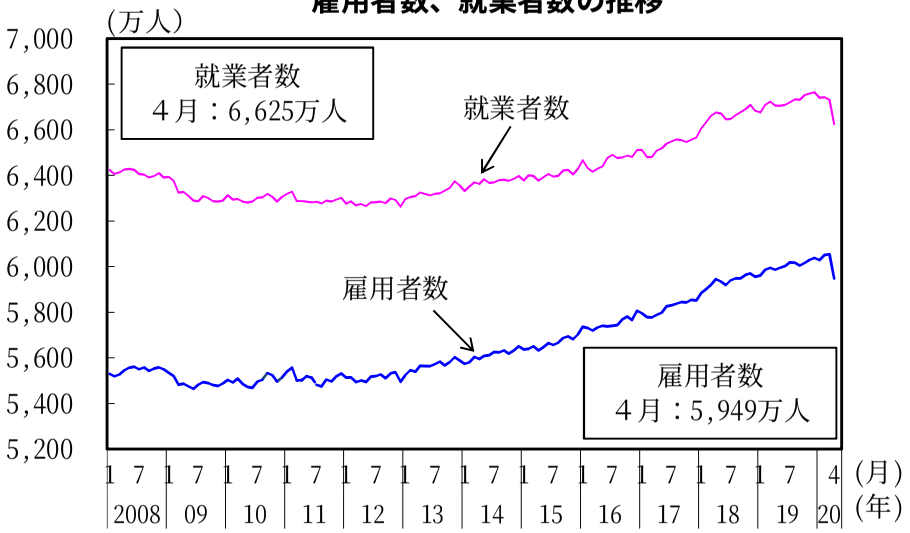


（備考）1．総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
2．総務省「労働力調査」の2011年３～８月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
3．有効求人倍率について、点線は単月、実線は３か月移動平均。

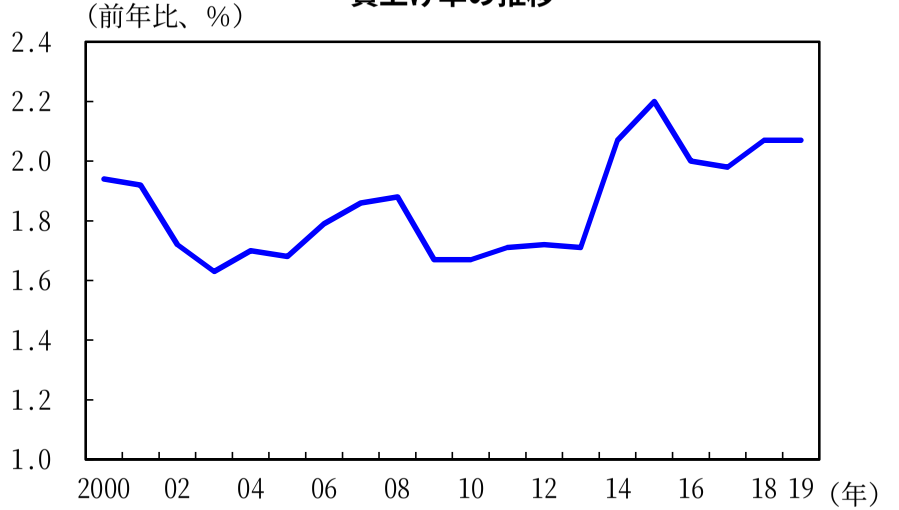
現金給与総額（2018年１月以降：共通事業所）の推移



雇用者数、就業者数の推移



賃上げ率の推移



（備考）1．上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争（最終）回答集計結果」により作成。
2．2018年１月以降の現金給与総額の前年比は、共通事業所によるもの。
3．賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当込の賃上げ率。

11．物価

国内企業物価は、下落している。消費者物価は、横ばいとなっている。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、（ ）内は前期(月)比、＜＞内は季節調整済前期(月)比、%)

			[2018年] 2018年度	[2019年] 2019年度	2019年 7-9月	10-12月	2020年 1-3月	3月	4月	5月
国内企業物価			[2.6] 2.2	[0.2] 0.2	(▲ 0.6) ▲ 0.9	(1.2) 0.3	(▲ 0.4) 0.6	(▲ 0.9) ▲ 0.4	(▲ 1.6) ▲ 2.4	P (▲ 0.4) P ▲ 2.7
	夏季電力料金調整後		[2.5] 2.2	[0.2] 0.1	(▲ 0.9) ▲ 0.9	(1.5) 0.3	(▲ 0.4) 0.6	(▲ 0.9) ▲ 0.4	(▲ 1.6) ▲ 2.4	P (▲ 0.4) P ▲ 2.7
	（参考指数（消費税抜き））			[▲ 0.2] ▲ 0.7		(▲ 0.1) ▲ 1.3	(▲ 0.3) ▲ 0.9	(▲ 0.9) ▲ 2.0	(▲ 1.5) ▲ 3.8	P (▲ 0.4) P ▲ 4.1
輸出物価			[1.4] 0.8	[▲ 3.8] ▲ 4.1	(▲ 2.8) ▲ 5.8	(0.2) ▲ 5.5	(▲ 0.2) ▲ 3.0	(▲ 2.3) ▲ 5.1	(▲ 1.1) ▲ 6.6	P (▲ 1.2) P ▲ 6.5
輸入物価			[7.6] 6.5	[▲ 5.3] ▲ 6.1	(▲ 4.0) ▲ 8.9	(0.1) ▲ 9.6	(▲ 0.1) ▲ 3.4	(▲ 4.7) ▲ 7.7	(▲ 5.8) ▲ 13.3	P (▲ 5.6) P ▲ 17.6
	契約通貨ベース		[8.7] 6.6	[▲ 4.2] ▲ 4.5	(▲ 2.3) ▲ 6.2	(▲ 0.8) ▲ 7.0	(▲ 0.2) ▲ 2.5	(▲ 3.2) ▲ 5.2	(▲ 6.2) ▲ 11.1	P (▲ 5.3) P ▲ 16.5
企業向けサービス価格			[1.2] 1.1	[1.1] 1.4	(▲ 0.1) 0.5	(2.0) 2.0	(▲ 0.1) 2.0	(0.2) 1.6	P (▲ 0.8) P 1.0	
	国際運輸を除くベース		[1.1] 1.1	[1.1] 1.4	< ▲ 0.1 > 0.5	< 2.0 > 2.1	< ▲ 0.1 > 1.9	< ▲ 0.5 > 1.6	P < ▲ 0.6 > P 0.9	
消費者物価	総合	固定基準	[1.0] 0.7	[0.5] 0.5	< 0.1 > 0.3	< 0.2 > 0.5	< 0.1 > 0.5	< 0.0 > 0.4	< ▲ 0.2 > 0.1	
		連鎖基準	[0.9] ―	[0.5] ―	―	―	―	< 0.0 > 0.3	< ▲ 0.2 > 0.0	
	生鮮食品	固定基準	[3.8] ▲ 1.5	[▲ 3.1] ▲ 0.9	(3.2) ▲ 2.6	(0.6) ▲ 0.4	(▲ 1.4) ▲ 1.2	(▲ 0.5) 0.3	(5.2) 6.7	
	エネルギー	固定基準	[7.0] 6.5	[1.4] 0.1	(▲ 1.8) ▲ 0.5	(▲ 0.6) ▲ 1.8	(0.3) ▲ 0.4	(▲ 0.8) ▲ 1.7	(▲ 3.1) ▲ 4.7	
	生鮮食品を除く総合	固定基準	[0.9] 0.8	[0.6] 0.6	< 0.1 > 0.5	< 0.3 > 0.6	< 0.1 > 0.6	< ▲ 0.1 > 0.4	< ▲ 0.5 > ▲ 0.2	
		連鎖基準	[0.8] ―	[0.6] ―	―	―	―	< ▲ 0.1 > 0.3	< ▲ 0.5 > ▲ 0.2	
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準	[0.4] 0.3	[0.6] 0.6	< 0.2 > 0.6	< 0.3 > 0.8	< 0.0 > 0.7	< 0.0 > 0.6	< ▲ 0.3 > 0.2	
		連鎖基準	[0.3] ―	[0.5] ―	―	―	―	< 0.0 > 0.5	< ▲ 0.3 > 0.1	
		（消費税率引上げ等の影響を除く）	― ―	[0.5] ―	―	―	―	< 0.0 > 0.3	< ▲ 0.3 > ▲ 0.1	

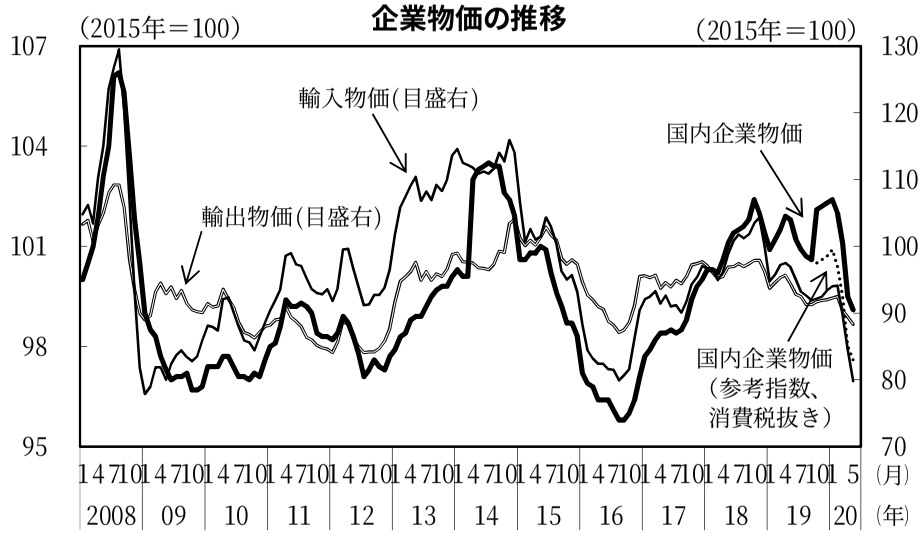
消費者物価
（東京都区部）
4月　5月（P）
< 0.0>　< 0.1>
0.2　0.4

<▲0.3>　< 0.2>
▲0.1　0.2

<▲0.3>　< 0.3>
0.2　0.5

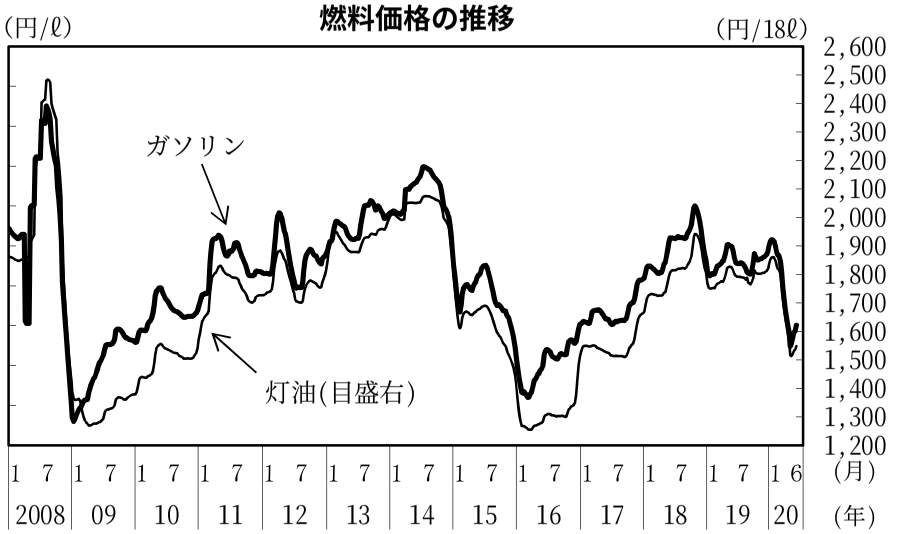
（備考）１．消費者物価、国内企業物価並びに企業向けサービス価格は2015年基準。Pは速報値。
２．企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送（除外航タンカー）、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。
３．企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」の季節調整済前月比並びに、消費者物価の四半期前期比及び消費者物価の「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同期比は内閣府試算値。
４．「消費税率引上げ等の影響を除く」とは、消費税率引上げ及び幼児教育・保育無償化の影響を除いた数値（内閣府試算値）。

企業物価の推移



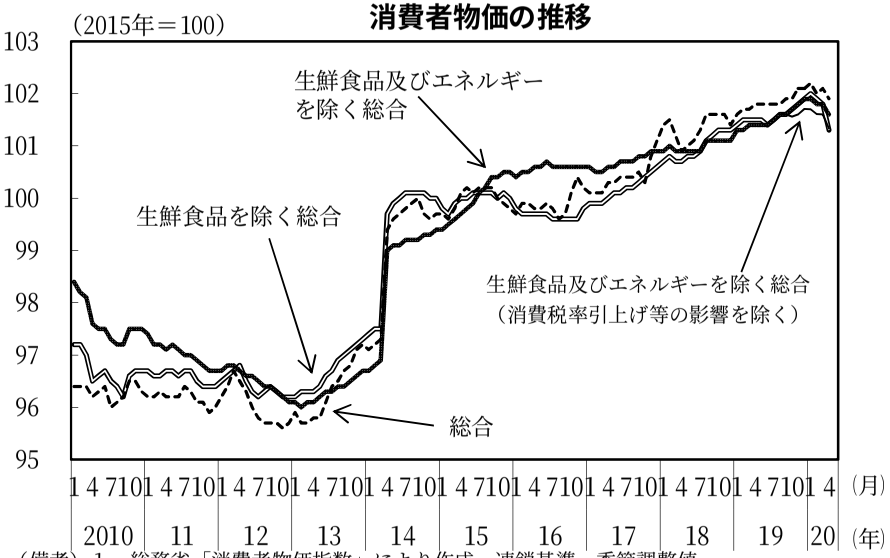
（備考）１．日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。
２．国内企業物価（参考指数、消費税抜き）は、2019年10月以降を掲載。

燃料価格の推移



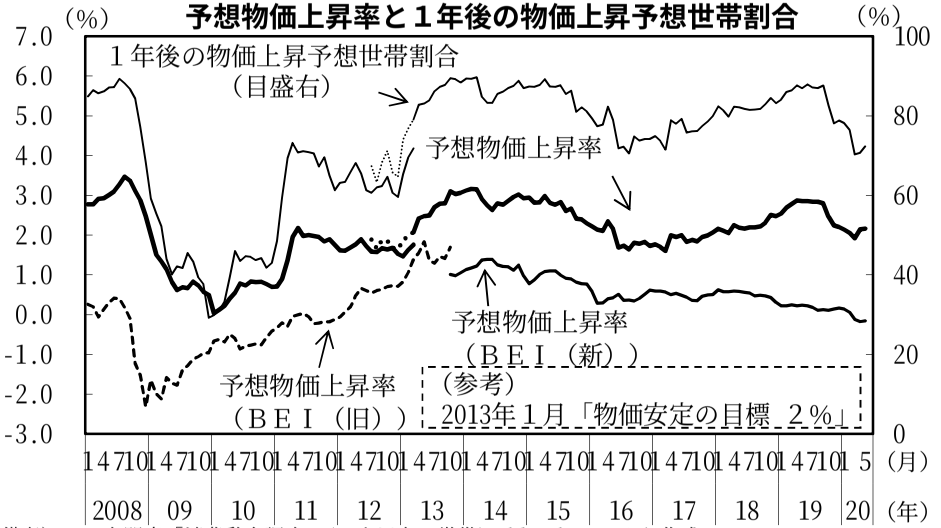
（備考）資源エネルギー庁「石油製品価格調査」により作成。価格は税込み。

消費者物価の推移



（備考）１．総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。
２．「消費税率引上げ等の影響を除く」とは、2019年10月の消費税率引上げ及び幼児教育・保育無償化による直接の影響を除いた数値（内閣府試算値）。

予想物価上昇率と１年後の物価上昇予想世帯割合



（備考）１．内閣府「消費動向調査」(二人以上の世帯)、bloombergにより作成。
２．「消費動向調査」は、2013年４月から郵送調査への変更等があったため、それ以前の訪問留置調査の数値と不連続が生じている。点線部（2012年７月から2013年３月）は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
３．予想物価上昇率（消費動向調査）は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
４．ＢＥＩ（ブレーク・イーブン・インフレ率）は、物価連動国債売買参加者による物価予想。
それぞれの時点で残存期間が最長のもの（ＢＥＩ(旧)は旧物価連動国債、ＢＥＩ(新)は新物価連動国債（残存10年物））を使用。

12.金融

株価（日経平均株価）は、21,800円台から23,100円台まで上昇した後、21,500円台まで下落し、その後22,400円台まで上昇した。
対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、107円台から109円台まで円安方向に推移した後、106円台まで円高方向に推移し、その後107円台まで円安方向に推移した。

（%、ポイント、円）

	2018年	2019年	2018年度	2019年度	2019年		2020年	2020年			
					７－９月	10－12月	１－３月	３月	４月	５月	
コールレート（無担保翌日物）	-0.061	-0.052	-0.062	-0.046	-0.059	-0.034	-0.033	-0.047	-0.036	-0.047	6/17 -0.055
ユーロ円TIBOR（３か月物）	0.072	0.031	0.064	0.027	0.032	0.015	0.017	0.010	-0.002	-0.042	6/17 -0.053
国債流通利回り	0.071	-0.101	0.051	-0.105	-0.201	-0.093	-0.038	-0.034	-0.006	-0.006	6/17 0.015
株式相場											6/17
東証株価指数(TOPIX)	1,729	1,595	1,680	1,596	1,550	1,679	1,583	1,385	1,412	1,488	1,587
日経平均株価	22,310	21,697	21,995	21,890	21,264	23,041	21,808	18,974	19,208	20,543	22,455
円相場											6/17
（対米ドル）	110.40	108.99	110.90	108.65	107.31	108.72	108.79	107.29	107.93	107.31	107.34
（対ユーロ）	130.35	122.02	128.46	120.80	119.39	120.33	120.10	119.06	117.21	116.91	120.94
（韓国ウォン・1円当たり）	9.97	10.70	10.04	10.88	11.13	10.81	10.95	11.30	11.34	11.46	6/16 11.30
日銀当座預金残高	3,830,017	3,969,489	3,869,696	3,999,624	4,015,036	4,023,727	3,961,565	3,956,147	4,089,780	4,195,810	
（億円、前年比）	8.1	3.6	6.5	3.4	3.2	3.4	3.1	1.8	2.9	5.8	
マネタリーベース	4,914,988	5,090,077	4,966,863	5,128,020	5,141,174	5,158,360	5,108,709	5,078,486	5,189,225	5,308,787	
（億円、前年比）					(3.7)	(4.1)	(1.8)	(▲7.7)	(▲6.8)	(32.4)	
	7.3	3.6	6.1	3.2	3.2	3.2	3.1	2.8	2.3	3.9	
マネーストック	10,024,525	10,269,920	10,082,592	10,345,637	10,300,911	10,369,228	10,426,361	10,454,323	10,640,580	10,822,331	
M２					(2.3)	(3.0)	(3.6)	(5.9)	(9.3)	(22.4)	
（億円、前年比）	2.9	2.4	2.7	2.6	2.4	2.6	3.0	3.3	3.7	5.1	
マネーストック	17,734,174	18,077,138	17,811,752	18,200,253	18,123,173	18,259,910	18,345,043	18,343,072	18,467,377	18,624,658	
広義流動性					(1.9)	(3.3)	(3.3)	(1.6)	(▲1.1)	(8.8)	
（億円、前年比）	2.1	1.9	1.9	2.2	1.8	2.3	2.8	2.7	2.4	3.0	
銀行貸出	2.1	2.3	2.2	2.3	2.3	2.1	2.1	2.2	3.1	5.1	
普通社債発行額	▲1.7	28.5	15.4	28.2	41.2	25.4	23.9	61.9	▲42.4	▲40.0	

（備考）１．コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。
２．国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。
３．円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。円相場（韓国ウォン）はインターバンク直物ＮＹ17時時点。
４．日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。
５．マネタリーベースは、平均残高の前年同期（月）比。（）内は季調済前期比年率。
６．マネーストックは、平均残高。（）内は季調済前期比年率。
７．銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高の前年同期（月）比。
８．普通社債発行額は、国内発行分（円建て外債及び資産担保型社債を含む）の前年同期（月）比。
９．マネーストック（広義流動性）は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い遡及改定を実施。

為替

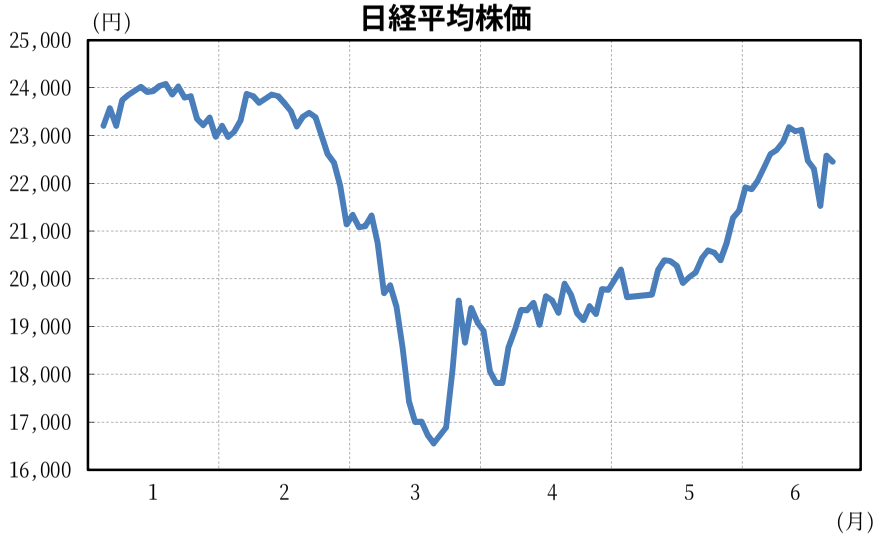


6/17
ユーロ
120.94円

6/17
ドル
107.34円

（備考）１．日経NEEDSにより作成。
２．対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。

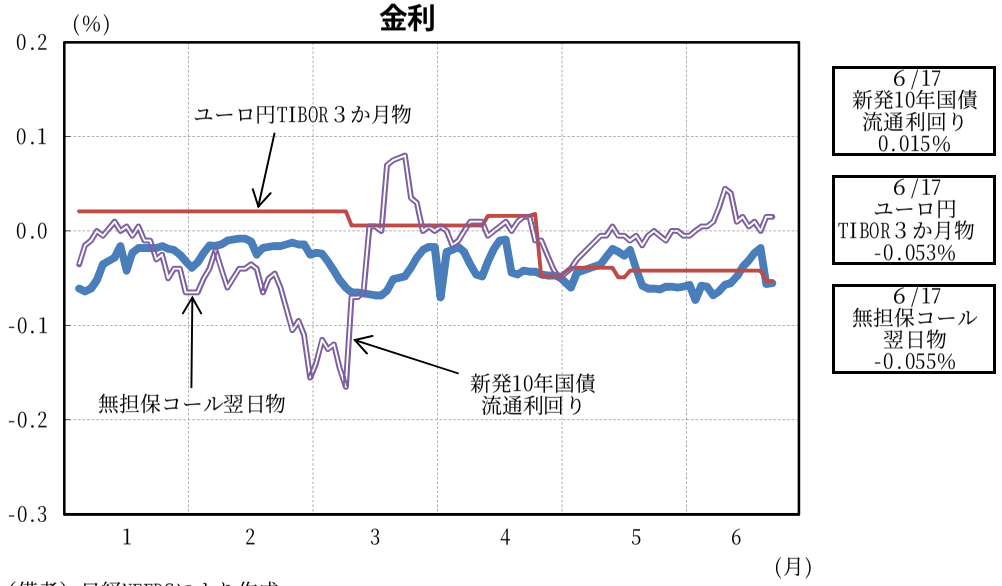
日経平均株価



6/17
22,455円

（備考）日経NEEDSにより作成。

金利



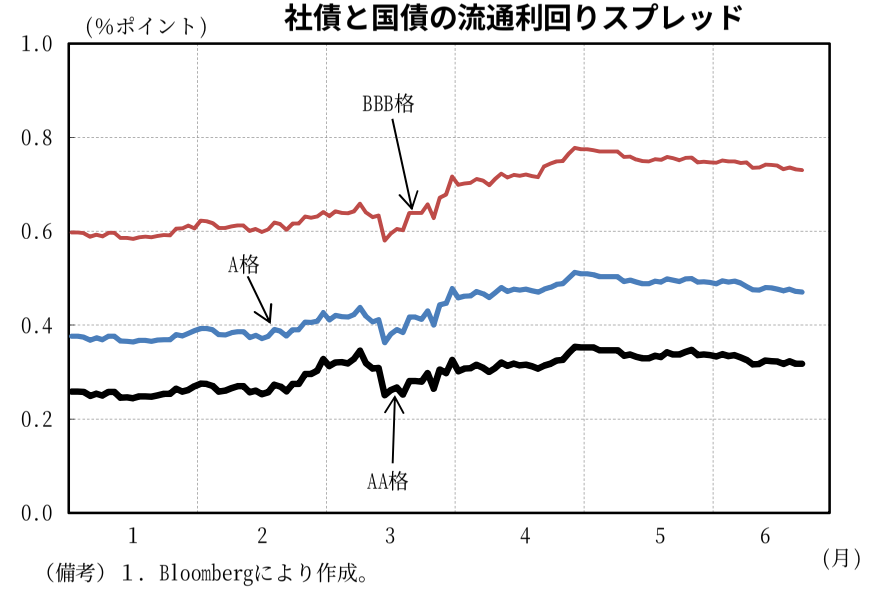
6/17
新発10年国債
流通利回り
0.015%

6/17
ユーロ円
TIBOR３か月物
-0.053%

6/17
無担保コール
翌日物
-0.055%

（備考）日経NEEDSにより作成。

社債と国債の流通利回りスプレッド



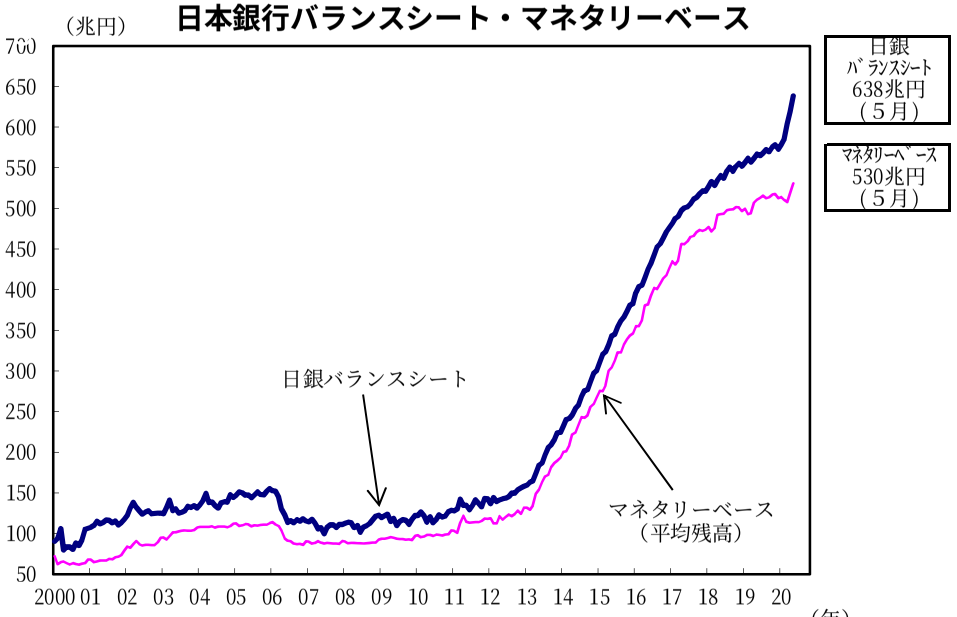
6/17
BBB格
0.731%

6/17
A格
0.470%

6/17
AA格
0.318%

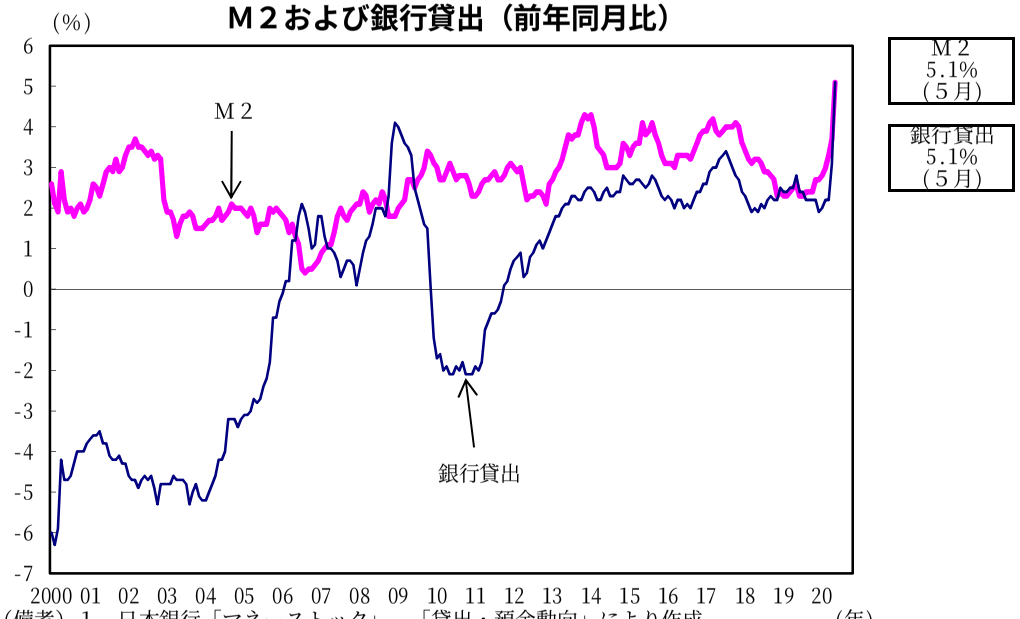
（備考）１．Bloombergにより作成。
２．社債は残存年数３年以上７年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数５年の流通利回りを使用。
３．格付けは格付投資情報センター（R＆I）ベース。

日本銀行バランスシート・マネタリーベース



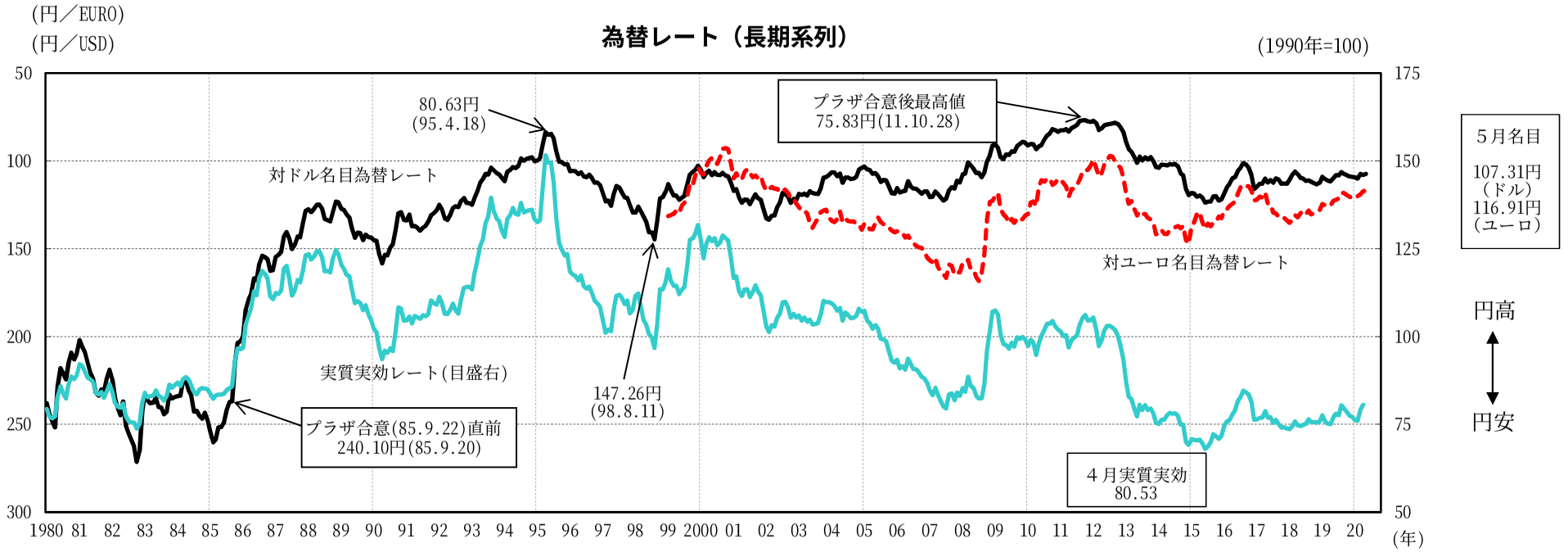
（備考）日本銀行「マネタリーベース」、「日本銀行勘定」により作成。

Ｍ２および銀行貸出（前年同月比）



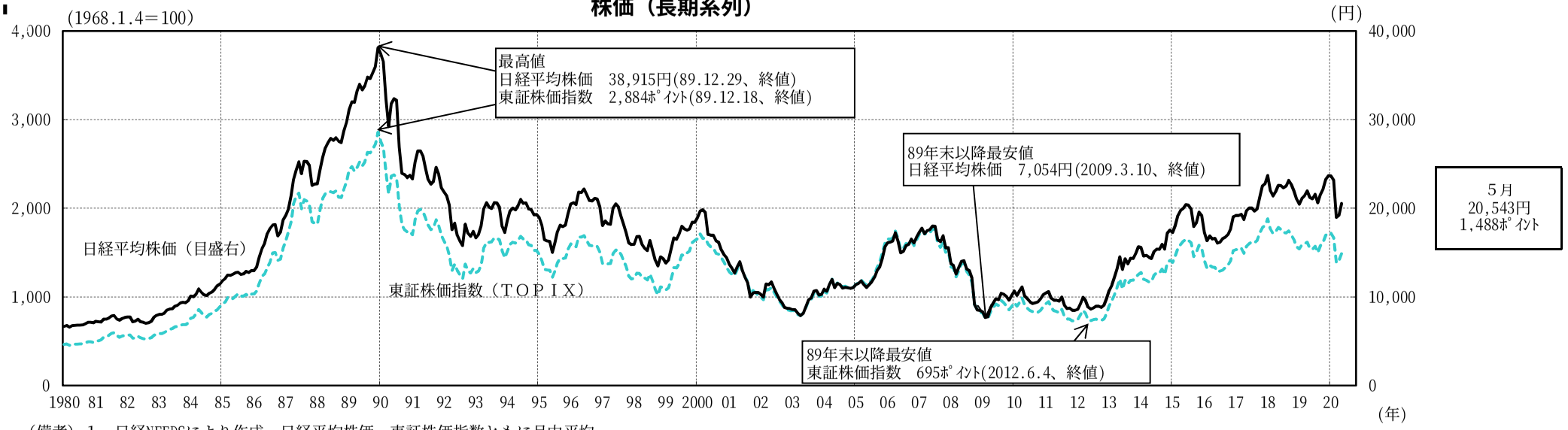
（備考）１．日本銀行「マネーストック」、「貸出・預金動向」により作成。
２．銀行貸出は、銀行計（都銀等、地銀、地銀Ⅱの合計）の平残の前年同月比。

為替レート（長期系列）



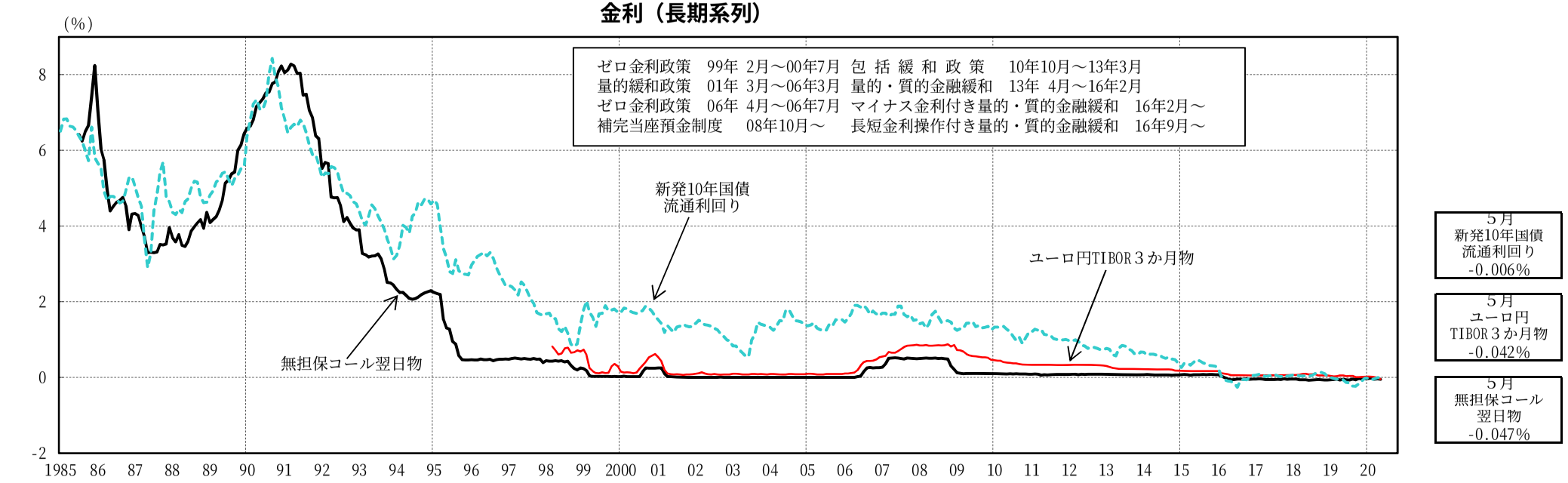
（備考）１．日経NEEDS、日本銀行、Bloombergにより作成。
２．対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場（月中平均）。対ユーロ名目為替レートは直物17時時点（月中平均）。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。
ただし、対ドル名目為替レートの日次で記した値は直物のニューヨーク17時時点。

株価（長期系列）



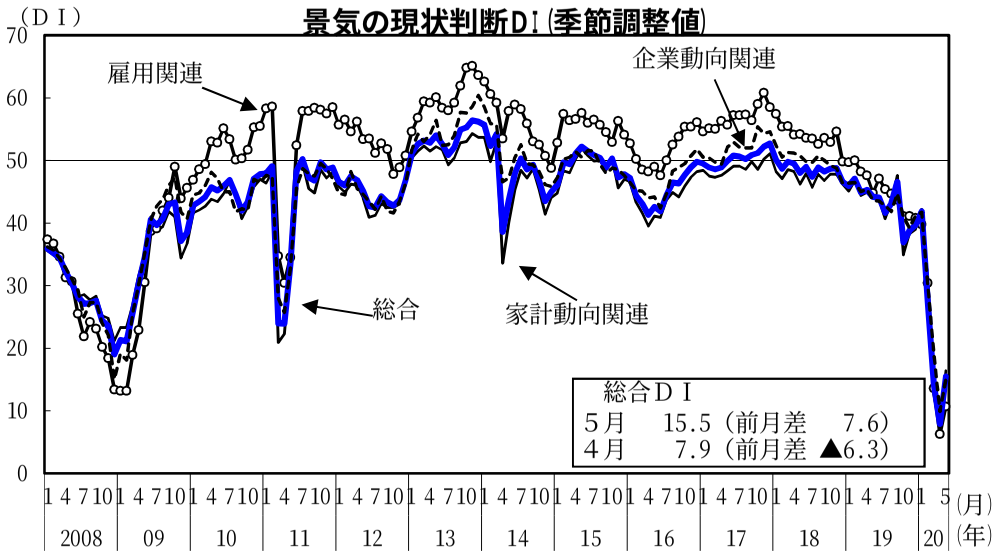
（備考）１．日経NEEDSにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。
　　２．東証株価指数は、1968年１月４日時点を100として算出。

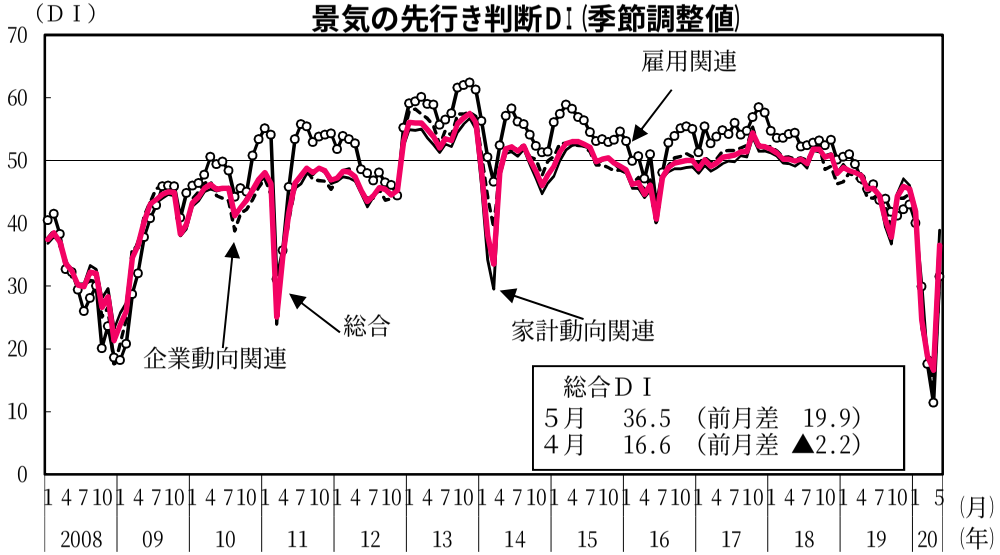
金利（長期系列）

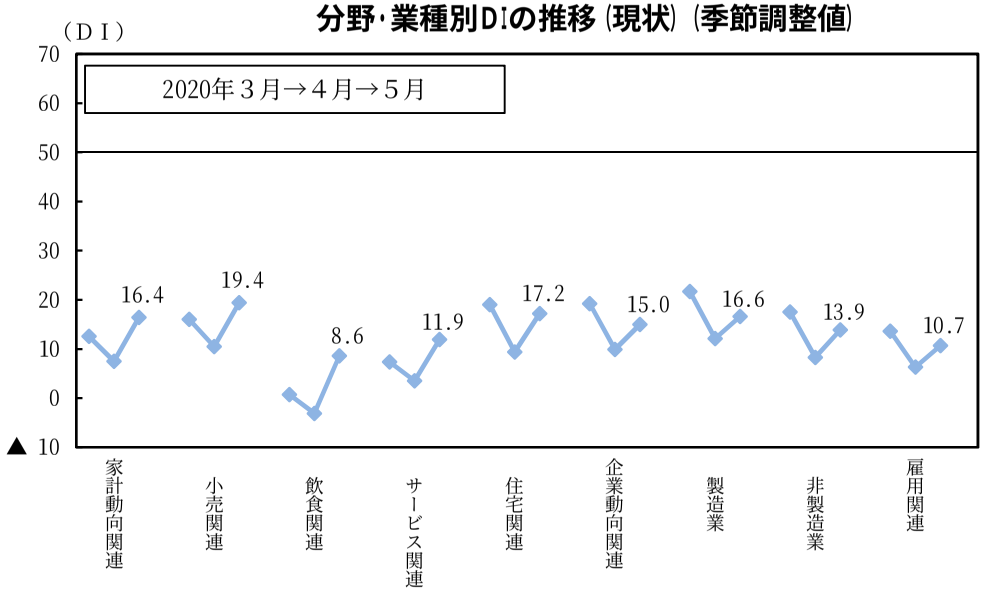


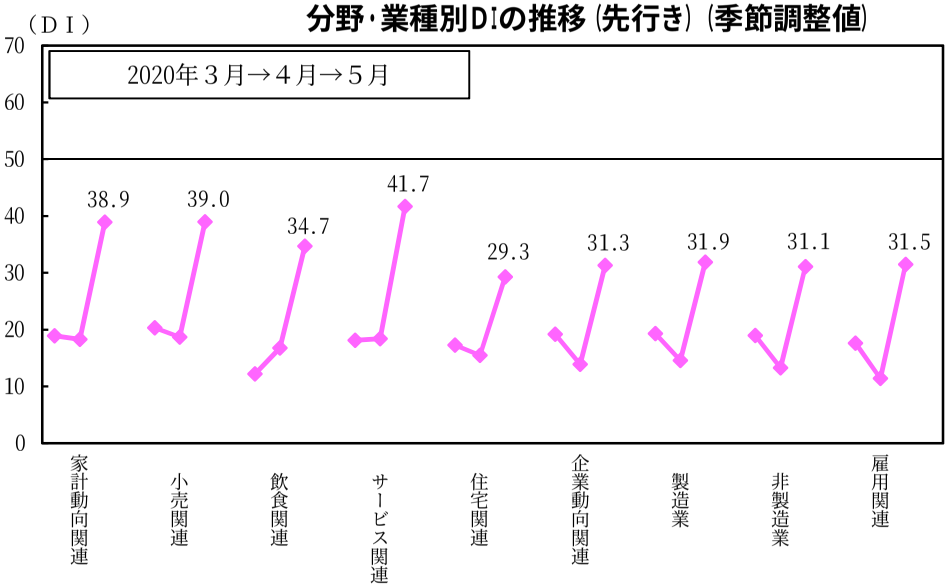
（備考）１．日経NEEDS、Bloombergにより作成。
　　２．新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR３か月物ともに月中平均。

13. 景気ウォッチャー調査





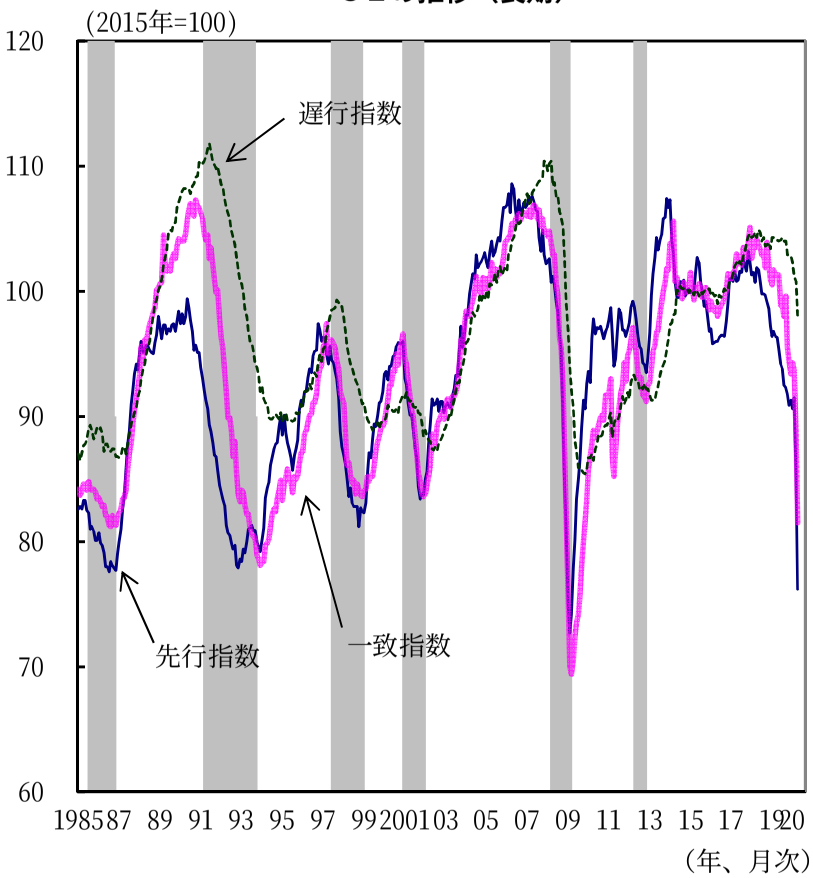




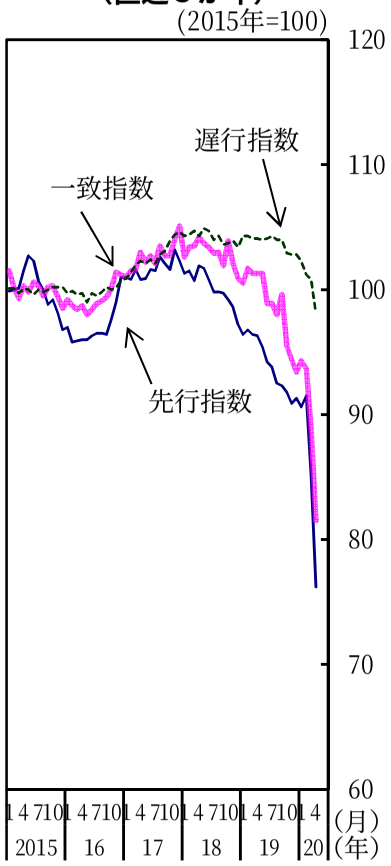
備考）現状判断ＤＩ、先行き判断ＤＩは各々、景気ウォッチャーによる、３か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した２～３か月先の景気の良し悪しの判断である。

（参考１）　景気動向指数

ＣＩの推移（長期）



（直近５か年）



（備考）内閣府「景気動向指数」により作成。景気基準日付は内閣府による。
ただし、「神武（景気）」・「岩戸（景気）」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
なお、グラフのシャドー部分は景気後退期を示す。

一致指数採用系列の寄与度

		20年１月	2月	3月	4月
一致指数		94.3	93.7	88.8	81.5
寄与度	生産指数(鉱工業)	0.25	-0.04	-0.47	-1.27
	鉱工業用生産財出荷指数	0.23	0.24	-0.54	-1.29
	耐久消費財出荷指数	0.42	-0.08	-0.61	-1.42
	所定外労働時間指数(調査産業計)	0.48	-0.12	-0.79	-0.02
	投資財出荷指数(除輸送機械)	-0.13	0.14	-0.72	-0.55
	商業販売額(小売業、前年比)	0.20	0.19	-0.57	-0.97
	商業販売額(卸売業、前年比)	0.02	-0.01	-0.19	-0.79
	営業利益(全産業)	-0.24	-0.30	-0.30	-0.03
	有効求人倍率(除学卒)	-0.32	-0.53	-0.73	-1.00

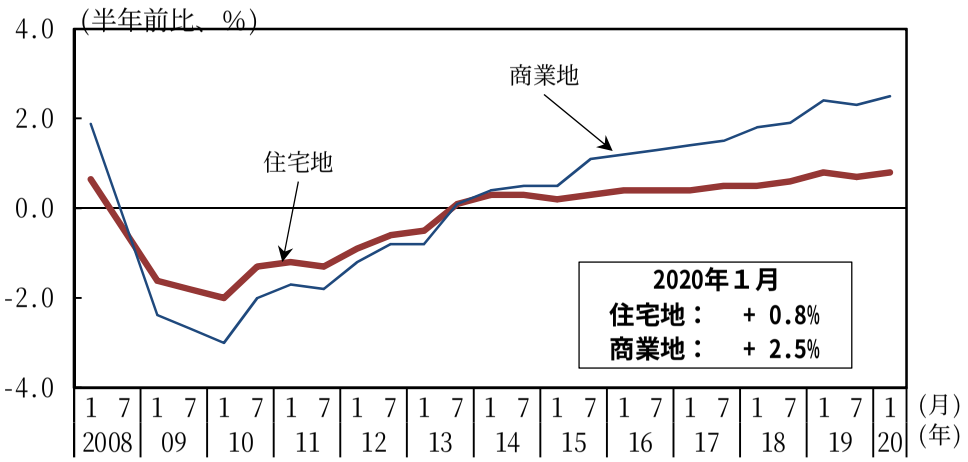
景気基準日付

循環	谷（年/月）	山（年/月）	谷（年/月）	期間（か月） 拡張	後退	全循環
1		1951/6	51/10		4	
2	51/10	54/1	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31（神武）	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42（岩戸）	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57（いざなぎ）	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51（バブル）	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11					
第2～第15循環の平均				36.2	16.1	52.4

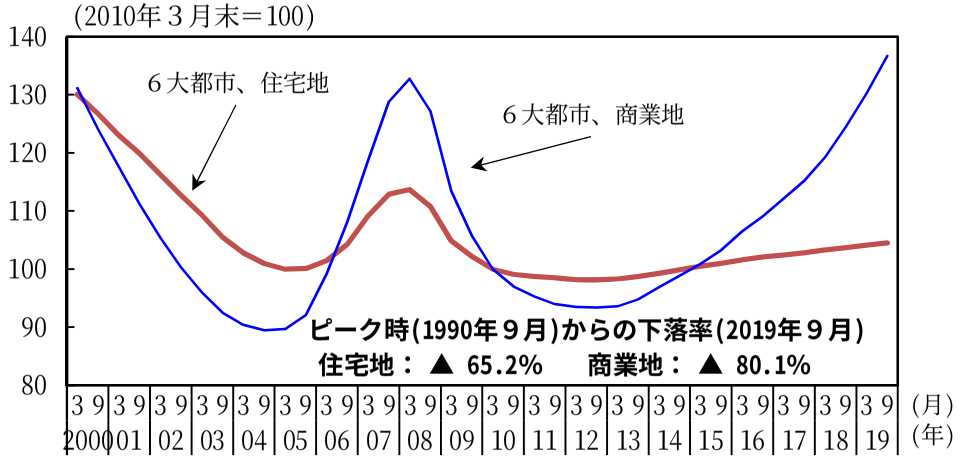
（備考）第18回景気動向指数研究会（2018年12月13日開催）において、
第15循環の景気の谷（2012年11月）以降、景気の山はつかなかった
との結論となった。

（参考２）　地価・住宅価格の推移

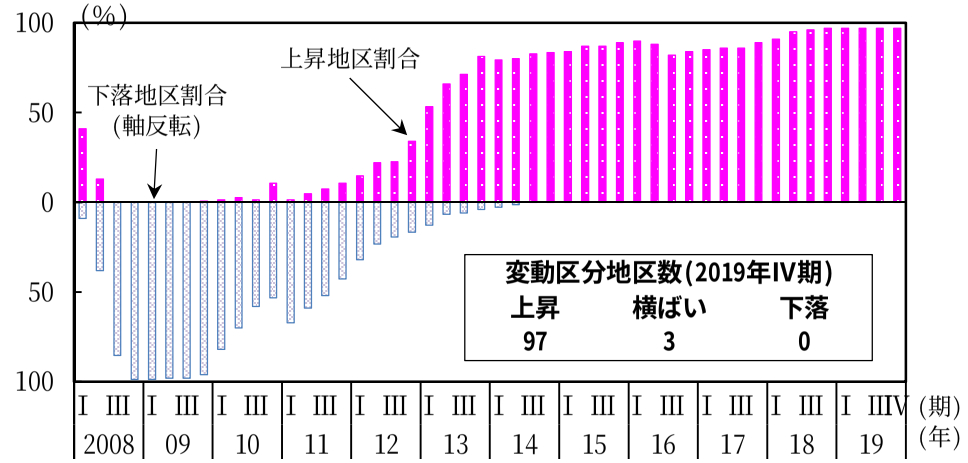
地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）



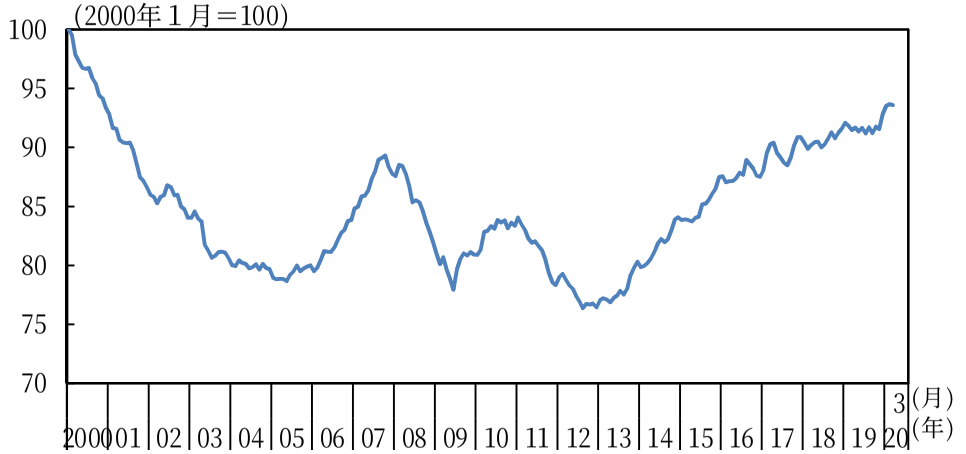
市街地価格指数



主要都市の高度利用地地価

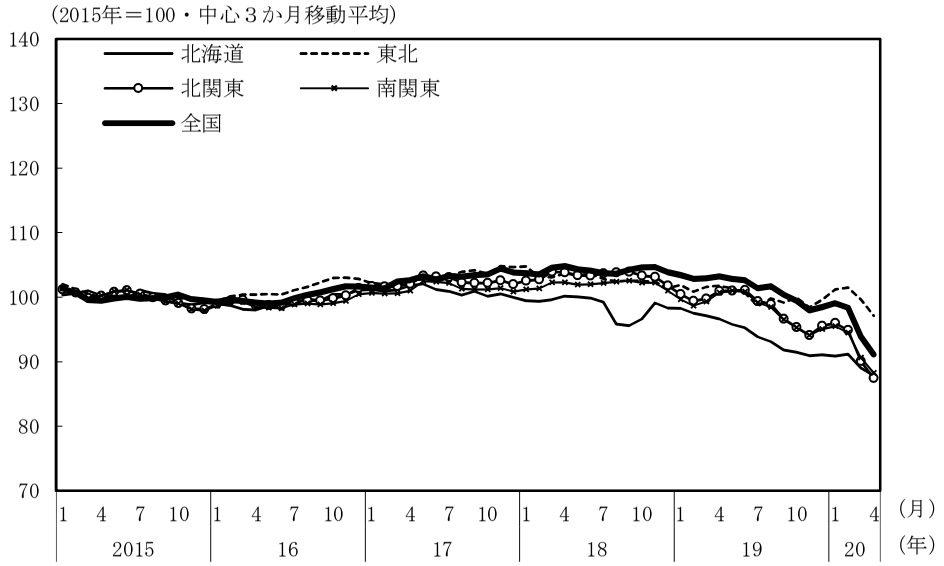


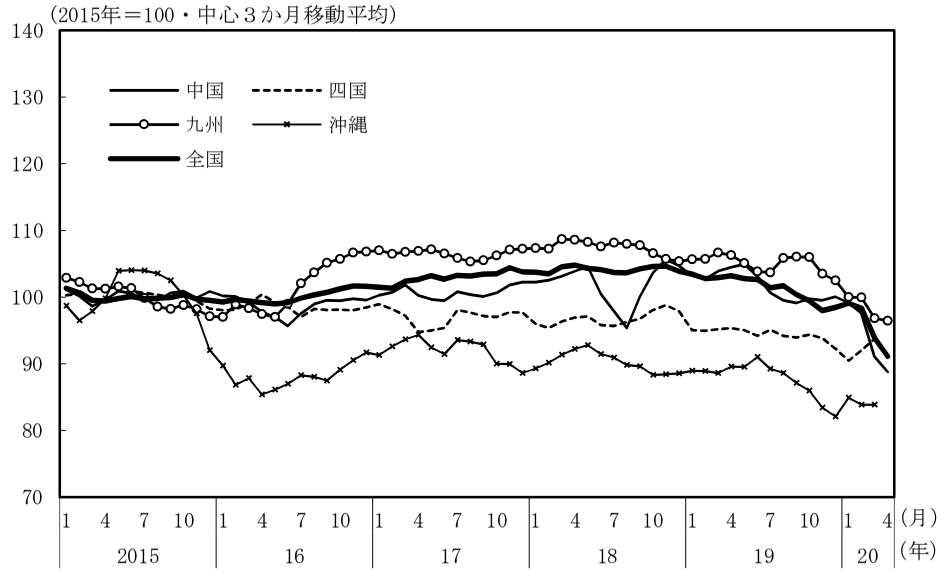
不動研住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）

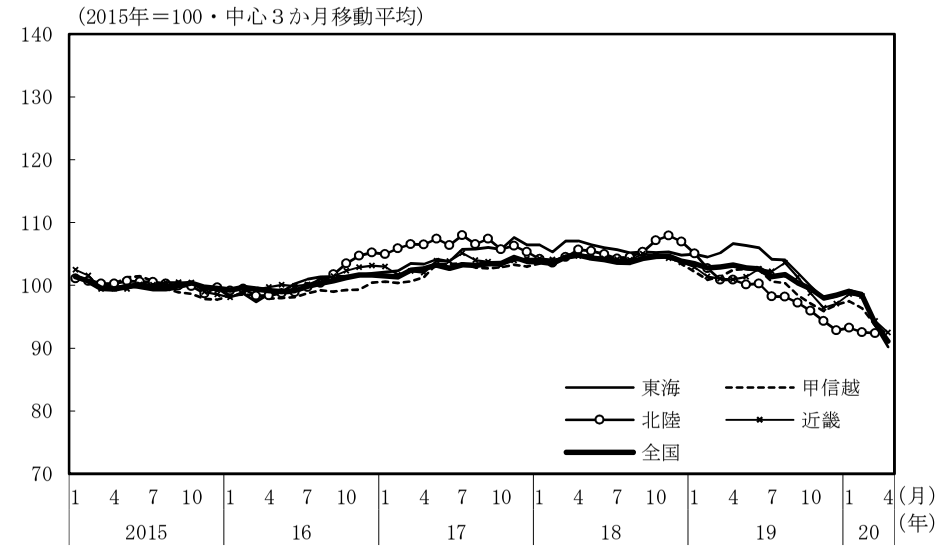


（備考）１．国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」、
財)日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動研住宅価格指数」により作成。
２．地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したもの。
３．６大都市とは、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（６大都市）のピークは1990年９月。
４．四半期は、Ⅰ期：1/1～4/1、Ⅱ期：4/1～7/1、Ⅲ期：7/1～10/1、Ⅳ期：10/1～1/1。

(参考3) 地域経済
(1) 鉱工業生産





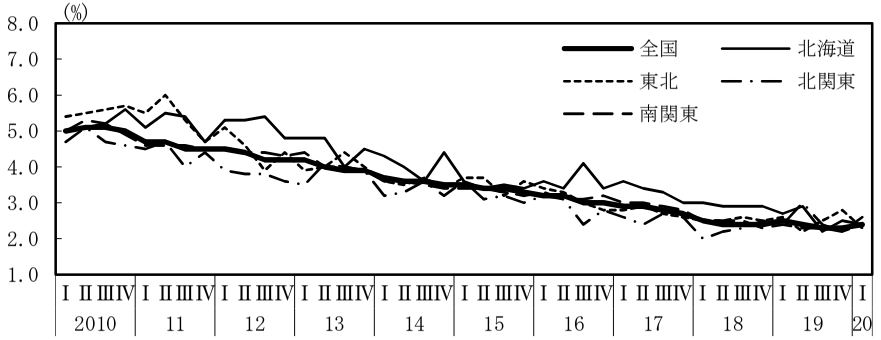


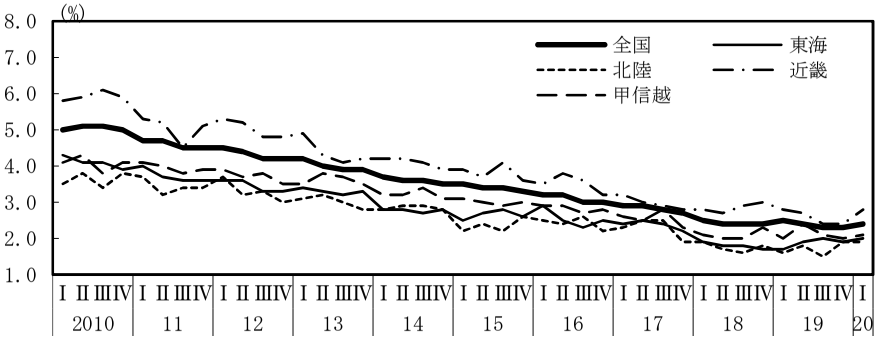
(備考)

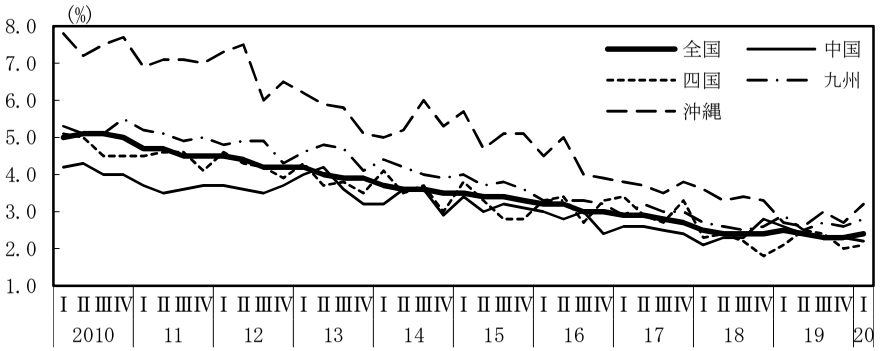
1．経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2．北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法について」を参照。
3．基準年は平成27年。
4．直近月は、2か月平均。
5．北陸、四国、沖縄県は、3月まで更新。その他地域は、4月まで更新。

地域名		都道府県名
北海道		北海道
東北		青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越		新潟、山梨、長野
東海		静岡、岐阜、愛知、三重
北陸		富山、石川、福井
近畿		滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国		鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国		徳島、香川、愛媛、高知
九州		福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄		沖縄

(2) 完全失業率

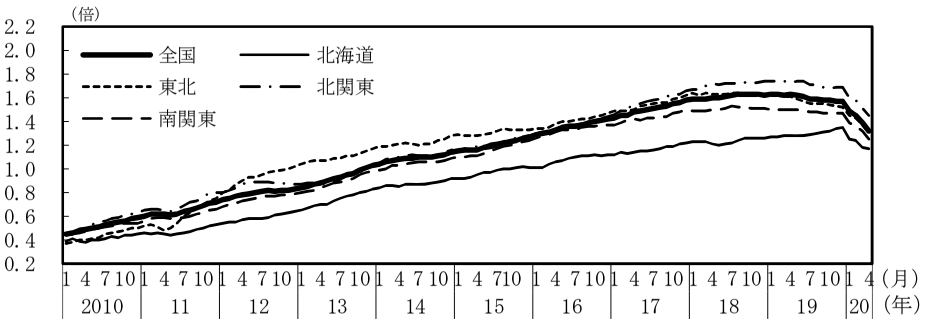


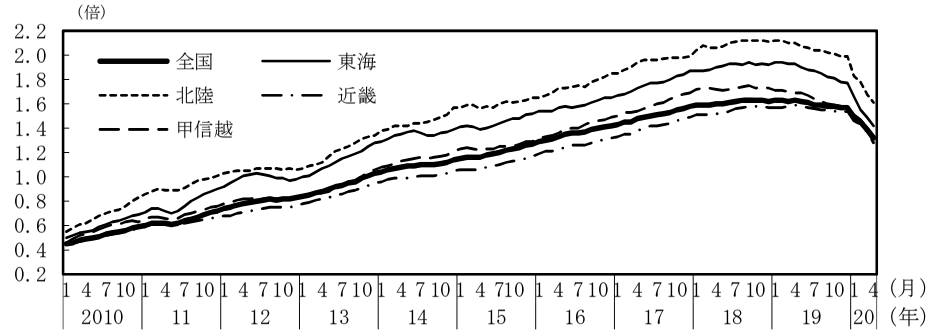


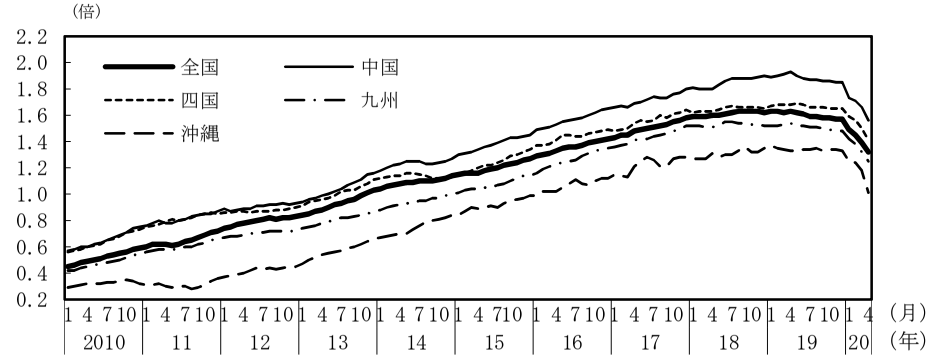


(備考)
1．総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2．北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3．季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率







(備考)
1．厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2．すべての地域でパートタイムを含む。
3．有効求人数、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

Ⅱ．海外経済

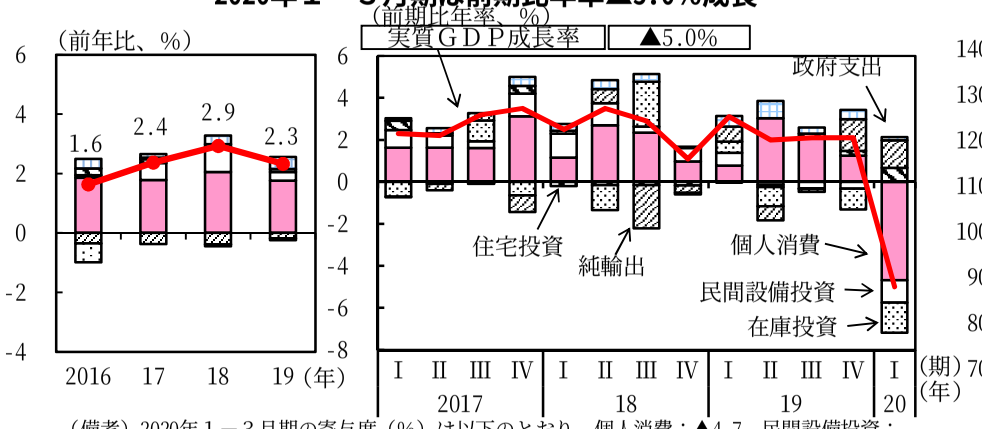
		５月月例	６月月例
世界経済		世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、**急速な悪化が続いており、**極めて厳しい状況にある。 先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められ**ているが、当面**、極めて厳しい状況**が続くと見込まれる**。**また**、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、極めて厳しい状況にある**が、下げ止まりつつある**。 先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められ**るなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、感染症の動向や**金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
アメリカ		アメリカでは、景気は**急速な悪化が続いており、**極めて厳しい状況にある。 先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められ**ているが、当面**、極めて厳しい状況**が続くと見込まれる**。**また**、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	アメリカでは、景気は極めて厳しい状況にある**が、下げ止まりつつある**。 先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められ**るなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や**金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
アジア地域	中国	中国では、景気は**引き続き**厳しい状況にあるものの、**足下では**持ち直しの動き**もみられる**。 先行きについては、**感染症の影響が薄らいで**いくことが期待される**が、感染症が国内外の経済に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある**。**また、**金融資本市場の変動等の影響**に留意**する必要がある。	中国では、景気は厳しい状況にあるものの、持ち直しの動き**が続いている**。 先行きについては、**持ち直して**いくことが期待される。**ただし、国内外の感染症の動向や**金融資本市場の変動等の影響**を注視**する必要がある。
	その他アジア	韓国では、景気は厳しい状況にある。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にある。タイでは、景気は極めて厳しい状況にある。インドでは、景気は極めて厳しい状況にある。	韓国では、景気は厳しい状況にある。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にある。タイでは、景気は極めて厳しい状況にある。インドでは、景気は極めて厳しい状況にある。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、景気は**急速な悪化が続いており、**極めて厳しい状況にある。ドイツにおいても、景気は**急速な悪化が続いており、**極めて厳しい状況にある。 先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められ**ているが、当面**、極めて厳しい状況**が続くと見込まれる**。**また**、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	ユーロ圏では、景気は極めて厳しい状況にある**が、下げ止まりつつある**。ドイツにおいても、景気は極めて厳しい状況にある**が、下げ止まりつつある**。 先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められ**るなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、圏内外の感染症の動向や**金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
	英国	英国では、景気は**急速な悪化が続いており、**極めて厳しい状況にある。 先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められ**ているが、当面**、極めて厳しい状況**が続くと見込まれる**。**また**、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	英国では、景気は極めて厳しい状況にある**が、下げ止まりつつある**。 先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められ**るなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や**金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

（注）下線部は先月から変更した部分。

１．アメリカ

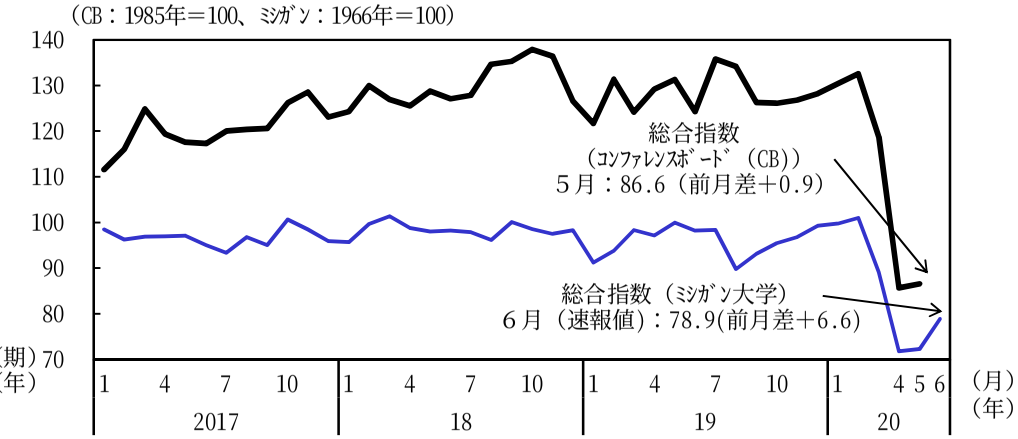
○アメリカでは、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。

①実質ＧＤＰ成長率（２次推計値）
2020年１－３月期は前期比年率▲5.0%成長

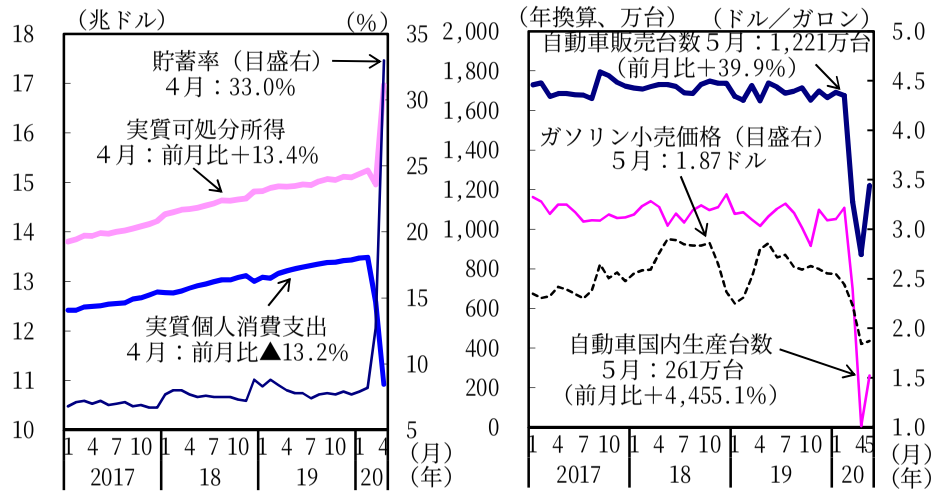


（備考）2020年１－３月期の寄与度（%）は以下のとおり。個人消費：▲4.7、民間設備投資：▲1.1、住宅投資：0.7、在庫投資：▲1.4、政府支出：0.2、純輸出：1.3。

消費者信頼感指数

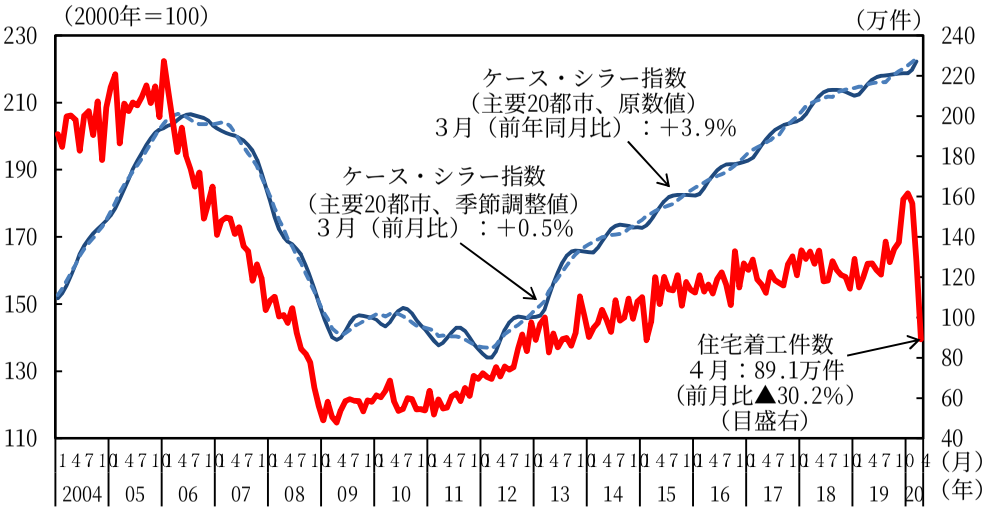


②消費は持ち直しの動きがみられ、
自動車販売台数は持ち直しの動きがみられる

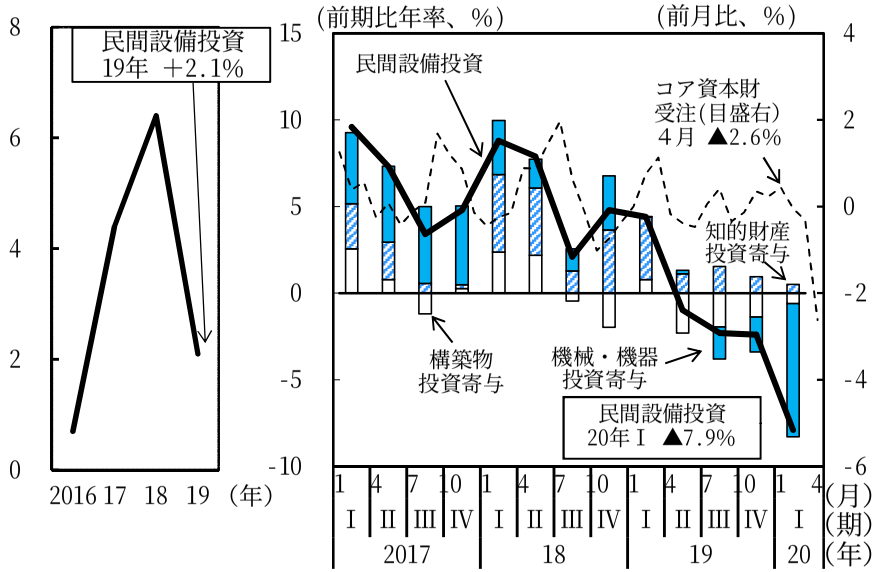


（備考）月次の値は年率換算。

③住宅着工は急速な減少が続いており、住宅価格は緩やかに上昇

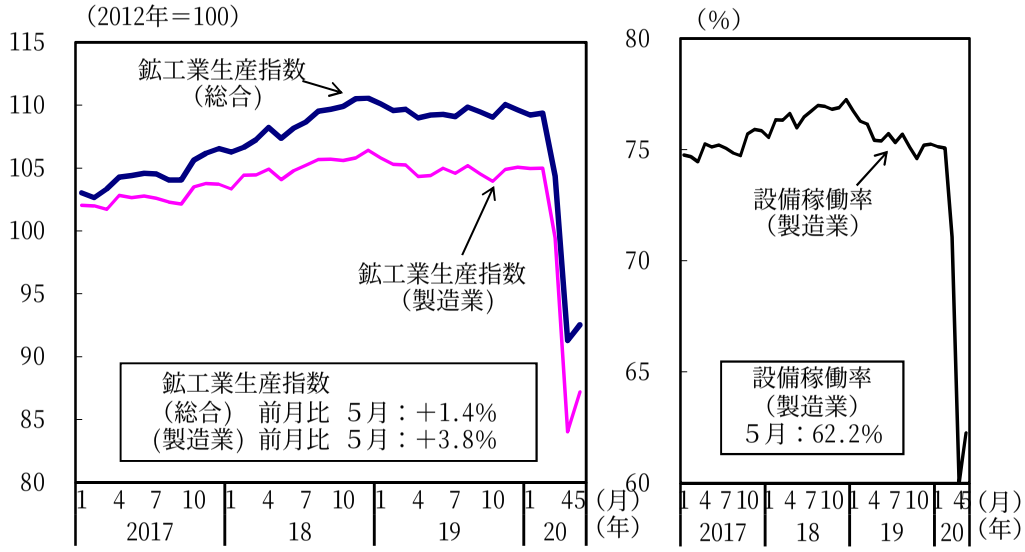


④設備投資は大幅に減少

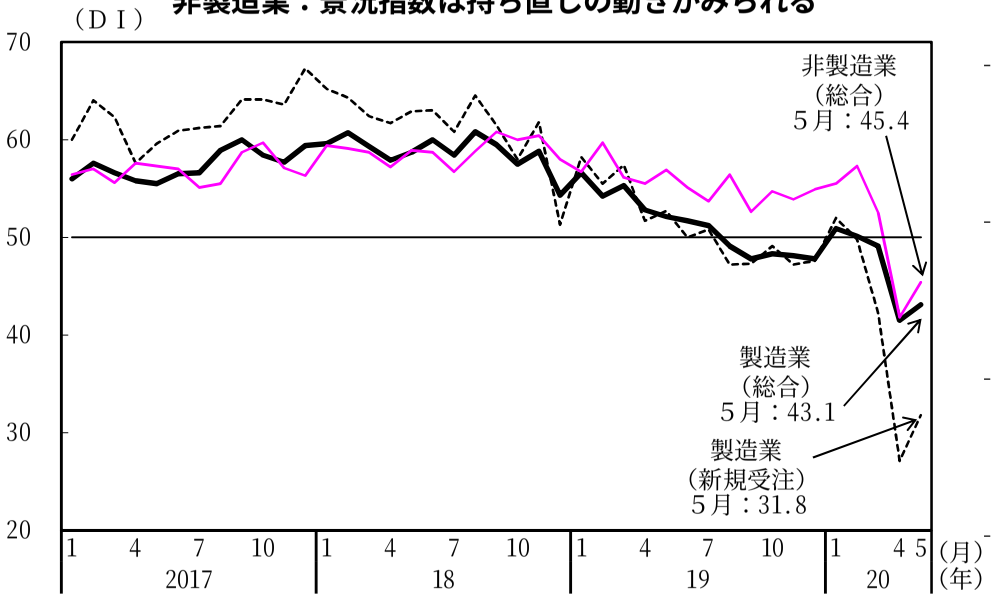


(備考) コア資本財受注は３か月移動平均値。

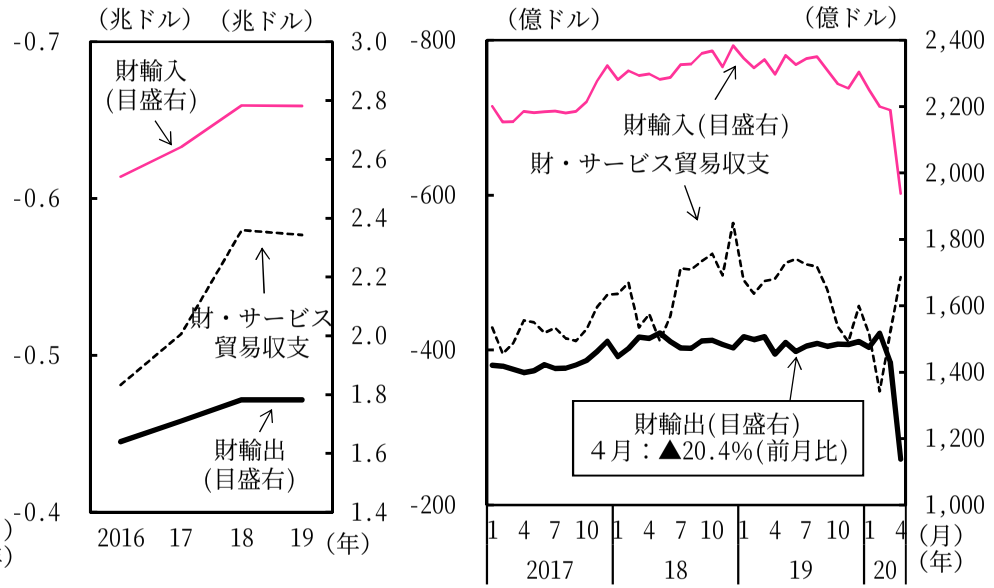
⑤生産は持ち直しの動きがみられる



製造業　：景況指数は持ち直しの動きがみられる
非製造業：景況指数は持ち直しの動きがみられる

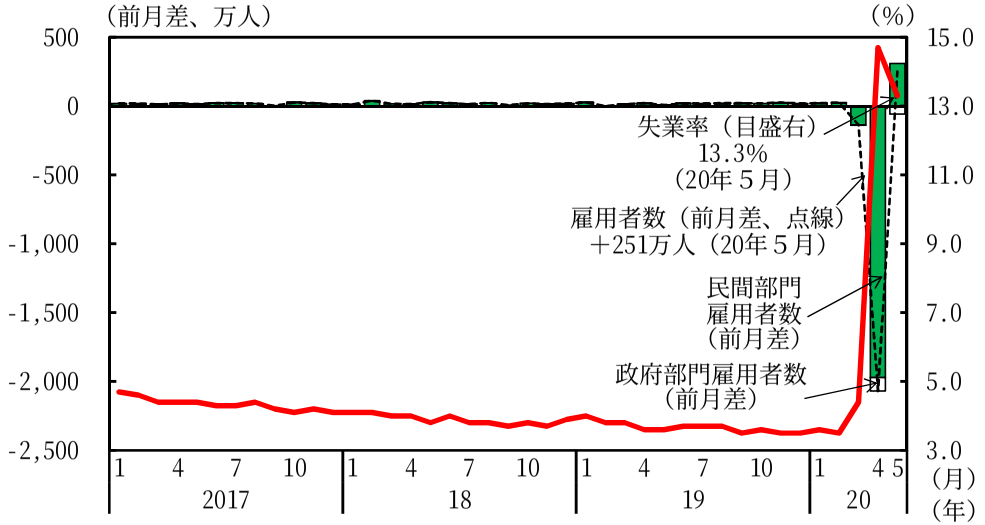


⑥財輸出は大幅に減少



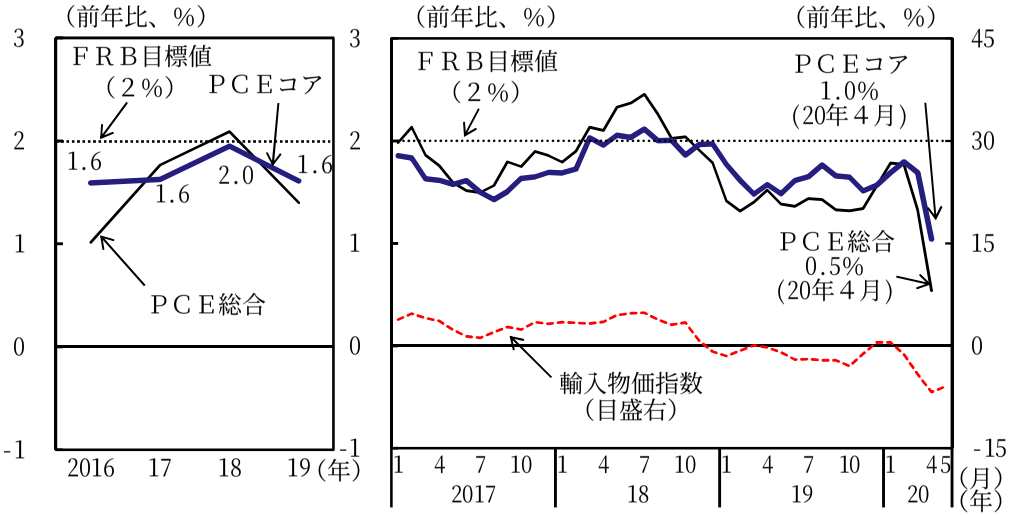
(備考) 財輸出入は通関ベース(実質)、財・サービス貿易収支は国際収支ベース(名目)。

⑦雇用者数は増加に転じており、失業率は低下している



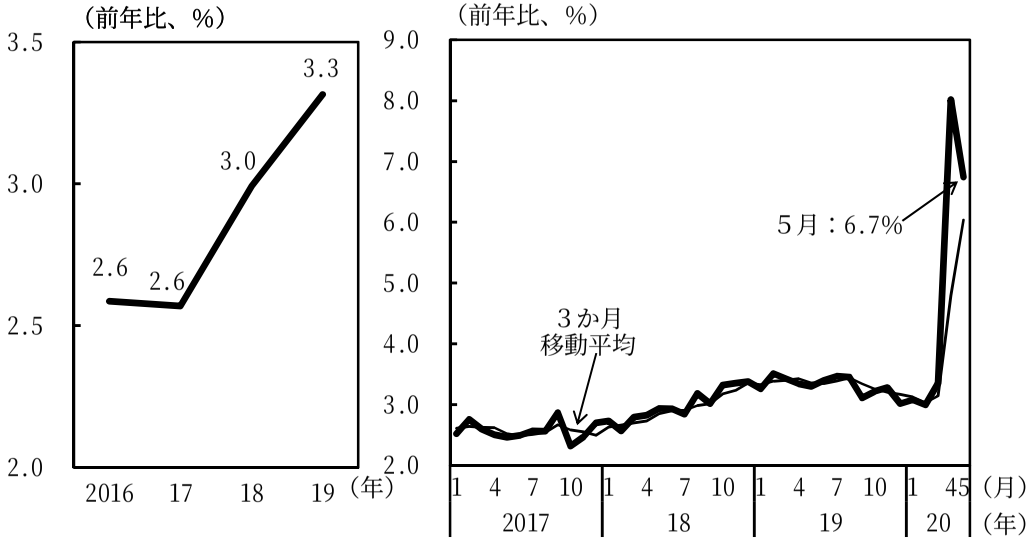
（備考） 雇用者数は非農業部門。

⑧コア物価上昇率は急速に低下



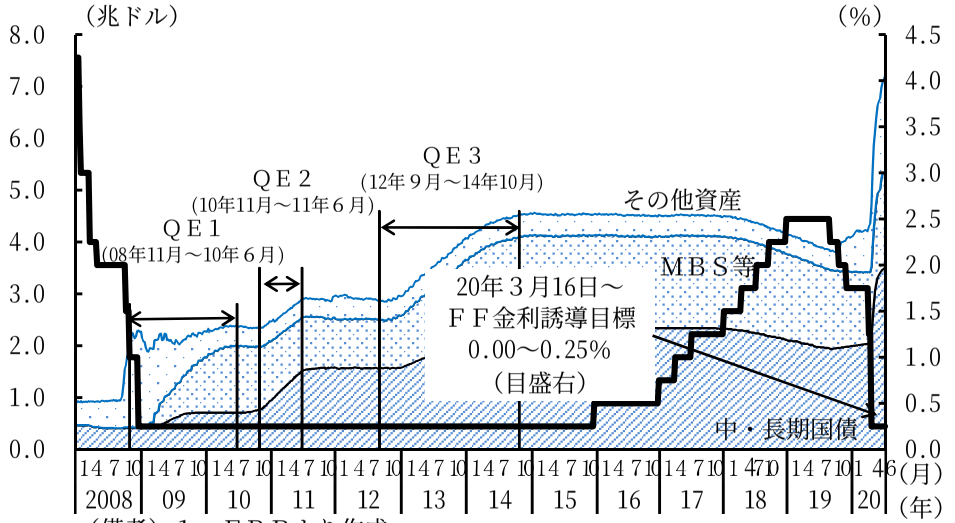
（備考）１．上図のＰＣＥは、個人消費支出デフレーターを指す。
２．コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

賃金の伸びは低賃金労働者の増加により低下



（備考）賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策



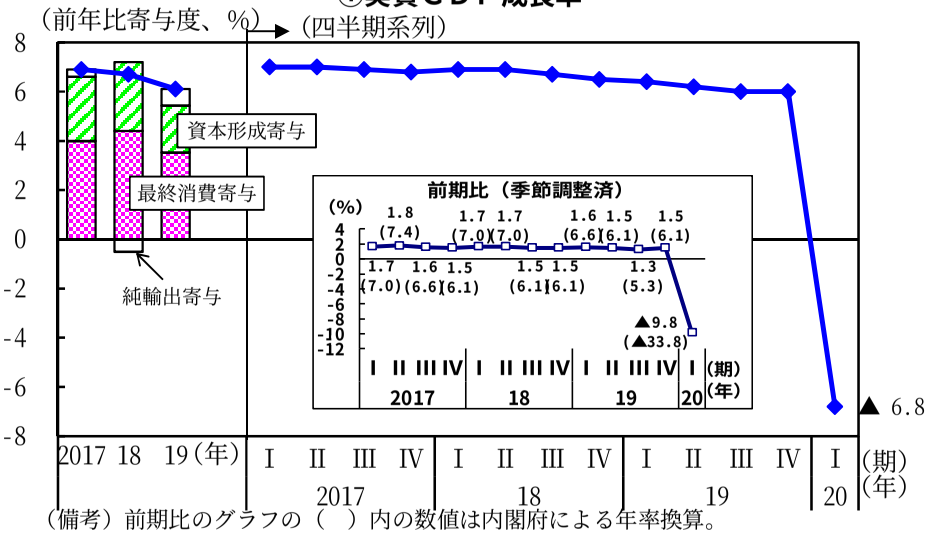
（備考）１．ＦＲＢより作成。
２．ＦＦ金利誘導目標については、上限を指す。

２．アジア地域

中国：

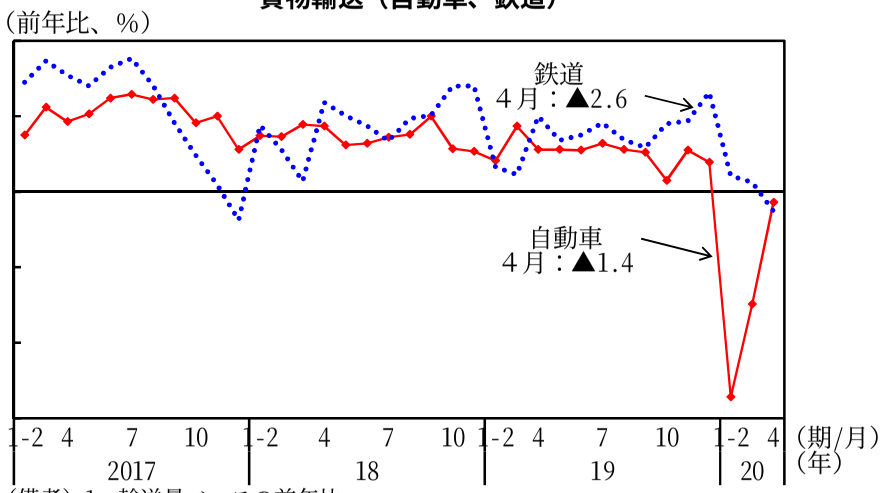
○中国では、景気は厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが続いている。

①実質ＧＤＰ成長率



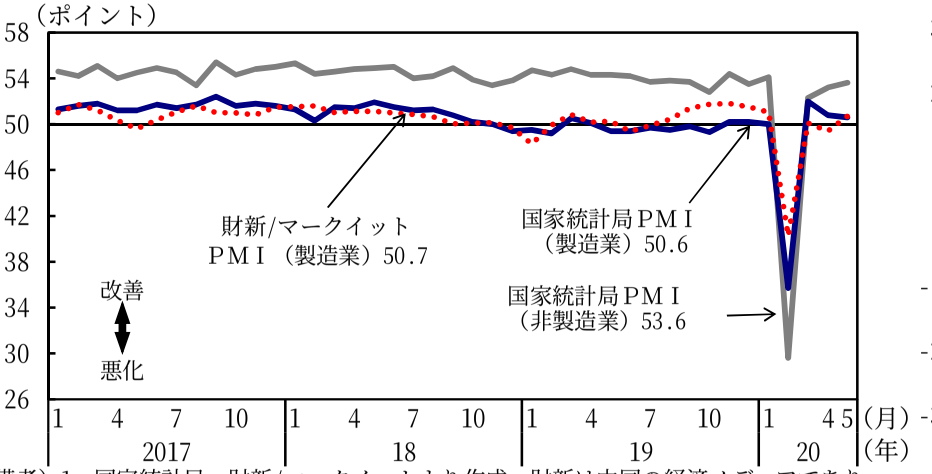
（備考）前期比のグラフの（ ）内の数値は内閣府による年率換算。

貨物輸送（自動車、鉄道）



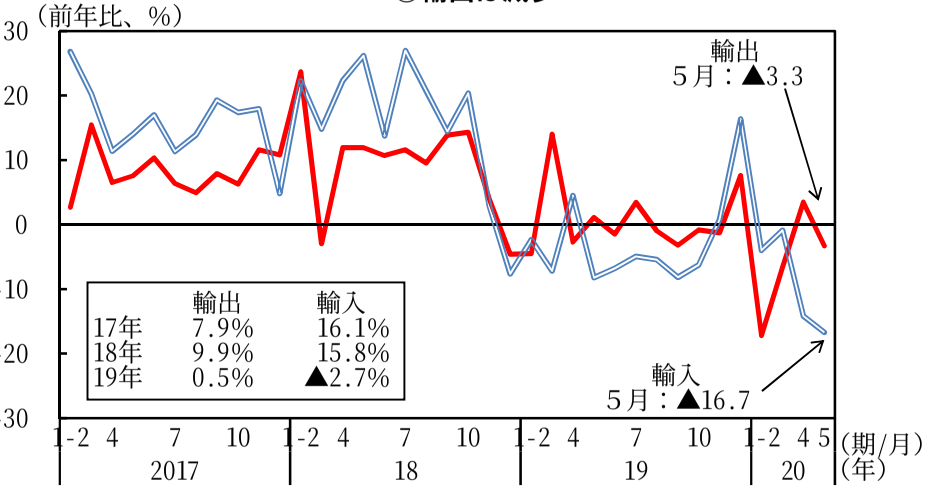
（備考）1. 輸送量ベースの前年比。
2. 自動車輸送量の18年12月の伸びは未公表のため、当局発表の累計の伸びを基に内閣府試算。

製造業購買担当者指数（ＰＭＩ）はおおむね横ばい



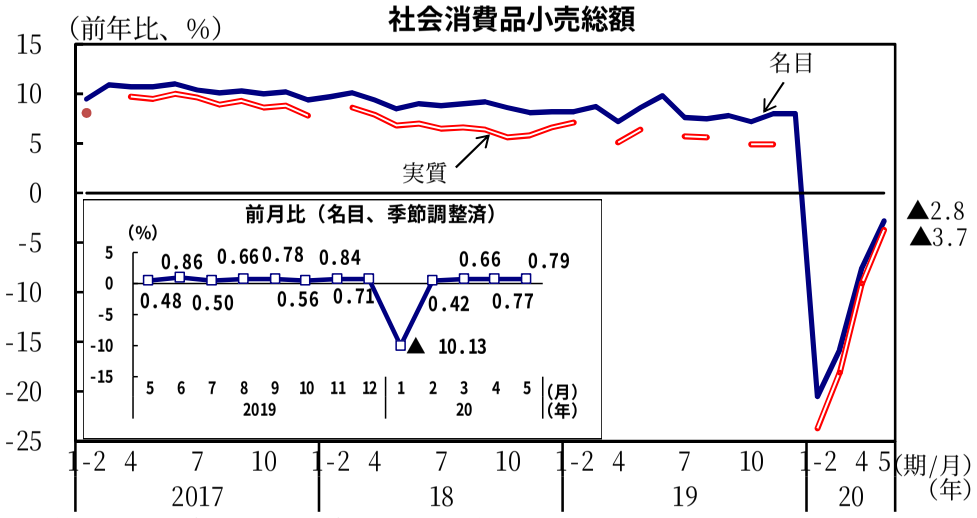
（備考）1. 国家統計局、財新/マークイットより作成。財新は中国の経済メディアであり、マークイット社との共同調査により、独自にＰＭＩを発表している。
2. 製造業・非製造業の業況に関わる各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。
3. 統計対象社数は、国家統計局が3,000社(製造業）、4,000社（非製造業）、財新/マークイットが500社以上。

②輸出は減少



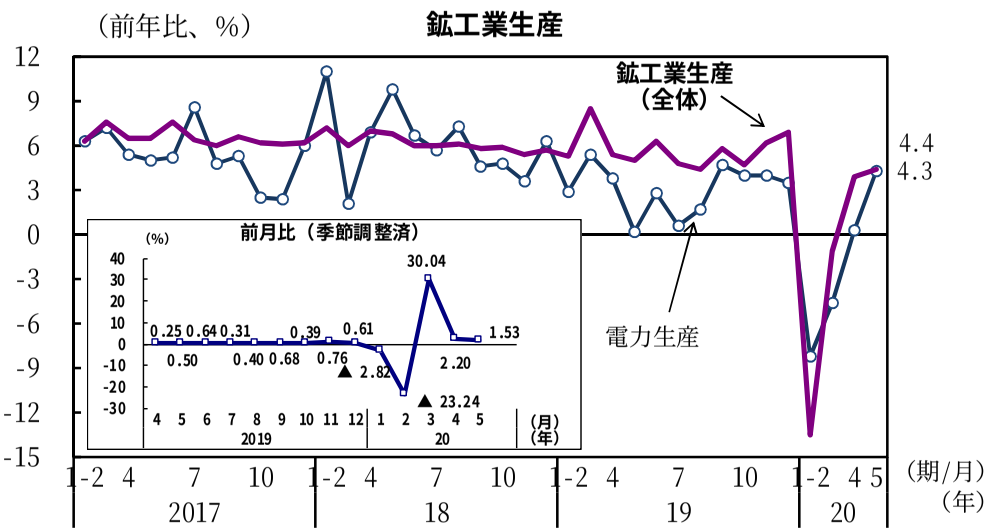
（備考）1. 輸出入ともドルベースの金額。
2. 春節(旧正月)休暇は、17年１月27日～２月２日、18年２月15～21日、19年２月４～10日、20年１月24～２月２日。

③消費は大幅な減少からは持ち直している

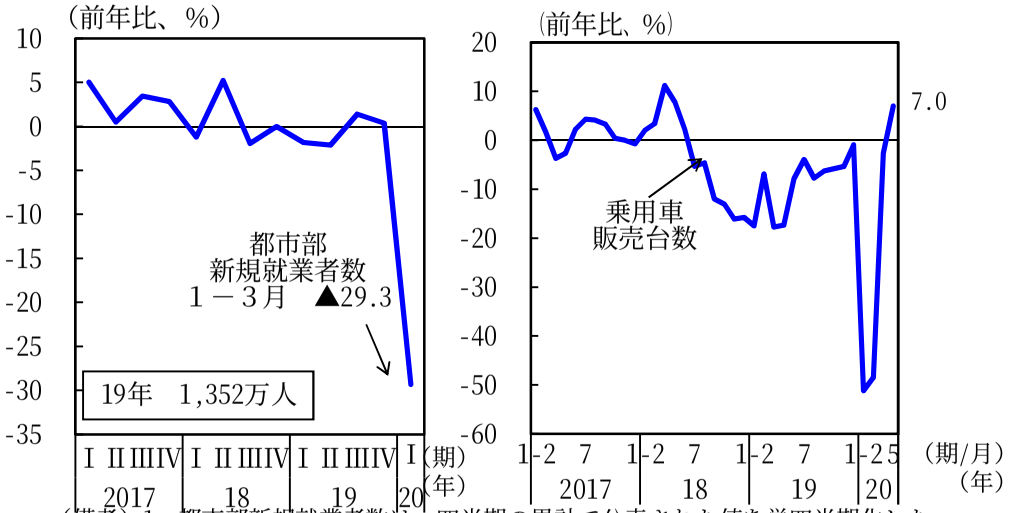


（備考）1．15年10月から17年末まで、排気量1.6リットル以下の小型エンジン搭載車に対する車両購入税（10%）の引下げを実施。税率は16年末までは５%、17年末までは7.5%。
2．17年３月、18年１-２月、19年３月、６月、９月、12月の実質値は未公表。

④生産は持ち直しの動きが続いている

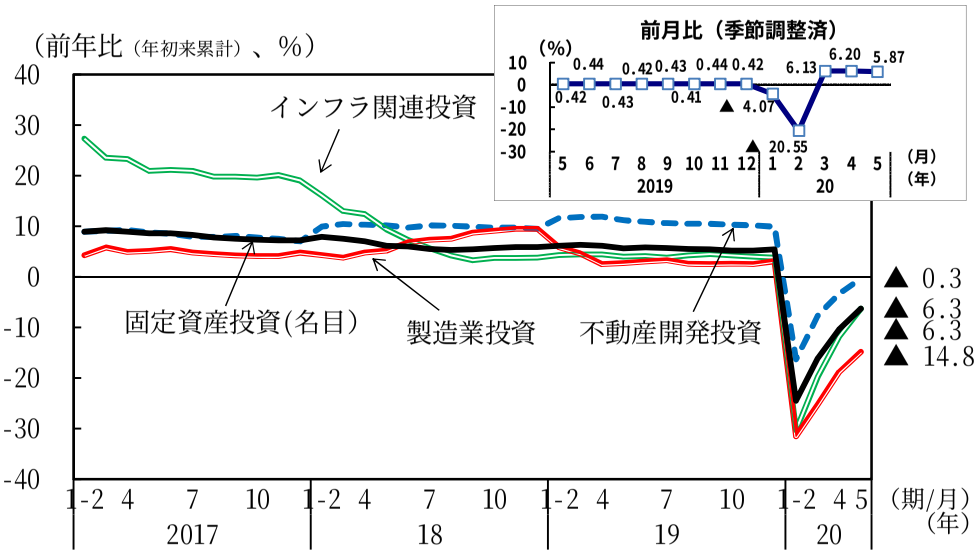


都市部新規就業者数は大幅に減少
乗用車販売台数は大幅な減少からは持ち直している

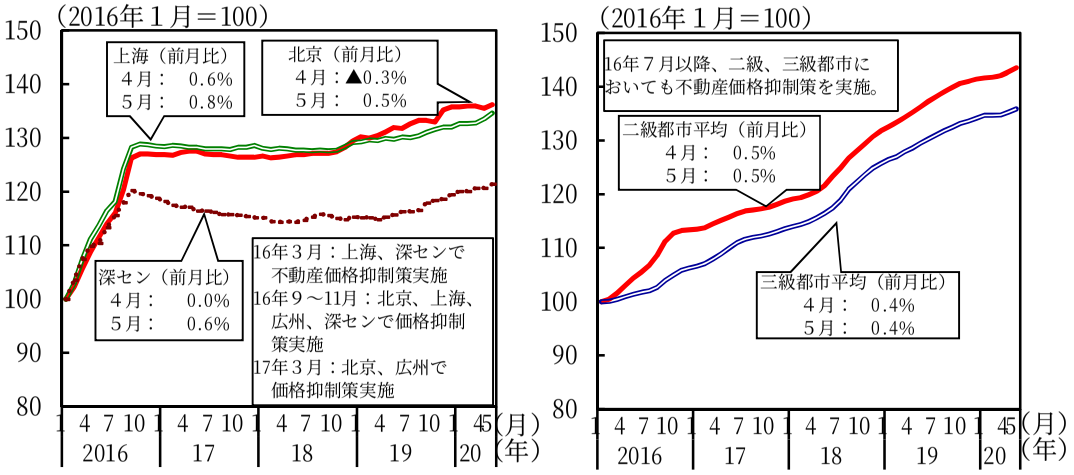


（備考）1．都市部新規就業者数は、四半期の累計で公表された値を単四半期化した。
2．乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数（前年比）は、17年1.4%増、18年4.1%減、19年9.6%減。

⑤固定資産投資は持ち直しの動きがみられる

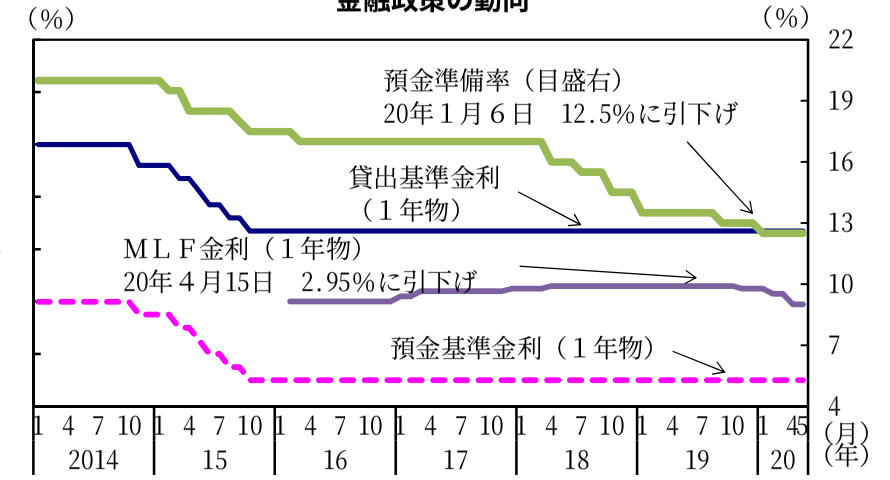


新築住宅販売価格はおおむね横ばい



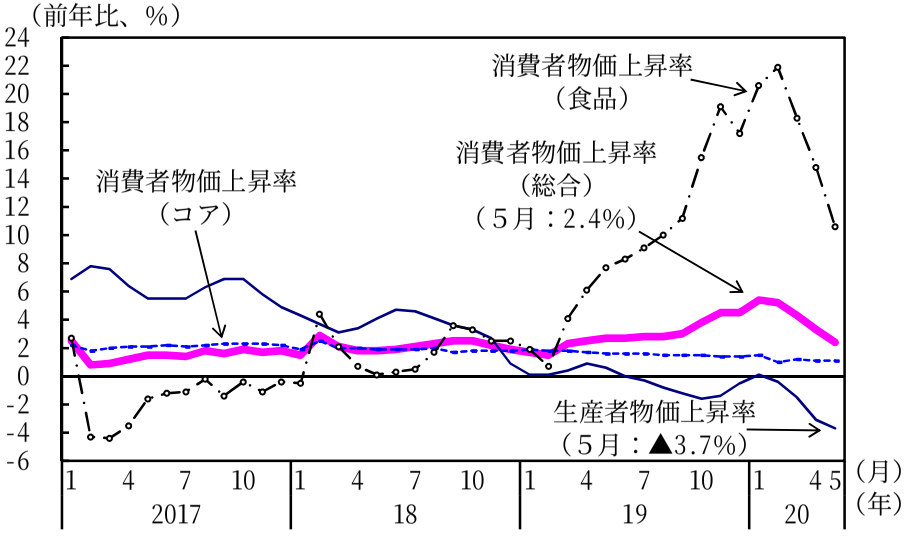
（備考）1. 価格水準は、16年１月の１㎡当たりの価格を100として指数化。
2. 二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向



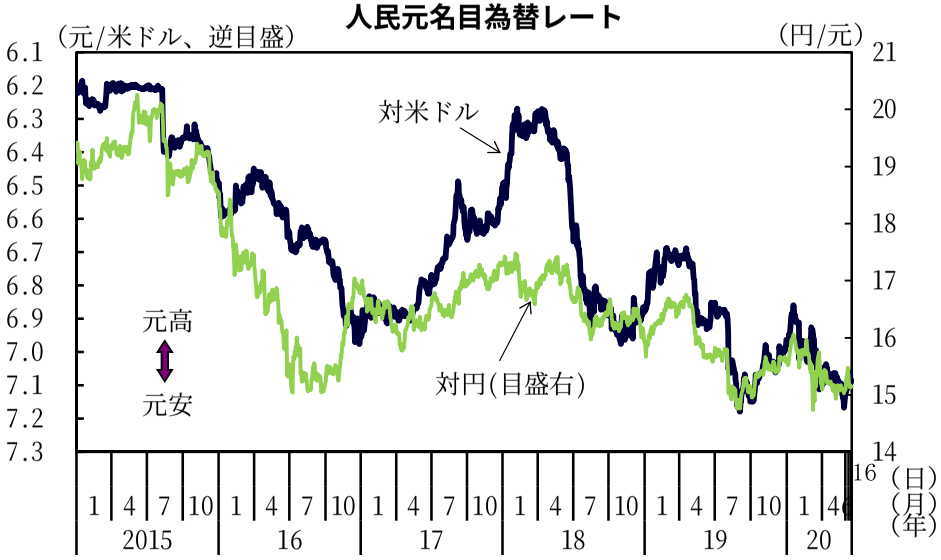
（備考）1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
2. ＭＬＦとは中期貸出ファシリティの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。１年物は16年より実施。
3. 小企業・農家等に対する融資が一定割合以上等の条件を満たした金融機関の預金準備率を18年１月25日以降引き下げた（0.5%ポイントまたは1.5%ポイント）。

⑥消費者物価上昇率はやや低下している



（備考）コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

人民元名目為替レート

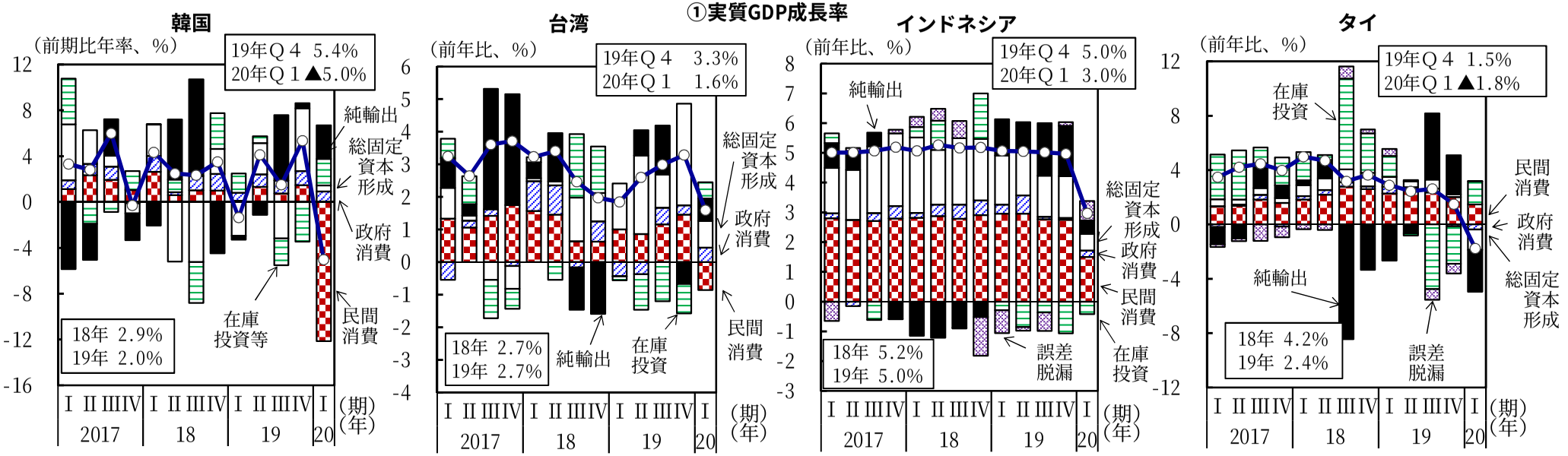


（備考）15年８月11日-13日、中国人民銀行は人民元取引基準値を前日比▲4.5%引下げ。元安誘導を実施。

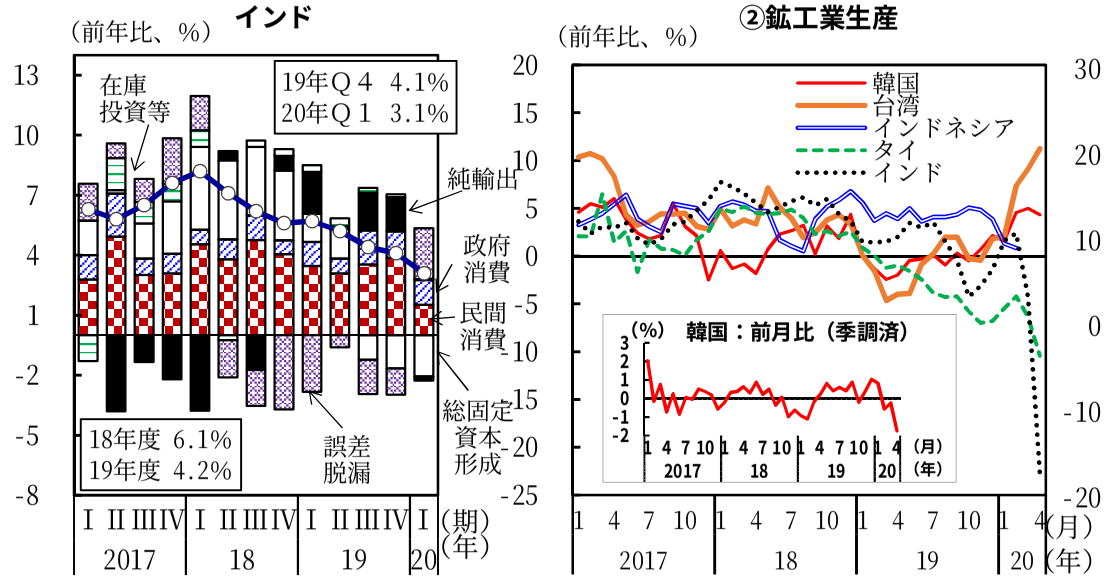
その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

○韓国では、景気は厳しい状況にある。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にある。
タイでは、景気は極めて厳しい状況にある。インドでは、景気は極めて厳しい状況にある。

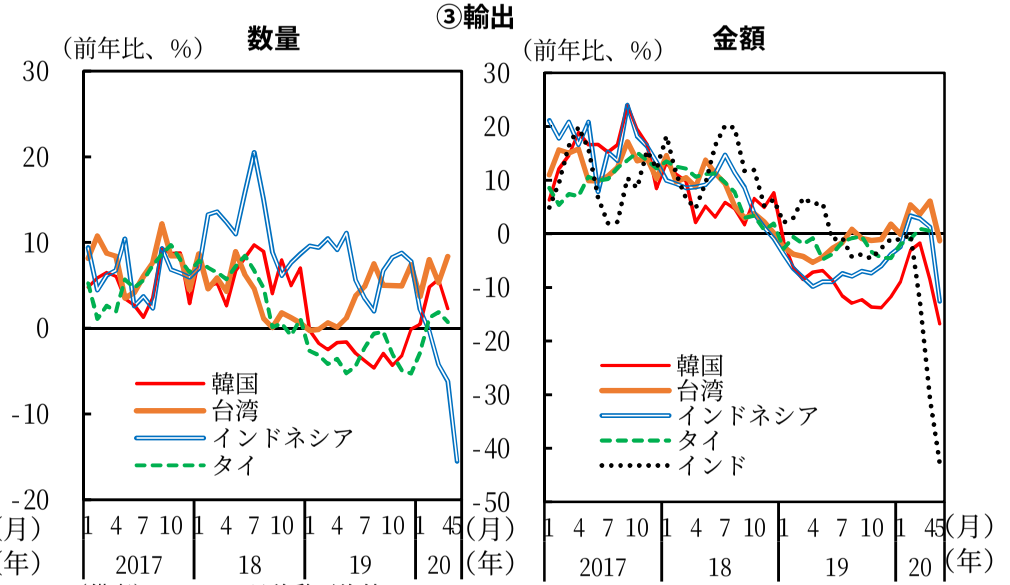
①実質GDP成長率



②鉱工業生産



③輸出



（備考）年度は、４月～翌年３月。

（備考）３か月移動平均値。

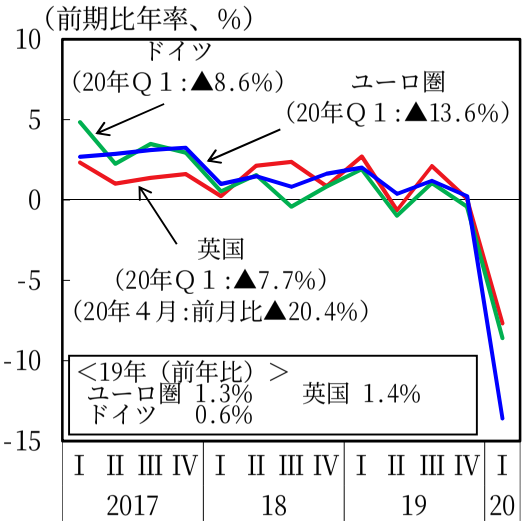
（備考）１．３か月移動平均値。
２．インドの数量は未公表。

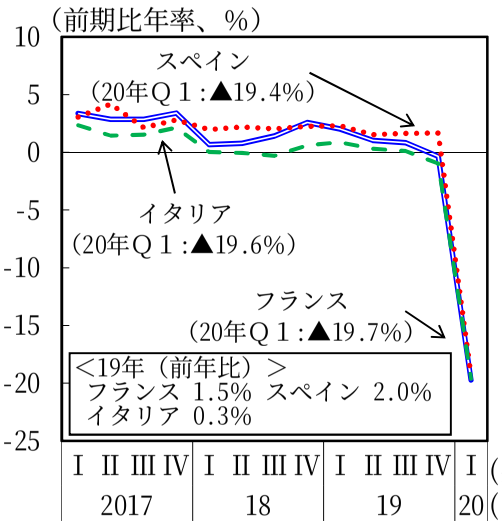
（備考）ドルベース。３か月移動平均値。

３．ヨーロッパ地域

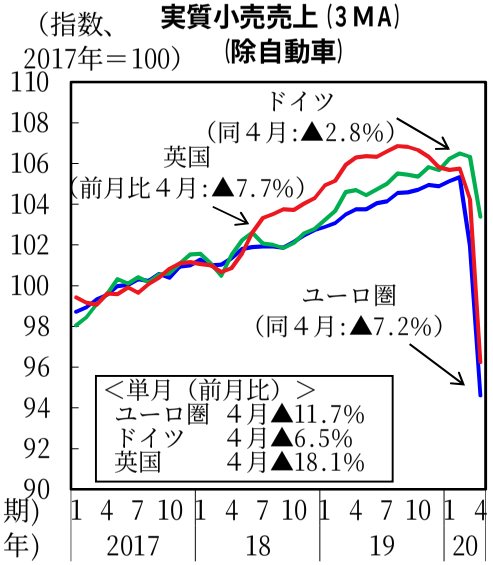
○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。
ドイツにおいても、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。
英国では、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。

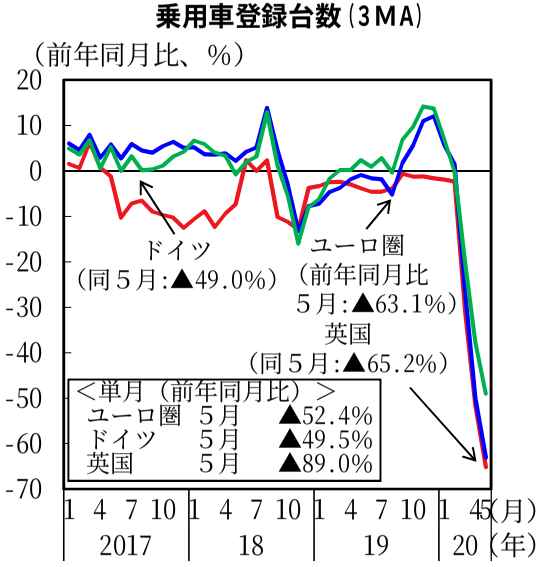
①ＧＤＰ　ユーロ圏：2020年１-３月期は前期比年率▲13.6%成長
英　　国：2020年１-３月期は前期比年率▲7.7%成長





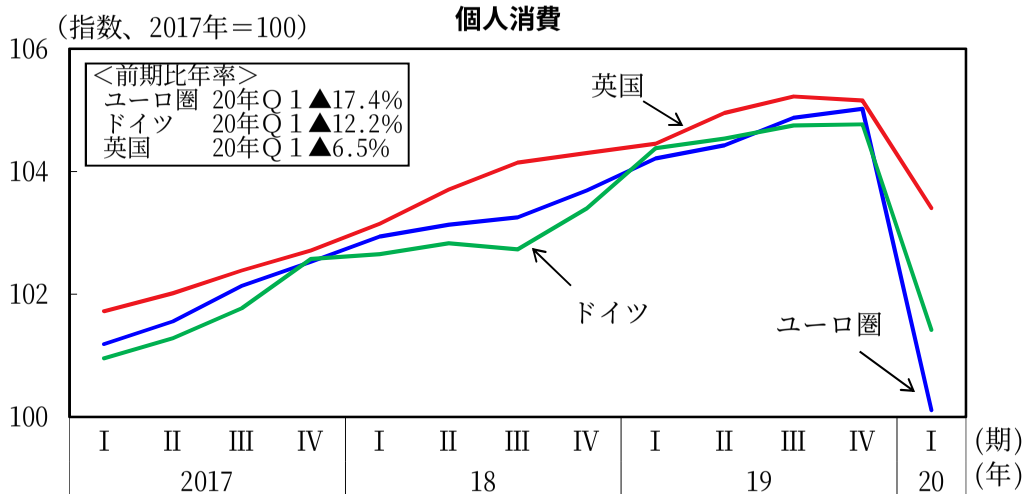
②個人消費

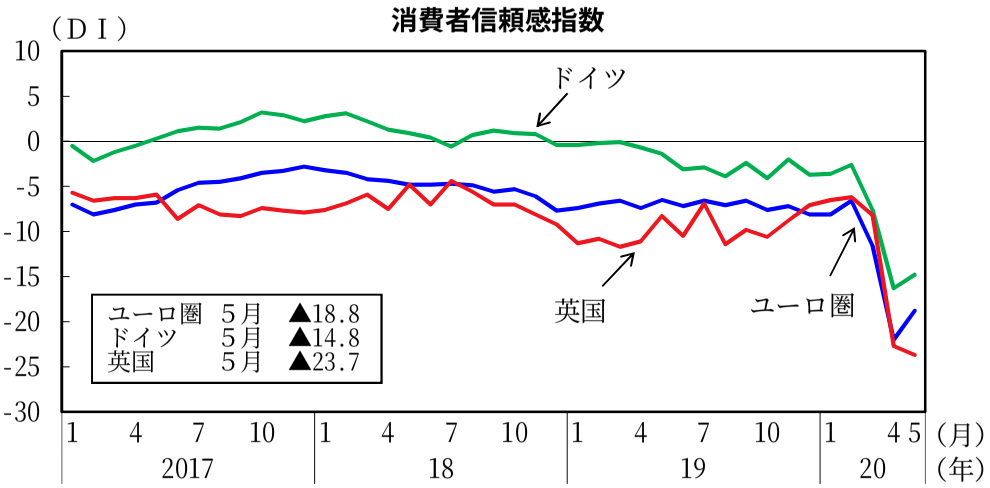




（備考）ユーロ圏は、キプロス、マルタを除く17か国ベース。

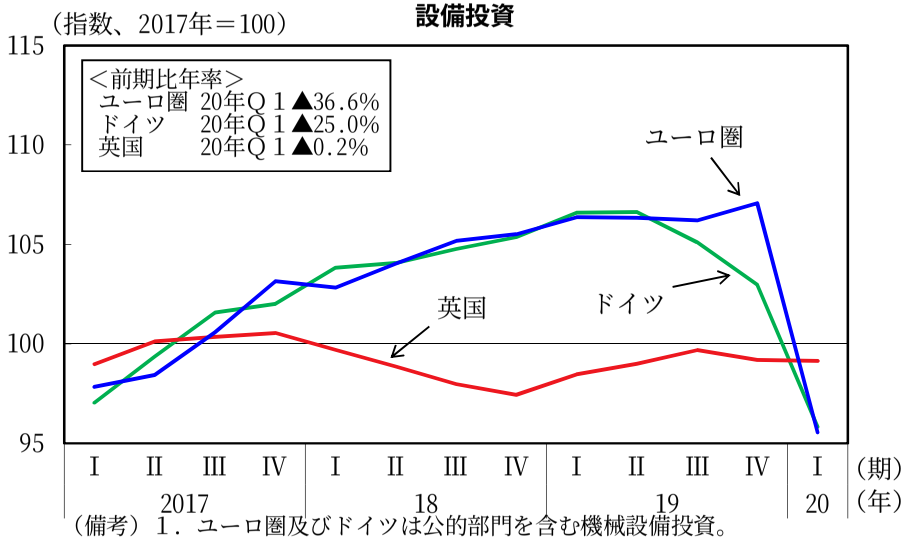
②個人消費　ユーロ圏：大幅に減少しているが、一部に持ち直しに向けた動きがみられる
英　　国：大幅に減少しているが、一部に持ち直しに向けた動きがみられる





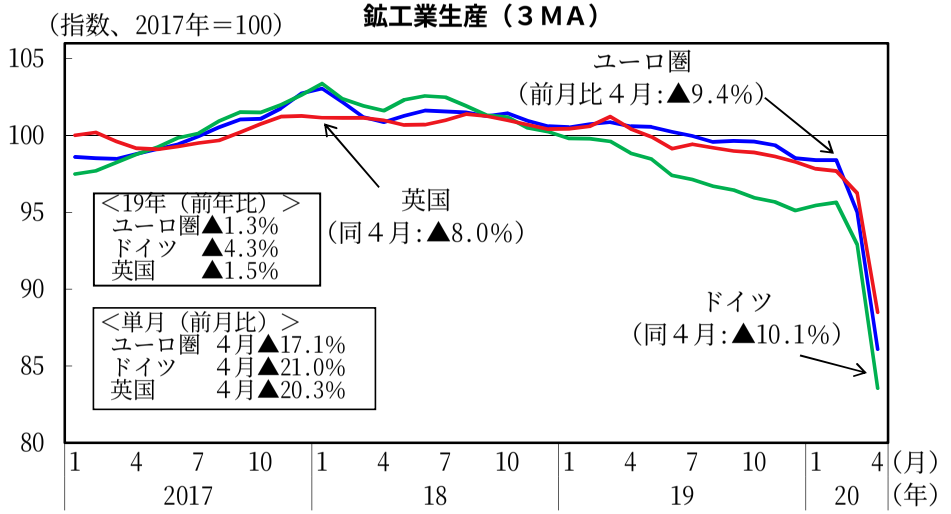
（備考）家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。

③設備投資　ユーロ圏：機械設備投資は大幅に減少している
英　　国：設備投資は弱い動き

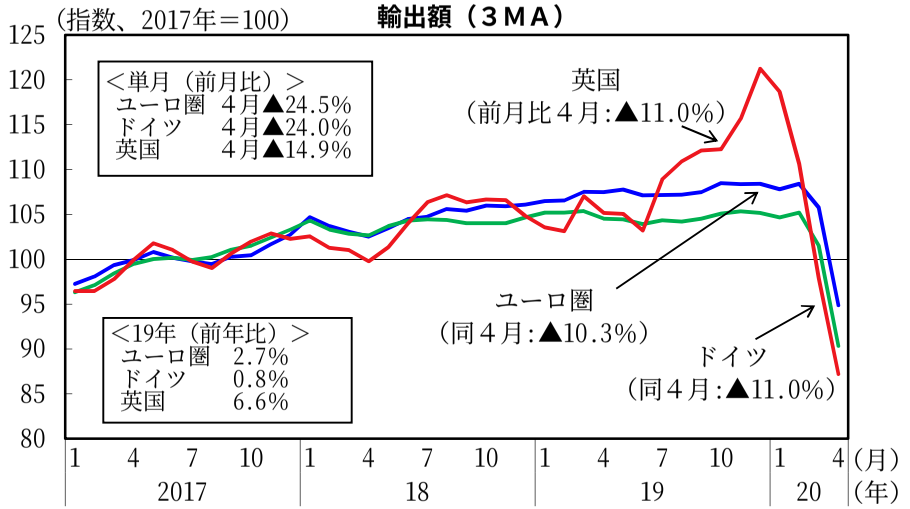


（備考）１．ユーロ圏及びドイツは公的部門を含む機械設備投資。
２．英国は民間の設備投資（住宅は含まない）。

⑤生産　ユーロ圏：生産は大幅に減少している
英　　国：生産は大幅に減少している

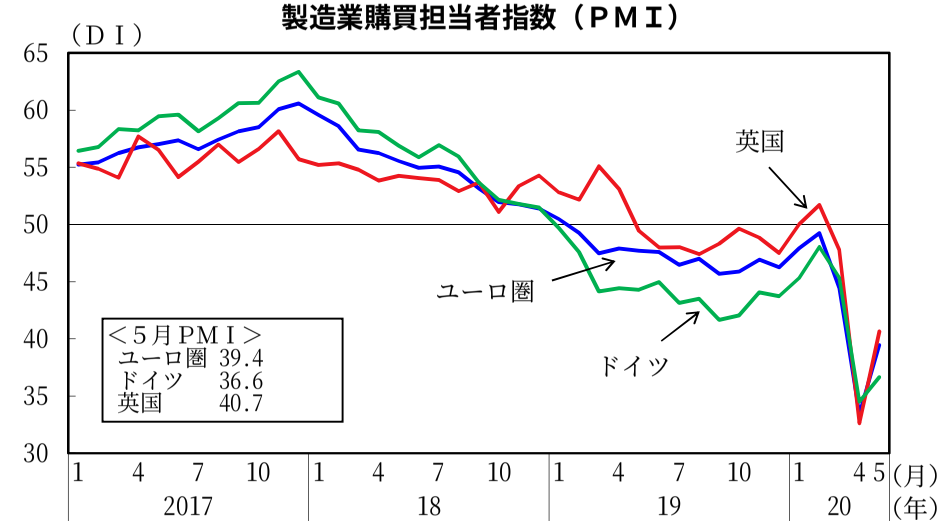


④輸出　ユーロ圏：輸出は大幅に減少している
英　　国：輸出は大幅に減少している



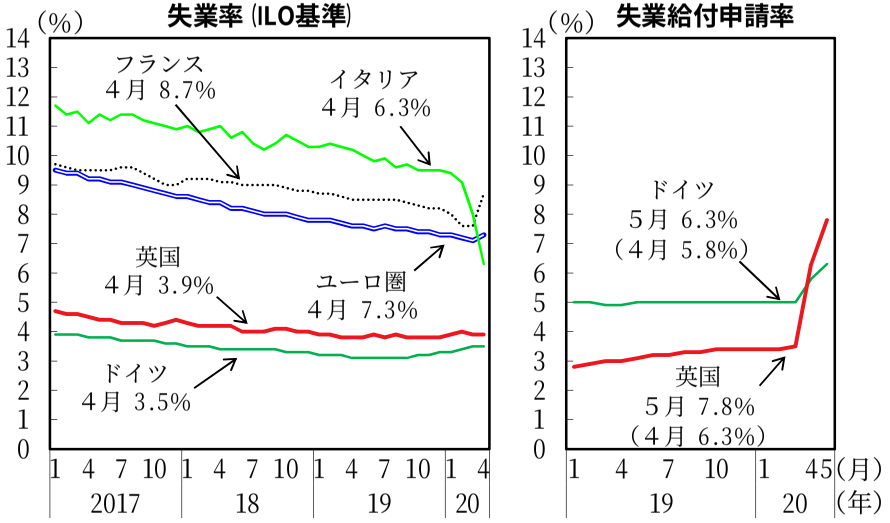
（備考）１．ユーロ圏は圏外向けのみ。
２．英国における19年半ば以降の輸出増は非貨幣用金の輸出によるもの。

製造業購買担当者指数（ＰＭＩ）



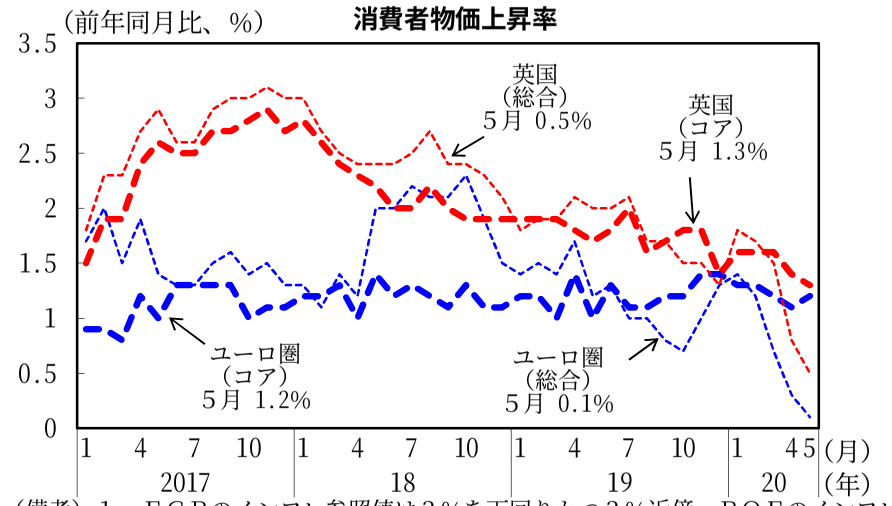
（備考）１．新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫につき前月と比べた当月の変化を調査し、「改善（１p）、変化なし（0.5p）、悪化（０p）」として指数化。
２．ユーロ圏は、圏内3,000社の製造業購買担当者を対象にしている。

⑥雇用　ユーロ圏：失業率は上昇している
英　　国：失業率は高まりがみられる



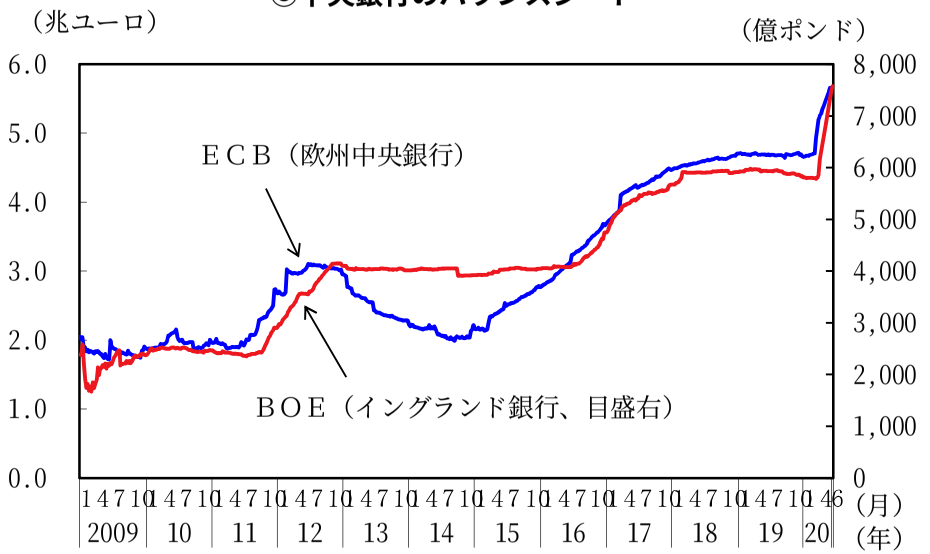
（備考）失業給付申請率は、ドイツは失業登録者数が労働力人口に占める割合、英国は失業関連給付申請件数が就業者数及び同申請件数の合計に占める割合。

⑦物価　ユーロ圏：コア物価上昇率はこのところ低下している
英　　国：コア物価上昇率はこのところ低下している

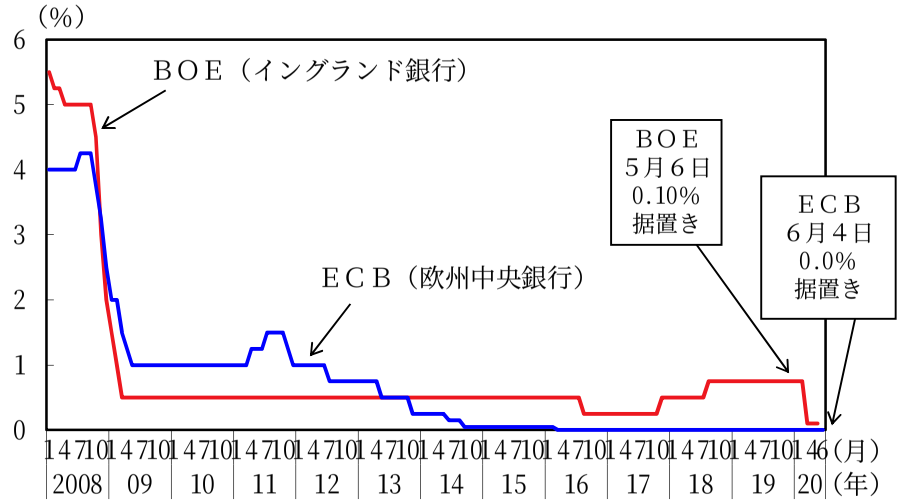


（備考）１．ＥＣＢのインフレ参照値は２％を下回りかつ２％近傍。ＢＯＥのインフレ目標は２％。
２．コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

⑧中央銀行のバランスシート



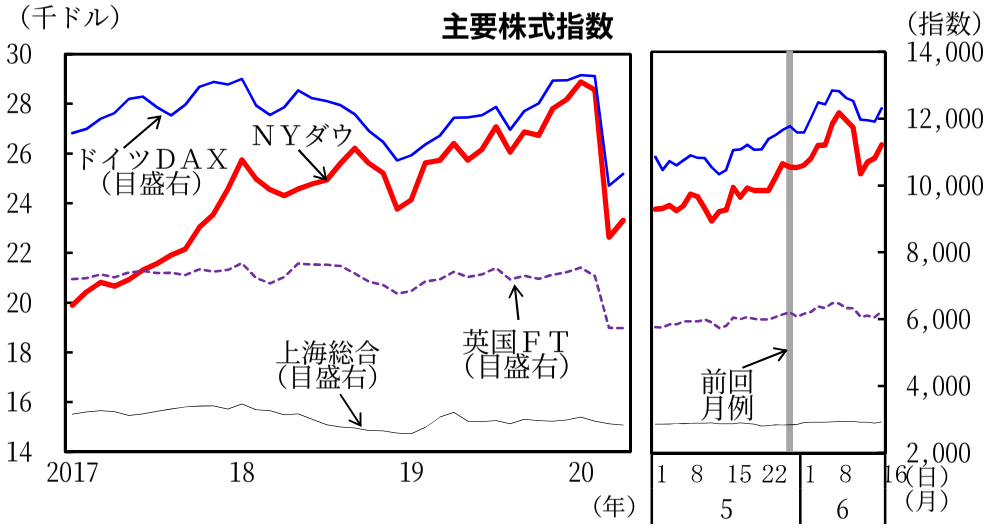
⑨政策金利　ユーロ圏：欧州中央銀行（ＥＣＢ）は据置き
英　　国：イングランド銀行（ＢＯＥ）は据置き



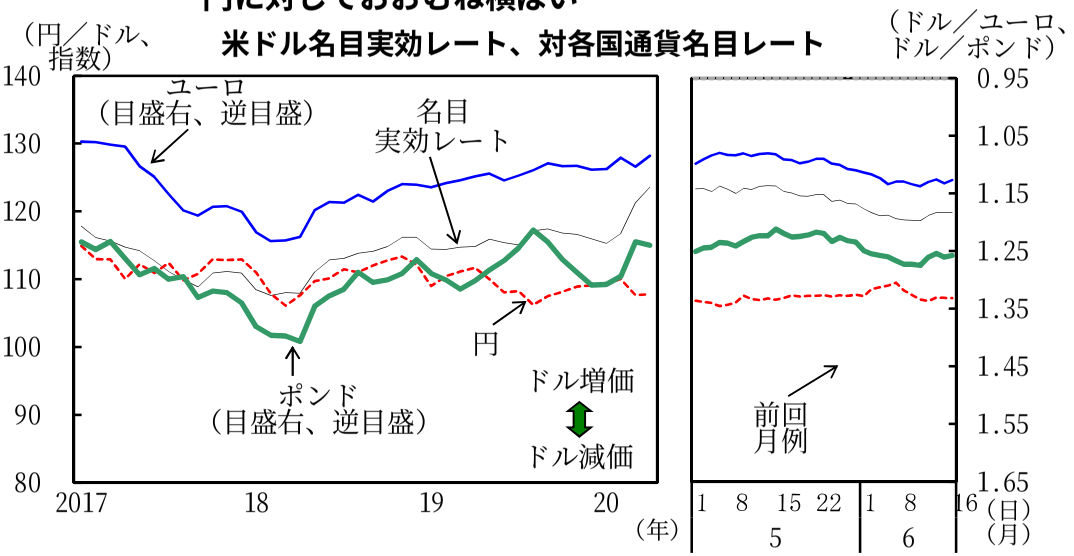
（備考）ＥＣＢでは、2014年６月より中銀預金金利にマイナス金利を適用（現在▲0.50%）。その他に、スイス、スウェーデン、デンマーク等で中銀預金金利にマイナス金利が適用されている。

４．　国際金融

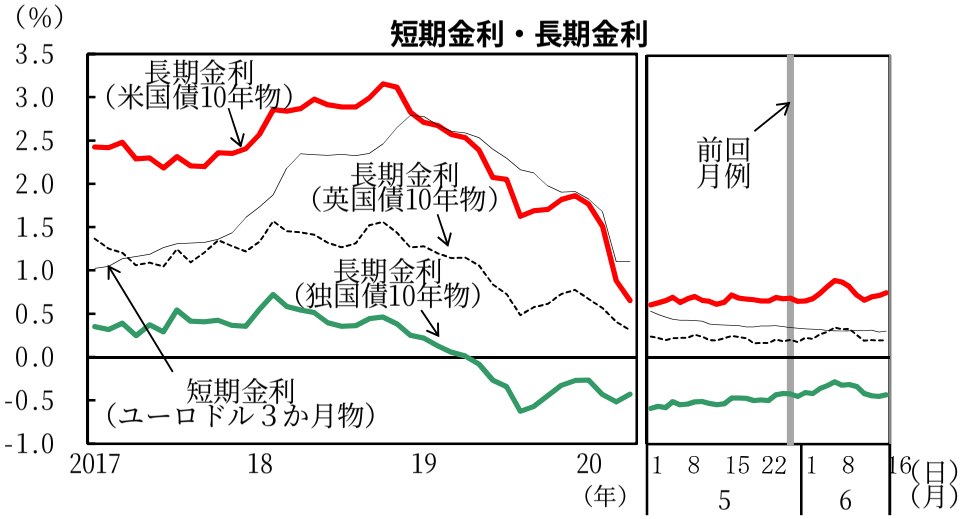
株価：アメリカ及び中国ではやや上昇、
英国ではおおむね横ばい、ドイツでは上昇



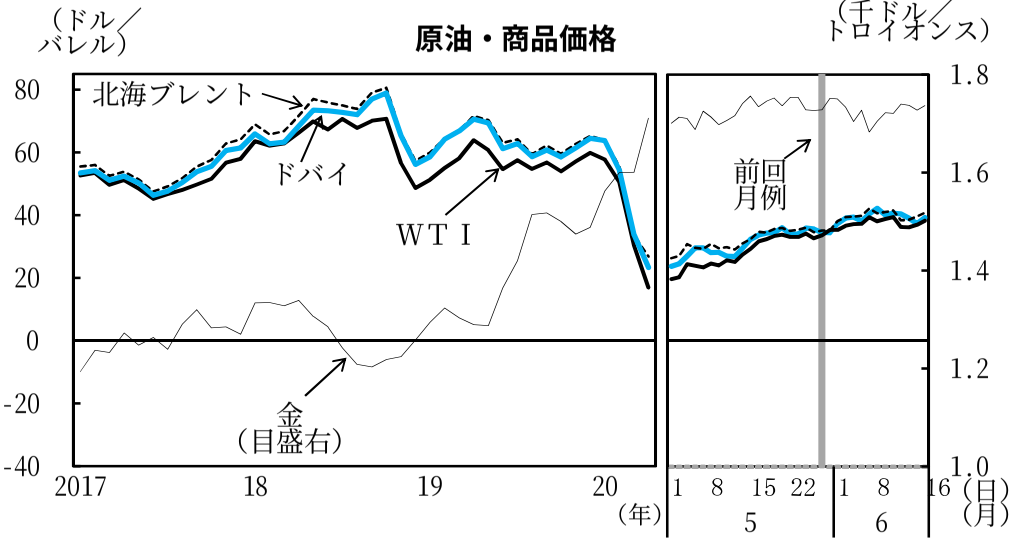
為替：ドルは、ユーロ及びポンドに対して減価、
円に対しておおむね横ばい



短期金利：おおむね横ばい
長期金利：アメリカ、英国及びドイツではおおむね横ばい



原油価格（ＷＴＩ）：大幅に上昇
金価格　　：おおむね横ばい



（備考）いずれも、左図は日次の終値の月中平均値、右図は日次の終値。

主要経済指標の国際比較（1）

国・地域名	人口（万人）	名目GDP（10億ドル）	1人当たりGDP（1,000ドル）	実質ＧＤＰ成長率（%）					鉱工業生産（%）						失業率（%）					
	2018年	2018年	2018年	2018年	2019年	19年 10-12月	20年 1-3月	備考	2018年	2019年	20年 3月	20年 4月	20年 5月	備考	2018年	2019年	20年 3月	20年 4月	20年 5月	備考
日本	12,650	4,972	39.3	0.3	0.7	▲7.2	▲2.2	前期比年率	1.1	▲ 3.0	▲3.7	▲9.8		前期比	2.4	2.4	2.5	2.6		
アメリカ	32,735	20,580	62.9	2.9	2.3	2.1	▲ 5.0	前期比年率	3.9	0.9	▲ 4.6	▲ 11.2	-	前期比	3.9	3.7	4.4	14.7	13.3	
カナダ	3,699	1,712	46.3	2.0	1.7	0.6	▲ 8.2	前期比年率	3.1	▲ 0.9	▲ 5.2			前期比	5.8	5.7	7.8	13.0	13.7	
ユーロ圏	34,115	13,639	40.0	1.9	1.3	0.2	▲ 13.6	前期比年率	0.7	▲ 1.3	▲ 11.9	▲ 17.1		前期比	8.2	7.6	7.1	7.3		
ドイツ	8,290	3,951	47.7	1.5	0.6	▲ 0.4	▲ 8.6	前期比年率	1.0	▲ 4.3	▲ 10.7	▲ 21.0		前期比	3.4	3.2	3.5	3.5		ILO基準
フランス	6,473	2,780	43.0	1.8	1.5	▲ 0.4	▲ 19.7	前期比年率	0.4	0.4	▲ 16.2	▲ 20.1		前期比	9.0	8.5	7.6	8.7		
イタリア	6,048	2,076	34.3	0.7	0.3	▲ 1.0	▲ 19.6	前期比年率	0.6	▲ 1.1	▲ 28.4	▲ 19.1		前期比	10.6	10.0	8.0	6.3		
スペイン	4,645	1,428	30.7	2.4	2.0	1.7	▲ 19.4	前期比年率	0.3	0.7	▲ 13.2	▲ 21.8		前期比	15.3	14.1	14.2	14.8		
英国	6,644	2,829	42.6	1.3	1.4	0.1	▲ 7.7	前期比年率	0.8	▲ 1.5	▲ 4.2	▲ 20.3		前期比	4.1	3.8	3.9	3.9		後方3か月平均
スイス	848	706	83.2	2.7	1.0	1.4	▲ 10.0	前期比年率	5.5	4.5	-	-	-	前年比	2.6	2.3	2.9	3.3	3.4	
ロシア	14,680	1,657	11.3	2.5	1.3	2.1	1.6	前年比	3.5	2.3	0.3	▲ 6.6	▲ 9.6	前年比	6.5	6.5	4.7	5.8		
オーストラリア	2,517	1,420	56.4	2.8	1.8	0.5	▲ 0.3	前期比	3.8	2.3	-	-	-	四半期のみ前期比	5.3	5.2	5.2	6.2		
中国	139,538	13,368	9.6	6.7	6.1	6.0	▲ 6.8	前年比	6.2	5.7	▲ 1.1	3.9	4.4	前年比	3.8	3.6	-	-	-	期末値
韓国	5,164	1,720	33.3	2.9	2.0	5.4	▲ 5.0	前期比年率	1.5	▲ 0.0	4.7	▲ 6.0		前期比	3.8	3.8	3.8	3.8	4.5	
台湾	2,359	590	25.0	2.7	2.7	3.3	1.6	前年比	3.6	▲ 0.3	0.7	▲ 0.1		前期比	3.7	3.7	3.8	4.1		
香港	749	363	48.5	2.8	▲ 1.2	▲ 1.9	▲ 19.6	前期比年率	1.3	0.4	▲ 4.6	-	-	四半期のみ	2.8	2.9	4.2	5.2	5.9	
シンガポール	564	364	64.6	3.4	0.7	0.6	▲ 4.7	前期比年率	7.0	▲ 1.5	21.7	3.6		前期比	2.1	2.3	-	-	-	四半期のみ
インドネシア	26,416	1,022	3.9	5.2	5.0	5.0	3.0	前年比	4.5	4.0				前年比	5.3	5.3	-	-	-	原数値 2,8月のみ
マレーシア	3,239	359	11.1	4.8	4.3	3.6	0.7	前年比	3.1	2.3	▲ 8.9	▲ 27.5		前期比	3.3	3.3	3.9	5.0		
フィリピン	10,660	331	3.1	6.3	6.0	7.6	▲ 19.1	前期比年率	8.2	▲ 7.0	▲ 12.4	▲ 61.4		前年比	5.3	5.1	-	-	-	四半期のみ
タイ	6,779	505	7.4	4.2	2.4	▲ 0.8	▲ 8.5	前期比年率	3.7	▲ 3.6	▲ 10.5	▲ 17.2		前年比	1.1	1.0	1.0			原数値
ベトナム	9,458	241	2.6	7.1	7.0	7.0	3.8	前年比（累積）	10.2	9.1	5.4	▲ 10.6	▲ 3.1	前年比	2.2	2.2	-	-	-	四半期のみ
インド	133,422	2,719	2.0	6.1	4.2	4.1	3.1	前年比	3.8	▲ 0.8	▲ 18.3	▲ 55.5		前年比	-	-	-	-	-	
ブラジル	20,850	1,868	9.0	1.3	1.1	1.7	▲ 0.3	前年比	1.0	▲ 1.1	▲ 3.8	▲ 27.2		前年比	-	-	-	-	-	原数値
メキシコ	12,474	1,222	9.8	2.2	▲ 0.3	▲ 0.7	▲ 1.4	前年比	0.5	▲ 1.6	▲ 4.9	▲ 29.3		前年比	3.3	3.5	2.9			原数値
アルゼンチン	4,456	519	11.7	▲ 2.5	▲ 2.2	▲ 1.1	-	前年比	▲ 4.6	▲ 6.2	▲ 16.5	▲ 33.5		前年比	9.2	9.8	-	-	-	四半期のみ
トルコ	8,200	771	9.4	2.8	0.9	6.0	4.5	前年比	1.6	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 31.1		前年比	11.0	13.7	13.0			原数値
サウジアラビア	3,341	787	23.5	2.4	0.3	0.3		前年比	-	-	-	-	-		6.0	5.6	-	-	-	四半期のみ
南アフリカ	5,794	368	6.4	0.8	0.1	3.1		前期比	▲ 0.4	1.1	▲ 5.6			前年比	27.1	28.7	-	-	-	暦年のみ

（備考）1．各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。
2．インドは年度（4月～3月）の数値。
3．GDP、鉱工業生産の前月（期）比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

主要経済指標の国際比較（2）

国・地域名	消費者物価（前年比％）								一般政府財政収支（名目GDP比％）		一般政府債務残高（名目GDP比％）		経常収支（名目GDP比％）	
	2018年	2019年	19年		20年	20年			2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年
			7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月						
日本	1.0	0.5	0.3	0.5	0.5	0.4	0.1		▲ 2.4 (▲1.9)	▲ 2.8 (▲2.7)	237.1 (192.1)	237.7 (192.4)	3.5	3.6
アメリカ	2.4	1.8	1.7	2.1	2.1	1.5	0.3	0.1	▲ 5.7	▲ 5.8	104.3	106.2	▲ 2.4	▲ 2.3
カナダ	2.3	1.9	1.9	2.1	1.8	0.9	▲ 0.2		▲ 0.4	▲ 0.4	89.9	87.5	▲ 2.5	▲ 2.0
ユーロ圏	1.7	1.2	1.0	1.0	1.1	0.7	0.3	0.1	▲ 0.5	▲ 0.7	85.4	83.9	3.1	2.7
ドイツ	1.8	1.4	1.5	1.2	1.6	1.4	0.9	0.6	1.9	1.4	61.7	58.6	7.4	7.1
フランス	1.8	1.1	1.0	1.1	1.2	0.7	0.3	0.4	▲ 2.3	▲ 3.0	98.4	99.3	▲ 0.6	▲ 0.8
イタリア	1.2	0.6	0.4	0.3	0.3	0.1	0.2	0.2	▲ 2.2	▲ 1.6	132.2	133.2	2.5	3.0
スペイン	1.7	0.7	0.3	0.4	0.6	▲ 0.0	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 2.5	▲ 2.6	97.1	96.4	1.9	2.0
英国	2.5	1.8	1.8	1.4	1.7	1.5	0.8	0.5	▲ 2.2	▲ 2.1	86.8	85.6	▲ 3.9	▲ 3.8
スイス	0.9	0.4	0.3	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 1.1	▲ 1.3	1.4	0.9	40.5	38.6	8.2	12.2
ロシア	2.9	4.5	4.3	3.4	2.4	2.5	3.1	3.1	2.9	1.9	14.6	16.5	6.8	3.8
オーストラリア	1.9	1.6	1.7	1.8	2.2	-	-	-	▲ 0.9	▲ 3.7	41.4	41.8	▲ 2.1	0.5
中国	2.1	2.9	2.9	4.3	5.0	4.3	3.3	2.4	▲ 4.7	▲ 6.4	50.6	55.6	0.4	1.0
韓国	1.5	0.4	0.0	0.3	1.2	1.0	0.1	▲ 0.3	2.6	0.9	37.9	40.1	4.5	3.7
台湾	1.3	0.6	0.4	0.7	0.5	▲ 0.0	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 1.9	▲ 1.3	35.1	33.6	11.6	10.5
香港	2.4	2.9	3.3	3.0	2.0	2.3	1.9		2.4	▲ 1.5	0.1	0.0	3.7	6.3
シンガポール	0.4	0.6	0.4	0.6	0.4	▲ 0.0	▲ 0.7		3.7	3.8	113.6	114.1	17.2	17.0
インドネシア	3.2	2.8	3.0	2.7	2.9	3.0	2.7	2.2	▲ 1.8	▲ 2.2	30.1	30.3	▲ 2.9	▲ 2.7
マレーシア	1.0	0.7	1.3	1.0	0.9	▲ 0.2	▲ 2.9		▲ 3.3	▲ 3.2	55.6	56.3	2.1	3.3
フィリピン	5.2	2.5	1.7	1.5	2.7	2.5	2.2	2.1	▲ 1.6	▲ 1.9	38.9	39.3	▲ 2.7	▲ 0.1
タイ	1.1	0.7	0.6	0.4	0.4	▲ 0.5	▲ 3.0	▲ 3.4	0.1	▲ 0.8	42.1	42.4	5.6	6.9
ベトナム	3.5	2.8	2.2	3.7	5.6	4.9	2.9	2.4	▲ 3.5	▲ 3.3	55.6	54.3	1.9	4.0
インド	3.4	4.8	3.5	5.8	6.7	5.8			▲ 6.3	▲ 7.4	68.1	69.0	▲ 2.1	▲ 1.1
ブラジル	3.7	3.7	3.2	3.4	3.8	3.3	2.4	1.9	▲ 7.2	▲ 6.0	87.9	91.6	▲ 2.2	▲ 2.7
メキシコ	4.9	3.6	3.3	2.9	3.4	3.3	2.2	2.8	▲ 2.2	▲ 2.3	53.6	53.8	▲ 1.9	▲ 0.2
アルゼンチン	-	-	-	-	-	52.9	50.3		▲ 5.5	▲ 3.9	86.1	93.3	▲ 5.2	▲ 0.8
トルコ	16.3	15.2	13.5	10.3	12.1	11.9	10.9	11.4	▲ 3.7	▲ 5.3	30.2	30.1	▲ 2.7	1.1
サウジアラビア	1.5	▲ 1.4	▲ 1.8	▲ 0.6	1.1	1.5	1.3		▲ 5.9	▲ 4.5	19.0	23.2	9.0	6.3
南アフリカ	5.3	4.7	5.0	4.9	4.2	4.1			▲ 4.1	▲ 6.3	56.7	59.9	▲ 3.5	▲ 3.0

（備考）1．各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。

2．日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度（4月～3月）の値。内閣府より作成。

3．インドは年度（4月～3月）の数値。

（参考）国際機関の実質GDP見通し（％）

	IMF，2020年4月		OECD，2020年6月	
	2020年	2021年	2020年	2021年
日本	▲ 5.2	3.0	▲7.3 / ▲6.0	▲0.5 / 2.1
アメリカ	▲ 5.9	4.7	▲8.5 / ▲7.3	1.9 / 4.1
カナダ	▲ 6.2	4.2	▲9.4 / ▲8.0	1.5 / 3.9
ユーロ圏	▲ 7.5	4.7	▲11.5 / ▲9.1	3.5 / 6.5
ドイツ	▲ 7.0	5.2	▲8.8 / ▲6.6	1.7 / 5.8
フランス	▲ 7.2	4.5	▲14.1 / ▲11.4	5.2 / 7.7
イタリア	▲ 9.1	4.8	▲14.0 / ▲11.3	5.3 / 7.7
スペイン	▲ 8.0	4.3	▲14.4 / ▲11.1	5.0 / 7.5
英国	▲ 6.5	4.0	▲14.0 / ▲11.5	5.0 / 9.0
スイス	▲ 6.0	3.8	▲10.0 / ▲7.7	2.3 / 5.7
ロシア	▲ 5.5	3.5	▲10.0 / ▲8.0	4.9 / 6.0
オーストラリア	▲ 6.7	6.1	▲6.3 / ▲5.0	1.0 / 4.1
中国	1.2	9.2	▲3.7 / ▲2.6	4.5 / 6.8
韓国	▲ 1.2	3.4	▲2.5 / ▲1.2	1.4 / 3.1
台湾	▲ 4.0	3.5	-	-
香港	▲ 4.8	3.9	-	-
シンガポール	▲ 3.5	3.0	-	-
インドネシア	0.5	8.2	▲3.9 / ▲2.8	2.6 / 5.2
マレーシア	▲ 1.7	9.0	-	-
フィリピン	0.6	7.6	-	-
タイ	▲ 6.7	6.1	-	-
ベトナム	2.7	7.0	-	-
インド	1.9	7.4	▲7.3 / ▲3.7	8.1 / 7.9
ブラジル	▲ 5.3	2.9	▲9.1 / ▲7.4	2.4 / 4.2
メキシコ	▲ 6.6	3.0	▲8.6 / ▲7.5	2.0 / 3.0
アルゼンチン	▲ 5.7	4.4	▲10.1 / ▲8.3	1.7 / 4.1
トルコ	▲ 5.0	5.0	▲8.1 / ▲4.8	2.0 / 4.3
サウジアラビア	▲ 2.3	2.9	-	-
南アフリカ	▲ 5.8	4.0	▲8.2 / ▲7.5	0.6 / 2.5
世界	▲ 3.0	5.8	▲7.6 / ▲6.0	2.8 / 5.2

（出所）IMF"World Economic Outlook"（20年4月）
OECD"Economic Outlook"（20年6月）

※OECDは（第２波襲来シナリオ）/（第２波なしシナリオ）での見通し

○統計の主な出所一覧

国･地域	指標	作成機関
アメリカ	①ＧＤＰ	商務省
	②消費	商務省、連邦準備制度理事会、コンファレンス・ボード、エネルギー省、ミシガン大学
	③住宅	商務省、スタンダード・アンド・プアーズ
	④設備投資	商務省、全米供給管理協会
	⑤生産	連邦準備制度理事会
	⑥貿易	商務省
	⑦雇用	労働省
	⑧物価	労働省、商務省
中国	①～⑥主要指標	国家統計局、海関総署、汽車工業協会 交通運輸部、鉄道総公司、財新/マークイット
	貨幣・金融等	人民銀行、ブルームバーグ
その他アジア	①ＧＤＰ	韓国銀行、台湾行政院主計総処、ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ中央統計庁、タイ国家経済社会開発委員会、インド中央統計局
	②生産	韓国統計庁、台湾経済部、ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ中央統計庁、タイ中央銀行、インド中央統計局
	③輸出	韓国貿易協会、台湾財政部、ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ中央統計庁、タイ中央銀行

国･地域	指標	作成機関
欧州	①ＧＤＰ	ユーロスタット、ドイツ連邦統計局、フランス国立統計経済研究所、英国統計局、イタリア国家統計局、スペイン国家統計局
	②個人消費	欧州委員会、ユーロスタット、ドイツ連邦統計局、英国統計局
	③設備投資	欧州委員会、ドイツ連邦統計局、英国統計局
	④輸出	ユーロスタット、ドイツ連邦統計局、英国統計局
	⑤生産	ユーロスタット、ドイツ連邦統計局、英国統計局、マークイット
	⑥雇用	ユーロスタット、英国統計局、ギリシャ政府統計局
	⑦物価	ユーロスタット、英国統計局
	⑧ＢＳ、⑨政策金利	欧州中央銀行、イングランド銀行
その他	株価、国債利回り、為替レート、商品相場	ブルームバーグ、データストリーム

資料No.6

新型コロナウイルス感染症関係資料

1　感染症の発生状況

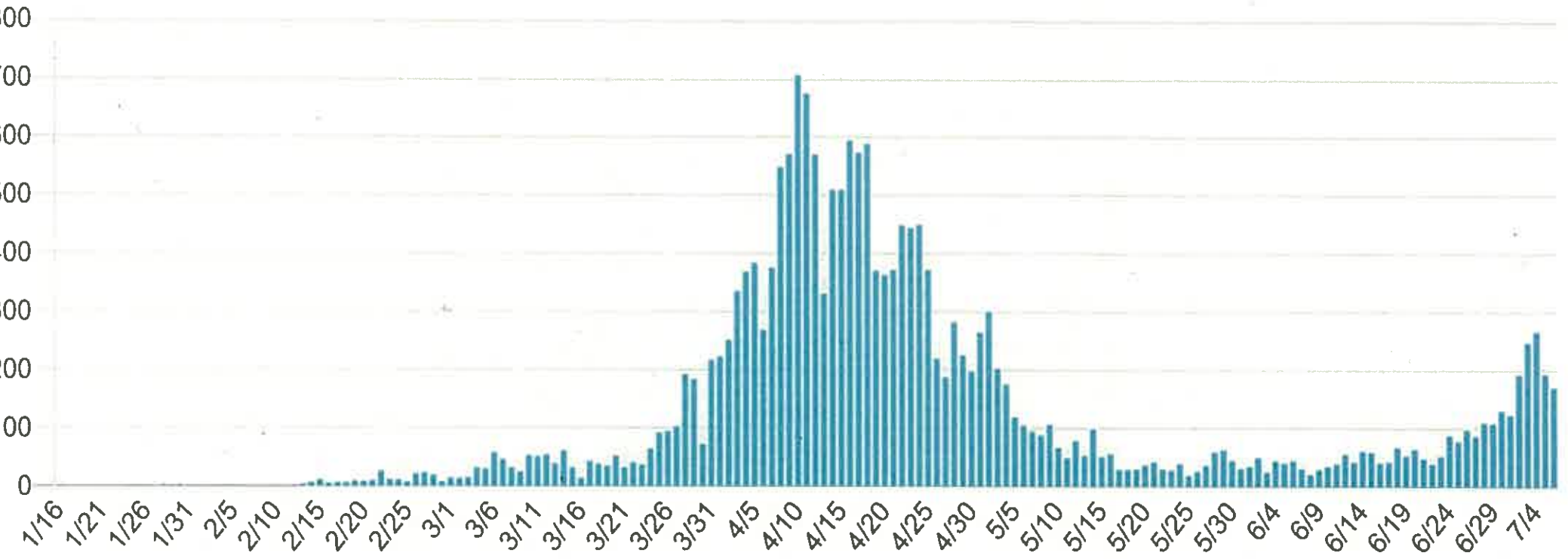
新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

（令和２年７月６日時点）

PCR検査陽性者数

172 人

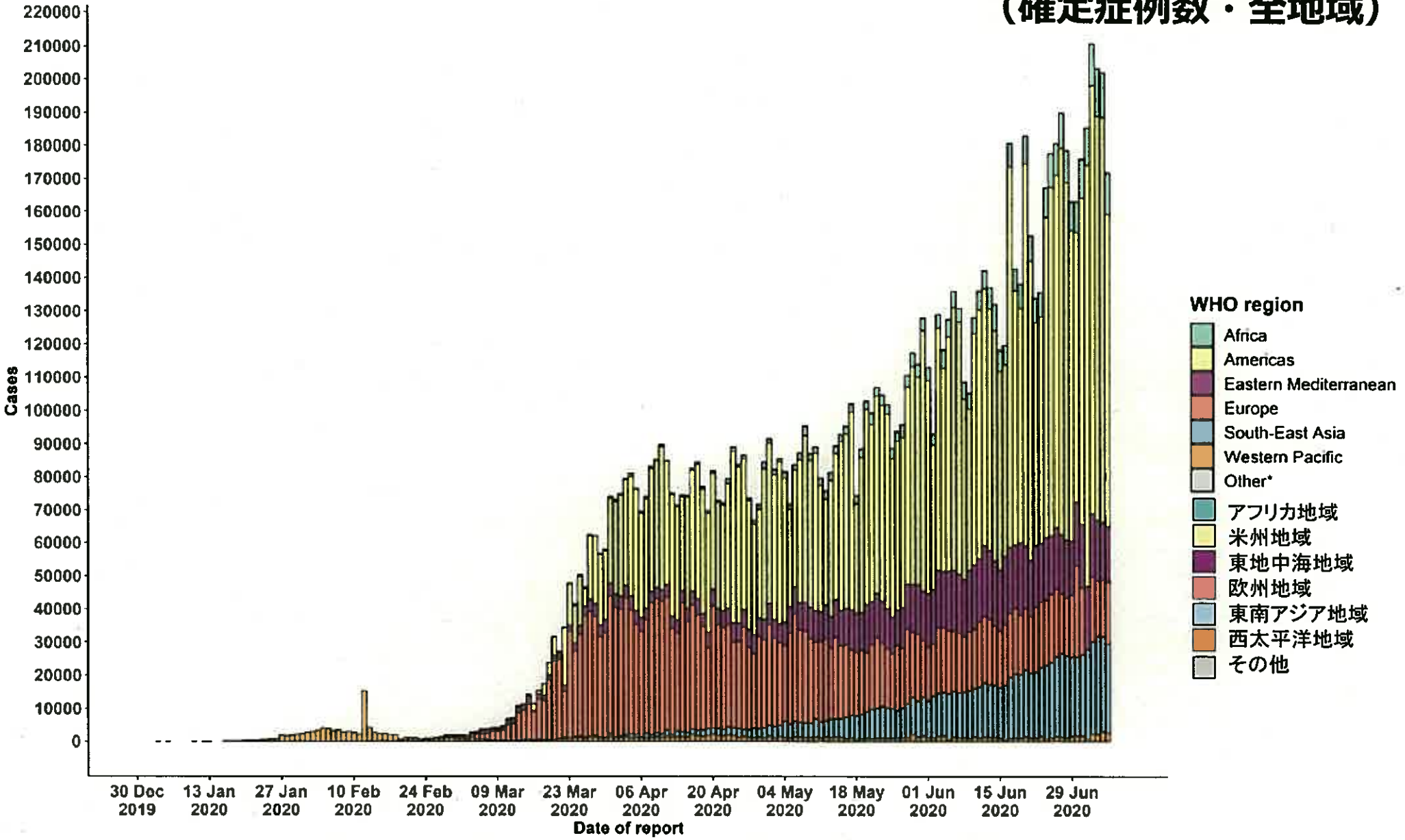
(累計 19,924 人)



（資料出所）厚生労働省HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html（令和2年7月8日閲覧）

新型コロナウイルス感染症の海外発生動向

（確定症例数・全地域）



（資料出所）WHO Situation Report-164「Figure 2. Number of confirmed COVID-19 cases, by date of report and WHO region, 30 December through 7 July」
https://www.who.int/docs/default-source/coronaviruse/situation-reports/20200707-covid-19-sitrep-169.pdf?sfvrsn=c6c69c88_2 （令和2年7月8日閲覧）

新型コロナウイルス感染症の海外発生動向

（確定症例数・地域別）

Americas

米州地域

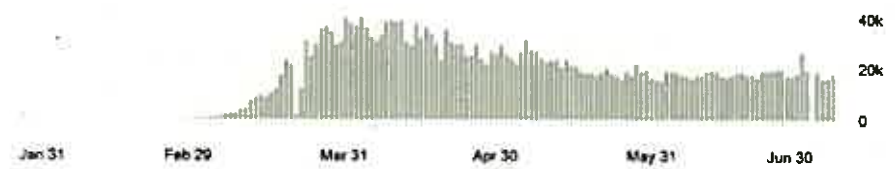
5,915,551
confirmed cases



Europe

欧州地域

2,809,848
confirmed cases



Eastern Mediterranean

東地中海地域

1,187,620
confirmed cases



South-East Asia

東南アジア地域

974,389
confirmed cases



Africa

アフリカ地域

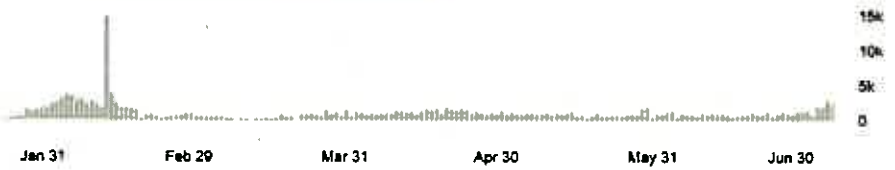
382,563
confirmed cases



Western Pacific

西太平洋地域

229,590
confirmed cases



Source World Health Organization
Data may be incomplete for the current day or week

（資料出所）WHO Coronavirus Disease (COVID-19) Dashboard Data last updated: 2020/7/7, 2:34pm CEST 「Situation by WHO Region」 https://covid19.who.int/ （令和2年7月8日閲覧）

2 経済・雇用指標等

月例経済報告

令和２年６月

総　論

（我が国経済の基調判断）

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。

・個人消費は、緊急事態宣言の解除に伴い、このところ持ち直しの動きがみられる。
・設備投資は、このところ弱含んでいる。
・輸出は、感染症の影響により、急速に減少している。
・生産は、感染症の影響により、減少している。
・企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。企業の業況判断は、厳しさは残るものの、改善の兆しがみられる。
・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。
・消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

（政策の基本的態度）

政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成 28 年（2016 年）熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。

新型コロナウイルス感染症に対しては、引き続き感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく。こうした下で、雇用・事業・生活を守り抜き、経済の力強い回復と社会変革の推進を実現するため、令和２年度第１次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（４月20日閣議決定）及び第２次補正予算を可能な限り速やかに実行する。

新型コロナウイルス感染症による国民意識や世界情勢の変化を踏まえた、我が国が目指すべき経済社会の姿の基本的な方向性を示すべく、７月半ばを目途に、「経済財政運営と改革の基本方針2020（仮称）」等を取りまとめる。

日本銀行においては、企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を強化する措置がとられている。日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、２％の物価安定目標を実現することを期待する。

各　論

1．消費・投資等の需要動向

個人消費は、緊急事態宣言の解除に伴い、このところ持ち直しの動きがみられる。

需要側統計（「家計調査」等）と供給側統計（鉱工業出荷指数等）を合成した消費総合指数は、４月は前月比5.6%減となった。個別の指標について最近の動きをみると、「家計調査」（４月）では、実質消費支出は前月比6.2%減となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」（４月）では、小売業販売額は前月比 9.9%減となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得はこのところ弱い動きとなっているが、消費者マインドは悪化傾向に歯止めがかかりつつある。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、選択的支出については、感染症とそれに伴う自粛の影響が残るものもあるが、５月の緊急事態宣言解除に伴う変化が生じている。旅行は、２月以降、大幅に減少しており、極めて低い水準が続いている。新車販売台数は、２か月連続で前月比２割減となり、減少が続いている。他方で、外食は、徐々に営業が再開され、このところ持ち直しの動きがみられる。家電販売も、５月は前年比プラスとなり、このところ持ち直しの動きがみられる。

総じてみると、個人消費は、緊急事態宣言の解除に伴い、このところ持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、持ち直していくことが期待される。

設備投資は、このところ弱含んでいる。

設備投資は、このところ弱含んでいる。需要側統計である「法人企業統計季報」（１－３月期調査、含むソフトウェア）でみると、2020年１－３月期は前期比6.7%増となった。業種別にみると、製造業は同6.1%増、非製造業は同7.0%増となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給（国内向け出荷及び輸入）は、このところ弱い動きとなっている。ソフトウェア投資は、おおむね横ばいとなっている。

「日銀短観」（３月調査）によると、全産業の2020年度設備投資計画は、増加が見込まれているが、「法人企業景気予測調査」（４－６月期調査）によると、2020年度の計画は、減少が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断は、製造業で過剰感が高まっており、全体でも不足感が和らいでいる。先行指標をみると、機械受注は、このところ弱含んでいる。建築工事費予定額は、弱含んでいる。

先行きについては、企業収益の減少や先行き不透明感の高まりにより、当面、慎重な動きが続くと見込まれる。

住宅建設は、弱含んでいる。

住宅建設は、弱含んでいる。持家の着工は、一部に弱さが残るものの、このところ横ばいとなっている。貸家の着工は、弱含んでいる。分譲住宅の着工は、弱含んでいる。総戸数は、４月は前月比12.0％減の年率79.7万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、感染症の影響による取引の抑制もあり、減少している。

先行きについては、弱含みで推移していくと見込まれる。

公共投資は、底堅く推移している。

公共投資は、底堅く推移している。４月の公共工事出来高は前月比0.5％増、５月の公共工事請負金額は同0.7％減、４月の公共工事受注額は同18.0％増となった。

公共投資の関連予算をみると、国の令和元年度一般会計予算では、補正予算において約 1.6 兆円の予算措置を講じており、補正後の公共事業関係費は、前年度を上回っている。令和２年度当初予算では、公共事業関係費について、一般会計では前年度当初予算比0.8％減（臨時・特別の措置分を含む）としている。令和２年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比0.1％増としている。

先行きについては、関連予算の執行により、底堅く推移していくことが見込まれる。

輸出は、感染症の影響により、急速に減少している。輸入は、感染症の影響は残るものの、このところ下げ止まりつつある。貿易・サービス収支は、赤字となっている。

輸出は、感染症の影響により、急速に減少している。地域別にみると、アジア向けの輸出は、減少している。アメリカ、ＥＵ及びその他地域向けの輸出は、急速に減少している。また、感染症によるインバウンドへの影響については、５月の訪日外客数は 99.9％減となった。先行きについては、海外経済が持ち直しに向かうなかで下げ止まることが期待される。ただし、海外経済の更なる下振れリスクに十分注意する必要がある。

輸入は、感染症の影響は残るものの、このところ下げ止まりつつある。地域別にみると、アジアからの輸入は、このところ下げ止まっている。アメリカ及びＥＵからの輸入は、このところ弱含んでいる。先行きについては、海外の経済活動の再開が段階的に進められているが、当面は感染症による供給制約の影響が残ることが見込まれる。

貿易・サービス収支は、赤字となっている。

４月の貿易収支は、輸出金額が減少したことから赤字幅が拡大した。また、サービス収支は、赤字幅が拡大した。

2．企業活動と雇用情勢

生産は、感染症の影響により、減少している。

鉱工業生産は、感染症の影響により、減少している。鉱工業生産指数は、４月は前月比9.8%減となった。鉱工業在庫指数は、４月は前月比0.3%減となった。また、製造工業生産予測調査によると５月は同4.1%減、６月は同3.9%増となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械は大幅に減少している。生産用機械は減少している。電子部品・デバイスは持ち直している。

生産の先行きについては、下げ止まることが期待される。ただし、海外経済の更なる下振れリスク及び感染症によるサプライチェーンを通じた影響に十分注意する必要がある。

また、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、減少が続いていた第３次産業活動は、一部に下げ止まりの動きもみられる。

企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。企業の業況判断は、厳しさは残るものの、改善の兆しがみられる。倒産件数は、増加がみられる。

企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。「法人企業統計季報」（１－３月期調査）によると、2020年１－３月期の経常利益は、前年比32.0%減、前期比11.6%減となった。業種別にみると、製造業が前年比29.5%減、非製造業が同32.9%減となった。規模別にみると、大・中堅企業が前年比42.0%減、中小企業が同11.5%減となった。「日銀短観」（３月調査）によると、2020年度の売上高は、上期は前年比0.7%減、下期は同0.8%増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比7.2%減、下期は同2.9%増が見込まれている。

企業の業況判断は、厳しさは残るものの、改善の兆しがみられる。「日銀短観」（３月調査）によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」では低下した。６月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べ慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」（５月調査）の企業動向関連ＤＩによると、現状判断及び先行き判断は上昇した。

倒産件数は、増加がみられる。４月は743件の後、５月は314件となった。負債総額は、４月は1,449億円の後、５月は813億円となった。

雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。

雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。完全失業率は、４月は前月比0.1%ポイント上昇し、2.6%となった。労働力人口及び就業者数は減少し、完全失業者数は増加した。

雇用者数は大幅に減少している。新規求人数は大幅に減少している。有効求人倍率は大幅に低下している。製造業の残業時間は大幅

に減少している。

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額はこのところ弱い動きとなっている。これらの結果、実質総雇用者所得は、このところ弱い動きとなっている。

「日銀短観」（３月調査）によると、企業の雇用人員判断は、不足感が弱まっている。

加えて、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、日次有効求人数は前年比で減少が続き、休業者数も大幅に増加している等、弱い動きがみられる一方、緊急事態宣言の解除に伴い、一部には、パート・アルバイトの求人数に増加の兆しもみられる。

雇用情勢の先行きについては、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、底堅く推移することが期待されるが、雇用調整の動き如何によっては弱さが増す恐れもあり、感染症の影響に十分注意する必要がある。

３．物価と金融情勢

国内企業物価は、下落している。消費者物価は、横ばいとなっている。

国内企業物価は、消費税率引上げによる直接の影響を除くベースで、下落している。５月の国内企業物価は、消費税率引上げによる直接の影響を除くベースで、前月比0.4％下落した。輸入物価（円ベース）は、下落している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」でみると、消費税率引上げによる直接の影響を除くベースで、このところ下落している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」でみると、消費税率引上げ等による直接の影響を除くベースで、横ばいとなっている。４月は、高等教育無償化等の制度要因による一時的な影響もあって、連鎖基準、固定基準ともに前月比0.3％下落した。なお、前年比でみると、４月は、連鎖基準で0.1％上昇し、固定基準で0.2％上昇した。また、消費税率引上げ等による直接の影響を除くと連鎖基準で同0.1％下落した（内閣府試算）。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、消費税率引上げ等による直接の影響を除くベースで、このところ緩やかに下落している。４月は、ガソリン価格等の下落もあって、連鎖基準、固定基準ともに前月比0.5％下落した。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）でみると、５月は前月比1.6％ポイント上昇し、72.3％となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、消費税率引上げ等による直接の影響を除くベースで、横ばい圏内で推移することが見込まれる。

株価（日経平均株価）は、21,800円台から23,100円台まで上昇した後、21,500円台まで下落し、その後22,400円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、107円台から109円台まで円安方向に推移した後、106円台まで円高方向に推移し、その後107円台まで円安方向に推移した。

株価（日経平均株価）は、21,800円台から23,100円台まで上昇した後、21,500円台まで下落し、その後22,400円台まで上昇した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、107円台から109円台まで円安方向に推移した後、106円台まで円高方向に推移し、その後107円台まで円安方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、-0.07%台から-0.01%台で推移した。ユーロ円金利（３ヶ月物）は、-0.0%台で推移した。長期金利（10年物国債利回り）は、0.0%台で推移した。

企業金融については、企業の資金繰り状況は悪化している。社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比5.1%（５月）増加した。

マネタリーベースは、前年比3.9%（５月）増加した。Ｍ２は、前年比5.1%（５月）増加した。

（※　５/29～６/17の動き）

４．海外経済

世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。

先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

<u>アメリカ</u>では、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

2020年１－３月期のＧＤＰ成長率（第２次推計値）は、個人消費や設備投資が減少したことなどから、前期比年率5.0%減となった。

足下をみると、消費は持ち直しの動きがみられる。設備投資は大幅に減少している。住宅着工は急速な減少が続いている。

生産は持ち直しの動きがみられる。非製造業景況感は持ち直しの動きがみられる。雇用面では、雇用者数は増加に転じており、失業率は低下している。物価面では、コア物価上昇率は急速に低下している。貿易面では、財輸出は大幅に減少している。

６月９～10日に開催された連邦公開市場委員会（ＦＯＭＣ）では、

政策金利の誘導目標水準を0.00％から0.25％の範囲で据え置くことが決定された。

***アジア地域*については、中国では、景気は厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが続いている。**

先行きについては、持ち直していくことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

韓国では、景気は厳しい状況にある。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にある。タイでは、景気は極めて厳しい状況にある。インドでは、景気は極めて厳しい状況にある。

中国では、景気は厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが続いている。2020年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前年同期比6.8％減となった。消費は大幅な減少からは持ち直している。固定資産投資は持ち直しの動きがみられる。輸出は減少している。生産は持ち直しの動きが続いている。消費者物価上昇率はやや低下している。

韓国では、景気は厳しい状況にある。2020年１－３月期のＧＤＰ成長率（前期比年率）は、5.0％減となった。台湾では、景気は減速している。2020年１－３月期のＧＤＰ成長率（前年同期比）は、1.6％増となった。

インドネシアでは、景気は厳しい状況にある。タイでは、景気は極めて厳しい状況にある。2020年１－３月期のＧＤＰ成長率（前年同期比）は、それぞれ3.0％増、1.8％減となった。

インドでは、景気は極めて厳しい状況にある。2020年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前年同期比3.1％増となった。

***ヨーロッパ地域*については、ユーロ圏では、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。ドイツにおいても、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、圏内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。**

英国では、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

ユーロ圏では、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。2020年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前期比年率13.6％減となった。消費は大幅に減少しているが、一部に持ち直しに向けた動きがみられる。機械設備投資は大幅に減少している。生産は大幅に減少している。サービス業景況感は持ち直しの動きがみられる。輸出は大幅に減少している。失業率は上昇している。コア物価上昇率はこのところ低下している。

ドイツにおいても、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。2020年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前期比年率8.6％減となった。

英国では、景気は極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。2020年１－３月期のＧＤＰ成長率は、前期比年率7.7%減となった。消費は大幅に減少しているが、一部に持ち直しに向けた動きがみられる。設備投資は弱い動きとなっている。生産は大幅に減少している。サービス業景況感は持ち直しの動きがみられる。輸出は大幅に減少している。失業率は高まりがみられる。コア物価上昇率はこのところ低下している。

欧州中央銀行は、６月４日の定例理事会において、政策金利を0.00%で据え置くとともに、パンデミック緊急購入プログラムにおける購入額を従来の7,500億ユーロから１兆3,500億ユーロに拡大、期間を従来の少なくとも20年末までから、21年６月まで延長すること等を決定した。イングランド銀行は、５月６日の金融政策委員会で、政策金利を0.10%で据え置くことを決定した。

国際金融情勢等

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカ及び中国ではやや上昇、英国ではおおむね横ばい、ドイツでは上昇した。短期金利についてみると、ユーロドル金利（３か月物）は、おおむね横ばいで推移した。主要国の長期金利は、アメリカ、英国及びドイツではおおむね横ばいで推移した。ドルは、ユーロ及びポンドに対して減価、円に対しておおむね横ばいで推移した。原油価格（ＷＴＩ）は大幅に上昇した。金価格はおおむね横ばいで推移した。

経済成長率の見込み

【OECD】

コロナウイルスのパンデミックは、過去100年で最悪の不況を引き起こし、人々の健康、雇用、暮らしに甚大な損害をもたらしていると、最新のOECDエコノミックアウトルックは述べています。

経済活動への制限は緩和されていますが、経済回復への道のりは依然として定まらず、感染の第二波に対して脆弱です。医療制度の強化とコロナウイルス後の世界に人々と企業が適応できるよう支援することが不可欠です。

（中略）

今年中にワクチンが広く利用できるようになる可能性はほとんどなく、先の見通しが全く立たない中で、OECDは通常とは異なるステップで2つの、どちらも同程度に起こりうるシナリオを示しています。一つ目は、ウイルスが制御可能になるというシナリオ（感染拡大の単発シナリオ）、もう1つは2020年末までに世界的に第二波が襲来するというシナリオ（双発シナリオ）です。

もし第二波が襲来して再びロックダウン措置が採られると、世界経済の生産額は今年は7.6%も急落し、2021年に2.8%回復すると予測されています。そのピーク時には、OECD諸国全体の失業率は感染発生前の2倍以上になり、来年も雇用情勢はほとんど回復しないでしょう。

感染の第二波が避けられたとしても、世界全体の経済活動は2020年は6%の落ち込みとなり、OECD諸国の失業率は2019年の5.4%から9.2%に跳ね上がると予測されています。

欧州諸国では、厳格かつ比較的長期に及んだロックダウンの経済的影響が特に厳しく、ユーロ圏のGDPは、もし第二波が襲来すれば（双発シナリオ）今年は11.5%の急落、第二波を避けられた（単発シナリオ）としても9%以上の落ち込みになると予測されています。その一方で、米国のGDPは双発シナリオでは8.5%、単発シナリオでは7.3%の下落、日本は前者の場合7.3%、後者の場合6%の下落になる見込みです。ブラジル、ロシア、南アフリカなどの新興諸国にとっての大きな課題は逼迫する医療制度で、商品価格の暴落がその困難をさらに深刻化させており、双発シナリオの場合の経済の落ち込みは、ブラジルが9.1%、ロシアが10%、南アフリカが8.2%となり、単発シナリオの場合には、それぞれ7.4%、8%、7.5%の落ち込みになると見られています。中国とインドのGDPは比較的影響が少なく、双発シナリオの下落幅はそれぞれ3.7%と7.3%、単発シナリオではそれぞれ2.6%、3.7%になると予測されています。

資料出所：OECD「Economic　Outlook（プレスリリース）」より抜粋。

経済成長率の見込み

【世界銀行】

先進国では、国内の需給、貿易、金融が大きく混乱したことにより、2020年の経済活動は7%縮小するとみられている。新興国・途上国でも、経済活動は2.5%縮小する見込みである。新興国・途上国の経済成長率が低下するのは、少なくとも過去60年間では初となる。国民1人当たり所得は3.6%減少し、2020年に数百万人が極度の貧困に陥るとみられる。

最も深刻な打撃を受けるのは、新型コロナウイルス感染症の被害が最も大きかった国、そして国際貿易や観光、一次産品輸出、国外からの資金調達への依存度が高い国である。混乱の程度は地域によって異なるが、すべての新興国・途上国で外的ショックに対する脆弱性が高まるとみられている。また、学校教育やプライマリ・ヘルスケアへのアクセスが一時的に絶たれることで、人的資本の発展にも長期にわたる影響が生じる可能性が高い。

（中略）

ベースライン予測では、世界経済成長率は2021年には4.2%（先進国では3.9%、新興国・途上国では4.6%）まで回復すると見込んでいる。予測の前提には、先進国では今年中頃まで、新興国・途上国ではやや遅れて、国内の感染抑制策を解除できる程度にまで感染流行が収束すること、そして世界規模での悪影響の広がりが今年後半には落ち着き、金融市場の混乱が長期化しないことを想定している。しかし、この見通しは不確実性が高く、圧倒的な下振れリスク―感染流行の長期化、金融市場の混乱、国際貿易や供給網の寸断の可能性―が考えられる。悲観シナリオでは、2020年の世界経済成長率はマイナス8%、2021年には1%やや上回る程度にまでにしか回復しないこと、新興国・途上国の2020年の成長率は約5%低下すると見込んでいる。

2020年の米国経済の成長率は、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のための経済活動の停止により、6.1%低下すると見込まれる。ユーロ圏では、新型コロナウイルス感染症の流行拡大が経済活動に大きな打撃を与え、2020年の成長率は9.1%低下となる見込みである。日本経済の成長率は、感染の予防措置による経済活動の落ち込みにより、6.1%減となると見込まれる。

「新型コロナウイルス感染症がもたらしている不況は、多くの点で特徴的であり、先進国では第二次世界大戦以来最悪の規模で景気が後退し、新興国・途上国では生産量が少なくとも過去60年間で初めて前年を下回る可能性が高い。」と、世界銀行のアイハン・コーゼ開発見通し局長は述べる。「世界経済の成長見通しはすでに、過去に類を見ない速度と規模で下方修正されている。過去の世界的な景気後退の経験からすると、成長見通しは近い将来、さらに引き下げられる可能性がある。この意味するところは、政策立案者は経済活動を支えるための追加的な政策の準備の必要があるかもしれないということである。」

資料出所：世界銀行「世界経済見通し（GEP）2020年6月版（プレスリリース）」より抜粋。

日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ　業況判断（ＤＩ）

（「良い」－「悪い」・％ポイント）

		平成30年				平成31年	令和元年			令和２年３月		令和２年６月	
		３月	６月	９月	12月	３月	６月	９月	12月	最近	先行き	最近	先行き
規模計	製造業	18	17	16	16	7	3	-1	-4	-12	-22	-39	-40
	非製造業	15	15	14	15	15	14	14	11	1	-14	-25	-28
大企業	製造業	24	21	19	19	12	7	5	0	-8	-11	-34	-27
	非製造業	23	24	22	24	21	23	21	20	8	-1	-17	-14
中堅企業	製造業	19	20	15	17	7	5	2	1	-8	-20	-36	-41
	非製造業	21	20	18	17	18	18	18	14	0	-14	-27	-29
中小企業	製造業	15	14	14	14	6	-1	-4	-9	-15	-29	-45	-47
	非製造業	10	8	10	11	12	10	10	7	-1	-19	-26	-33

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

ロ　経常利益増減

（令和２年３月調査）

（前年度比・％）

		令和元年度（計画）	令和2年度（計画）
規模計	製造業	-12.8	-2.8
	非製造業	-3.9	-2.4
大企業	製造業	-13.3	-2.8
	非製造業	-4.5	-1.2
中堅企業	製造業	-4.4	-5.0
	非製造業	-2.6	-4.0
中小企業	製造業	-18.1	-0.1
	非製造業	-3.3	-4.4

（令和２年６月調査）

（前年度比・％）

令和元年度	令和2年度（計画）
-15.9	-21.9
-5.1	-18.5
-17.5	-17.6
-7.8	-5.8
-3.1	-27.6
-2.8	-31.4
-18.1	-43.3
0.7	-41.3

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

ハ　売上高経常利益率

（令和２年３月調査）

（％）

		令和元年度（計画）	令和2年度（計画）
規模計	製造業	6.31	6.11
	非製造業	4.81	4.70
大企業	製造業	7.26	7.02
	非製造業	6.32	6.21
中堅企業	製造業	5.13	4.85
	非製造業	3.71	3.55
中小企業	製造業	3.81	3.82
	非製造業	3.39	3.29

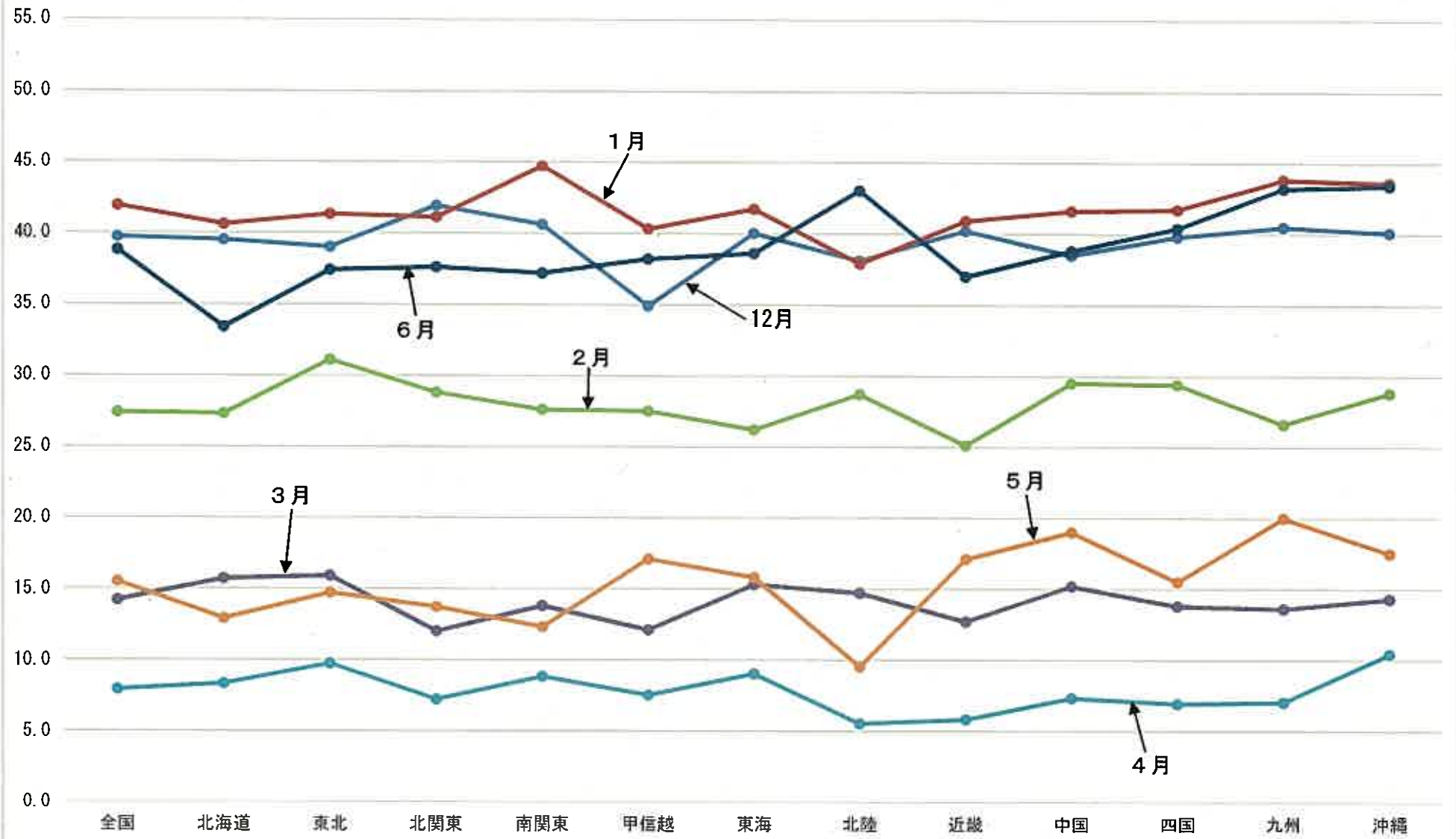
（令和２年６月調査）

（％）

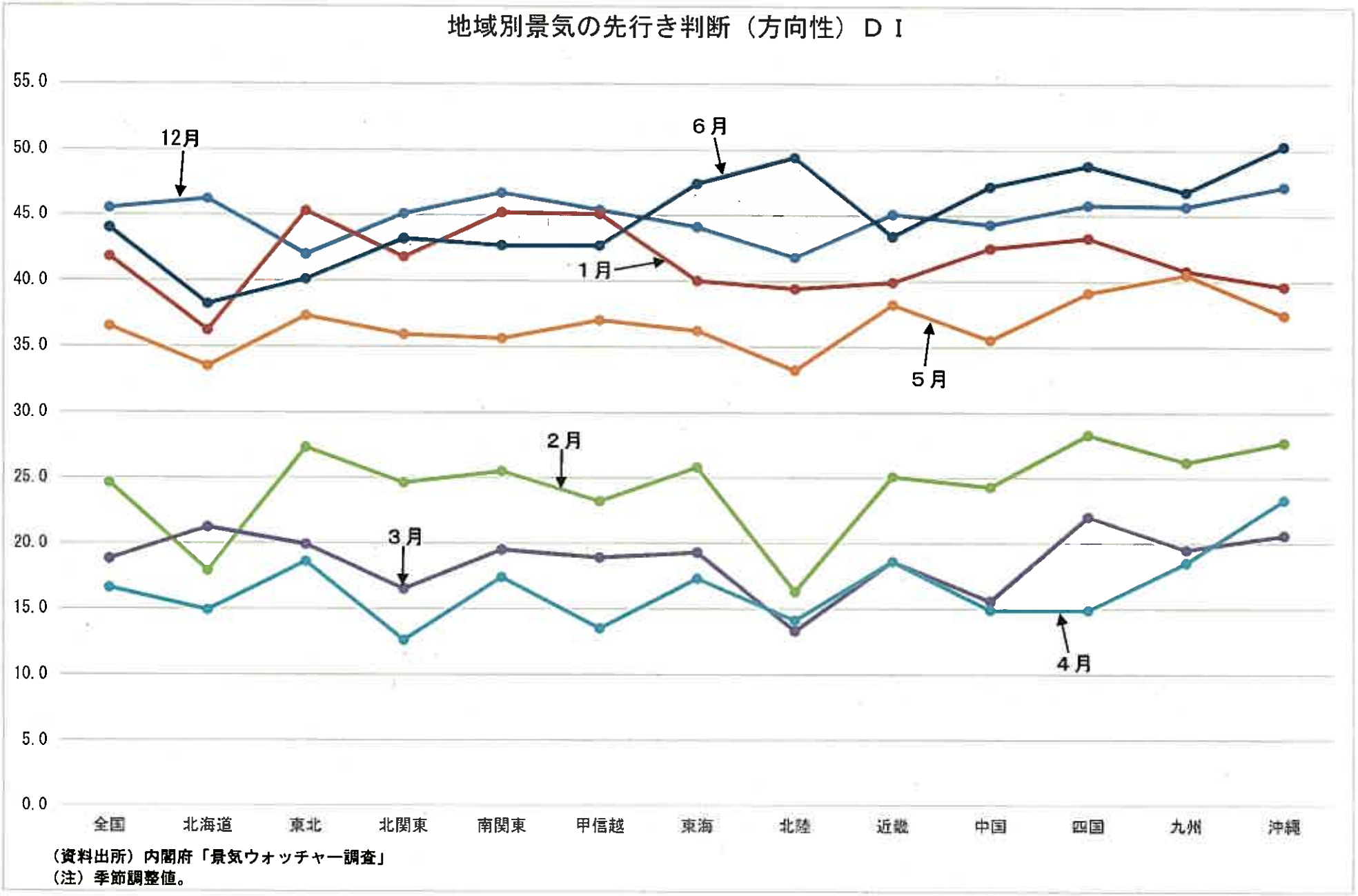
令和元年度	令和2年度（計画）
6.14	4.99
4.78	4.05
7.00	5.92
6.18	5.91
5.22	3.96
3.70	2.64
3.80	2.34
3.53	2.24

資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

地域別景気の現状判断（方向性）ＤＩ



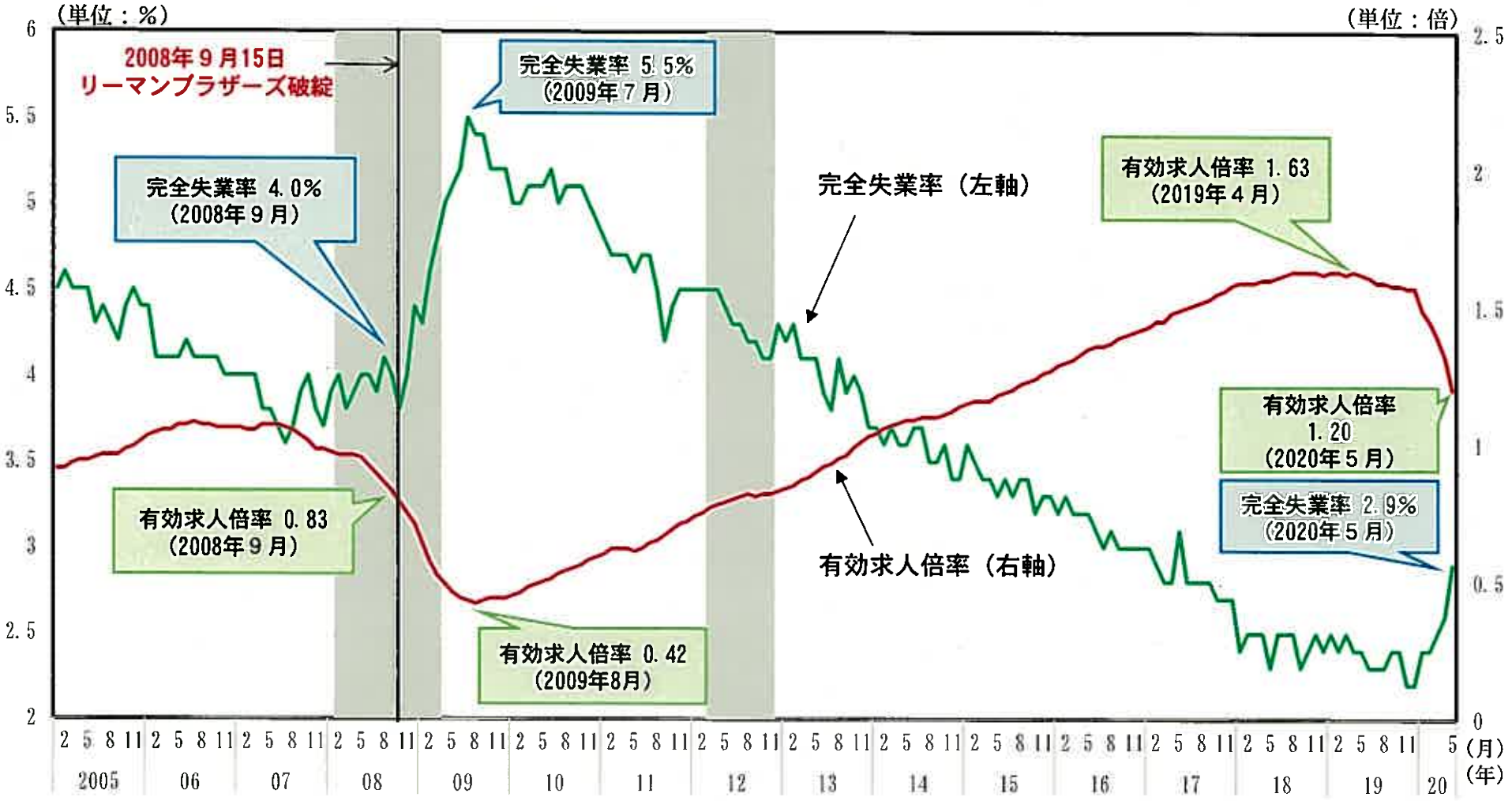
（資料出所）内閣府「景気ウォッチャー調査」
（注）季節調整値。



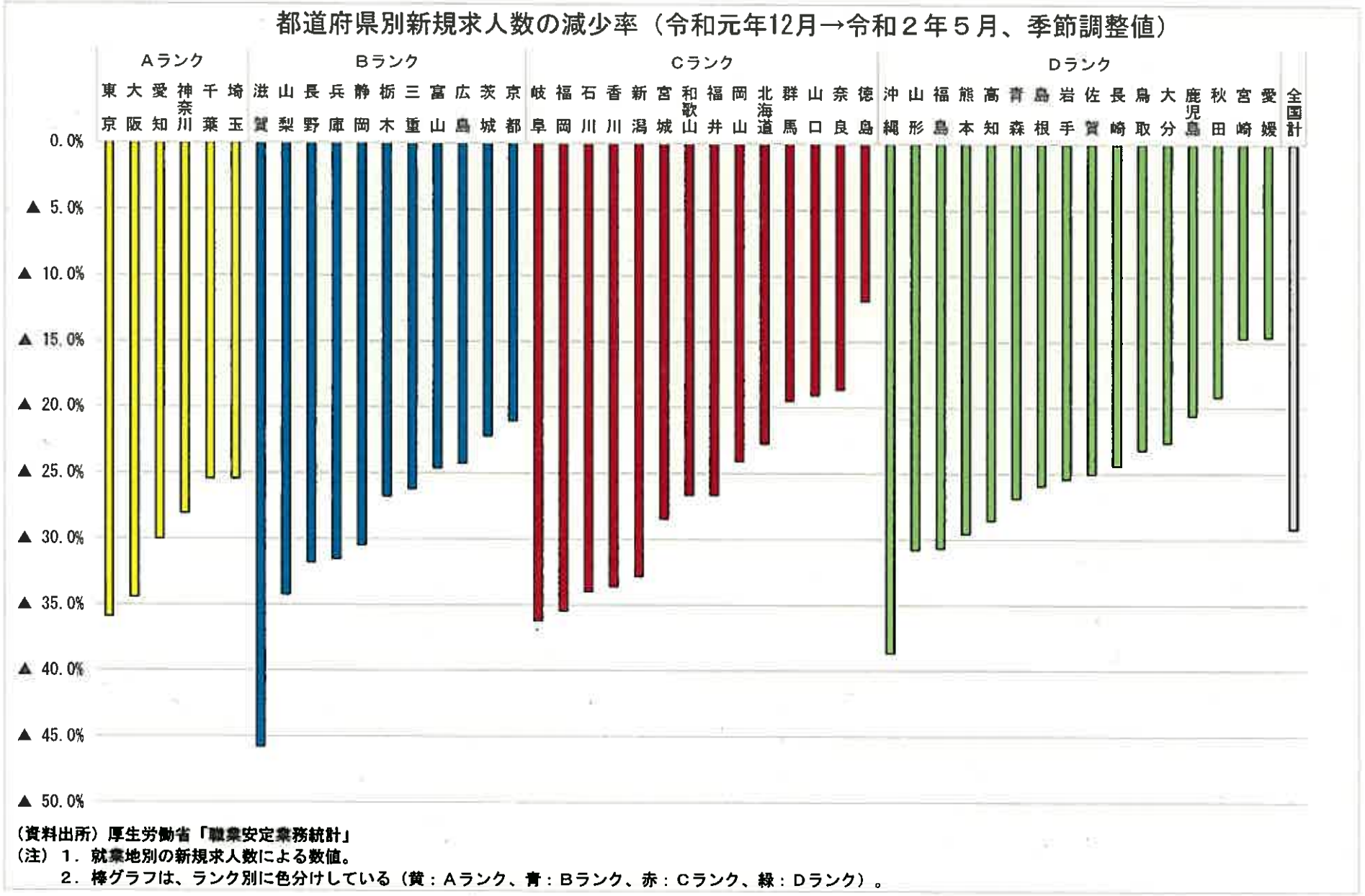
（資料出所）内閣府「景気ウォッチャー調査」
（注）季節調整値。

足下の雇用情勢について

○　足下の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求人が引き続き大幅に減少しており、求職者の増加もあいまって、厳しさがみられる。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある。



（資料出所）総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成
（注）完全失業率及び有効求人倍率は季節調整値。シャドー部分は景気後退期。



（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）１．就業地別の新規求人数による数値。
２．棒グラフは、ランク別に色分けしている（黄：Aランク、青：Bランク、赤：Cランク、緑：Dランク）。

産業別の新規求人数の動向について

○　令和２年５月の新規求人数を業種別にみると、「製造業」「宿泊業，飲食サービス業」などにおいて、大幅に減少している。

○　他方、「建設業」「情報通信業」「医療，福祉」などにおいては、新規求人数の減少幅が縮小しており、持ち直しの兆しがみられる。

※５月は、前年同月と比較し、稼働日が１日少なく、４月は、前年同月と比較し、稼働日が１日多いことに留意が必要。

●主要産業別の新規求人数

（%）　（人）

	令和元年								令和２年					(参考)令和2年5月の新規求人数
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
合　計	-2.5	-4.2	2.5	-5.9	-1.5	-4.0	-6.7	2.1	-16.0	-13.5	-12.1	-31.9	-32.1	637,335
建設業	-2.2	-0.0	7.9	-2.6	0.4	2.5	-4.5	4.3	-12.4	-11.9	-6.4	-15.8	-11.3	65,494
製造業	-8.8	-12.5	-5.9	-15.9	-11.0	-15.6	-19.3	-11.6	-26.1	-24.7	-22.8	-40.3	-42.8	50,796
情報通信業	-3.3	-4.5	4.8	-6.1	1.6	-7.3	-4.2	-0.2	-18.8	-13.1	-9.0	-36.0	-33.6	16,211
運輸業，郵便業	0.5	-5.2	1.7	-7.7	0.2	-8.0	-6.7	-1.2	-21.1	-13.2	-14.6	-30.6	-37.0	35,843
卸売業，小売業	-1.1	-6.1	0.5	-8.9	-3.2	-5.3	-9.9	-0.6	-22.5	-17.6	-15.0	-34.8	-35.9	90,650
学術研究，専門・技術サービス業	0.1	-1.9	-0.3	-5.3	2.0	-6.6	-7.9	3.9	-15.1	-17.7	-14.6	-36.6	-35.4	15,711
宿泊業，飲食サービス業	3.2	-5.2	7.0	-1.3	-2.8	1.3	-0.7	-1.3	-20.6	-11.8	-19.9	-47.9	-55.9	37,305
生活関連サービス業，娯楽業	-10.3	-2.4	-2.8	-7.8	-1.0	-4.1	-3.3	-0.6	-16.1	-18.0	-16.6	-44.0	-44.2	20,875
教育，学習支援業	1.0	4.6	4.7	1.5	3.1	-0.3	3.7	7.7	-8.1	-7.3	1.4	-38.1	-36.6	9,774
医療，福祉	1.6	1.6	8.1	-0.6	4.5	3.2	-1.8	6.8	-8.6	-7.0	-3.4	-21.7	-17.9	177,582
サービス業（他に分類されないもの）	-7.8	-9.3	-2.1	-8.3	-6.0	-8.6	-13.1	-2.7	-23.6	-21.0	-18.1	-36.5	-37.7	77,206

●宿泊業，飲食サービス業の新規求人数

（%）　（人）

	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	(参考)令和2年5月の新規求人数
宿泊業,飲食サービス業	▲ 19.9	▲ 47.9	▲ 55.9	37,305
宿泊業	▲ 37.2	▲ 66.2	▲ 76.8	3,795
飲食店	▲ 15.8	▲ 45.0	▲ 52.3	30,508

●情報通信業の新規求人数

（%）　（人）

	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	(参考)令和2年5月の新規求人数
情報通信業	▲ 9.0	▲ 36.0	▲ 33.6	16,211
情報サービス業	▲ 6.6	▲ 35.0	▲ 29.0	14,413

●サービス業（他に分類されないもの）の新規求人数

（人）

	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	(参考)令和2年5月の新規求人数
サービス業(他に分類されないもの)	▲ 18.1	▲ 36.5	▲ 37.7	77,206
職業紹介・労働者派遣業	▲ 34.3	▲ 48.0	▲ 52.8	15,826
その他の事業サービス業	▲ 13.4	▲ 32.9	▲ 32.9	50,283

●医療，福祉の新規求人数

（%）　（人）

	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	(参考)令和2年5月の新規求人数
医療,福祉	▲ 3.4	▲ 21.7	▲ 17.9	177,582
医療業	▲ 6.3	▲ 26.9	▲ 26.4	52,917
社会保険・社会福祉・介護事業	▲ 2.2	▲ 19.1	▲ 13.6	124,092

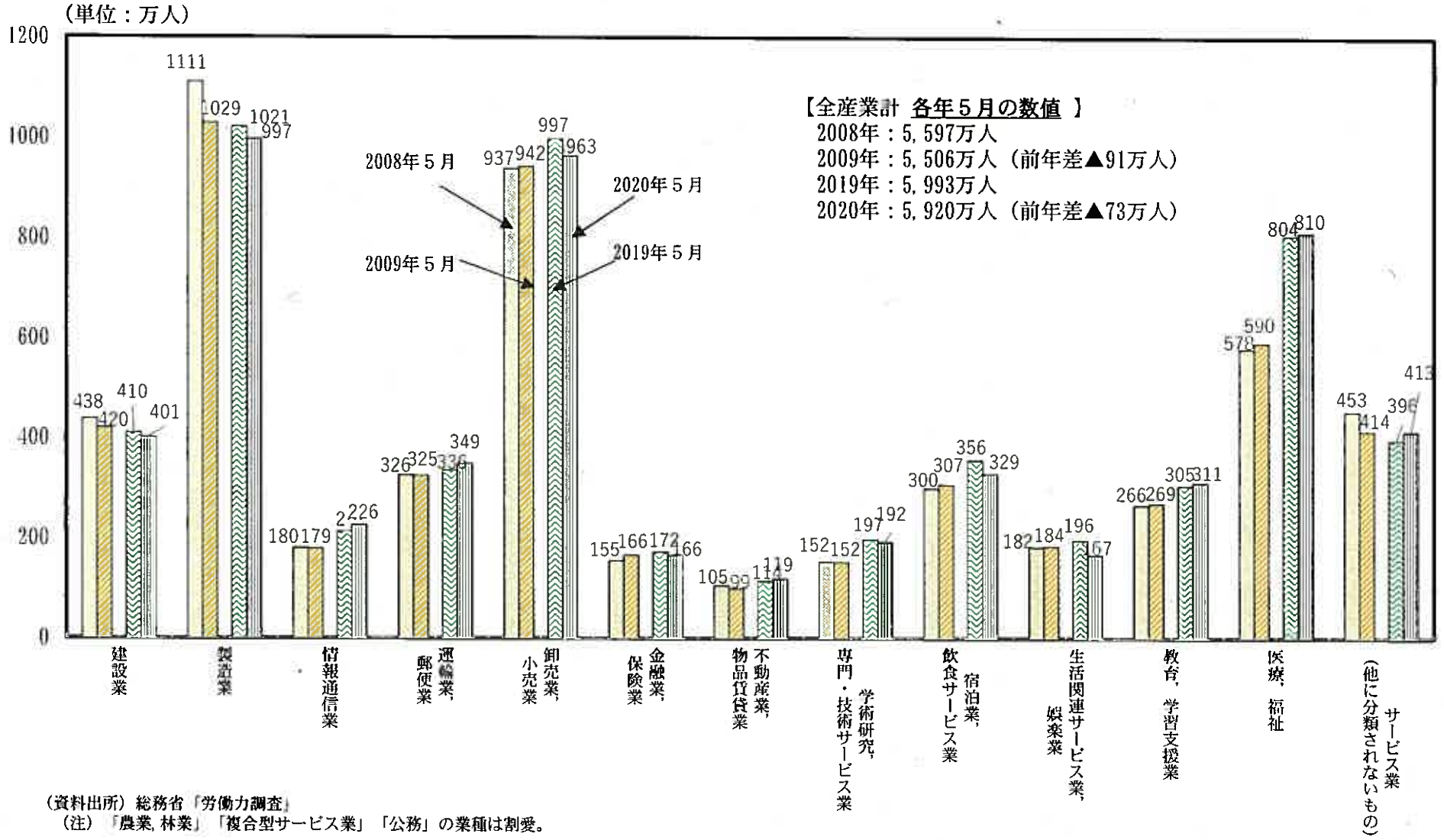
（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」

注　１）　いずれもパートを含む値、前年同月対比

２）　令和２年１月～３月は、求人票の記載項目の拡充により、求人の更新が差し控えられる等、前年比をマイナス方向に押し下げる影響が生じていることに留意が必要。

産業別でみた雇用者数の動向

○　５月の雇用者数を業種別に前年同月比で比較すると、「建設業」「製造業」「卸売業，小売業」「金融業，保険業」「学術研究，専門・技術サービス業」「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」で減少している。「情報通信業」「運輸業，郵便業」「不動産業，物品賃貸業」「教育，学習支援業」「医療，福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」で増加している。

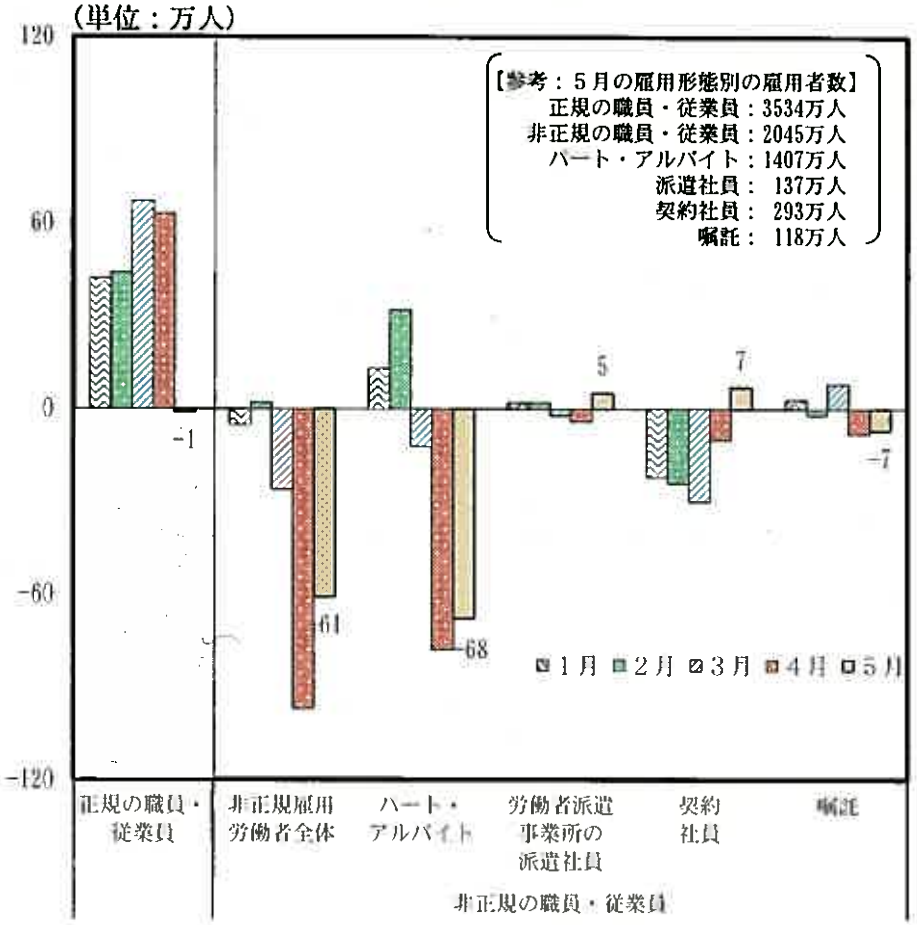


（資料出所）総務省「労働力調査」
（注）「農業，林業」「複合型サービス業」「公務」の業種は割愛。

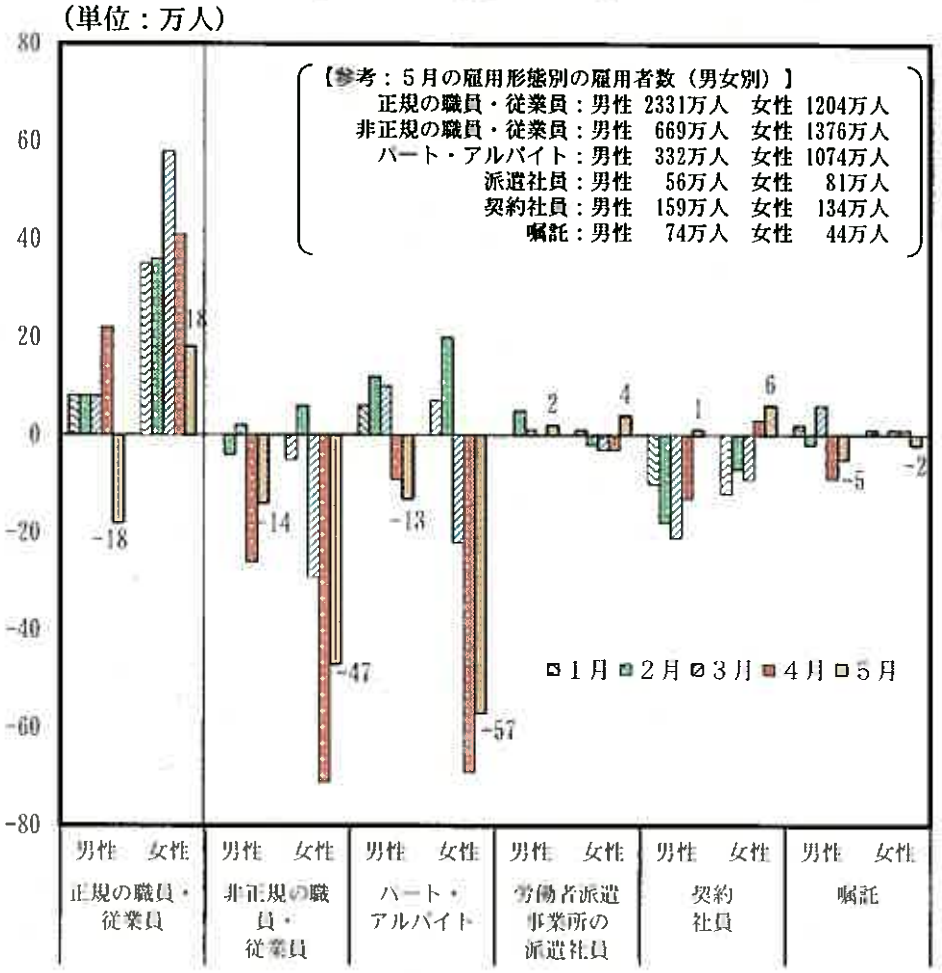
雇用形態別にみた雇用者の動向について

○　雇用形態別に令和２年５月の雇用者数をみると、女性のパート・アルバイトを中心に、非正規雇用労働者が大きく減少している。

雇用形態別にみた雇用者の動向（前年同月差）



性別・雇用形態別にみた雇用者の動向（前年同月差）



資料出所　総務省「労働力調査（基本集計）」により作成
注）　１）参考として記載している雇用者数については、原数値となっている。
　　２）非正規の職員・従業員については、「パート・アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」以外に、「その他」があるが、ここでは割愛している。

産業別にみた休業者（雇用者）の動向

	2020年 4月 雇用者数	うち休業者	休業者割合	2020年5月 雇用者数	うち休業者	休業者割合	雇用者数（前年同月差）					休業者数（前年同月差）				
	（万人）		（%）	（万人）		（%）	（万人）					（万人）				
							2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月
産業計	5923	516	8.7	5920	354	6.0	64	64	61	-36	-73	5	16	25	369	229
建設業	401	19	4.7	401	16	4.0	-9	11	3	-16	-9	-2	0	1	9	7
製造業	993	53	5.3	997	34	3.4	9	-9	-17	-11	-24	6	4	3	32	19
情報通信業	230	11	4.8	226	8	3.5	15	-4	3	18	13	0	1	-1	5	3
運輸業，郵便業	340	24	7.1	349	19	5.4	-10	-3	11	16	13	2	1	1	17	13
卸売業，小売業	980	83	8.5	963	44	4.6	18	46	21	-26	-34	-2	3	1	64	24
金融業，保険業	162	12	7.4	166	8	4.8	3	-7	-4	-1	-6	1	-1	-1	7	5
不動産業，物品賃貸業	120	8	6.7	119	5	4.2	12	7	1	14	5	1	0	1	7	2
学術研究，専門・技術サービス業	192	12	6.3	192	10	5.2	7	0	12	7	-5	0	1	0	8	7
宿泊業，飲食サービス業	321	94	29.3	329	70	21.3	-1	3	-7	-36	-27	0	3	1	84	63
生活関連サービス業，娯楽業	178	48	27.0	167	28	16.8	-3	-4	3	-8	-29	-1	0	5	44	24
教育，学習支援業	294	44	15.0	311	30	9.6	-12	-2	-5	-5	6	-5	-4	2	35	21
医療，福祉	827	49	5.9	810	34	4.2	34	29	41	18	6	1	2	5	25	11
サービス業(他に分類されないもの)	400	31	7.8	413	26	6.3	1	1	-5	-4	17	-1	1	5	23	19

資料出所：総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

※労働力調査における「休業者」とは、仕事を持ちながら、調査週間中に少しも仕事をしなかった者のうち、
1. 雇用者で、給料・賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者。
なお、職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中の者も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合等は休業者となる。
2. 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者。
なお、家族従業者で調査週間中に少しも仕事をしなかった者は、休業者とはならず、完全失業者又は非労働力人口のいずれかとなる。

雇用形態別にみた休業者の動向

男女計　（万人）

	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月
休業者計（自営業主含む）	194	196	249	597	423
雇用者	157	164	213	516	354
正規の職員・従業員	82	86	89	193	126
非正規の職員・従業員	67	70	118	300	209
パート・アルバイト	46	51	87	231	155
パート	28	27	54	134	89
アルバイト	18	24	33	98	66
労働者派遣事業所の派遣社員	4	4	6	16	13
契約社員	7	6	11	30	20
嘱託	4	4	4	9	9
その他	5	5	10	14	11

（前年同月差）　（万人）

2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月
8	19	31	420	274
5	16	25	369	229
5	8	-2	113	57
-2	8	27	240	161
-5	9	23	188	120
2	5	16	109	69
-7	4	7	80	51
0	-1	1	13	11
2	0	0	23	15
1	1	-1	5	6
0	-1	4	10	9

資料出所：総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

男　（万人）

	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月
休業者計（自営業主含む）	80	77	89	240	167
雇用者	52	52	64	192	129
正規の職員・従業員	28	24	26	94	53
非正規の職員・従業員	19	23	34	84	64
パート・アルバイト	12	15	21	53	39
パート	3	2	5	10	9
アルバイト	9	13	16	43	29
労働者派遣事業所の派遣社員	1	1	2	5	5
契約社員	2	2	5	13	9
嘱託	2	2	2	7	6
その他	2	2	4	6	5

（前年同月差）　（万人）

2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月
2	8	13	171	106
-1	5	9	143	84
4	2	-1	68	30
-5	3	10	66	48
-5	3	8	42	28
0	0	2	8	6
-5	3	6	34	21
0	0	1	4	5
0	0	0	10	7
1	0	0	4	4
-1	-1	2	5	3

資料出所：総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

女　（万人）

	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月
休業者計（自営業主含む）	114	119	159	357	256
雇用者	104	111	150	325	225
正規の職員・従業員	54	62	63	99	73
非正規の職員・従業員	47	47	84	216	144
パート・アルバイト	35	36	65	178	117
パート	25	25	48	124	80
アルバイト	9	11	17	54	37
労働者派遣事業所の派遣社員	4	3	5	11	8
契約社員	5	4	6	17	11
嘱託	1	2	2	3	3
その他	3	3	6	7	6

（前年同月差）　（万人）

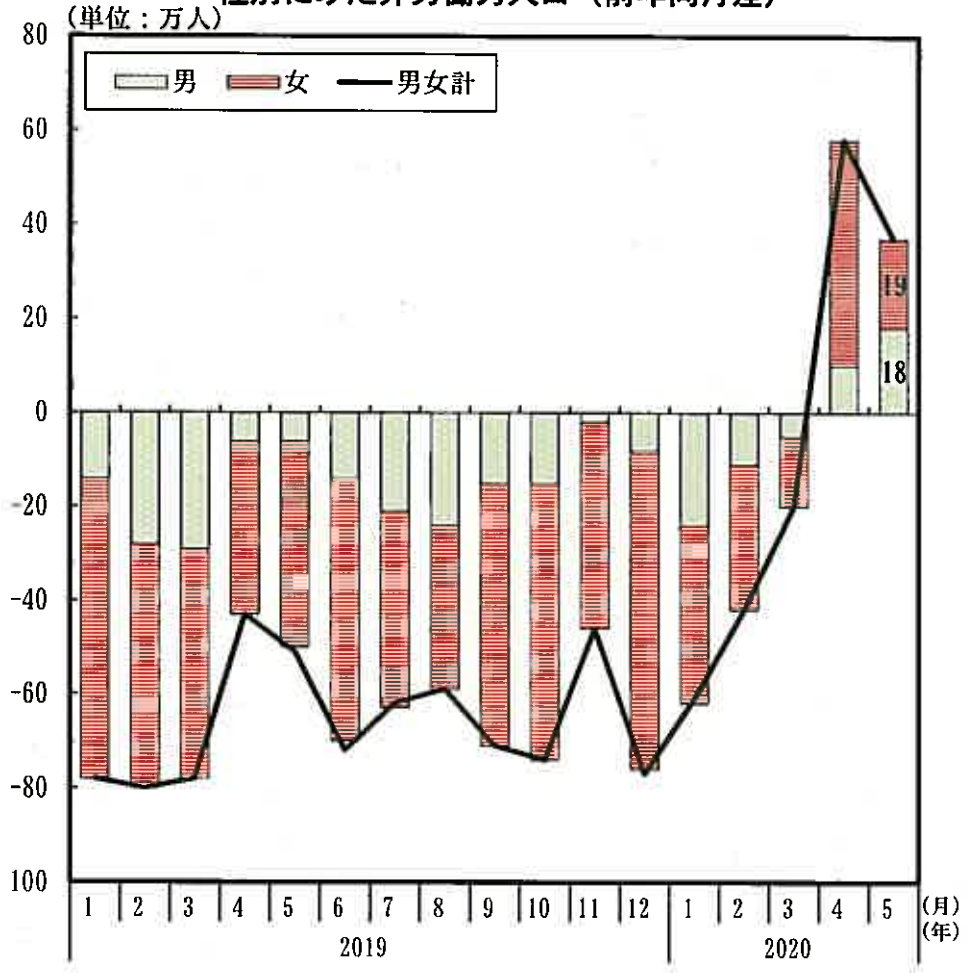
2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月
6	11	17	249	168
4	10	17	227	145
1	5	-1	46	27
3	4	17	174	112
1	6	14	146	93
2	4	13	101	62
-2	1	1	45	31
1	-1	1	9	6
2	1	0	13	8
0	0	0	1	1
0	0	3	5	5

資料出所：総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

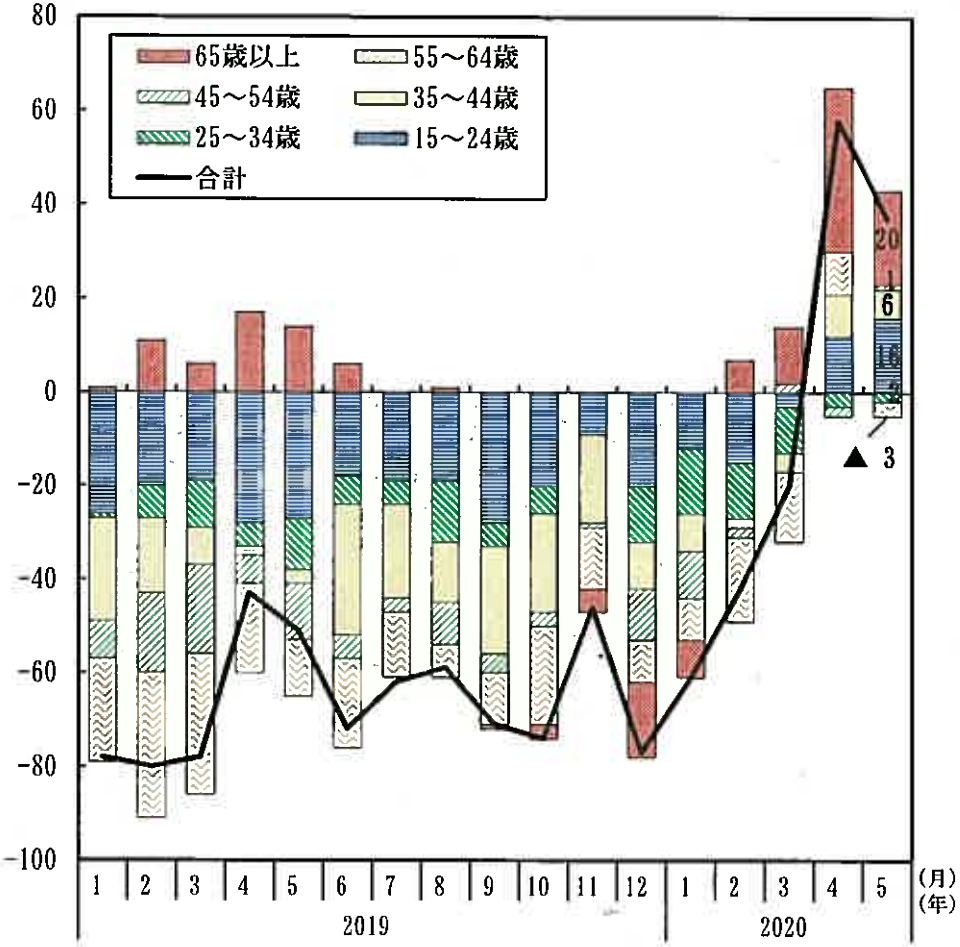
性別・年齢階級別にみた非労働力人口の動向

○　非労働力人口の前年同月差の動向をみると、2020年５月は４月から増加幅は減少したものの、性別で見ると女性が減少する一方、男性の増加がみられる。
○　年齢階級別にみると、「15歳～24歳」「65歳以上」の層において増加している。

性別にみた非労働力人口（前年同月差）



（単位：万人）年齢階級別にみた非労働力人口（前年同月差）



（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」により作成

産業別にみた給与、労働時間の動向

主要産業別現金給与総額

就業形態計（前年同月比）

	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月（速報）
産業計	1.0	0.7	0.1	-0.7	-2.1
建設業	2.8	2.9	4.7	1.2	-1.3
製造業	-0.1	-0.4	-2.2	-2.3	-4.5
情報通信業	3.0	2.0	0.6	0.4	0.2
運輸業，郵便業	-0.3	1.0	0.1	-2.0	-8.0
卸売業，小売業	3.4	1.7	0.5	1.6	-1.1
金融業，保険業	0.3	1.9	-1.0	2.1	5.2
不動産業，物品賃貸業	2.8	4.1	1.1	-0.3	0.5
学術研究，専門・技術サービス業	-1.7	1.4	4.6	0.9	-2.0
宿泊業，飲食サービス業	2.2	-0.5	-3.8	-10.5	-9.5
生活関連サービス業，娯楽業	-0.7	2.1	-0.1	-7.6	-2.0
教育，学習支援業	-1.9	1.4	0.6	2.0	2.1
医療，福祉	3.1	0.8	1.8	1.3	-1.2
サービス業（他に分類されないもの）	1.9	-0.8	-0.2	-1.6	-1.7

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。
（注）事業所規模5人以上、就業形態計の数値。

一般労働者（前年同月比）　（%）

	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月（速報）
産業計	1.0	0.7	0.0	-0.7	-2.8
建設業	2.4	2.3	4.4	0.8	-1.6
製造業	-0.5	-0.9	-2.2	-2.5	-4.8
情報通信業	2.0	1.1	-0.6	-0.1	-0.6
運輸業，郵便業	-1.3	-0.8	-1.6	-3.0	-9.0
卸売業，小売業	3.2	1.4	-0.3	0.3	-1.9
金融業，保険業	1.2	3.2	-0.3	3.0	6.9
不動産業，物品賃貸業	3.0	4.6	1.2	-0.1	0.4
学術研究，専門・技術サービス業	-0.8	2.6	5.8	1.7	-2.0
宿泊業，飲食サービス業	0.5	-1.9	-3.6	-8.7	-11.2
生活関連サービス業，娯楽業	2.2	2.1	1.4	-6.3	-3.7
教育，学習支援業	-3.2	-0.8	-1.2	-0.7	-1.2
医療，福祉	3.0	0.9	1.9	0.9	-1.4
サービス業（他に分類されないもの）	3.5	0.2	0.4	-0.9	-1.5

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。
（注）事業所規模5人以上、一般労働者の数値。

パートタイム労働者（前年同月比）　（%）

	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月（速報）
産業計	1.6	1.2	-0.3	-3.6	-4.1
建設業	-1.1	0.0	-4.1	-4.2	-6.0
製造業	5.2	3.1	0.8	-1.5	-1.3
情報通信業	12.1	10.0	8.5	7.9	1.3
運輸業，郵便業	2.9	3.5	3.7	-1.4	-2.5
卸売業，小売業	2.6	2.1	2.6	0.3	0.2
金融業，保険業	4.5	5.4	3.8	6.8	3.3
不動産業，物品賃貸業	-0.1	0.9	-1.4	-2.2	-2.6
学術研究，専門・技術サービス業	1.1	0.1	2.2	4.5	6.9
宿泊業，飲食サービス業	0.8	1.6	-5.5	-14.3	-11.7
生活関連サービス業，娯楽業	-4.4	1.4	-3.8	-16.1	-16.2
教育，学習支援業	0.7	2.0	0.7	-1.4	-5.8
医療，福祉	3.6	0.0	0.7	1.4	-2.0
サービス業（他に分類されないもの）	-2.6	-2.6	-3.1	-4.4	-8.1

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。
（注）事業所規模5人以上、パートタイム労働者の数値。

主要産業別総実労働時間

就業形態計（前年同月比）　（%）

	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月（速報）
産業計	0.8	-1.6	-1.2	-3.9	-9.0
建設業	2.4	-1.5	-0.3	-1.5	-3.5
製造業	1.7	-1.6	-1.3	-3.0	-10.0
情報通信業	4.6	-0.2	1.9	1.6	-4.6
運輸業，郵便業	0.9	0.6	0.3	-1.8	-8.4
卸売業，小売業	1.4	-0.3	0.3	-1.4	-6.4
金融業，保険業	2.7	-2.6	1.1	0.4	-4.3
不動産業，物品賃貸業	1.6	-1.0	-1.5	-3.8	-6.9
学術研究，専門・技術サービス業	1.4	-3.6	0.5	-1.1	-7.0
宿泊業，飲食サービス業	-0.9	-1.1	-6.9	-21.6	-26.1
生活関連サービス業，娯楽業	-2.8	-1.6	-6.4	-20.4	-30.4
教育，学習支援業	0.5	-2.4	-4.2	-5.1	-11.7
医療，福祉	0.1	-1.9	-0.6	-1.3	-3.5
サービス業（他に分類されないもの）	-0.8	-3.3	-2.4	-4.4	-10.1

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。
（注）事業所規模5人以上、就業形態計の数値。

一般労働者（前年同月比）　（%）　（%）

	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月（速報）
産業計	1.3	-1.6	-0.9	-2.9	-8.8
建設業	1.9	-2.1	-0.5	-1.8	-3.5
製造業	1.5	-1.9	-1.3	-3.0	-10.2
情報通信業	4.2	-0.7	1.1	1.4	-5.0
運輸業，郵便業	0.5	-0.3	-0.7	-2.4	-9.2
卸売業，小売業	2.1	-0.4	-0.1	-1.0	-6.8
金融業，保険業	3.2	-2.1	1.6	0.8	-3.8
不動産業，物品賃貸業	2.4	-0.2	-0.8	-3.1	-6.2
学術研究，専門・技術サービス業	2.4	-2.5	1.4	0.2	-6.2
宿泊業，飲食サービス業	-0.9	-0.4	-5.2	-18.3	-29.3
生活関連サービス業，娯楽業	0.4	-1.4	-4.6	-16.2	-28.5
教育，学習支援業	0.0	-4.7	-5.1	-7.2	-13.7
医療，福祉	0.0	-2.1	-0.6	-1.3	-3.6
サービス業（他に分類されないもの）	0.4	-2.3	-1.4	-3.1	-9.0

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。
（注）事業所規模5人以上、一般労働者の数値。

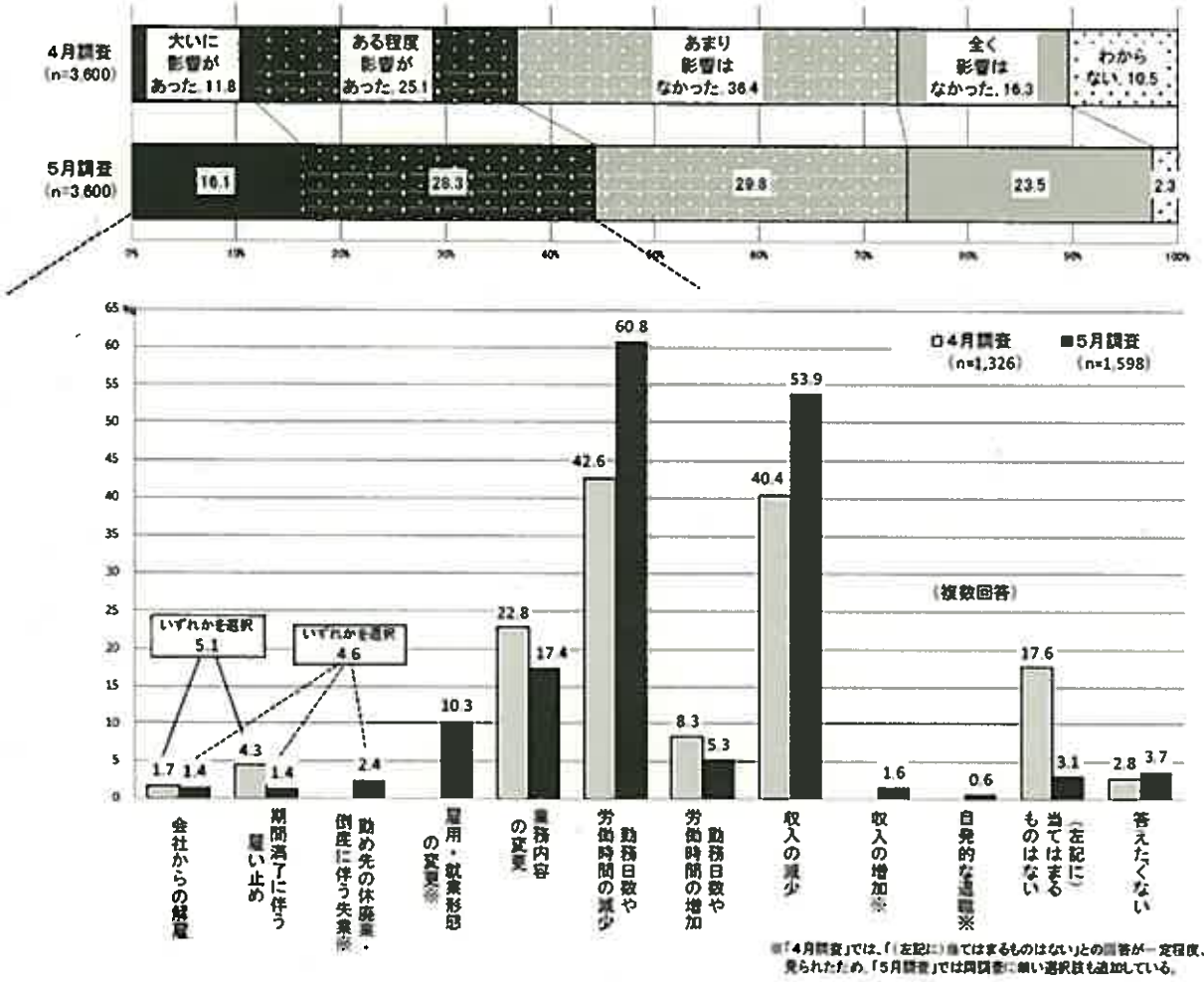
パートタイム労働者（前年同月比）　（%）

	2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月（速報）
産業計	-1.3	-1.4	-3.4	-9.9	-13.4
建設業	3.5	1.2	-3.6	-5.8	-9.4
製造業	2.9	0.4	-1.0	-4.9	-8.9
情報通信業	2.5	-2.3	3.2	-0.6	-5.3
運輸業，郵便業	-0.5	-0.9	1.0	-1.8	-4.3
卸売業，小売業	-0.3	-0.5	0.2	-4.5	-6.3
金融業，保険業	2.0	-1.7	0.8	0.2	-1.4
不動産業，物品賃貸業	-2.1	-3.9	-6.3	-7.1	-12.3
学術研究，専門・技術サービス業	-4.9	-6.0	-3.0	-11.1	-14.3
宿泊業，飲食サービス業	-2.5	-1.2	-8.8	-24.8	-25.4
生活関連サービス業，娯楽業	-6.3	-2.2	-9.5	-30.7	-42.3
教育，学習支援業	-0.7	0.7	-7.5	-7.2	-18.3
医療，福祉	-0.1	-1.2	-1.7	-2.3	-4.7
サービス業（他に分類されないもの）	-2.6	-4.8	-6.2	-9.2	-16.1

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。
（注）事業所規模5人以上、パートタイム労働者の数値。

新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響①

図表２　新型コロナウイルス感染症に関連した自身の雇用や収入にかかわる影響にかかる「４月調査」と「５月調査」の比較



（資料出所）JILPT・連合総研 共同研究「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」（一次集計）結果
（５月調査・連続パネル個人調査）〔令和2年6月10日発表〕

新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響②

図表8　仕事面で特に不安に感じたこと

(%)

		n	(3つまで複数回答) 不安に感じたことがあった計	勤め先の経営状況の悪化あるいは企業倒産・事業所閉鎖	解雇や雇止め(雇用不安	収入の減少	感染予防や感染者発生時の対応などの会社の衛生管理	「一斉休校」などに伴う休暇や業務調整に対する会社のマネジメント	在宅勤務・テレワークなどの環境整備	ご自身の仕事の調整	職場の人間関係の変化	その他	不安に感じたことは特にない	答えたくない
計		4,307	73.9	24.0	12.9	40.7	26.2	7.8	12.9	19.4	6.2	1.4	22.1	4.0
4/1時点の状況	正社員	2,848	74.3	25.8	9.7	38.9	25.4	8.7	16.7	20.9	6.8	1.1	21.7	4.0
	非正社員	1,459	73.1	20.6	19.3	44.1	28.0	6.0	5.6	16.4	4.9	1.9	22.9	4.0
昨年1年間の世帯収入	300万円未満	635	74.0	26.1	17.8	46.5	26.1	3.1	7.2	15.4	6.9	1.4	21.6	4.4
	300～500万円未満	931	75.9	26.1	15.1	44.1	24.7	7.3	10.5	18.2	6.1	1.1	21.8	2.3
	500～700万円未満	857	78.3	26.7	10.7	40.6	26.7	10.3	16.3	23.6	6.2	1.3	19.6	2.1
	700～900万円未満	515	77.3	23.3	11.8	35.9	28.3	11.7	18.4	23.5	5.4	0.8	21.6	1.2
	900万円以上	620	73.2	22.3	9.8	36.9	26.5	9.5	20.3	22.7	7.3	1.6	24.8	1.9
	わからない	749	64.5	18.6	11.9	37.9	26.0	5.3	6.9	13.9	5.1	2.0	23.8	11.7

(資料出所) JILPT・連合総研 共同研究「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」(一次集計)結果
(5月調査・連続パネル個人調査)〔令和2年6月10日発表〕

３　政府の対策と実施状況

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～

令和２年４月７日 閣議決定
※同年４月20日 変更の閣議決定

経済の現状認識と経済対策の考え方

○ 新型コロナウイルス感染症は内外経済に甚大な影響。世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面。我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押し、国難ともいうべき厳しい状況。先行きも、厳しい状況が続くと見込まれ、内外経済をさらに下押しするリスクに十分注意。

○ 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に加えて、新たに補正予算を編成し、前例にとらわれることなく、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の本経済対策を策定し、可及的速やかに実行に移す必要。

○ 第一は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの「緊急支援フェーズ」、第二は、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進を図る「V字回復フェーズ」。時間軸を十分意識しながら、緊急事態宣言下での本経済対策の各施策を戦略的に実行。国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意で、感染症の影響をしのぎ、その後の経済のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げる。

○ 引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、各方面からの要望を踏まえ、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果断に対応。

緊急支援フェーズ

事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守り抜く段階

Ⅰ．感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発
1. マスク・消毒液等の確保
2. 検査体制の強化と感染の早期発見
3. 医療提供体制の強化
4. 治療薬・ワクチンの開発加速
5. 帰国者等の受入れ体制の強化
6. 情報発信の充実
7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力
8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

Ⅱ．雇用の維持と事業の継続
1. 雇用の維持
2. 資金繰り対策
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
4. 生活に困っている人々への支援
5. 税制措置

V字回復フェーズ

観光・運輸、飲食、イベントなど大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講じる段階

Ⅲ．次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復
1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
2. 地域経済の活性化

Ⅳ．強靭な経済構造の構築
1. サプライチェーン改革
2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
4. 公共投資の早期執行等

Ⅴ．今後への備え：新たな予備費の創設

⇒本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設。

本対策の規模

	総合経済対策[1]	緊急対応策 第1弾・第2弾[2]	新たな追加分	合計
財政支出	9．8兆円程度	0．5兆円程度	38．1兆円程度	48．4兆円程度
事業規模	19．8兆円程度	2．1兆円程度	95．2兆円程度	117．1兆円程度

本対策の効果（４月24日内閣府公表）

- 支出が直接的にGDPを下支え・押上げする効果は、実質GDP換算で4．4%程度
- 資金繰り支援や納税猶予等は、事業の継続・雇用の維持を強力に支えるセーフティネット効果

（注1）「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月５日閣議決定）のうち、今後効果が発現すると見込まれるもの。
（注2）「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第１弾（令和２年２月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び第２弾（令和２年３月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもの。

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

クリックするとHPに飛びます
（一部、準備中のものを除く）

2020年7月7日時点

世帯や個人の皆様

給付

全国全ての人々に	特別定額給付金	実施中	一律1人当たり10万円 申請は郵送又はマイナポータルで	コールセンター 0120-260-020 （毎日9:00～20:00）
子育て世帯の方々に	子育て世帯への臨時特別給付金	実施中	児童手当受給世帯に対して 子ども1人当たり1万円 改めての申請不要	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-271-381 （9:00～18:30 土、日、祝日を除く）
NEW 生活が苦しい ひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金 クリックでHPに飛びます	順次支給開始	児童扶養手当受給世帯等に対して 5万円（第2子以降は＋3万円） さらに、収入減の場合＋5万円	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-400-903 （9:00～18:00 土、日、祝日を除く）
NEW 休業期間中、 賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	実施準備中	中小企業で働く従業員に対して 月額最大33万円を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 （平日8:30-20:00,休日8:30-17:15）
休業による収入減で 住居を失うおそれ	住居確保給付金	実施中	原則3か月,最長9か月 家賃相当額を支援	お住いの市区町村の 自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 （毎日 9:00-21:00）
アルバイト収入減で 学業継続が厳しい	学生支援緊急給付金	実施中	大学・短大・高専・専門学校生等1人当たり 20万円（住民税非課税世帯） 10万円（上記以外）	各大学等の学生課等の窓口まで

詳細はこちらをクリック

貸付

収入減で 生活が苦しい	緊急小口資金・ 総合支援資金	実施中	最大80万円（二人以上世帯） 最大65万円（単身世帯）	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999（毎日9:00-21:00） 全国の労働金庫や指定された郵便局でも申請受付

詳細はこちらをクリック

猶予・減免

収入減で 保険料が払えない	国民健康保険料等の減免 リンク先パンフのP10をご覧ください	実施中	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を減免	各市区町村の窓口まで
生活が苦しくて 税,公共料金が払えない	納税猶予,公共料金の支払猶予	実施中	国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払を猶予	国税　→国税局猶予相談センターまで 地方税　→各地方団体の窓口まで 各種公共料金 →各事業者まで

国税の詳細はこちらをクリック

中小・小規模事業者等の皆様

給付

売上が半分以下※で事業の継続が苦しい ※1～12月のどの月でも	持続化給付金	実施中	中小法人等 最大200万円 フリーランス含む個人事業者 最大100万円 主たる収入を給所得・雑所得で確定申告した個人事業者,2020年新規創業者向けの申請も開始	NEW 6/29～ 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570（毎日8:30-19:00） 6月8日から全国1649の商工会及び46の商工会議所で申請サポート実施 申請サポート会場も順次開設
NEW 家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金	7/14～申請開始	一定の売上減少要件を満たす事業者に 中小企業等 最大600万円※1 個人事業者等 最大300万円※2 ※1 最大100万円/月（給付率2/3,1/3）×6カ月分 ※2 最大 50万円/月（給付率2/3,1/3）×6カ月分	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 （毎日8:30～19:00） 申請サポート会場も順次開設予定

サポート会場の詳細はこちらをクリック

助成

拡充 雇用を維持できない	雇用調整助成金	実施中	雇用を維持する中小企業は 一律10割助成 日額上限8,330円→15,000円に引上げ	順次支給開始 お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 （毎日9:00-21:00）
拡充 事業再開に向けた投資をしたい	持続化補助金	実施中	小規模事業者に最大150万円を補助 （最大100万円までを最大3/4補助, 最大50万円を定額補助） ナイトクラブ,ライブハウス等は最大200万円	お近くの商工会 または商工会議所まで

貸付

売上減で 資金繰りが厳しい	実質無利子・ 無担保融資	実施中	3年間無利子,最長5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀,信金,信組等でも利用可に	日本公庫 → 0120-154-505（平日） 商工中金 → 0120-542-711（平日・休日） 民間金融 → 0570-783-183（平日・休日）

猶予・減免

売上減で 税,社会保険料が苦しい	国税,地方税, 社会保険料の納付猶予	実施中	売上が一定程度減少の場合、 1年間、無担保かつ 延滞税なしで猶予	国税　→国税局猶予相談センターまで 地方税　→各地方団体の窓口まで 社会保険料 →管轄の年金事務所,各都道府県労働局
売上減で 固定資産税が払えない	固定資産税・ 都市計画税の減免 リンク先パンフのP72をご覧ください	実施中	売上が一定程度減少の場合, 来年度は2分の1又はゼロ に減免	相談ダイヤル 0570-077-322 （平日 9：30～17：00）

国税の詳細はこちらをクリック

内閣官房HPより抜粋

令和２年度補正予算（第１号）の概要

１．新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費　255,655億円

（１）感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発　18,097億円

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）〔1,490億円〕
  （PCR検査機器整備、病床・軽症者等受入れ施設の確保、人工呼吸器等の医療設備整備、応援医師の派遣への支援等）
- 医療機関等へのマスク等の優先配布〔953億円〕、人工呼吸器・マスク等の生産支援〔117億円〕
- 幼稚園、小学校、介護施設等におけるマスク配布など感染拡大防止策〔792億円〕、全世帯への布製マスクの配布〔233億円〕
- アビガンの確保〔139億円〕、産学官連携による治療薬等の研究開発〔200億円〕、国内におけるワクチン開発の支援〔100億円〕、国際的なワクチンの研究開発等〔216億円〕
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）〔10,000億円〕
  ※　緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する事業に充当。

（２）雇用の維持と事業の継続　194,905億円

- 雇用調整助成金の特例措置の拡大〔690億円〕
  ※　上記は一般会計で措置した週労働時間20時間未満の雇用者に係るものであり、20時間以上の雇用者については、労働保険特別会計で7,640億円を措置している。
- 中小・小規模事業者等の資金繰り対策〔38,316億円〕
- 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金〔23,176億円〕
- 全国全ての人々への新たな給付金〔128,803億円〕
- 子育て世帯への臨時特別給付金〔1,654億円〕

（3）次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復　18,482億円

- “Go To”キャンペーン事業（仮称）〔16,794億円〕
- 「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド（仮称）」の創設〔1,000億円〕

（4）強靱な経済構造の構築　9,172億円

- サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金〔2,200億円〕
- 海外サプライチェーン多元化等支援事業〔235億円〕
- 農林水産物・食品の輸出力・国内供給力の強化〔1,984億円〕
- GIGAスクール構想の加速による学びの保障〔2,292億円〕
- 公共投資の早期執行等のためのデジタルインフラの推進〔178億円〕
- 中小企業デジタル化応援隊事業〔100億円〕

（5）今後への備え　15,000億円

- 新型コロナウイルス感染症対策予備費〔15,000億円〕

2．国債整理基金特別会計へ繰入　1,259億円

補正予算の追加歳出計　256,914億円

令和２年度補正予算（第２号）の概要

１．新型コロナウイルス感染症対策関係経費　318,171億円

（１）雇用調整助成金の拡充等　4,519億円

※　上記は労働保険特別会計への繰入や週所定労働時間20時間未満の労働者にかかる事業について、一般会計で措置した額であり、この他、同特別会計で8,576億円を措置している。

（２）資金繰り対応の強化　116,390億円

・中小・小規模事業者向けの融資〔88,174億円〕

・中堅・大企業向けの融資〔4,521億円〕

・資本性資金の活用〔23,692億円〕

金融機能の強化

金融機能強化法に基づく民間金融機関に対する資本参加スキームの期限を延長するとともに、資本参加枠を15兆円に拡充。

（３）家賃支援給付金の創設　20,242億円

（４）医療提供体制等の強化　29,892億円

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金〔22,370億円〕

※　うち医療〔16,279億円〕、介護等〔6,091億円〕。

・医療用マスク等の医療機関等への配布〔4,379億円〕

・ワクチン・治療薬の開発等〔2,055億円〕

（注）このほか、令和２年度補正予算（第１号）で措置した新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、学生支援緊急給付金531億円（令和２年5月19日閣議決定）、医療用マスク等の医療機関等への配布1,680億円及び診療報酬上の特例的な評価（国庫負担分）159億円（令和2年５月26日閣議決定）を措置。

（5）その他の支援 **47,127億円**

① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充 20,000億円

② 低所得のひとり親世帯への追加的な給付 1,365億円

③ 持続化給付金の対応強化 19,400億円

④ その他 6,363億円

・持続化補助金等の拡充〔1,000億円〕
・農林漁業者の経営継続補助金の創設〔200億円〕
・文化芸術活動の緊急総合支援パッケージ〔560億円〕
・自衛隊の感染症拡大防止・対処能力の更なる向上〔63億円〕
・地域公共交通における感染拡大防止対策〔138億円〕
・個人向け緊急小口資金等の特例貸付〔2,048億円〕
・教員、学習指導員等の追加配置〔318億円〕
・教育ICT環境整備等のための光ファイバ整備推進〔502億円〕
・学校再開に伴う感染症対策・学習保障等〔421億円〕
・スマートライフ実現のためのAIシミュレーション事業〔14億円〕

（6）新型コロナウイルス感染症対策予備費 **100,000億円**

2．国債整理基金特別会計へ繰入（利払費等） **963億円**

3．既定経費の減額（議員歳費） **▲20億円**

補正予算の追加歳出計 **319,114億円**

新型コロナウイルス感染症対応のための一連の経済財政政策の経済効果

令和2年
6月4日公表

新型コロナウイルス感染症への対応のための一連の経済財政政策は、国民の命と健康、雇用・事業・生活を守り抜き、その後の力強い回復の実現を目指すものであるが、そのうち、支出が直接的に実質GDPを下支え・押上げする効果を取り出すと以下のとおり。

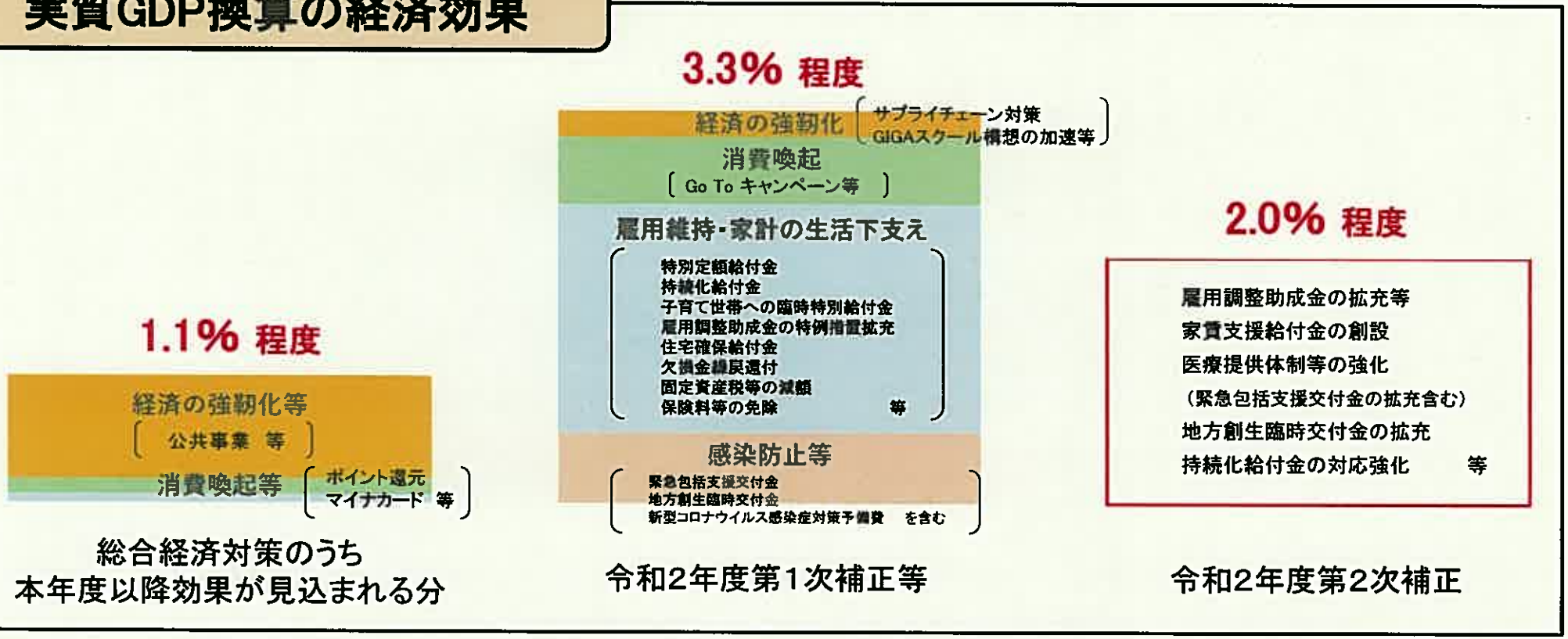
○緊急経済対策（2020年4月20日）・令和2年度第1次補正予算分
- 「総合経済対策」（2019年12月5日）のうち本年度以降効果が見込まれる分 ： 1.1%程度
- 令和2年度第1次補正予算等によって見込まれる分 ： 3.3%程度

○令和2年度第2次補正予算のうち現時点で支出が見込まれる分※ ： 2.0%程度

6.4%程度

※新型コロナウイルス感染症対策予備費（10兆円）は除く

実質GDP換算の経済効果



主な支援策の実施状況

＜雇用調整助成金＞

	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（百万円）	
		累計		累計		累計
～5/1	5,119	**5,119**	522	**522**	284	**284**
5/2～5/8	5,415	**10,534**	2,565	**3,087**	774	**1,059**
5/9～5/15	11,058	**21,592**	6,171	**9,258**	2,944	**4,003**
5/16～5/22	17,593	**39,185**	10,177	**19,435**	5,103	**9,106**
5/23～5/29	33,711	**72,896**	15,931	**35,366**	9,262	**18,368**
5/30～6/5	45,772	**118,668**	24,976	**60,342**	14,145	**32,512**
6/6～6/12	46,011	**164,679**	32,274	**92,616**	23,841	**56,354**
6/13～6/19	52,019	**216,698**	39,682	**132,298**	35,994	**92,348**
6/20～6/26	64,768	**281,466**	47,154	**179,452**	43,903	**136,251**

＜持続化給付金＞

※６月29日時点。

第１次補正予算で２兆3,176億円、第2次補正予算で1兆9,400億円を措置。

約212万件、約２兆7,900億円を給付済。

＜資金繰り支援、セーフティネット保証等＞

※７月１日時点。「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」設置後の1月29日以降の実績。

○日本政策金融公庫による融資（中小企業事業・国民生活事業）
　申込：約60.9万件、約11.8兆円　承諾：約51.9万件、約8.5兆円
○商工組合中央金庫による融資
　申込：約3.4万件、約2.4兆円　承諾：約1.9万件、約1.4兆円
○信用保証協会を通じた民間金融機関による融資　※括弧内はうち実質無利子融資
　申込：約79.1万件、約16.9兆円（約51.1万件、約9.4兆円）
　承諾：約66.7万件、約13.5兆円（約39.9万件、約6.8兆円）

＜生活福祉資金貸付制度＞

※７月１日時点までの速報値としてとりまとめたものであり、件数、金額に変動が生じることがある。
※貸付の決定については、６月27日までに申請があったものについて７月１日時点で確認したもの。

緊急小口資金	申請件数：496,130件	決定件数：474,892件	決定金額：845.8億円
総合支援資金	申請件数：151,500件	決定件数：125,015件	決定金額：657.1億円

資料出所）厚生労働省、中小企業庁調べ

参考資料
第1回目安に関する小委員会における
委員からの追加要望資料

決定初任給（高校卒）の推移

（単位：円）

区分 年度	高校卒			
	（事務・技術）			（現業）
	一律	差あり		
		基幹職	補助職	
平成27年度	163,737	167,472	159,382	165,054
28年度	164,828	167,370	159,246	166,617
29年度	165,977	167,090	159,497	167,568
30年度	167,026	168,561	159,417	168,453
令和元年度	168,696	170,298	161,058	170,066
２年度	171,454	176,967	162,400	170,413

資料出所　労務行政研究所「労政時報」

（注）１　調査対象は、東証第１部上場企業と生命保険、新聞、出版でこれに匹敵する大手企業を加えたものである。
　　２　令和２年度は速報値。

地域別最低賃金額の最高額と最低額及び格差の推移

区分＼年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
① 最高額（円）	708 東　京	708 東　京	710 東　京	714 東　京	719 東　京	739 東　京	766 東　京 神奈川	791 東　京	821 東　京
② 最低額（円）	604 沖縄	605 ※1	606 ※2	608 ※3	610 青森 岩手 秋田 沖縄	618 秋田 沖縄	627 宮崎 鹿児島 沖縄	629 佐賀 長崎 宮崎 沖縄	642 ※4
格差 ②／①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2

区分＼年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
① 最高額（円）	837 東　京	850 東　京	869 東　京	888 東　京	907 東　京	932 東　京	958 東　京	985 東　京	1013 東　京
② 最低額（円）	645 岩手 高知 沖縄	652 島根 高知	664 ※5	677 ※6	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 ※7	761 鹿児島	790 ※8
格差 ②／①×100	77.1	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0

※1　青森、岩手、秋田、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄
※2　青森、岩手、秋田、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄
※3　青森、岩手、秋田、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄
※4　鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄
※5　鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄
※6　鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄
※7　高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
※8　青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

（単位：円）

ランク	都道府県	令和元年平均	令和2年4月	令和2年5月
Aランク	東京	1,175	1,205	1,224
	神奈川	1,201	1,227	1,242
	大阪	1,130	1,155	1,167
	愛知	1,124	1,144	1,156
	埼玉	1,117	1,143	1,156
	千葉	1,127	1,155	1,158
Bランク	京都	1,088	1,108	1,130
	兵庫	1,113	1,148	1,134
	静岡	1,071	1,090	1,093
	滋賀	1,042	1,075	1,094
	茨城	1,041	1,060	1,058
	栃木	1,041	1,085	1,066
	広島	1,019	1,019	1,027
	長野	1,000	1,014	1,031
	富山	1,018	1,047	1,055
	三重	1,046	1,076	1,074
	山梨	1,020	1,034	1,060
Cランク	群馬	1,035	1,051	1,060
	岡山	1,003	1,015	1,022
	石川	1,017	1,028	1,031
	香川	1,001	1,008	1,026
	奈良	1,047	1,085	1,068
	宮城	1,002	1,026	1,035
	福岡	1,010	1,021	1,009
	山口	980	1,014	994
	岐阜	1,025	1,052	1,052
	福井	986	1,008	997
	和歌山	1,008	1,023	1,065
	北海道	987	1,003	1,012
	新潟	978	998	995
	徳島	1,024	1,042	1,059
Dランク	福島	988	1,017	1,006
	大分	939	970	986
	山形	942	971	964
	愛媛	970	1,006	991
	島根	959	978	1,005
	鳥取	969	984	986
	熊本	971	983	992
	長崎	935	964	961
	高知	941	967	994
	岩手	914	927	940
	鹿児島	929	943	957
	佐賀	954	970	952
	青森	901	934	910
	秋田	915	933	937
	宮崎	929	949	948
	沖縄	974	981	999
	全国	1,059	1,075	1,086

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）1　公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2　常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3　1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

（単位：円）

ランク	都道府県	令和元年平均	令和2年4月	令和2年5月
Aランク	東京	1,111	1,149	1,161
	神奈川	1,132	1,151	1,161
	大阪	1,074	1,098	1,107
	愛知	1,046	1,068	1,073
	埼玉	1,056	1,081	1,089
	千葉	1,070	1,091	1,101
Bランク	京都	1,029	1,051	1,066
	兵庫	1,052	1,083	1,069
	静岡	1,017	1,034	1,036
	滋賀	993	1,024	1,041
	茨城	983	998	1,004
	栃木	982	1,024	1,008
	広島	970	974	979
	長野	947	966	980
	富山	964	985	997
	三重	992	1,019	1,016
	山梨	963	978	992
Cランク	群馬	971	991	1,003
	岡山	949	966	965
	石川	956	970	972
	香川	945	956	968
	奈良	989	1,025	1,003
	宮城	953	980	980
	福岡	954	969	959
	山口	939	968	953
	岐阜	969	996	992
	福井	937	956	948
	和歌山	955	978	993
	北海道	949	964	971
	新潟	933	953	951
	徳島	958	978	984
Dランク	福島	935	970	955
	大分	899	927	939
	山形	899	917	917
	愛媛	917	953	934
	島根	917	927	955
	鳥取	918	929	935
	熊本	919	928	935
	長崎	896	917	923
	高知	910	926	948
	岩手	877	886	898
	鹿児島	887	901	909
	佐賀	914	922	909
	青森	868	898	879
	秋田	880	896	897
	宮崎	888	904	905
	沖縄	928	934	954
	全国	1,003	1,020	1,028

資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）1　公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2　常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3　1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1募集賃金として算出している。

消費者物価指数の前年(同月)比の推移

（単位　%）

令和元年	（年平均）	0.6
	1月	0.2
	2月	0.2
	3月	0.6
	4月	1.0
	5月	0.9
	6月	0.8
	7月	0.6
	8月	0.3
	9月	0.3
	10月	0.3
	11月	0.6
	12月	0.9
令和2年		
	1月	0.8
	2月	0.5
	3月	0.5
	4月	0.1
	5月	0.0

資料出所：総務省「消費者物価指数」

（注）指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いている。

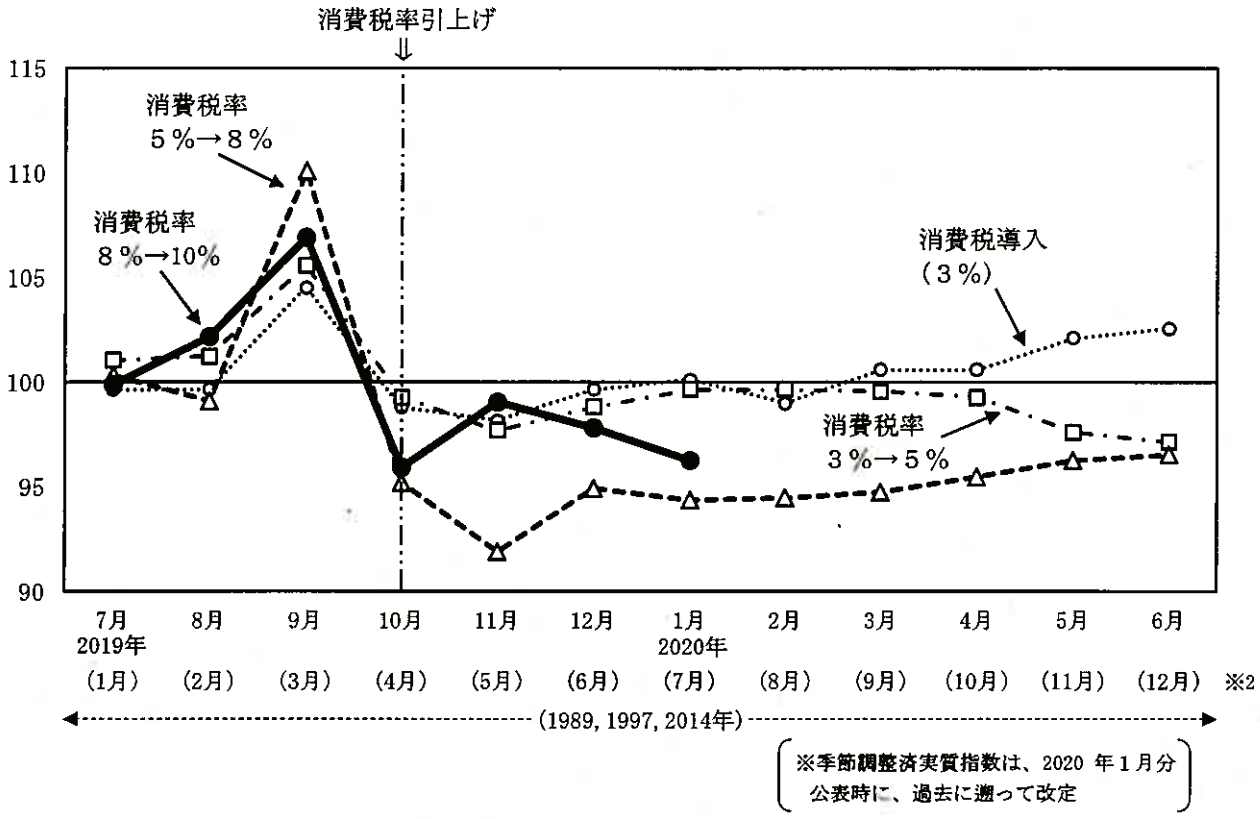
総務省「家計調査報告－2020年（令和２年）１月分－」
「追加参考図表」より抜粋

＜家計調査＞

追加参考図表１－１

令和２年３月６日
総務省統計局

消費税率引上げ前後における消費支出（季節調整済実質指数※1）の推移



(※1)　各指数の基準とする期間は次のとおり。
「消費税導入（３％）」　：1988年平均＝100
「消費税率３％→５％」：1996年平均＝100
「消費税率５％→８％」：2013年平均＝100
「消費税率８％→10％」：2018年７月から2019年６月の１年間の平均＝100
（消費税率の引上げ月と基準期間の関係を他の時点と合わせたもの）

なお、「消費税導入（３％）」及び「消費税率３％→５％」は農林漁家世帯を除く結果で、「消費税率５％→８％」及び「消費税率８％→10％」は農林漁家世帯を含む結果になっている。

(※2)　「消費税導入（３％）」、「消費税率３％→５％」及び「消費税率５％→８％」に対応する年月は、括弧書きを参照のこと。

資料：主要項目の季節調整値（二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く））
https://www.stat.go.jp/data/kakei/longtime/index2.html
主要項目の季節調整値（二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む））
https://www.stat.go.jp/data/kakei/longtime/index.html

中小企業の生産性向上等に係る支援策 |令和２年度当初予算額（令和元年度当初予算額）|＜令和元年度補正予算額＞

経済産業省関連施策

中小企業生産性革命推進事業 ＜3600億円＞

（独）中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援。その際、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援。

① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
（補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）
… 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
（補助額：～50万円、補助率：2/3）
…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援

③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
（補助額：30万～450万円、補助率：1/2）
…バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール導入を支援

よろず支援拠点等の支援体制の充実 |42億円(48億円)| ＜10億円＞

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業 |10億円(50億円)|

中小企業等が行う生産性向上のための設備投資等を支援。特に、複数の事業者が連携する、波及効果の大きい取組を重点的に支援。その際、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 |12億円(10億円)|

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

共創型サービスIT連携支援事業 |5億円|

既存の複数のITツールを連携・組み合わせたシステムを中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援。またその際、ITベンダーと中小サービス業等が共同でITツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・他地域への普及を目指す取組を支援。

AI人材連携による中小企業課題解決促進事業 |6億円|

AIに関する専門的知見を持った人材の育成及び中小企業とのマッチングを支援し、データ分析等を活用した経営課題解決を普及促進。

厚生労働省関連施策

業務改善助成金 |11億円(7億円)| ＜13億円＞

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる等した中小企業等に対して助成（最低賃金の低い事業場への助成率引上げや、新コースの創設等）。

働き方改革推進支援助成金 |73億円(63億円)|

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

働き方改革推進支援事業 |91億円(76億円)|

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

日本政策金融公庫による企業活力強化貸付

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

キャリアアップ助成金 |1231億円(1075億円)|

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。（処遇改善の一環として、労使合意に基づく任意適用に向けて、保険加入と働き方の見直しを進めるための取組を行った場合の助成メニューを追加）

被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援 |2.6億円| ＜0.5億円＞

前回の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

生産性向上の事例に関する調査研究事業 |0.6億円(0.3億円)|

助成金の活用事例や生産性向上の好事例をとりまとめた事例集を周知及び簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 |267億円の内数(257億円の内数)|

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に併せてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

人材開発支援助成金等による支援 |893億円(599億円)|

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度等の整備や、生産性向上に資する設備等の導入を通じて、雇用管理改善に取り組み、生産性向上・賃金アップ等を図った事業主に対して助成。

テレワーク導入に向けた支援 |3.1億円(2.8億円)|

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

中小企業のための女性活躍推進事業 |3億円(2.6億円)|

女性活躍推進アドバイザーによる説明会や個別訪問等により取組を支援

生活衛生業関連施策

- **日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率適用対象の拡充**
  …事業場内最低賃金の引上げに取り組む者を特別利率適用対象に追加
- **生産性向上推進事業 |1.3億円(1.2億円)| ＜0.8億円＞**
  …生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談の実施
- **生活衛生関係営業収益力向上事業 |0.8億円(0.9億円)| ＜0.2億円＞**
  …最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に経営やICTに関するセミナーを開催

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	令和元年度実績（件）
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	1,429（1次公募） 3,267（2次公募）
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	7,308
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	2,464
ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業	96件238者（1次公募） 27件63者（2次公募）
業務改善助成金	542
働き方改革推進支援助成金（令和元年度名称：時間外労働等改善助成金） ※　テレワークコースを含む	12,167
キャリアアップ助成金	74,238
人材開発支援助成金 ※　特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース	57,019
人材確保等支援助成金 ※　人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース	2,241

勤労者世帯における収支の対前年同月実質増減率

（単位：%）

	2019年（令和元年）									2020年（令和２年）				
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
実収入	1.1	▲ 0.2	3.5	1.1	▲ 2.1	▲ 0.4	▲ 0.5	1.9	▲ 1.9	2.1	1.7	1.5	0.9	9.8
可処分所得	1.5	▲ 0.8	3.0	0.9	▲ 2.5	▲ 1.4	0.1	2.7	▲ 1.7	2.3	2.7	0.9	▲ 0.6	13.4
消費支出	▲ 0.3	1.4	4.8	3.0	1.4	7.7	▲ 5.2	▲ 1.4	▲ 4.1	▲ 4.9	▲ 0.4	▲ 8.1	▲ 10.0	▲ 15.5
食料	1.8	▲ 0.7	2.1	▲ 1.3	1.1	1.1	▲ 4.0	0.7	▲ 1.8	▲ 0.1	4.6	▲ 1.6	▲ 5.5	▲ 3.3
住居	▲ 9.2	15.0	▲ 3.3	21.4	▲ 5.1	10.9	▲ 11.6	0.3	▲ 7.6	1.6	▲ 4.9	9.0	▲ 1.1	▲ 28.2
光熱・水道	▲ 3.3	6.4	4.7	▲ 2.8	▲ 8.5	▲ 2.5	▲ 4.5	▲ 1.7	▲ 0.5	▲ 6.2	▲ 7.3	0.7	8.8	▲ 7.5
家具・家事用品	▲ 12.5	22.5	8.5	▲ 7.2	10.2	50.0	▲ 18.6	▲ 9.5	▲ 12.7	▲ 13.3	5.7	▲ 4.6	9.5	▲ 1.4
被服及び履物	▲ 4.1	▲ 2.3	3.2	▲ 5.6	3.4	10.8	▲ 8.5	▲ 8.3	▲ 13.8	▲ 4.4	▲ 10.5	▲ 28.2	▲ 55.1	▲ 34.6
保健医療	2.1	▲ 5.3	14.6	4.4	4.3	21.4	0.1	3.8	8.2	2.9	7.6	▲ 3.8	▲ 3.0	2.6
交通・通信	8.9	▲ 5.9	11.7	6.7	12.2	16.7	▲ 0.8	3.6	2.5	▲ 12.6	2.0	▲ 8.5	▲ 1.8	▲ 18.5
教育	▲ 12.0	5.4	▲ 1.7	8.1	▲ 6.2	12.7	▲ 12.4	▲ 24.0	▲ 18.1	▲ 16.6	▲ 11.6	▲ 18.7	▲ 0.3	▲ 17.3
教養娯楽	5.4	2.7	14.8	6.6	4.8	15.2	▲ 5.6	10.4	▲ 3.7	▲ 7.1	▲ 1.7	▲ 22.1	▲ 29.3	▲ 33.8
その他の消費支出	0.9	2.0	▲ 0.1	2.9	▲ 5.7	▲ 5.1	▲ 2.0	▲ 7.7	▲ 8.3	▲ 1.1	▲ 1.9	▲ 9.2	▲ 18.4	▲ 18.6

（資料出所）総務省「家計調査」

（注）１．二人以上の世帯のうち、勤労者世帯の数値。
２．実収入には、勤め先収入（世帯主収入、配偶者の収入及び他の世帯員収入）のほか、事業・内職収入、社会保障給付、財産収入などが含まれる。
３．可処分所得とは、実収入から非消費支出（税金や社会保険料など世帯の自由にならない支出）を差し引いた額である。
４．2019年の対前年同月実質増減率の値は、2018年１月に行った調査で使用する家計簿の改正の影響による変動を調整した変動調整値である。

4　春季賃上げ妥結状況

(1)　春季賃上げ妥結状況（令和２年）

連合　　第7回（最終）回答集計結果(令和2年7月6日)

	平均賃上げ方式（加重平均）	個別賃金方式（１組合当たり単純平均）	
		35歳	30歳
1,000人以上	268組合　1,126,633人 6,282円（6,495円） 2.08%（2.14%）	31組合　93,594人 1,545円（2,033円） 0.46%（0.62%）	29組合　111,510人 800円（1,041円） 0.28%（0.38%）
300～999人	477組合　257,938人 5,670円（5,681円） 2.11%（2.11%）	56組合　32,379人 1,482円（2,141円） 0.51%（0.76%）	39組合　20,799人 2,061円（1,330円） 0.87%（0.54%）
100～299人	656組合　119,796人 5,347円（5,496円） 2.10%（2.19%）	72組合　12,931人 1,319円（1,826円） 0.49%（0.68%）	63組合　11,280人 1,088円（2,241円） 0.46%（0.94%）
～99人	557組合　28,746人 5,236円（5,271円） 2.17%（2.22%）	78組合　3,602人 825円（1,470円） 0.34%（0.60%）	86組合　3,993人 1,248円（1,649円） 0.55%（0.73%）
規模計	1,958組合　1,533,113人 6,071円（6,262円） 2.09%（2.14%）	237組合　142,506人 1,224円（1,808円） 0.45%（0.66%）	217組合　147,582人 1,288円（1,656円） 0.54%（0.69%）

（注）1　（　）内の数値は、令和元年7月5日付　第7回（最終）回答集計結果。
2　平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
3　個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。

連合（有期・短時間・契約等労働者）　　第7回（最終）回答集計結果(令和2年7月6日)

			単純平均	加重平均
時給	372組合 736,244人	賃上げ額	25.18円（24.23円）	27.11円　(25.91円)
		平均時給	1029.84円（1004.36円）	1027.21円　(994.64円)
月給	126組合 32,857人	賃上げ額	4,128円（3,708円）	6,312円（4,038円）
		賃上げ率	2.02%（1.81%）	3.02%（1.96%）

（注）1　（　）内の数値は、令和元年7月5日付　第7回（最終）回答集計結果。

経団連（大手企業）第１回集計(令和2年5月21日)

平均賃上げ方式（加重平均）	
主要21業種 大手251社	86社 7,297円（8,310円） 2.17%（2.46%）

（注）1　原則として東証一部上場、従業員数500人以上の企業を対象。
2　143社(57.0%)から回答が出ているが、このうち57社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3　（　）内の数値は、平成31年4月23日付第1回集計結果。

経団連（中小企業）第１回集計(令和2年6月12日)

平均賃上げ方式（加重平均）	
17業種 752社	201社 4,471円（4,764円） 1.72%（1.87%）

（注）1　原則として従業員数500人未満の企業を対象。
2　204社(27.1%)から回答が出ているが、このうち3社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3　了承、妥結を含む。
4　（　）の数値は、令和元年6月18日付第1回集計結果。

従業者規模別にみた休業者の動向

従業者規模別でみた休業者数(非農林業雇用者)

	2020年4月 非農林業 雇用者数 (万人)	うち休業者 (万人)	休業者割合 (%)
計	5,272	473	9.0
1～4人	347	37	10.7
5～9人	386	37	9.6
10～29人	729	64	8.8
30～99人	878	83	9.5
100～499人	1,141	94	8.2
500～999人	423	38	9.0
1000人以上	1,367	122	8.9

	2020年5月 非農林業 雇用者数 (万人)	うち休業者 (万人)	休業者割合 (%)
計	5,279	325	6.2
1～4人	350	30	8.6
5～9人	386	22	5.7
10～29人	713	50	7.0
30～99人	880	56	6.4
100～499人	1,143	69	6.0
500～999人	421	26	6.2
1000人以上	1,387	71	5.1

休業者数

	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月
計	133	138	176	473	325
1～4人	12	11	9	37	30
5～9人	7	8	11	37	22
10～29人	20	18	26	64	50
30～99人	23	20	30	83	56
100～499人	26	31	37	94	69
500～999人	9	11	16	38	26
1000人以上	36	39	47	122	71

(前年同月差)

	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月
計	4	16	24	347	217
1～4人	2	1	−2	26	21
5～9人	−4	0	1	26	14
10～29人	3	5	6	46	37
30～99人	4	4	7	66	40
100～499人	−2	4	5	67	47
500～999人	−2	−3	0	27	15
1000人以上	2	6	8	91	41

資料出所:総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

(注)計は、官公、従業者規模不詳を除いた数値。

倒産件数(産業別)

(単位 件)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	773	651	740	743	314	780
農・林・漁・鉱業	13	6	9	8	7	16
建設業	119	118	142	111	49	109
製造業	85	86	92	99	52	81
卸売業	129	95	110	88	51	102
小売業	100	85	92	114	48	97
金融・保険業	0	1	4	4	1	8
不動産業	23	17	21	22	5	37
運輸業	28	23	11	21	12	22
情報通信業	14	20	40	23	6	30
サービス業他	262	200	219	253	83	278

前年同月比 (単位 %)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	16.1	10.7	11.8	15.2	-54.8	6.3
農・林・漁・鉱業	160.0	100.0	28.6	0.0	75.0	166.7
建設業	5.3	11.3	22.4	-4.3	-55.5	-18.0
製造業	6.3	30.3	12.2	19.3	-34.2	-10.0
卸売業	51.8	28.4	8.9	15.8	-51.0	2.0
小売業	0.0	16.4	-6.1	29.5	-51.0	-3.0
金融・保険業	-100.0	-	300.0	33.3	-50.0	166.7
不動産業	15.0	-19.0	10.5	4.8	-72.2	117.6
運輸業	27.3	35.3	-59.3	40.0	-50.0	-26.7
情報通信業	-65.0	-31.0	48.1	21.1	-81.3	-3.2
サービス業他	31.0	0.5	19.0	17.1	-62.9	24.1

資料出所:東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

新型コロナウイルス関連倒産

(単位 件)

令和2年					
1月	2月	3月	4月	5月	6月
-	1	12	71	61	94

資料出所:東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

倒産件数（都道府県別）

（単位 件）

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	773	651	740	743	314	780
北海道	21	16	16	25	10	21
青森	5	4	10	7	2	3
岩手	3	5	7	3	4	6
宮城	10	9	10	16	6	15
秋田	9	3	4	5	0	5
山形	10	2	1	2	1	2
福島	10	3	9	9	2	6
茨城	13	10	16	9	1	12
栃木	10	6	7	9	2	9
群馬	9	7	6	13	3	9
埼玉	27	30	45	31	7	30
千葉	28	28	22	17	10	14
東京	116	128	146	108	40	119
神奈川	53	29	34	32	27	41
新潟	6	6	12	10	7	5
富山	9	4	10	10	3	8
石川	8	8	4	5	4	7
福井	5	8	4	7	2	7
山梨	5	3	3	4	1	2
長野	8	6	3	9	6	10
岐阜	17	7	14	24	3	8
静岡	18	11	18	24	11	32
愛知	53	36	50	53	16	45
三重	11	9	4	7	3	4
滋賀	6	5	3	10	3	11
京都	27	17	19	20	5	20
大阪	112	96	92	89	44	147
兵庫	35	32	35	43	10	49
奈良	7	7	15	10	3	10
和歌山	9	12	6	7	6	11
鳥取	2	1	1	2	1	2
島根	3	2	1	4	3	3
岡山	10	5	7	5	6	5
広島	11	22	18	23	7	18
山口	6	7	4	7	7	6
徳島	4	2	11	5	4	9
香川	3	7	6	4	4	2
愛媛	2	5	3	5	2	4
高知	5	3	2	6	1	3
福岡	37	22	26	26	11	28
佐賀	4	2	5	2	3	4
長崎	4	6	2	8	3	2
熊本	6	2	8	12	4	12
大分	4	4	4	5	7	5
宮崎	4	6	2	4	2	3
鹿児島	7	4	10	5	7	5
沖縄	1	4	5	2	0	1

前年同月比　（単位 %）

令和2年					
1月	2月	3月	4月	5月	6月
16.1	10.7	11.8	15.2	-54.8	6.3
31.3	0.0	-38.5	56.3	-56.5	-16.0
400.0	33.3	150.0	600.0	-80.0	-50.0
0.0	-16.7	40.0	200.0	0.0	100.0
25.0	-35.7	42.9	60.0	-57.1	36.4
900.0	0.0	0.0	150.0	-100.0	150.0
400.0	-33.3	-85.7	0.0	-75.0	-60.0
400.0	-57.1	28.6	200.0	-60.0	0.0
16.2	11.1	128.6	-18.2	-83.3	0.0
11.1	200.0	-36.4	50.0	-71.4	28.6
12.5	16.7	-14.3	30.0	-72.7	0.0
-3.6	36.4	275.0	0.0	-66.7	15.4
7.7	55.6	-12.0	0.0	-52.4	-33.3
-0.9	7.6	15.0	-11.5	-65.2	-19.0
55.9	-23.7	-26.1	-31.9	-44.9	-4.7
-14.3	-14.3	140.0	25.0	75.0	-54.5
28.6	-50.0	150.0	150.0	-76.9	0.0
-11.1	60.0	-20.0	-16.7	-42.9	0.0
66.7	300.0	-	250.0	-60.0	0.0
25.0	50.0	-25.0	33.3	-50.0	0.0
-27.3	50.0	-62.5	28.6	50.0	233.3
21.4	-30.0	75.0	118.2	-62.5	-11.1
20.0	-8.3	50.0	41.2	-35.3	128.6
15.2	-10.0	19.0	55.9	-64.4	-19.6
175.0	80.0	33.3	-12.5	-50.0	-42.9
50.0	0.0	-40.0	25.0	-62.5	57.1
28.6	-5.6	-5.0	17.6	-68.8	17.6
19.1	9.1	17.9	-1.1	-60.0	70.9
-31.4	28.0	-25.5	16.2	-70.6	0.0
16.7	-36.4	114.3	11.1	-62.5	42.9
0.0	140.0	-14.3	16.7	20.0	37.5
0.0	0.0	-50.0	-50.0	-	-50.0
50.0	100.0	0.0	300.0	-66.7	-57.1
66.7	-16.7	75.0	400.0	-14.3	0.0
22.2	69.2	28.6	91.7	-22.2	63.6
200.0	250.0	33.3	16.7	-30.0	-14.3
-20.0	-33.3	266.7	-37.5	0.0	350.0
0.0	75.0	-33.3	100.0	-20.0	-77.8
-50.0	66.7	-25.0	-16.7	-33.3	-42.9
-	50.0	-66.7	200.0	0.0	50.0
-7.5	4.8	-18.8	-10.3	-65.0	-3.4
300.0	-50.0	66.7	-33.3	200.0	300.0
100.0	100.0	-60.0	100.0	0.0	0.0
100.0	0.0	60.0	71.4	-42.9	140.0
100.0	33.3	-50.0	400.0	40.0	-16.7
300.0	500.0	0.0	100.0	100.0	-40.0
-22.2	100.0	25.0	-16.7	133.3	-16.7
-75.0	0.0	66.7	-60.0	-100.0	-80.0

資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

倒産件数(産業別)

(単位 件)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
計	713	634	744	758	288	806
建設業	119	107	134	124	36	114
製造業	69	74	92	78	32	87
卸売業	122	83	113	99	53	105
小売業	173	152	161	190	66	193
運輸・通信業	31	23	20	22	14	22
サービス業	156	147	175	183	67	205
不動産業	18	15	19	16	5	35
その他	25	33	30	46	15	45

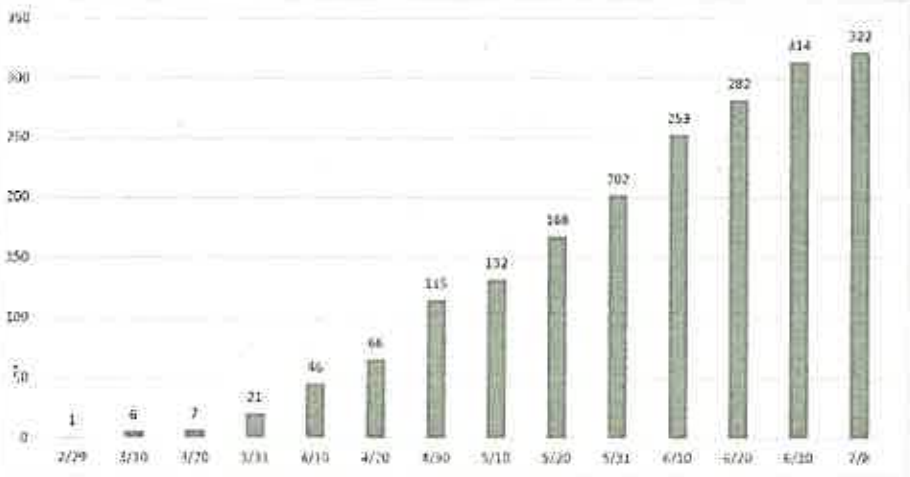
前年同月比 (単位 %)

令和2年					
1月	2月	3月	4月	5月	6月
2.7	2.3	14.3	16.4	-55.6	9.8
5.3	4.9	25.2	10.7	-65.0	-23.0
-5.5	6.8	31.4	2.6	-56.2	1.2
19.6	-9.8	-0.9	15.1	-45.9	25.0
9.5	6.3	15.0	27.5	-57.1	19.9
14.8	4.5	-25.9	37.5	-36.4	-8.3
-12.8	-2.0	18.2	10.2	-58.4	22.8
-5.3	-21.1	11.8	-23.8	-73.7	75.0
8.7	37.5	7.1	84.0	-16.7	2.3

資料出所:帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成。

新型コロナウイルス関連倒産

(発生時期分布 7月8日16時時点)



資料出所:帝国データバンク「新型コロナウイルス関連倒産」より作成。

(注)事業停止後に法的整理に移行した場合は法的整理日でカウント。

倒産件数(都道府県別)

(単位 件)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
計	713	634	744	758	288	806
北海道	21	16	12	24	9	26
青森	5	2	12	4	1	6
岩手	4	8	4	5	3	6
宮城	12	5	13	17	5	11
秋田	8	3	5	5	1	5
山形	8	1	3	1	1	5
福島	9	2	10	6	3	7
茨城	11	8	20	10	0	10
栃木	11	9	11	8	1	14
群馬	6	9	6	14	2	8
埼玉	29	22	44	32	8	31
千葉	24	27	21	17	12	13
東京	115	126	131	115	46	105
神奈川	56	32	35	39	21	48
新潟	6	6	10	13	3	6
富山	6	3	8	11	2	8
石川	7	4	5	4	6	9
福井	6	8	4	7	0	6
山梨	3	4	3	1	2	1
長野	9	6	3	11	5	14
岐阜	15	8	10	21	2	8
静岡	20	14	17	23	13	32
愛知	43	43	50	50	16	47
三重	8	10	11	9	3	10
滋賀	4	7	5	11	0	11
京都	25	14	22	19	5	18
大阪	101	88	98	92	28	163
兵庫	37	32	35	51	8	48
奈良	6	8	14	14	5	8
和歌山	3	9	8	7	6	6
鳥取	0	1	2	2	2	2
島根	4	2	2	3	2	3
岡山	8	4	5	8	6	5
広島	7	19	15	21	7	19
山口	6	8	2	7	5	3
徳島	4	6	7	5	4	9
香川	4	4	5	4	4	2
愛媛	3	2	4	4	2	4
高知	4	2	2	6	1	5
福岡	25	28	33	25	13	32
佐賀	2	2	5	1	5	3
長崎	3	7	3	6	3	2
熊本	6	2	7	11	4	13
大分	5	2	6	4	6	5
宮崎	4	6	2	4	1	4
鹿児島	7	3	11	5	6	4
沖縄	3	2	3	1	0	1

前年同月比 (単位 %)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
計	2.7	2.3	14.3	16.4	-55.6	9.8
北海道	31.3	-11.1	-55.6	41.2	-55.0	13.0
青森	150.0	0.0	300.0	0.0	-83.3	-25.0
岩手	0.0	14.3	-20.0	400.0	-25.0	100.0
宮城	33.3	-61.5	62.5	54.5	-50.0	10.0
秋田	300.0	50.0	25.0	150.0	-83.3	150.0
山形	300.0	-75.0	-50.0	-66.7	-50.0	-16.7
福島	350.0	-71.4	11.1	100.0	0.0	40.0
茨城	-26.7	60.0	100.0	-23.1	-100.0	0.0
栃木	-8.3	350.0	10.0	60.0	-87.5	75.0
群馬	-14.3	125.0	-53.8	40.0	-77.8	-11.1
埼玉	0.0	-8.3	175.0	14.3	-55.6	14.8
千葉	20.0	50.0	-4.5	0.0	-40.0	-31.6
東京	-6.5	4.1	15.9	-2.5	-60.7	-21.6
神奈川	21.7	10.3	-31.4	-22.0	-44.7	-9.4
新潟	50.0	50.0	25.0	116.7	-57.1	-14.3
富山	-50.0	-57.1	166.7	120.0	-90.0	60.0
石川	-22.2	-33.3	0.0	-33.3	100.0	12.5
福井	50.0	300.0	-	133.3	-100.0	20.0
山梨	-25.0	300.0	-25.0	-66.7	0.0	-50.0
長野	12.5	-14.3	-57.1	37.5	400.0	600.0
岐阜	7.1	14.3	100.0	40.0	-60.0	14.3
静岡	42.9	-36.4	21.4	27.8	-38.1	88.2
愛知	-2.3	-2.3	35.1	31.6	-67.3	-26.6
三重	0.0	-9.1	37.5	12.5	-72.7	-16.7
滋賀	-20.0	40.0	0.0	57.1	-100.0	83.3
京都	19.0	-26.3	15.8	18.8	-68.8	5.9
大阪	11.0	-5.4	28.9	-1.1	-73.6	98.8
兵庫	-24.5	-3.0	-28.6	54.5	-77.1	2.1
奈良	0.0	-11.1	75.0	40.0	25.0	-20.0
和歌山	-72.7	125.0	14.3	16.7	50.0	-14.3
鳥取	-	-66.7	0.0	-33.3	-	-60.0
島根	100.0	0.0	-	0.0	-75.0	-50.0
岡山	0.0	-20.0	25.0	700.0	-14.3	0.0
広島	-50.0	-5.0	7.1	40.0	-30.0	5.6
山口	20.0	300.0	0.0	-12.5	-28.6	-62.5
徳島	-20.0	500.0	133.3	-37.5	300.0	350.0
香川	300.0	-20.0	0.0	100.0	-33.3	-77.8
愛媛	-50.0	-60.0	33.3	0.0	-50.0	-42.9
高知	-	-50.0	0.0	50.0	-	0.0
福岡	-32.4	33.3	-5.7	0.0	-55.2	45.5
佐賀	100.0	-50.0	150.0	0.0	150.0	50.0
長崎	-25.0	250.0	0.0	200.0	50.0	-50.0
熊本	50.0	0.0	40.0	83.3	-20.0	160.0
大分	400.0	0.0	-14.3	100.0	200.0	25.0
宮崎	300.0	500.0	0.0	100.0	0.0	-20.0
鹿児島	-36.4	-40.0	57.1	0.0	50.0	-20.0
沖縄	200.0	-66.7	0.0	-66.7	-100.0	-95.7

資料出所:帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成。

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について

（7月3日現在集計分）

7 月 3 日現在、雇用調整の可能性がある事業所数は 57,336 事業所、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数は 32,348 人となりました。

また、前週からの増加分は雇用調整の可能性がある事業所数が 8,316 事業所、解雇等見込み労働者数は 4,175 人となりました。

	新型コロナウイルスに係る雇用調整 （※１）	
	雇用調整の可能性がある事業所数 （※２）	解雇等見込み労働者数 （※３）
全国	57,336事業所 （+8,316事業所）（※４）	32,348人 （+4,175人）（※４）

	解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数(5月25日からの集計)（※１） （※５）
全国	11,798人 （+2,789人）（※４）

（※1）都道府県労働局の聞き取りや公共職業安定所に寄せられた相談・報告等を基に把握した数字であり、網羅的なものではない。

（※2）「雇用調整の可能性がある事業所」は、都道府県労働局及びハローワークに対して休業に関する相談のあった事業所（当面休業を念頭に置きつつも、不透明な経済情勢が続けば解雇等も検討する意向の事業所も含む。）

（※3）「解雇等見込み」は、都道府県労働局及びハローワークに対して相談のあった事業所等において解雇・雇止め等の予定がある労働者で、一部既に解雇・雇止めされたものも含まれている。

（※4）括弧内は前週からの増加分である。

（※5）非正規雇用労働者（正規雇用労働者以外の、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等）の解雇等見込み数は、5月 25 日より把握開始しており、解雇等見込み労働者総数の内訳になっているものではない。

業種別にみた解雇等見込み労働者数、雇用調整の可能性がある事業所数（数の大きな上位 10 業種を記載）

	雇用調整の可能性がある事業所数		解雇等見込み労働者数（人）	
1	製造業	11,091 (+1,103)	宿泊業	5,966 (+353、うち非正規64)
2	飲食業	8,313 (+988)	製造業	5,272 (+1,139、うち非正規713)
3	小売業	5,939 (+932)	飲食業	4,408 (+214、うち非正規166)
4	サービス業	4,893 (+810)	労働者派遣業	2,810 (+381、うち非正規379)
5	宿泊業	3,142 (+310)	小売業	2,579 (+316、うち非正規37)
6	建設業	2,920 (+482)	道路旅客運送業	2,499 (+37、うち非正規0)
7	理容業	2,654 (+465)	サービス業	1,987 (+227、うち非正規47)
8	卸売業	2,639 (+563)	卸売業	1,495 (+815、うち非正規744)
9	医療、福祉	2,426 (+468)	娯楽業	1,483 (+53、うち非正規28)
10	運輸業	1,746 (+241)	物品賃貸業	741 (+534、うち非正規534)
全体		57,336 (+8,316)		32,348 (+4,175、うち非正規2,789)

※業種は、都道府県労働局が企業から聞き取った情報であり、日本標準産業分類に準じて整理しているものではないことに留意が必要。なお、括弧内は前週からの増加分である。

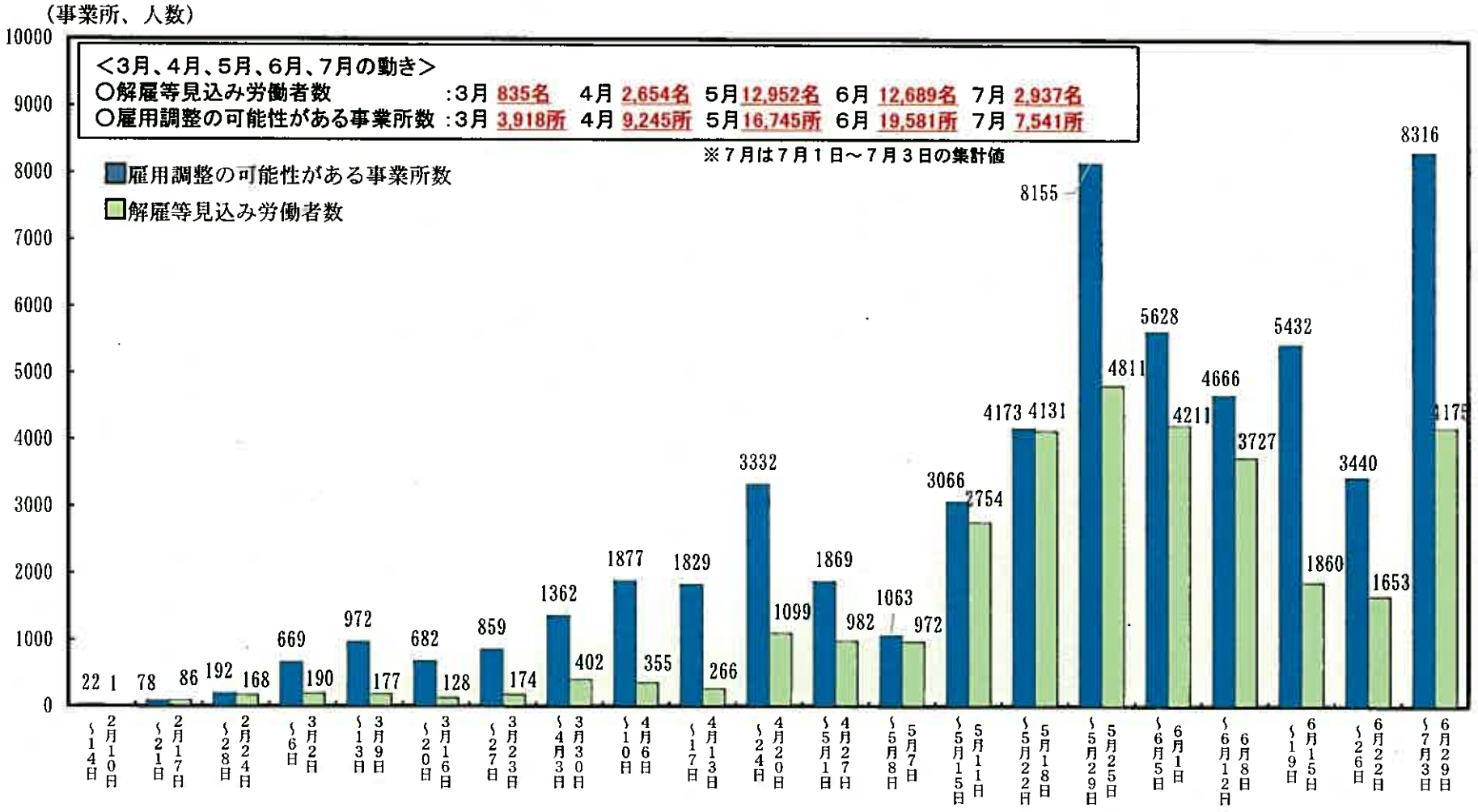
都道府県別集計結果(累積)「新型コロナウイルスに関連した雇用調整の状況」

		雇用調整の可能性がある事業所数	解雇等見込み労働者数(人)
1	北海道	5,321	1,377
2	青森	1,061	732
3	岩手	1,837	336
4	宮城	1,127	523
5	秋田	170	648
6	山形	1,844	282
7	福島	1,060	717
8	茨城	446	365
9	栃木	1,369	298
10	群馬	1,519	314
11	埼玉	1,631	226
12	千葉	3,213	844
13	東京	10,758	5,559
14	神奈川	1,550	913
15	新潟	539	731
16	富山	680	518
17	石川	2,202	460
18	福井	1,443	254
19	山梨	300	169
20	長野	1,191	933
21	岐阜	919	1,278
22	静岡	2,001	725
23	愛知	861	1,232
24	三重	1,403	333
25	滋賀	1,178	347
26	京都	828	529
27	大阪	989	3,546
28	兵庫	944	1,021
29	奈良	109	363
30	和歌山	266	167
31	鳥取	1,224	158
32	島根	617	267
33	岡山	1,174	381
34	広島	801	691
35	山口	470	400
36	徳島	361	44
37	香川	296	176
38	愛媛	243	335
39	高知	1,119	56
40	福岡	243	1,023
41	佐賀	175	369
42	長崎	122	627
43	熊本	131	333
44	大分	132	281
45	宮崎	855	421
46	鹿児島	521	412
47	沖縄	93	634
	合計	57,336	32,348

都道府県労働局を通じて把握している情報（新型コロナウイルス感染症関係）（７月３日（金）時点）

○「解雇等見込み労働者数（累計）」は、32,348名となっており、４月後半から増加幅が拡大傾向。
※　解雇等見込みは、解雇・雇止めの予定がある労働者で、一部既に解雇・雇止めされた者も含まれている。

○「雇用調整の可能性がある事業所数(累計)」は、57,336事業所となっており、４月初旬から増加幅が拡大傾向。
※　労働局及びハローワークに対して具体的に休業等に関する相談のあった事業所数。
（当面休業を念頭に置きつつ、不透明な経済情勢が続けば解雇等も検討する意向の事業所も含む。）



賃金構造基本統計調査特別集計による産業別未満率及び影響率

（単位：%）

	未満率	影響率
調査対象産業計	1.2	4.3
鉱業，採石業，砂利採取業	0.4	1.0
建設業	0.5	1.3
製造業	1.1	3.6
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.4
情報通信業	0.4	1.1
運輸業，郵便業	1.0	3.8
卸売業，小売業	1.8	7.6
金融業，保険業	0.4	1.0
不動産業，物品賃貸業	1.7	6.4
学術研究，専門・技術サービス業	0.3	0.8
宿泊業，飲食サービス業	2.6	10.2
生活関連サービス業，娯楽業	2.0	7.1
教育，学習支援業	1.0	2.8
医療，福祉	0.5	1.9
複合サービス事業	0.4	1.4
サービス業（他に分類されないもの）	1.8	6.0

（資料出所）厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）未満率、影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。

賃金構造基本統計調査特別集計による産業別未満率及び影響率（企業規模別）

未満率

（単位：%）

	企業規模計	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
調査対象産業計	1.2	0.8	0.9	1.8	2.1
鉱業，採石業，砂利採取業	0.4	0.0	0.6	0.4	0.8
建設業	0.5	0.0	0.1	0.7	0.8
製造業	1.1	0.2	0.5	2.4	3.4
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.0	0.0	0.6	1.4
情報通信業	0.4	0.7	0.1	0.3	0.9
運輸業，郵便業	1.0	0.6	1.2	1.4	1.0
卸売業，小売業	1.8	1.3	1.5	2.9	2.7
金融業，保険業	0.4	0.5	0.2	0.3	1.3
不動産業，物品賃貸業	1.7	2.5	1.1	1.0	2.0
学術研究，専門・技術サービス業	0.3	0.0	0.3	0.5	0.8
宿泊業，飲食サービス業	2.6	2.2	1.9	3.3	6.7
生活関連サービス業，娯楽業	2.0	1.5	1.5	2.6	3.9
教育，学習支援業	1.0	0.8	0.9	1.1	4.4
医療，福祉	0.5	0.2	0.3	1.0	0.9
複合サービス事業	0.4	0.3	0.5	0.3	2.0
サービス業（他に分類されないもの）	1.8	0.7	2.6	2.4	1.8

影響率

（単位：%）

	企業規模計	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
調査対象産業計	4.3	3.2	3.3	6.4	7.6
鉱業，採石業，砂利採取業	1.0	0.0	0.9	1.0	2.7
建設業	1.3	0.2	0.8	1.5	3.1
製造業	3.6	0.6	2.2	7.9	10.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0.4	0.2	1.5	1.3	1.7
情報通信業	1.1	2.0	0.4	0.9	1.6
運輸業，郵便業	3.8	2.6	4.4	4.2	5.3
卸売業，小売業	7.6	6.2	5.1	12.0	11.3
金融業，保険業	1.0	1.1	0.6	1.2	3.0
不動産業，物品賃貸業	6.4	9.5	4.2	4.0	4.4
学術研究，専門・技術サービス業	0.8	0.2	0.9	1.3	1.4
宿泊業，飲食サービス業	10.2	9.0	8.0	12.7	22.8
生活関連サービス業，娯楽業	7.1	5.5	5.5	9.3	14.1
教育，学習支援業	2.8	1.9	2.6	3.3	13.3
医療，福祉	1.9	0.8	1.3	3.3	3.6
複合サービス事業	1.4	1.2	1.8	1.9	3.3
サービス業（他に分類されないもの）	6.0	3.4	7.5	7.4	5.9

（資料出所）厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）未満率、影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。

政府から経済界への雇用維持等に関する要請書

○令和2年3月5日、6日
新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書
（宛先）
一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会長　ほか

○令和2年3月 27 日
新型コロナウイルス感染症に係る有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々並びに新卒の内定者等の雇用維持等に対する配慮に関する要請書
（宛先）
一般社団法人日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国中小企業団体中央会　ほか

○令和2年4月 10 日
新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮及び感染拡大防止に向けた取組みに関する要請書
（宛先）
一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会長　ほか

○令和2年5月 26 日
新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請書
（宛先）
一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会長　ほか

○令和2年7月7日、8日
新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書
（宛先）
一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会長　ほか

令和２年３月５日

一般社団法人日本経済団体連合会会長　　殿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域では小規模の患者クラスター（集団）が把握されている状態になっています。現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではありませんが、経済的には海外からの観光客の減少に加え、製造業のサプライチェーンに与える影響を懸念する声や、各種イベントの中止、外出自粛により国内の消費活動が短期的に下押しされ、こうした状況が長引けばより厳しい状況になることも懸念されています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省として事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するため、雇用調整助成金の特例措置を講じるとともに、そうした内容を踏まえた各種支援のご案内に係るリーフレットを労働局等を通じて周知しているところです。また、小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援に向けた新たな助成制度を創設したところです。

貴団体におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、発熱などの風邪の症状があるときは、会社を休んでいただくよう、従業員の方々が休みやすい環境整備に協力していただくとともに、下記の事項につきまして、周知啓発に向けたご協力をお願い申し上げます。

なお、厚生労働省においては、特別相談窓口を設置し各種相談に応じております。相談窓口の設置箇所、特例措置等の各種支援の内容につきましては厚生労働省 HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata）をご参照いただきますようお願いいたします。

一　今般、雇用調整助成金の特例の対象となる事業主を、新型コロナウイルスの感染症の影響を受ける全ての事業主に拡大するとともに、北海道のように緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域に対しては生産指標要件の更なる緩和、助

成率の引上げ等の措置を行うこととしております。

こうした特例措置を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。

二　職を失った方を対象とした求人を積極的に提出していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。

三　新卒の内定者の取扱いについて、特段のご配慮をいただくとともに、2020 年度卒業予定者等に対する採用に係る広報活動についても、多様な通信手段を活用した説明会の実施などの十分な情報発信を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。

四　有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るため、特段の配慮をお願いいたします。

五　障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。特に、基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いとされていることから、感染リスクを減らすためにテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進などの取組へのご協力をいただきますよう、お願いいたします。

六　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用労働者か非正規雇用労働者か否かを問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設しましたので、取組への御協力をいただきますようお願いいたします。

厚生労働大臣

加藤勝信

令和２年３月27日

日本商工会議所　　殿

新型コロナウイルス感染症に係る有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々並びに新卒の内定者等の雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じており、経済全般にわたって甚大な影響をもたらしているところです。

３月６日に新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請をしたところではございますが、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者並びに新卒の内定者の方々等については、その解雇・雇止め等やそれに伴う社員寮等の退去により、生活の基盤を失うおそれがあります。

つきましては、下記の事項につきまして、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

記

一　有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者並びに新卒の内定者の方々等の雇用の安定とその保護を図るため、以下の点を十分に踏まえ、対応をお願いいたします。外国人労働者についても同様の配慮をお願いいたします。

さらに、新卒者を雇い入れようとする企業におかれては、年度末から新年度初めにおける内定者の内定取消しや、入職時期を延期していた内定者の内定取消しの防止のために最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講じていただくとともに、やむを得ない場合においても、対象者の就職先の確保についての最大限の努力や、対象者からの補償等の要求には誠意を持って対応いただくようお願いいたします。

なお、事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するため、雇用調整助成金の特例措置を講じています。

※　労働者の解雇や雇止め、内定取消しに当たっては、以下の点に留意が必要です。

・　労働者の解雇について、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とされていること（労働契約法第 16 条）。特に、期間の定めのある労働契約（有期労働契約）については、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができないこととされていること（労働契約法第 17 条）。採用内定者についても、労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消しは無効とされること。

・　有期契約労働者から、労働契約の更新の申込みがあった場合、その労働者の雇止めについては、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、解雇と同様に、使用者が雇止めをすることが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、これまでと同一の労働条件で、その申込みを承諾したものとみなされること（労働契約法第 19 条）。

①　過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの

②　労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時にその有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められるもの

※　やむを得ず解雇、雇止めを行う場合は、労働基準法や「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（平成 15 年厚生労働省告示第 357 号）に規定された措置を講じる必要があることにも留意してください。

※　今般、雇用調整助成金の特例の対象となる事業主を、新型コロナウイルスの感染症の影響を受ける全ての事業主に拡大するとともに、地方公共団体の長が、一定期間、住民・企業の活動の自粛を要請する旨の宣言を発出している地域（現時点では北海道）は、その期間中、生産指標要件の更なる緩和、助成率の引上げ等の措置を行ったところです。

二　また、派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれては、年度末を迎えるに当たっての労働者派遣契約の解除や不更新は、派遣労働者の雇用の不安定化に直結するものであることに十分ご留意いただき、安易な解除や不更新はお控えいただくとともに、やむを得ない場合においても、派遣元とも協力しつつ派遣労働者の新たな就業機会の確保を図っていただくなど、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るため、特

段の配慮をお願いいたします。

※　労働者派遣契約の解除に当たっては、以下の点に留意が必要です。

・　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

（労働者派遣契約の解除に当たつて講ずべき措置）

第 29 条の２　労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その者の都合による労働者派遣契約の解除に当たつては、当該労働者派遣に係る派遣労働者の新たな就業の機会の確保、労働者派遣をする事業主による当該派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担その他の当該派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じなければならない。

・　派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 138 号）

第２　派遣先が講ずべき措置

６　派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

(3) 派遣先における就業機会の確保

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。

三　やむを得ず雇止め、解雇等をしようとする場合でも、労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないよう、社員寮等に入居している労働者については離職後も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮に努めて頂くようお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長
坂　口　卓
厚生労働省職業安定局長
小　林　洋　司
厚生労働省人材開発統括官
定　塚　由　美　子

令和２年４月 10 日

全国中小企業団体中央会会長　　殿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮
及び感染拡大防止に向けた取組みに関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、都市部を中心に感染者が急増し、４月７日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が東京都をはじめ７都府県に対して出されました。また、内外経済に甚大な影響をもたらしており、我が国経済は厳しい状況に置かれています。

事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援する必要があり、厚生労働省としてはこれまで、被保険者期間が６ヶ月未満の労働者も対象にするなど雇用調整助成金の特例措置等を実施し、また貴団体に対しても雇用維持等に対する配慮の要請を行ってきたところですが、こうした状況を踏まえ、政府としては４月７日に緊急経済対策を取りまとめたところです。緊急経済対策では、国民生活にとって最も重要な雇用の維持に引き続き全力を挙げて取り組むこととしており、雇用調整助成金については、緊急対応期間において解雇等を行わない雇用を維持する企業に対して、中小企業は 9/10、大企業でも 3/4 に引き上げるとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とするなどの拡充、制度を利用する事業者の利便のため、残業相殺の停止、至急迅速化のための事務処理体制の強化、手続きの簡素化を行うこととしております。

また、爆発的な感染の拡大を防ぐために、可能な限りの外出自粛等が求められており、テレワークの活用など職場においても感染拡大防止に向けた取組が求められています。

つきましては、下記の事項につきまして、周知啓発に向けたご協力をお願い申し上げます。

厚生労働省においては、特別労働相談窓口を設置し各種相談に応じております。相談窓口の設置箇所、特例措置等の各種支援の内容につきましては厚生労働省 HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata）をご参照いただきますようお願いいたします。

一　雇用調整助成金の特例措置等を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の

戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。

二　職を失った方の再就職を促進するためにも求人を積極的に提出していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。また、新卒者については、中長期的な視点に立って採用を進めていただくようお願いいたします。

三　2019 年度卒業者等のうち入職時期の繰下げをしていた内定者については、できるだけ早期の入職日を確定させるなど、特段のご配慮をいただくとともに、対象となった方からの補償等の要求には誠意を持ったご対応をお願いいたします 。

四　2020 年度卒業予定者等が十分な就職活動を行えるよう、多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験等、柔軟な日程の設定などによる一層の募集機会の提供を行うなど最大限柔軟な対応を行うようお願いいたします。

五　障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。また、外国人労働者についても、日本人と同様の配慮をお願いいたします。

六　今般の新型コロナウイルス感染症により、事業の休止などを行う場合でも、可能な限り、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また労働者を休業させるときには、労使がよく話し合って労働者の不利益の回避に努めていただくようお願いいたします。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言や要請などがなされた場合でも、一律に労働基準法第 26 条の休業手当の支払義務がなくなるものではないことにご留意ください。

七　有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るため、解雇、雇止めや安易な労働者派遣契約の解除や不更新はお控えいただく等、特段の配慮をお願いいたします。やむを得ず雇止め、解雇等をしようとする場合でも、労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないよう、社員寮等に入居している労働者が離職後も引き続き一定期間入居できるよう、できる限りの配慮に努めて頂くようお願いいたします。

八　労働者が新型コロナウイルス感染症の陽性者等になったことをもって解雇・雇止めを行うことのないようお願いいたします。また、新型コロナウイルスへの感染や、新型コロナウイルスに関連して労働者が休暇を取得したこと等を理由とするいじめ・嫌がらせが行われることのないよう、本年６月から職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が施行されることも踏まえ、労働者に周知・啓

発する、適切な相談対応を行うなど、必要な対応を徹底していただくようお願いします。

九　新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用労働者か非正規雇用労働者かを問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を創設しましたが、対象期間を６月30日まで延長しました。従業員が安心して子どもの世話に専念できるよう、有給の休暇制度導入をお願いいたします。

十　新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々を含め、有給の特別休暇制度を設けるなど労働者が休みやすい環境の整備、テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進、従業員の感染の予防にむけた取組等を行っていただきますようお願いいたします。その際、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方々に十分な配慮をしていただくようお願いいたします。

厚生労働大臣
加藤勝信

令和２年５月26日

一般社団法人日本経済団体連合会会長　　殿

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請書

日頃より、厚生労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、全国を対象として発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が昨日全ての都道府県で解除される等、経済活動が再開しつつありますが、引き続き内外経済や雇用情勢への影響が懸念されるところであり、特に、派遣労働者については、今後、労働者派遣契約や労働契約の更新の時期を迎える方が多くなると考えております。したがって、緊急事態宣言解除後も派遣労働者の雇用を維持するためには、派遣労働者を受け入れている派遣先企業の御協力が不可欠な状況になっていると認識しております。

派遣労働者の雇用の維持を図るため、貴団体におかれては、下記の事項について、積極的な御対応をいただくよう、会員企業への周知及び働きかけをお願い申し上げます。

記

一　派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれては、労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の方の雇用の不安定に直結することを御認識いただき、安易な契約の解除をお控えいただくとともに、企業活動の円滑な再開に当たって、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図ること

二　やむを得ず労働者派遣契約の解除や不更新を行う場合においても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第138号）に基づき、関連会社における就業も含め、派遣元とも協力しつつ派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること

三　派遣労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないよう、社員寮等に入居している労働者については離職した場合も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮を行うこと

厚生労働大臣
加藤勝信

令和２年７月８日

日本商工会議所会頭　　殿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、全国を対象として発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全ての都道府県で解除される等、経済活動が再開しつつありますが、引き続き内外経済や雇用情勢への影響が懸念されており、今後段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく中で、新しい生活様式・スマートライフを定着させ、感染拡大防止と経済再生の両立を図っていくことが必要です。

特に雇用への影響は、感染の状況よりも遅れて見えてくるため、足下の状況だけでなく今後の推移もよく見極めた上で、対応していくことが必要です。

これまで、厚生労働省におきましては、事業主の皆様の雇用維持の努力を強力に支援するため、雇用調整助成金につきまして、助成率の引上げや支給要件の緩和、申請に係る負担の軽減等の特例措置、労働局の体制強化による支給の迅速化等に取り組むとともに、非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する相談支援体制の強化等、解雇や雇止めにあった方等の就職支援についても拡充を図って参りました。こうした支援策については、厚生労働省 HP やハローワーク等における周知とともに、貴団体への累次の要請を通じて周知啓発へのご協力をいただいてきたところです。

先般成立した第二次補正予算では、雇用を守るための更なる支援として、雇用調整助成金の支給上限額の日額 15,000 円への引上げや解雇等を行っていない中小企業への助成率の 10/10 への一律の引上げ、労働者個人が直接申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の創設、就職支援の強化、離職等により住まいを失うおそれのある方への住まい確保支援、小学校休業等対応助成金の拡充などを盛り込んでおります。

貴団体におかれましては、経済活動が再開する中においても依然として厳しい状況にある事業主の方に、こうした支援策を最大限ご活用いただき、労働者の雇用の維持等が引き続き図られるよう、下記の事項につきまして、周知啓発に向けたご協力をお願い申し上げます。併せて、職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気の徹底など密集、密接、密閉の三密を避けた職場環境づくりやテレワーク、時差出勤の活用など労働者の労務管理への配慮をお願い申し上げます。

また、労働者が業務により新型コロナウイルスに感染した場合には、労災請求について勧奨していただくとともに、労災請求手続きに御協力いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

厚生労働省においては、特別労働相談窓口を設置し各種相談に応じております。相談窓口の設置箇所、特例措置等の各種支援の内容につきましては厚生労働省 HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata）をご参照いただきますようお願いいたします。

一　新入社員、学生アルバイトをはじめとする労働者の生活を守るため、雇用形態にかかわらず雇用を維持していただくことは非常に重要です。従業員の休業手当をしっかりと払っていただき、雇用維持に努めていただきますようお願いいたします。なお、政府としては、雇用調整助成金の上限額を日額１万５千円に引き上げ、解雇等を行っていない中小企業への助成率を一律に10分の10へ引き上げるとともに、出向期間要件を緩和するなど更なる拡充を実施しています。教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算され、新入社員に将来の戦力となるべく教育訓練を実施した場合などにも活用できます。

また、事務処理体制や資金繰り等の面から休業手当を支払えない中小企業の労働者の生活の安定も非常に重要です。なお、政府としては、これらの労働者が自ら申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金制度を創設しました。この制度では労働者から申請があった際は事業主にご記載いただく部分があります。従業員から申請があったときは適切にご対応いただきますようお願いいたします。

こうした雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、学生アルバイトの方などの雇用保険の被保険者ではない方も対象としています。

二　職を失った方を対象とした求人を積極的に提出していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。また、新卒者については、中長期的な視点に立って採用を進めていただくようお願いいたします。

三　2020年度卒業予定者等が十分な就職活動を行えるよう、多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験等、柔軟な日程の設定などによる一層の募集機会の提供を行うなど最大限柔軟な対応を行うようお願いいたします。

四　有期契約労働者、パートタイム労働者等の雇用の安定とその保護を図るため、解雇、雇止めはお控えいただくなど特段のご配慮をお願いいたします。なお、雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、労働契約が継続している間の休業であれば、雇用保険の被保険者でない方も含め、これらの有期契約労働者、パートタイム労働者等も対象となります。

五　派遣労働者を受け入れている企業におかれては、安易な労働者派遣契約の解除、不更新をお控えいただくとともに、企業活動の円滑な再開に当たって、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図っていただくようお願いいたします。その際、外国人労働者について、日本人と同様の対応が図られるようお願いいたします。なお、雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、労働契約が継続している間の休業であれば、雇用保険の被保険者でない方も含め、これらの派遣労働者、外国人労働者も対象となります。

六　障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段のご配慮をお願い申し上げます。特に、基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いとされていることから、感染リスクを減らすためにテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進などの取組へのご協力をいただきますようお願いいたします。

七　労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないようにするためにも、住居の確保は非常に重要であり、社員寮等に入居している労働者については離職後も引き続き一定期間入居できるようできる限りのご配慮をお願いいたします。なお、雇用契約を解消した際に社員寮に引き続き居住できるよう、定期借家契約に切り替えることで生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金を活用することができます。

八　子どもの世話や、家族の介護が必要な労働者が仕事と家庭を両立し、必要な場合に安心して休むことができるよう、有給の休暇制度の導入をお願いします。なお、政府としても、小学校等が臨時休業した場合等に子の保護者である労働者に有給の休暇を取得させた事業主への小学校休業等対応助成金の日額上限を15,000円に引き上げるとともに、家族の介護が必要な労働者に有給の休暇制度を取得させた事業主への助成制度を創設しています。

九　妊娠中の女性労働者が安心して出産を迎えることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を、医師等の指導に基づき適切に講じていただくようお願いいたします。また、妊娠中の女性労働者が休みやすい職場環境づくりに努め、積極的な配慮を行っていただくようお願いいたします。なお、政府としても、この措置により休業が必要な妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させた事業主への助成制度を創設しています。

十　新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、テレワークを積極的に活用いただきますようお願いいたします。なお、政府としても、テレワークの導入等のための支援として、テレワーク用通信機器の導入等に係る費用の助成やテレワーク相談センターにおける相談支援等を行っております。

十一　職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気の徹底など密集・密接・密閉の三密を避けた職場環境づくりや時差出勤の活用など労働者の労務管理への配慮をお願いいたします。また、労働者が業務により新型コロナウイルスに感染した場合には、労災請求を勧奨していただくとともに、労災請求手続きに御協力いただくようお願いいたします。

厚生労働大臣

加藤勝信

令和２年７月15日（水）13:00～
於　労働委員会会館　講堂（７階）

第３回目安に関する小委員会配付資料

参考資料　　第２回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料

～以上～

参考資料
第２回目安に関する小委員会における
委員からの追加要望資料

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議の開催について

令和２年３月30日
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
経済産業大臣
申合せ

１　趣旨

労務費等の価格転嫁に関し、下請中小企業振興法（昭和45年法律145号）第３条に規定する振興基準の遵守等個社による自主行動宣言を通じ、発注側たる大企業と受注側たる中小企業の協議を促進するとともに、サプライチェーン全体の生産性向上等の取組を推進し、大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するため、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（以下「会議」という。）を開催する。

２　構成員

（１）会議の構成員は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び経済産業大臣のほか、内閣官房副長官（政務）、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、経済界の代表者及び労働界の代表者とする。

（２）会議は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び経済産業大臣が共同で主宰する。

（３）会議には、必要に応じ、他の国務大臣その他関係者の出席を求めることができる。

３　庶務

会議の庶務は、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）及び中小企業庁において共同して処理する。

４　その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、主宰者が定める。

第１回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（令和２年５月 18 日）

出席者一覧

主宰	西 村 康 稔	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
主宰	梶 山 弘 志	経済産業大臣
構成員	加 藤 勝 信	厚生労働大臣
同	伊 東 良 孝	農林水産副大臣（代理出席）
同	御法川 信 英	国土交通副大臣（代理出席）
同	中 西 宏 明	日本経済団体連合会会長
同	三 村 明 夫	日本商工会議所会頭
同	神 津 里季生	日本労働組合総連合会会長

※議事要旨を基に事務局作成

資料３－１

パートナーシップの現状と課題

令和２年５月
内閣府・中小企業庁

新型コロナウイルス感染症下におけるパートナーシップの重要性

- 感染症の影響を乗り越えるため、大企業とのパートナーシップの下、中小企業への「取引条件のしわ寄せ」を防ぐとともに、事業継続に向け、テレワーク導入、サプライチェーン全体でのEDI化が必要。
- 他方、大企業との連携による社会課題の解決や、地域コミュニティへの貢献など、中小企業の強みを活かした新たな動きも現れ始めている。
- 感染症克服後に、日本経済を成長軌道に復帰させるとともに、地域社会を維持するためには、このような動きを後押ししていくことが必要。

大企業の協力による中小企業の弱みの補完

取引環境の悪化

過去も、景気が悪化した際に、「取引条件のしわ寄せ」が強まった。

・大企業も業況が悪化する中、下請事業者への取引上の配慮に取り組む企業も存在。

・他方で、大企業による「取引条件のしわ寄せ」の動きも出現。

テレワークの遅れ

事業継続には、中小企業のIT実装が不可欠。

・中小企業ではテレワークの導入が進まず。
※感染症拡大を防ぐため「在宅勤務・リモートワーク」を実施した企業
大企業：83%、中小企業：51%
（「第4回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」 東京商工リサーチ）

・取引先から「紙ベースでの発注」が残り、電子文書による取引（EDI）の導入もこれから。

中小企業の強みを活かした新たな動き

連携による新たな動き

オープンイノベーションにより、感染症克服の必需物資を製造・開発。

・人工呼吸器メーカー（中小企業）が大手自動車メーカーTier1企業と連携し、量産化。

・大学、メガネフレームメーカーと町工場が連携し、フルフェイスシールドを開発・量産化。

地域を支える中小企業

コミュニティ機能の維持のため、中小企業が活躍。

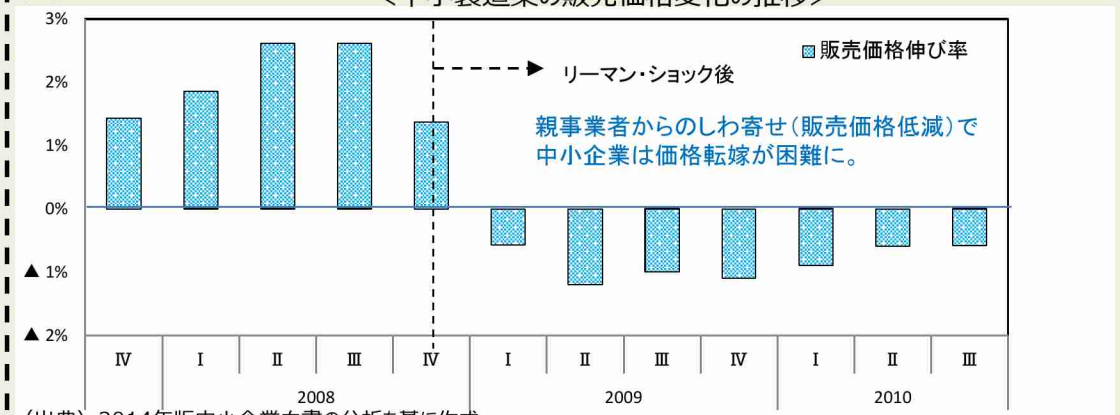
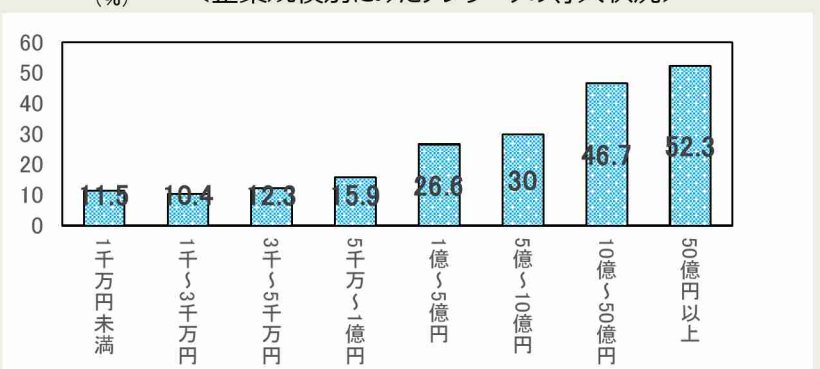
・学校休校を受け、商店街で「キッズステーション」（託児施設）を設置。

・小規模飲食店向けにモバイルオーダーサービスシステムを開発。

・事業再開までの期間限定で、観光・飲食業の従業員を警備会社が雇用。

未来を拓くパートナーシップの構築（取引適正化と強靭化・高度化）

当面の危機克服と、その後の経済の好循環実現に向け、大企業と中小企業が共に成長できる関係の構築を目指し、サプライチェーン全体の取引適正化と強靭化・高度化を促進する。

	（取引適正化）	（強靭化・高度化）
《当面の危機克服への課題》	●過去のリーマンショック等経営環境が極端に悪化した際、取引価格の「しわ寄せ」が強まった経緯があり、その再現を防ぐ必要。 ＜中小製造業の販売価格変化の推移＞  （出典）2014年版中小企業白書の分析を基に作成	●中小企業は、大企業と比較して、テレワーク導入に遅れ。またFAXによる受注が残っており、在宅勤務が困難。業務継続への障害を軽減する必要。 ＜企業規模別にみたテレワークの導入状況＞  （出典）総務省「平成30年通信利用動向調査」より作成
《好循環実現への課題》	●労務費等の販売価格への転嫁を進めるなど取引適正化をサプライチェーン全体で進め、中小企業を含め、雇用・所得環境を改善させていく必要。	●サプライチェーン全体への共通EDIや金融EDIの導入等を加速し、生産性向上につなげていく必要。
《取組の方向性》	●親事業者と下請事業者の望ましい関係を定めた「振興基準」の遵守など、個社による「パートナーシップ構築宣言」を通じて、中小企業と発注側たる大企業との価格交渉の協議等を促進。	●政府の生産性向上支援策も活用しながら、大企業の協力の下、テレワークやEDIの導入を始めとする中小企業のデジタル技術実装を進める。

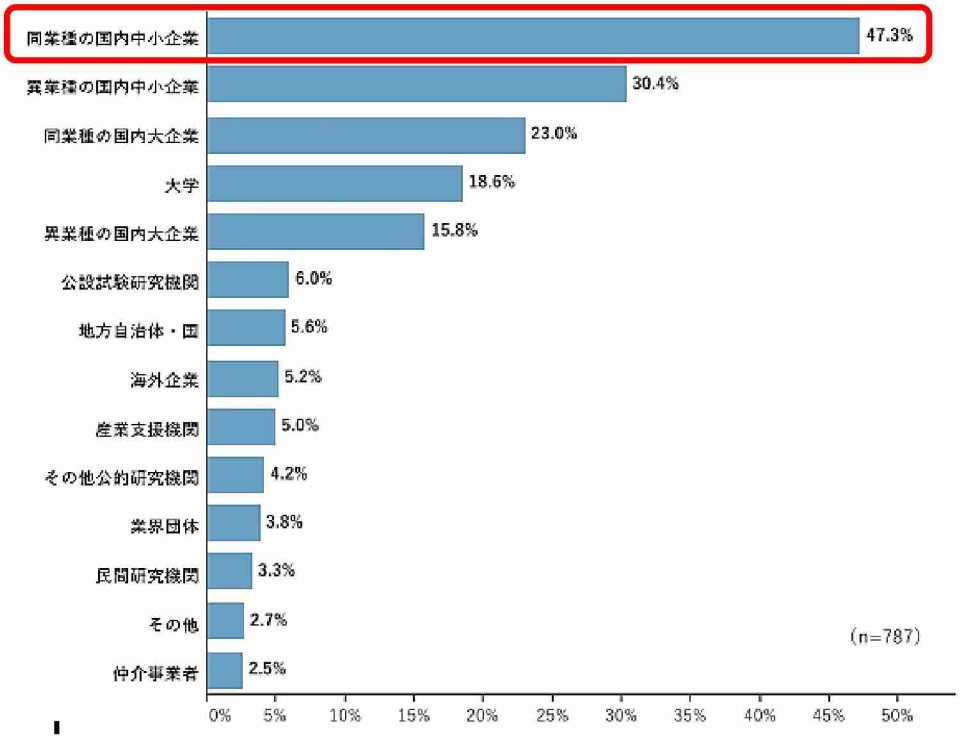
未来を拓くパートナーシップの構築（オープンイノベーション）

●中小企業の連携先の中心は、「同業種の国内中小企業」。

●他方、労働生産性上昇に資する連携先は、「異業種の国内大企業」、「異業種の国内中小企業」。

●既に現れつつあるが、異業種企業とのオープンイノベーションが、感染症克服後の成長の鍵の一つ。

オープンイノベーションの連携先

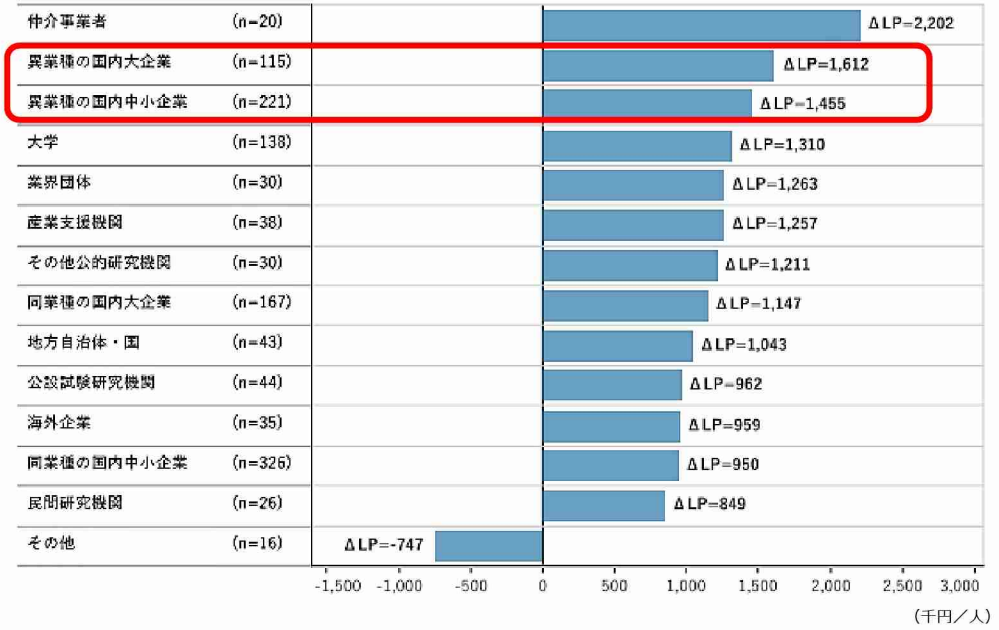


資料：(株)東京商工リサーチ「中小企業の付加価値向上に関するアンケート」

(注)1.複数回答のため、合計は必ずしも100％にならない。

2.「ビジネスマッチングの支援・仲介サービスを提供する事業者」は「仲介事業者」として表示している。

オープンイノベーションの連携先別労働生産性の変化



資料：(株)東京商工リサーチ「中小企業の付加価値向上に関するアンケート」

(注) 1.労働生産性＝（営業利益＋人件費＋減価償却費＋賃借料＋租税公課）÷従業員数。

2.⊿LP（労働生産性の変化）とは、2018年時点と2013年時点の労働生産性の差のことをいい、平均値を集計している。

3.労働生産性の変化上位5%値以上の企業及び95%値以下の企業は外れ値として除外している。

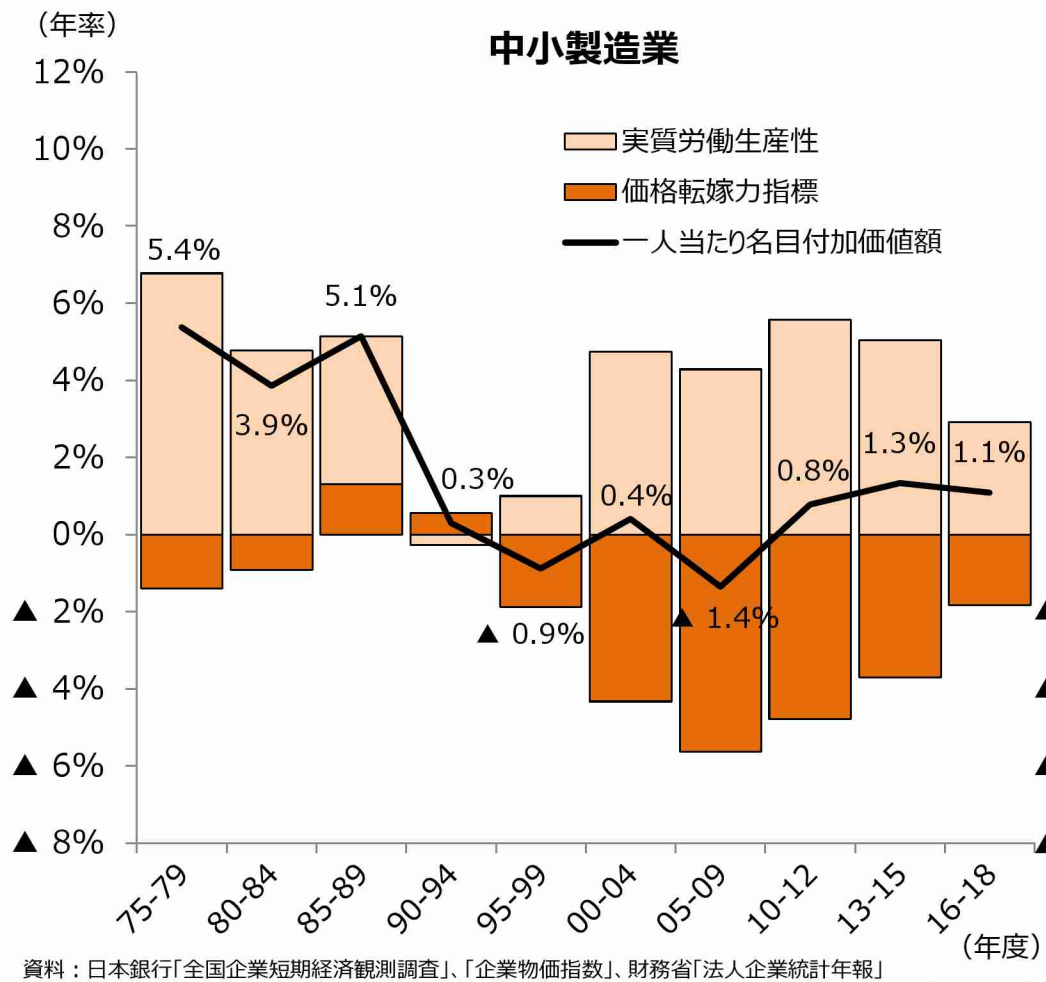
4.「ビジネスマッチングの支援・仲介サービスを提供する事業者」は「仲介事業者」として表示している。

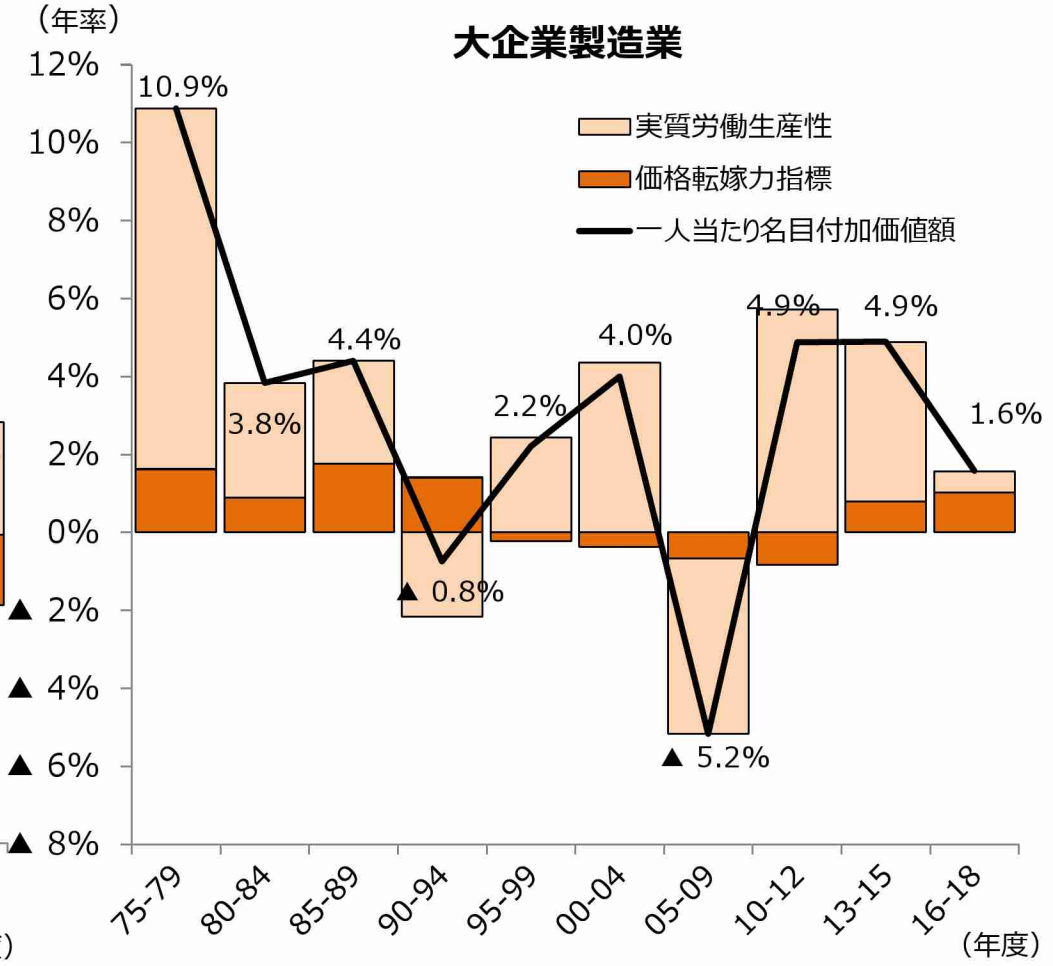
製品等の価格への転嫁の状況

-260-

中小企業の労働生産性は、実質労働生産性が上昇する中、価格転嫁力が低迷し、伸び悩んでいる。リーマンショック時には、中小製造業の価格転嫁力が大きく低迷。

従業員一人当たり名目付加価値額（労働生産性）上昇率とその変動要因





資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、「企業物価指数」、財務省「法人企業統計年報」

（注1）2014年版中小企業白書における分析をもとに作成。価格転嫁力指標上昇率は、資本金2千万円以上1億円未満を中小企業、資本金10億円以上を大企業、一人当たり名目付加価値額上昇率は、資本金1千万円以上1億円未満を中小企業、資本金10億円以上を大企業としている。

（注2）価格転嫁力指標：販売価格の上昇率と仕入価格の上昇率の違いから、仕入価格の上昇分をどの程度販売価格に転嫁できているか（価格転嫁力）を数値化したもの。

官公需における対応について

●官公需では、毎年閣議決定する「国等の契約の基本方針」において、「人件費相当額を適切に含んだ適切な予定価格の作成」、「年度途中に最低賃金額の改定があった場合の適正な価格での契約金額の見直し」等を定めている。

１．現状

○特に、人件費比率の高い契約であって、人件費単価が低い業務（清掃、警備、運転業務等）に関し、年度途中の最低賃金額の改定を受けて、契約金額の見直しを行った省庁・地方自治体は少数。

２．課題

- 受注者から発注者たる国・自治体等に対し、契約金額見直しの申し出がしづらい実態が存在。
- 国・自治体等は、官公需契約に係る実際の人件費単価等の詳細について把握できていない。

今後

◆契約前の予定価格の作成時や、契約時に予め、労務費上昇の影響を考慮する。
◆また、最低賃金改定に伴う契約金額の見直しは、受注事業者からの申し出の有無に関わらず、改定後速やかに、国等・自治体側から受注事業者へ直接確認し、必要に応じて対応する。
◆上記を担保するための仕組みとして、「令和２年度国等の契約の基本方針」策定にあたり、予算の確保、契約見直しなどに関して、更に踏み込んだ対策について各府省庁と検討。

価値創造企業に関する賢人会議「中間報告」のポイント

大企業と中小企業経営者が一堂に会する「価値創造企業に関する賢人会議」において（座長：三村日本商工会議所会頭）、本年2月に「中間報告」をとりまとめ。大企業と中小企業が共に稼げる「共存共栄」の関係の構築に向けて、施策の方向性を提示。

1．取引構造の課題と施策の方向性

課題	施策の方向性
①「安価・高品質」の追求だけでなく、社会課題解決などの「価値あるもの」を「相応の価格」で提供する必要あり	**①系列・規模を超えた連携の促進（オープンイノベーション、M&A促進等）**と、ドイツ型の共存共栄モデルの取り込み（独の中小企業は高い利益率）
②業界団体による「自主行動計画」では、個社の取組が比較できない	**②個社の「自主行動宣言」による取組の「見える化」**
③Tier1企業とTier2以下の企業では売上高の伸び率に開きあり	③サプライチェーンの頂点企業を軸に、「Tier N」から「Tier N+1」に共存共栄を浸透

2．個別取引の課題と施策の方向性

課題	施策の方向性
①発注側が協議に応じず、価格転嫁できない	①「振興基準」に基づく指導・助言の徹底と、転嫁協議の促進
②知的財産権の取扱いが不明確	②知財専門の下請Gメン、契約の「ひな形」の作成
③適正な対価を伴わない働き方改革の「しわ寄せ」	③下請Gメンによる指導、官公需発注の平準化

「パートナーシップ構築宣言」の仕組み（資料3-2参照）

- 取引先との新たなパートナーシップ構築　を宣言し、
（１）**サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携**（企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング等）
（２）「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言**。

※一部の先進的な企業による「取引先満足度調査」といった取組は、任意記載事項とし、他社との差別化を図れるようにする。

- **宣言は**、（公財）全国中小企業振興機関協会（注1）が運営する**ポータルサイトに掲載・公表**。　※サイトは、6月上旬に開設。
- 2020年度下期の取引価格交渉がまとまる**本年8月に向け、「宣言」の働きかけ**を行う。
- 「振興基準」に違反し、**主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあり得る**（注2）とすることで、宣言の実効性を担保。
- 同時に、宣言企業に対しては、企業向け支援策（例：省エネ補助金、NEDOの研究開発補助金）の優先採択（審査において加点）することを検討。

（注1）中小企業庁長官より、同協会会長にポータルサイトの開設・運営を文書で依頼。協会より開設・運営するとの回答あり。
（注2）掲載の基準（例：役員に暴力団関係者がいないこと、過去、宣言の掲載取りやめがあった場合には、取りやめから一定期間が経過していること）や掲載取りやめの基準（例：宣言を履行していないと認められる場合）は資料3-3参照。

参考資料

下請Ｇメンヒアリングの概要

- 下請取引の実態把握を目的に、平成29年から下請Ｇメン（取引調査員を全国に配置し現在は120名規模で、年間4,000件超の下請等中小企業ヒアリングを実施。
（平成29年1月～令和２年３月末までの累計：12,168件）
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う取引への影響や懸念等についても、電話等でヒアリングを実施。

《下請事業者からの具体的な声（新型コロナウイルス関係）》

【凡例　（　）：親事業者の業種】

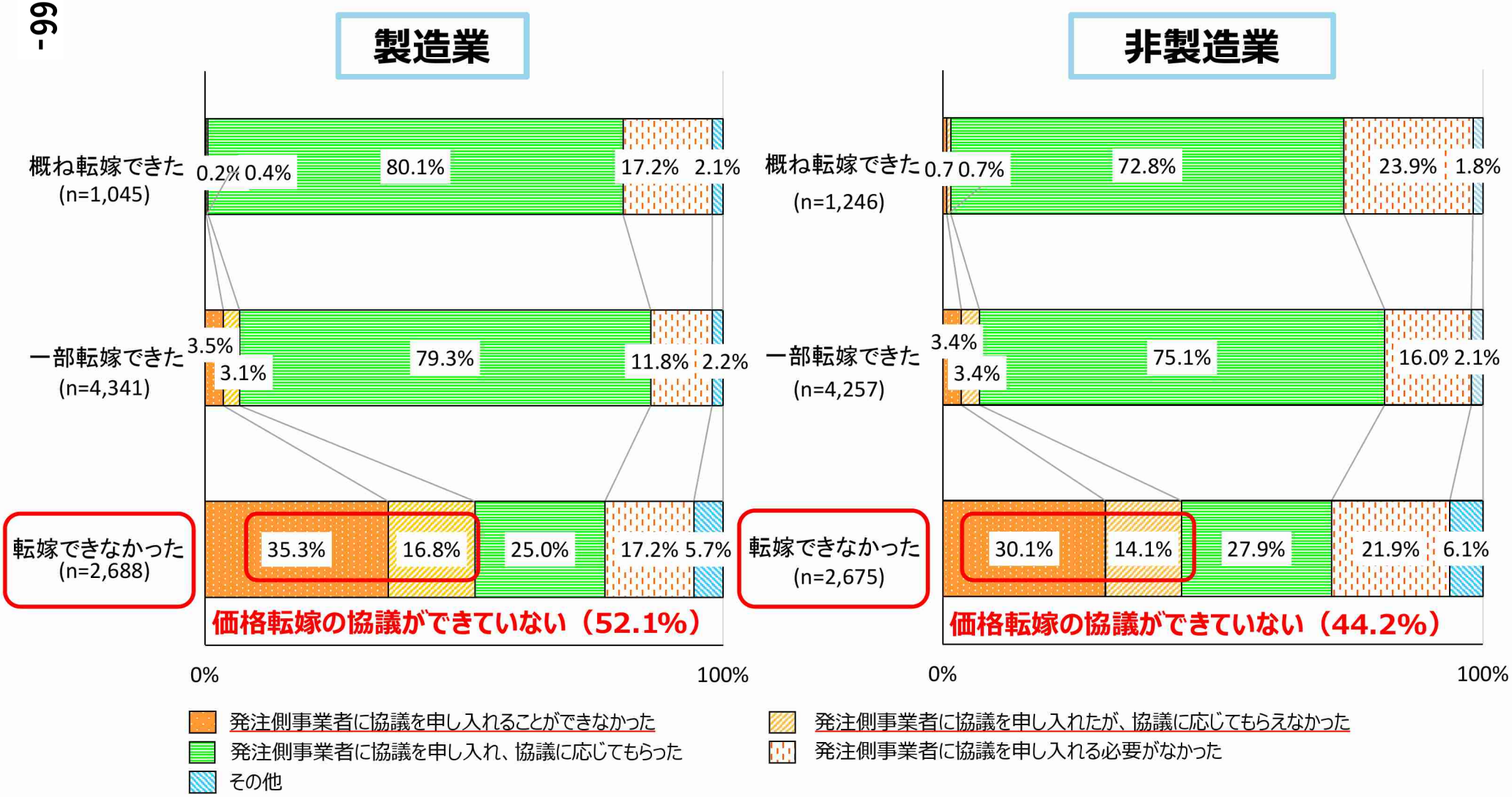
〇良い事例

- 親事業者は、今後の生産計画等の説明及び新型コロナウイルス感染症対策全般について指導も行い、さらに資金の援助も検討してくれている。（自動車産業）
- 親事業者は、原材料有償支給の支払いを遅らせるなど良心的に対応してくれている。（自動車産業）
- 親事業者は、当社の経営状況等を配慮し、原材料の納入価格が低下しているにもかかわらず、従来の取引価格の据え置き依頼に応じてくれ、利益が確保できている。（産業機械製造業）
- 中国からの仕入れが1ヶ月以上遅れたため納期遅延が発生しているが、親事業者には柔軟に対応してもらっており、問題にはなっていない。（鉄鋼業）

▲悪い事例

- 親事業者が資金繰りの悪化等を理由にして、支払い期日の先延ばしを要求してきている。（自動車産業）
- 親事業者から、生産停止を理由に、発注確定2週分の引取延期と、3週目以降のキャンセルの連絡がきた。（自動車産業）
- 親事業者から、発注済みの製品について、検収を行わないという連絡があった。当社は既に材料費などの費用が発生しており、検収が行われないと支払いも行われないため、死活問題である。（電機・情報通信機器製造業）

価格転嫁と発注側に対する協議の申し入れの状況



資料：（株）帝国データバンク「令和元年度取引条件改善状況に関する調査等事業」
（注1）1.受注側事業者に対するアンケート結果のうち、製造業と非製造業を集計。
2.直近1年間のコスト全般の変動について価格転嫁の状況と、発注側事業者に対する価格転嫁の協議の申入れの状況を確認。

製品等の価格への転嫁の状況

- 製品の価格に労務費を転嫁できていない中小企業が多い。

2018年度　労務費の価格転嫁状況
（サンプル数：12,847社）

		概ね転嫁できた	一部転嫁できた	転嫁できなかった
全体		16.2%	36.4%	**47.4%**
特に転嫁ができなかった業種	印刷	6.9%	20.4%	**72.8%**
	自動車	7.0%	20.6%	**72.4%**
	小売	11.7%	25.9%	**62.4%**
	食料品製造	9.8%	28.5%	**61.7%**
	紙・紙加工品	8.9%	32.7%	**58.4%**
	素形材	13.7%	29.8%	**56.5%**
	工作機械	12.4%	32.4%	**55.2%**
	石油・化学	17.1%	28.6%	**54.3%**
	その他の製造業（楽器・時計等）	13.2%	33.8%	**53.1%**
	アニメーション制作業	26.3%	21.1%	**52.6%**

資料：（株）帝国データバンク「平成30年度取引条件改善状況調査」

2019年度　労務費の価格転嫁状況
（サンプル数：14,529社）

		概ね転嫁できた	一部転嫁できた	転嫁できなかった
全体		12.8%	38.9%	**48.4%**
特に転嫁ができなかった業種	自動車	6.8%	24.8%	**68.3%**
	印刷	8.1%	27.5%	**64.4%**
	建設機械	5.7%	31.4%	**62.9%**
	石油・化学	12.8%	26.4%	**60.8%**
	素形材	8.5%	33.3%	**58.1%**
	電機・情報通信機器	10.8%	32.2%	**57.0%**
	食料品製造	9.7%	35.2%	**55.1%**
	その他の製造業（楽器、時計等）	11.0%	34.1%	**54.9%**
	小売	8.3%	37.0%	**54.7%**
	放送・コンテンツ	14.4%	31.9%	**53.7%**

資料：（株）帝国データバンク「令和元年度取引条件改善状況調査」

令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）

2　中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

6　ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

国等は、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずる。

また、平成26年4月1日に消費税率が8%に引き上げられたこと及び令和元年10月1日に税率が10%に引き上げられることを踏まえ、契約の適正な履行の確保の観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

（1）省略

（2）適切な予定価格の作成

①　国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

②　省略

（3）省略

（4）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

国等は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に関し、年度途中に最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するように努めるものとする。

下請中小企業振興法「振興基準」の概要

- 下請中小企業振興法「振興基準」（経済産業省告示）とは、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を具体的に提示。
- 主務大臣（業所管大臣）は、同基準に基づき、下請事業者又は親事業者に対して「指導又は助言」を行うことが可能。

1. 取引先の生産性向上等への協力

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

2. 合理的な原価低減要請

- 親事業者は、原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められることがないよう、合理性の確保に努める。

3. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

- 人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して取引対価の見直しの協議を行う。

4. 型取引の適正化

- 双方で事前協議の上、必要事項の書面化を行う。
- 親事業者は、型代金等、型の保管費用を支払う。
- 型の廃棄・返却、保管費用に関する「目安」に基づき、型の廃棄・返却、保管に関する諸手続きを行う。
- 親事業者は、型に係る知財・ノウハウの侵害をせず、利用に当たっては適正対価を支払う。

5. 下請代金の支払条件改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 手形等を振り出す場合、現金化に係る割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。
- 手形サイトは段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努める。

6. 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担すること。

7. 「天災等」への対応

- 事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めること。
- 事後対策として、下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知すること。親事業者は、下請事業者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努めること。

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」（抜粋）

○**取引対価は、**品質、数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、原材料費、労務費、運送費、保管費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した**合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、**労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、**下請事業者及び親事業者が十分に協議して決定**するものとする。

○親事業者は、下請事業者から**労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じる**ものとする。特に、人手不足や**最低賃金**（家内労働法（昭和４５年法律第６０号）に規定する最低工賃を含む。）**の引上げに伴う労務費の上昇**など、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、**その影響を加味して親事業者及び下請事業者が十分に協議した上で取引対価を決定**するものとする。

価値創造企業に関する賢人会議「中間報告」（抜粋）

物流業界では、働き方改革を進めるため、国土交通省が中心となって、**「ホワイト物流推進運動」**が展開されている。この運動は、有識者・関係団体等から構成される「『ホワイト物流』推進会議」と、関係省庁から構成される「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を車の両輪としている。業界団体ではなく、**個々の企業が「自主行動宣言」を公表**することで、社内の関係部門が緊張感をもって働き方改革に取り組む効果を生み、「自主行動宣言」の賛同企業は744社にのぼっている（2019年12月末時点）。

この取組を参考に、大企業と中小企業との「共存共栄」の拡大についても、業界団体ベースの取組だけでは個社の取組が埋没し、課題も業界全体で平均化されることから、新たに個社による取組を促す仕組みも検討すべきである。例えば、**個々の企業が、下請中小企業振興法に基づき経済産業大臣が策定する「振興基準」**（親事業者と下請事業者の望ましい関係を規定）**に規定する各項目**（例：取引先の生産性向上等への協力、取引対価への労務費上昇分の影響の考慮）**を遵守することを「自主行動宣言」として宣言し、宣言状況を一覧できる仕組みを導入**することで、個社の取組の実効性を高めることができると考えられる。

（略）その際、「ホワイト物流推進運動」と同様、**受注側・発注側の双方からなる産業界と関係省庁が車の両輪となって、「共存共栄」の拡大に取り組める体制を整備**するとともに、企業に対して、補助金の優先採択など、「自主行動宣言」の公表を誘導するための仕掛けも検討することが必要である。

自主行動宣言による取り組みを求める主な業種例

- 取引適正化をサプライチェーン全体で実現していく観点から、幅広い業種において取組が進むことが重要。
- 取り組みを求める主な業種としては、例えば、先行して「自主行動計画」を策定している業種や、労務費の上昇に課題があり、かつBtoB取引構造を有している業種、更にその親事業者に位置づけられる業種等が想定される。

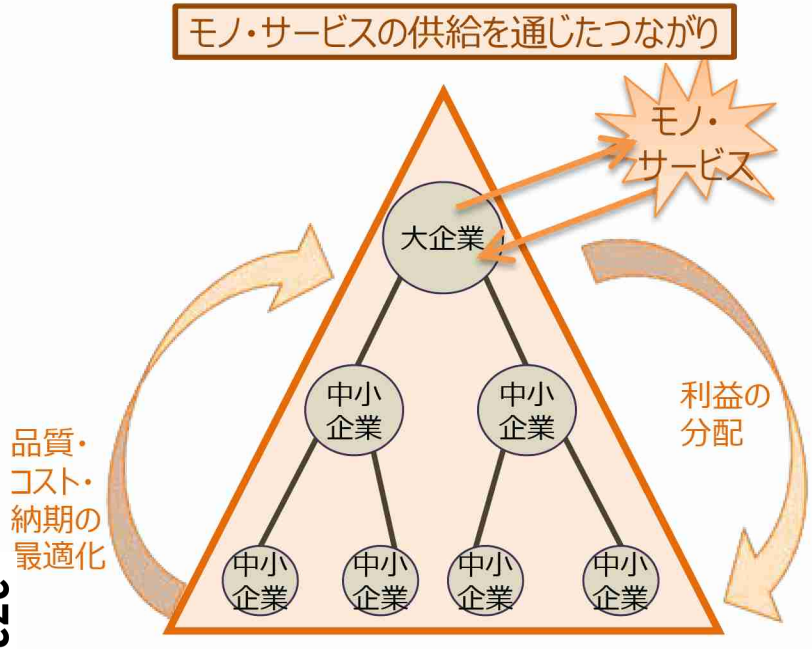
・自動車・自動車部品
・素形材
・機械製造
（建設機械/産業機械/工作機械）
・繊維
・電機、情報通信機器
・情報サービスソフトウェア
・トラック運送
・建設
・建物サービス
・食品製造
・流通（卸・小売）
・飲食サービス

等

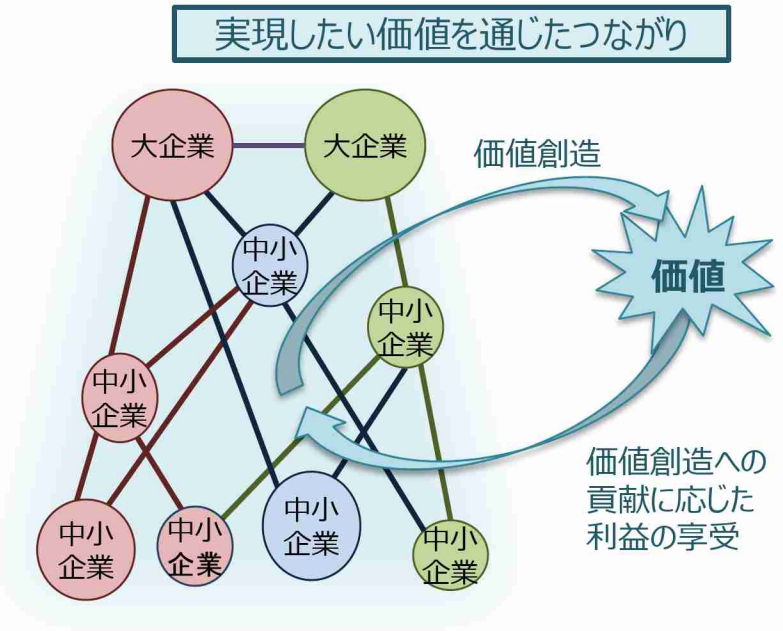
新たな価値創造に向けた可能性

- 「大企業牽引モデル」も「複層化したバリューチェーンモデル」も**それぞれの強み・特徴を活かした新たな価値創造の可能性**がある。
- ①**企業間連携**（オープンイノベーション等）、②**IT実装**（共通EDIの構築、データの相互利用）、③**人材マッチング**　等が新しい価値創造の鍵。

1 大企業牽引モデル



2 複層化したバリューチェーンモデル

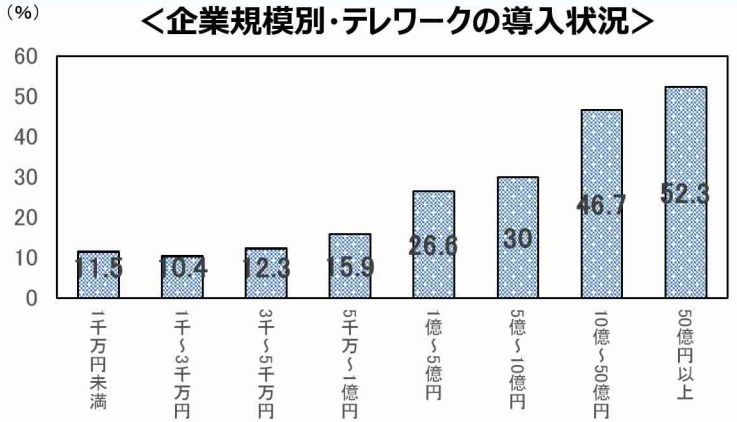


強靱化・高度化に向けた連携の促進

- 中小企業では、大企業と比較して、「テレワーク」、「電子文書での商取引や受発注情報管理（EDI等）」等業務上のデジタル技術実装に遅れ。
- 「テレワークに必要なITシステムが整っていない」、「個別の大企業の取引システムの仕様は、他の仕様との相互の連携を前提としていないため、対応に必要な投資コストが負担となる」等が原因。

⇒ 今回の新型感染症の拡大を契機として、大企業の協力の下、テレワークの導入や、サプライチェーン全体への共通EDIや金融EDIの導入等、高度化への取組を加速し、付加価値向上・生産性向上につなげていく必要。

<企業規模別・テレワークの導入状況>



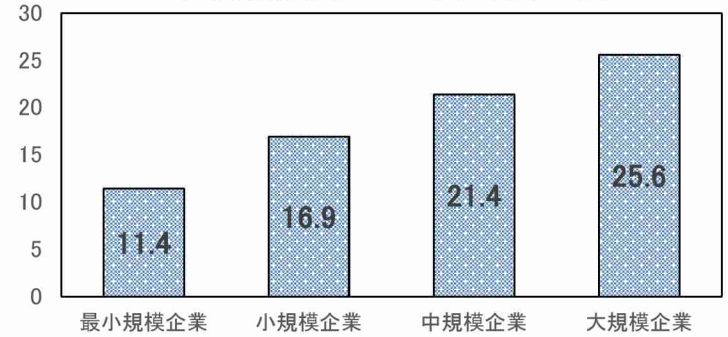
（出典）総務省「平成30年通信利用動向調査」より作成

<在宅勤務・テレワークを導入しない企業の声>

- 在宅勤務・テレワークに必要なＩＴシステムが整っていない。（建築材料卸、資本金 1000 万円超 5000 万円以下）
- 購買部門は、現物の商品を見ながら、仕入先との対面での打ち合わせが必須であり、テレワークは難しい。また、受注面でも、依然として紙ベース（ＦＡＸ）での注文も多く、会社に来なければ確認できない。（建設用・建築用金属製品製造、資本金 5000 万円超３億円以下）
- 主要顧客は病院であり、顧客から会社に頻繁に問い合わせの電話があるため、現実的にテレワークは難しい。（クリーニング業、資本金 1000 万円超 5000 万円以下）
- むろん工場勤務の従業員はテレワークは無理なのに加え、本社勤務の従業員も少人数であることからテレワークは不可能。（繊維機械製造、資本金 1000 万円超 5000 万円以下）

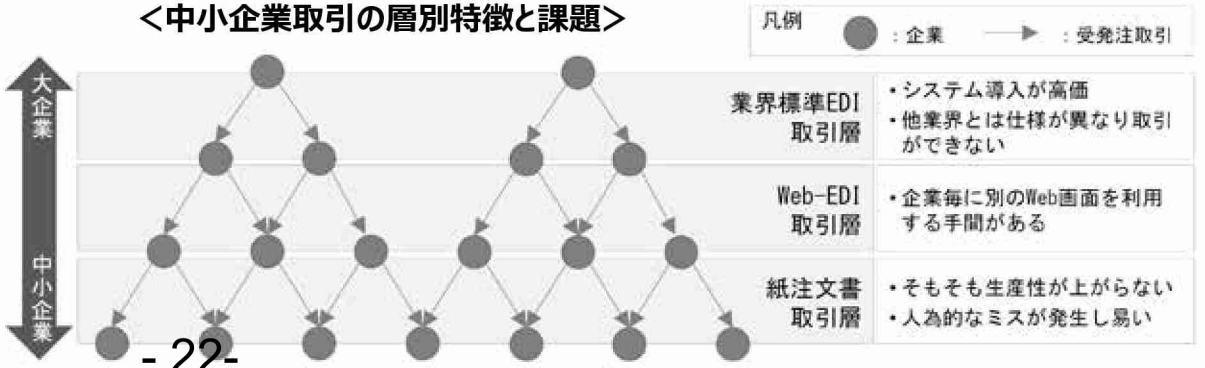
（出典）大阪商工会議所「新型コロナウイルス感染症への企業の対応に関する緊急調査」

<企業規模別・EDIの利活用状況>



（出典）全国中小企業取引振興協会「規模別・業種別の中小企業の経営課題に関する調査」より作成

<中小企業取引の層別特徴と課題>



（出典）NTT データ経営研究所「平成29年度中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業調査報告書」